

協議第7号

協定項目6

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。
- (2) 議会議員の選挙区については、全市域で1選挙区とする。
- (3) 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、協議で定める議会議員の定数は、34人とする。

協議第 8 号

協定項目 7

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

- (1) 新市に 1 つの農業委員会を置く。
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 市 3 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から 2 か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (3) 農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30 人とする。
- (4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。
 - 酒田市の区域は、5 選挙区で定数 19 人とする。
 - 八幡町の区域は、1 選挙区で定数 4 人とする。
 - 松山町の区域は、1 選挙区で定数 3 人とする。
 - 平田町の区域は、1 選挙区で定数 4 人とする。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

所管部会・分科会 農林水産部会 農業委員会分科会

庄内北部地域農業委員会等の現況

		酒田市	八幡町	松山町	平田町	1市3町合計		
人口		101,311人	7,395人	5,676人	7,232人	121,614人		
行政面積		175.84 km ²	204.76 km ²	42.92 km ²	179.22 km ²	602.74 km ²		
世帯数		33,771戸	1,940戸	1,439戸	1,936戸	39,086戸		
農家数[基準農業者数]		3,098戸	642戸	515戸	741戸	4,996戸		
農業就業人口		5,117人	782人	561人	833人	7,293人		
農地面積		8,132ha	1,225ha	988ha	1,301ha	11,646ha		
うち田の面積		7,125ha	1,123ha	892ha	1,231ha	10,371ha		
選挙人名簿登録者数(H16.1.1現在)		6,214人	2,093人	2,059人	1,959人	12,325人		
60日以上農業従事者数		4,864人	659人	384人	627人	6,534人		
選挙による委員の定数基準		30人以下	20人以下	20人以下	20人以下	30人以下		
選挙による委員の条例定数		25人	13人	10人	15人	63人		
委員数	選挙による委員数		25人	13人	6人	15人	59人	
	農委法第12条(選任委員)	1号委員	農協推薦	2人	1人	1人	1人	5人
		2号委員	議会推薦	1人	1人	1人	1人	4人
	合計		31人	17人	9人	18人	75人	
選挙区		5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	8選挙区		
任期		平成16年3月26日から 平成19年3月25日まで	平成14年7月20日から 平成17年7月19日まで	平成16年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成15年7月20日から 平成18年7月19日まで			
報酬額	会長		99,000円(月額)	303,000円(年額)	300,000円(年額)	301,000円(年額)		
	会長職務代理者		50,000円(月額)	253,000円(年額)	248,000円(年額)	260,000円(年額)		
	部会長		48,000円(月額)	-	-	-		
	部会長職務代理者		43,000円(月額)	-	-	-		
	委員		40,000円(月額)	245,000円(年額)	245,000円(年額)	245,000円(年額)		

人口及び世帯数は、平成12年国勢調査による。農家数、農業就業人口、農地面積及び60日以上農業従事者数は、2000年世界農林業センサスによる。委員数は、平成16年6月1日現在の委員数。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

新市の農業委員会の委員の定数及び任期の選択肢

所管部会・分科会 農林水産部会 農業委員会分科会

区 分		選挙による委員の取扱い				選任による委員の取扱い	備 考	
		選任方法	定 数	任 期	根拠法令			
合併市町の区域に1つの農業委員会を置く場合	原則	新たに選挙する (合併の日から50日以内)	政令で定める基準(30人以下)に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第1項 農委法第7条第1項 農委法第15条1項 農委法令第2条の2	新たに選任する	(1)欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する(合併特例法第8条2項)	
	特例	引き続き在任。ただし、合併関係市町による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する	合併関係市町の協議により、80を超えない数(1)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1・2項	新たに選任する		
合併市町の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合	従前の市町に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに新たに選挙する (合併の日から50日以内)	各委員会ごとに、政令で定める基準(30人以下)に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第2項 農委法第7条第1項 農委法第15条1項 農委法令第1条の3 農委法令第2条の2	新たに選任する	(参考) 2つ以上の農業委員会を置く場合の要件 ↓ 区域の面積が24,000haを超える市町村又は区域内の農地面積が7,000haを超える市町村(農委法第3条第2項)
		特例	引き続き在任。ただし、各委員会ごとの合併関係市町による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する	合併関係市町の協議により、80を超えない数(1)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第2項 農委法令第1条の3 合併特例法第8条第3項	新たに選任する	
	従前の市町に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合	特例	従前の市町の委員会は、それぞれ新市の委員会となって存続し、委員もそのまま在任する	従前の定数	従前の各委員会の委員の任期	農委法第34条第1項	従前の選任による委員は、それぞれ新市の委員会の委員となって在任する	

法令名：農委法＝農業委員会等に関する法律 農委法令＝農業委員会等に関する法律施行令 合併特例法＝市町村の合併の特例に関する法律

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

所管部会・分科会 農林水産部会 農業委員会分科会

新設合併による主な行政委員会の取扱い

職名	合併後の対応(正規の委員が選出・選任されるまでの間の対応)
農業委員	原則50日以内に選挙。在任特例制度あり。
教育委員	職務執行者が臨時に選任する委員で暫定教育委員会を設置。
教育長	職務執行者により臨時に選任された教育委員の互選により選任。
選挙管理委員	合併関係市町村の選挙管理委員であった者の互選による委員で暫定選挙管理委員会を設置。
監査委員	職務執行者が選任するのは適当でないため不在。(議会がない場合は、同意もできない。)
固定資産評価審査委員	職務執行者が選任する委員で暫定固定資産評価審査委員会を設置。

【農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにおける留意点】

原則では、農業委員会の設置の日から50日以内に一般選挙を行うことになり、この間は、農業委員は1人もおらず、他の行政委員会のように暫定委員会の設置もできないため、農地法処理関係の事務ができないことになる。

さらに、農業委員会の事務局職員についても、農業委員会が任命することになっており、この期間中は、農業委員会職員も存在せず、農業委員会に属するいかなる事務も公式には行うことができない事務の空白期間ができることになる。

なお、農地法関係事務については、農業委員会の設置義務のある農地面積90ヘクタールを超える市町村の場合は、市町村長が行うことは認められていない。

また、農業委員会が行っている各種証明事務についても、証明内容に関連することが多い農地法等の許可権者でない市町村長が代行することは適切ではない。

[主な証明]

- ・農地の競売の買受適格証明(農地の競売公売に参加する場合に必要。)
- ・耕作証明(他市町村で農地を取得する場合や外国人在留資格申請等の場合に必要。)
- ・引き続き農業経営を行っている証明(納税猶予の適用を受ける場合に必要。)

【主な定期的業務】

1. 農地法に基づく許可申請
2. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の申し出
3. 証明書の発行
4. 現況確認
5. 嘱託登記
6. 農地法4条、5条の届出受理
7. 農業者年金裁定請求、及び各種届出

主な事務処理件数の実績

(単位:件)

	酒田市	八幡町	松山町	平田町	合計
平成14年度事務処理件数	1,178	444	185	593	2,400
農地法関係	537	332	51	428	1,348
農業経営基盤強化促進法関係	497	83	116	149	845
その他証明発行・照会	144	29	18	16	207
平成15年度事務処理件数	984	172	131	168	1,455
農地法関係	539	59	40	57	695
農業経営基盤強化促進法関係	371	100	70	82	623
その他証明発行・照会	74	13	21	29	137

特に申請件数の多い月は、3月、9月、11月となっている。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
調整方針(案)	<p>(1) 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、新市設置の日から2か月以内の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>(4) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区及び定数は次のとおりとする。</p> <p>酒田市の区域は、5選挙区で定数19人とする。</p> <p>八幡町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p> <p>松山町の区域は、1選挙区で定数3人とする。</p> <p>平田町の区域は、1選挙区で定数4人とする。</p>

庄内北部地域農業委員会等の合併後の状況

所管部会・分科会	農林水産部会 農業委員会分科会
----------	-----------------

農業委員会の委員の定数及び任期

項目		在任特例適用期間(合併の日から2ヶ月以内)				在任特例適用期間終了後(翌日から3年間)					
選挙による委員の定数基準		80人を超えない数(特例)				30人以下					
委員数	選挙による委員の数	59人(H16.6.1現在の委員数)				30人(条例定数)					
	内訳	区域	酒田市	八幡町	松山町	平田町	酒田市	八幡町	松山町	平田町	
		定数	25人	13人	6人	15人	19人	4人	3人	4人	
		選挙区	5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	
	農委法第12条(選任委員)	1号委員	農協推薦	2人(各農業協同組合より1人)				2人(各農業協同組合より1人)			
			共済推薦	1人				1人			
			土地改良区推薦	1人				1人			
		2号委員	議会推薦	4人以内				4人以内			
	合計		64人 ~ 67人				35人 ~ 38人				

注1: 委員数の選任委員は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、内容が変更されている。

選挙区(在任特例適用期間終了後)

項目		酒田市	八幡町	松山町	平田町	1市3町全体
選挙区数		5選挙区	1選挙区	1選挙区	1選挙区	8選挙区
農家数[基準農業者数]		3,098戸	642戸	515戸	741戸	4,996戸
農地面積		8,132ha	1,225ha	988ha	1,301ha	11,646ha
定数		19人	4人	3人	4人	30人
1選挙区平均	農家数[基準農業者数]	620戸	642戸	515戸	741戸	625戸
	農地面積	1,626ha	1,225ha	988ha	1,301ha	1,456ha
	定数	3.8人	4人	3人	4人	3.8人

注1: 選挙区を設ける場合は、全ての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。(農業委員会等に関する法律施行令第十条の二第二項)

協議第9号

協定項目8

地方税の取扱いについて（その1）

地方税の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

地方税の取扱いについて（その1）

（1）1市3町で差異のない事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（2）1市3町で差異のある事項については、次のとおりとする。

固定資産縦覧帳簿の縦覧期間については、4月1日から第1期目の納期の間とし、閲覧の手数料については、新市の住民基本台帳の閲覧手数料と同額とする。

市民税申告の受付会場等の体制については、原則として各市町の現行の体制を維持する。

税務証明については、合併時に内容を統一する。なお、証明手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料と同額とする。

国民健康保険税の税率については、合併初年度は1市3町のそれぞれの例により、不均一課税とするが、次年度から統一する。なお、急激な負担増加となる市町がある場合は、調整を行いできるだけ早期に統一する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 8	地方税の取扱いについて(その1)
調整方針(案)	(2) 1市3町で差異のある事項については、次のとおりとする。 固定資産税縦覧帳簿の縦覧期間については、4月1日から第1期目の納期の間とし、閲覧の手数料については、新市の住民基本台帳の閲覧手数料と同額とする。 市民税申告の受付会場等の体制については、原則として各市町の現行の体制を維持する。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
固定資産帳簿閲覧等				
<p>【縦覧期間】 4月1日～30日</p> <p>【閲覧できるもの】 課税台帳 公図(旧図含む) 路線価図 標準宅地図</p> <p>【課税台帳閲覧にかかる補足】 閲覧できる者 ・固定資産税の納税義務者 ・借地人、借家人 ・固定資産の処分をする権利を有する者 ・代理権を有する代理人(委任状を持参した者)</p> <p>閲覧できる範囲 ・固定資産課税台帳 ・同台帳の関係する部分 借地人:当該権利の目的である土地 借家人:当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地</p> <p>[使用料・手数料] 【閲覧手数料】 固定資産課税台帳 1回につき200円 公図 200円(コピーは無料) 路線価図 無料(コピーの提供はしない) 標準宅地図 無料</p>	<p>【縦覧期間】 4月1日～30日</p> <p>【閲覧できるもの】 課税台帳 公図(旧図含む) 標準宅地図</p> <p>【課税台帳閲覧にかかる補足】 閲覧できる者 ・固定資産税の納税義務者 ・借地人、借家人 ・固定資産の処分をする権利を有する者 ・代理権を有する代理人(委任状を持参した者)</p> <p>閲覧できる範囲 ・固定資産課税台帳 ・同台帳の関係する部分 借地人:当該権利の目的である土地 借家人:当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地</p> <p>閲覧手数料 以下のとおりであるが、縦覧期間中は無料</p> <p>[使用料・手数料] 【閲覧手数料】 固定資産課税台帳 1回につき200円 公図 200円(コピーは300円)</p>	<p>【縦覧期間】 4月1日～30日</p> <p>【写しのみ出せるもの】 課税台帳 400円(1枚当たり) 公図(旧図は、不可) 400円(B4、1枚当たり)</p> <p>【閲覧のみできるもの】 路線価図 無料 基準地などに係る評価額の公開資料 無料</p> <p>【課税台帳閲覧等にかかる補足】 閲覧等できる者 ・固定資産税の納税義務者 ・借地人、借家人 ・固定資産の処分をする権利を有する者 ・代理権を有する代理人(委任状を持参した者)</p> <p>閲覧等できる範囲 ・固定資産課税台帳 ・同台帳の関係する部分 借地人:当該権利の目的である土地 借家人:当該権利の目的である家屋</p> <p>[使用料・手数料] 【写しの発行手数料】 固定資産課税台帳 1枚400円 【閲覧手数料】 路線価図 無料(コピーの提供はしない)</p>	<p>【縦覧期間】 4月1日～5月31日</p> <p>【閲覧できるもの】 課税台帳 200円(縦覧期間中は無料) 公図(旧図含む) 200円 標準宅地図 無料</p> <p>【課税台帳閲覧にかかる補足】 閲覧できる者 ・固定資産税の納税義務者 ・借地人、借家人 ・固定資産の処分をする権利を有する者 ・代理権を有する代理人(委任状を持参した者)</p> <p>閲覧できる範囲 ・固定資産課税台帳 ・同台帳の関係する部分 借地人:当該権利の目的である土地 借家人:当該権利の目的である家屋</p> <p>[使用料・手数料] 【閲覧手数料】 固定資産課税台帳 1件につき200円 公図 200円(コピーは5枚まで200円) 標準宅地図 無料(コピーの提供はしない)</p>	<p>固定資産帳簿の閲覧の期間については、4月1日から第1期目の納期の間とし、閲覧の手数料については、住民基本台帳の閲覧手数料と同額とする。</p>
市町民税の申告の方法				
<p>【概要】 ・実施期間 平成16年2月16日～3月15日 ・2月中は農村地区15会場各1日ずつ受付 ・3月中は酒田勤労者福祉センターを会場として受付 ・とびしま総合センターでの受付(3月の3日間、3名派遣)</p>	<p>【概要】 ・実施期間 平成16年2月12日～3月15日 ・2月後半から農村地区6会場各1日ずつ受付 ・上記以外は役場を会場として受付</p>	<p>【概要】 ・実施期間 平成16年2月12日～3月15日 ・4つの公民館で、相談対象地区を定めて申告相談を実施。</p>	<p>【概要】 ・実施期間 平成16年2月16日～3月15日 ・期間の上期は平田町コミュニティセンターに於いて、下期は平田町農村環境改善センターに於いて、受付会場の周辺地区毎に日程表で指定している</p>	<p>市民税申告の受付会場等の体制については、原則として各市町の現行の体制を維持する。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 8	地方税の取扱いについて(その1)
調整方針(案)	(2) 1市3町で差異のある事項については、次のとおりとする。 税務証明については、合併時に内容を統一する。なお、証明手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料と同額とする。 国民健康保険税の税率については、合併初年度は1市3町のそれぞれの例によるものとし、不均一課税とするが、次年度から統一する。なお、急激な負担増加となる市町については、調整を行いできるだけ早期に統一する。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																																																								
税務証明																																																																																																																												
所得に関する証明 1件につき 400円 納税に関する証明 1件につき 400円 資産に関する証明 1件につき 400円 営業に関する証明 1件につき 400円 土地に関する証明 1件につき 400円 建物に関する証明 1件につき 400円 所得、納税、資産に関する証明については、別紙が何枚あっても、認証文が1つであれば1件と数えるほか、土地に関する証明については、物件が何筆あっても認証文が1つであれば1件と数える。 納税に関する証明について、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する納税証明書(継続検査申請書)については、手数料は徴収しない。	所得に関する証明 1件につき 300円 納税に関する証明 1件につき 300円 資産に関する証明 1件につき 300円 営業に関する証明 1件につき 300円 土地に関する証明 1件につき 300円×枚数 建物に関する証明 1件につき 300円×枚数 所得、納税、資産に関する証明については、別紙が何枚あっても、認証文が1つであれば1件と数える。 納税に関する証明について、道路運送車両法第97条の2第2項については、無料。	所得に関する証明 1件につき 400円 納税に関する証明 1件につき 400円 資産に関する証明 1件につき 400円 営業に関する証明 1件につき 400円 土地に関する証明 1件につき 400円 建物に関する証明 1件につき 400円 土地・建物に関する証明については、土地は5筆・建物は3棟まで、土地1筆又は建物1棟を加えるごとに100円を加算した額となる。 納税に関する証明について、道路運送車両法第97条の2第2項については無料	所得に関する証明 1件につき 300円 納税に関する証明 1件につき 300円 資産に関する証明 1件につき 300円 営業に関する証明 1件につき 300円 土地に関する証明 1件につき 300円 建物に関する証明 1件につき 300円 土地については5筆まで、家屋については3棟までを1件と数える。 納税に関する証明について、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する納税証明書(継続検査申請書)については、手数料は徴収しない。	税務証明については、内容を統一し、証明手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料と同額とする。																																																																																																																								
国民健康保険税の税率																																																																																																																												
【賦課方式】 ・四方式 所得割・資産割・均等割・平等割 【税率】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>7.1%</td><td>1.7%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>28.0%</td><td>7.7%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>27,000円</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>24,000円</td><td>4,900円</td></tr> </table> 【賦課限度額】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td></td><td>530,000円</td><td>80,000円</td></tr> </table> 【賦課割合】(平成16年度本算定) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>応能割合</td><td>50.56%</td><td>52.70%</td></tr> <tr><td>応益割合</td><td>49.44%</td><td>47.30%</td></tr> </table>		基礎分	介護分	所得割	7.1%	1.7%	資産割	28.0%	7.7%	均等割	27,000円	7,900円	平等割	24,000円	4,900円		基礎分	介護分		530,000円	80,000円		基礎分	介護分	応能割合	50.56%	52.70%	応益割合	49.44%	47.30%	【賦課方式】 ・四方式 所得割・資産割・均等割・平等割 【税率】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>6.50%</td><td>0.95%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>25.0%</td><td>6.00%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>23,000円</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>23,000円</td><td>4,000円</td></tr> </table> 【賦課限度額】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td></td><td>530,000円</td><td>80,000円</td></tr> </table> 【賦課割合】(平成16年度本算定) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>応能割合</td><td>50.33%</td><td>51.19%</td></tr> <tr><td>応益割合</td><td>49.67%</td><td>48.81%</td></tr> </table>		基礎分	介護分	所得割	6.50%	0.95%	資産割	25.0%	6.00%	均等割	23,000円	6,500円	平等割	23,000円	4,000円		基礎分	介護分		530,000円	80,000円		基礎分	介護分	応能割合	50.33%	51.19%	応益割合	49.67%	48.81%	【賦課方式】 ・四方式 所得割・資産割・均等割・平等割 【税率】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>7.15%</td><td>1.25%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>31.25%</td><td>6.40%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>24,500円</td><td>7,800円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>23,500円</td><td>4,500円</td></tr> </table> 【賦課限度額】(平成16年4月1日適用) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td></td><td>530,000円</td><td>80,000円</td></tr> </table> 【賦課割合】(平成16年度本算定) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>応能割合</td><td>49.94%</td><td>49.04%</td></tr> <tr><td>応益割合</td><td>50.06%</td><td>50.96%</td></tr> </table>		基礎分	介護分	所得割	7.15%	1.25%	資産割	31.25%	6.40%	均等割	24,500円	7,800円	平等割	23,500円	4,500円		基礎分	介護分		530,000円	80,000円		基礎分	介護分	応能割合	49.94%	49.04%	応益割合	50.06%	50.96%	【賦課方式】 ・四方式 所得割・資産割・均等割・平等割 【税率】(平成16年4月1日現在) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>6.80%</td><td>1.15%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>30.00%</td><td>6.60%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>24,000円</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>23,000円</td><td>4,500円</td></tr> </table> 【賦課限度額】(平成16年4月1日現在) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td></td><td>530,000円</td><td>80,000円</td></tr> </table> 【賦課割合】(平成16年度本算定) <table border="1"> <tr><td></td><td>基礎分</td><td>介護分</td></tr> <tr><td>応能割合</td><td>49.20%</td><td>50.64%</td></tr> <tr><td>応益割合</td><td>50.80%</td><td>49.36%</td></tr> </table>		基礎分	介護分	所得割	6.80%	1.15%	資産割	30.00%	6.60%	均等割	24,000円	7,700円	平等割	23,000円	4,500円		基礎分	介護分		530,000円	80,000円		基礎分	介護分	応能割合	49.20%	50.64%	応益割合	50.80%	49.36%	国民健康保険税の税率については、合併初年度は1市3町のそれぞれの例によるものとし、不均一課税とするが、次年度から統一する。なお、急激な負担増加となる市町については、調整を行い統一する。
	基礎分	介護分																																																																																																																										
所得割	7.1%	1.7%																																																																																																																										
資産割	28.0%	7.7%																																																																																																																										
均等割	27,000円	7,900円																																																																																																																										
平等割	24,000円	4,900円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
	530,000円	80,000円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
応能割合	50.56%	52.70%																																																																																																																										
応益割合	49.44%	47.30%																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
所得割	6.50%	0.95%																																																																																																																										
資産割	25.0%	6.00%																																																																																																																										
均等割	23,000円	6,500円																																																																																																																										
平等割	23,000円	4,000円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
	530,000円	80,000円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
応能割合	50.33%	51.19%																																																																																																																										
応益割合	49.67%	48.81%																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
所得割	7.15%	1.25%																																																																																																																										
資産割	31.25%	6.40%																																																																																																																										
均等割	24,500円	7,800円																																																																																																																										
平等割	23,500円	4,500円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
	530,000円	80,000円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
応能割合	49.94%	49.04%																																																																																																																										
応益割合	50.06%	50.96%																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
所得割	6.80%	1.15%																																																																																																																										
資産割	30.00%	6.60%																																																																																																																										
均等割	24,000円	7,700円																																																																																																																										
平等割	23,000円	4,500円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
	530,000円	80,000円																																																																																																																										
	基礎分	介護分																																																																																																																										
応能割合	49.20%	50.64%																																																																																																																										
応益割合	50.80%	49.36%																																																																																																																										

協議第 10 号

協定項目 10

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

一般職の職員の身分の取扱いについて

1 市 3 町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努める。

勤務条件等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市における職務と責任に応じて調整し、速やかに統一する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目10	一般職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 (1)職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努める。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

酒田市			八幡町			松山町			平田町			調整方針
職員数の状況												職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、適正化に努める。
種別	条例定数	職員数 (H16.4.1)	種別	条例定数	職員数 (H16.4.1)	種別	条例定数	職員数 (H16.4.1)	種別	条例定数	職員数 (H16.4.1)	
市長部局	662	530	一般会計	84	77	町長部局	76	72	町長部局	84	80	
(内、派遣法による派遣5 = 公益文科大学3、市美術館2)			特別会計	10	7	企業	3	2	診療所	3	3	
その他の派遣 = 土地開発公社2			企業特別会計	50	44	議会	3(1兼務)	3(1兼務)	水道	3	2	
病院	378	341	計	144	128	選管	4(兼務)	4(兼務)	議会	2	2	
水道局	92	65	議会事務局	2	2	監査	2(兼務)	2(兼務)	教育委員会	24	19	
議会	10	9	教育委員会	25	22	教育委員会	16	16	選管	兼務	兼務	
教育委員会	259	188	選管	兼務	兼務	農業委員会	3(1兼務)	3(1兼務)	監査	兼務	兼務	
		(内、高等学校45)	監査	1	1				農業委員会	2	2	
選管	4	4	農業委員会	2	2				固定資産評価			
監査	4	4							審査委員会	兼務	兼務	
農業委員会	12	7										
計	1,421	1,148	計	174	155	計	98	92	計	118	108	
1,148のうち	一般・企業職	580	155のうち	一般・企業職	92	92のうち	一般・企業職	65	108のうち	一般・企業職	78	
	保健師	19		保健師	3		保健師	2		保健師	3	
	保育士	56		保育士	13		保育士	13		保育士	15	
	技能労務	126		技能労務	8		技能労務	12		技能労務	8	
	医療職	321		医療職	39					医療職	3	
	教育職	46								教育職	1	

平成16年4月1日現在(第7次定員モデルで比較)

	酒田市	八幡町	松山町	平田町
一般行政職員数	484	82	70	81
定員モデル	505	92	69	80
差	-21	-10	1	1

- 1 「定員モデル」は、住民基本台帳人口・世帯数・面積・事業所数・農業就業人口・道路延長など地方公共団体の行政需要に密接に関連する指標と職員数の相関関係を多重回帰分析により総務省で算出した理想の職員数。
- 2 対象職員数は、一般行政部門が対象で、特別行政部門及び公営企業部門を含まない。
- 3 表中の「一般行政職員数」は、職員数の合計から教育、消防、病院、水道など特別行政部門の職員を除いた人数。したがって、「職員数の状況」の中の「一般・企業職」の人数とは異なる。

今後の1市3町職員の退職予定

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
一般会計等	10人	11人	26人	32人	31人	33人	42人	22人	42人	34人	283人
企業会計	0人	4人	2人	4人	2人	6人	9人	19人	13人	13人	72人
合計	10人	15人	28人	36人	33人	39人	51人	41人	55人	47人	355人

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目10	一般職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 (2)勤務条件等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市における職務と責任に応じて調整し、速やかに統一する。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
行政職給料表の級別職務等				
行政職給料表級別職務分類表 1級 1 定型的な業務を行う職務 2級 1 知識又は経験を必要とする業務を行う職務 3級 1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 4級 1 係長、調整主任、園長、機関長及び甲板長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主任の職務 3 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 5級 1 主査の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する係長及びこれと同等の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主任の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 6級 1 各事務部局の課長補佐、荘長補佐、事務局長補佐、事務局次長、事務局次長補佐及び副館長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主査の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する係長及びこれと同等の職務 4 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主任の職務 5 特に高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う職務 7級 1 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する課長補佐及びこれと同等の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主査の職務 3 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する係長及びこれと同等の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う主任の職務 8級 1 課長の職務 2 市長事務部局の松林荘長の職務 3 議会事務局の次長の職務 4 選挙管理委員会事務局の事務局長の職務 5 監査事務局の事務局長の職務 6 農業委員会事務局の事務局長の職務 7 教育委員会事務局の図書館長の職務 8 中央高校事務長の職務 9 各事務部局の主幹の職務 9級 1 部長の職務 2 議会事務局の事務局長の職務 3 教育委員会事務局の教育部長の職務 4 各事務部局の調整監及び技監の職務	行政職給料表級別職務分類表 1級 主事補等の職務 2級 主事等の職務 3級 特に高度の知識又は経験を必要とする主事等の職務 4級 係長の職務 5級 特に高度の知識又は経験を必要とする係長等の職務 6級 課長補佐の職務 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する係長等の職務 7級 課長等の職務 特に高度な知識経験を必要とするか課長補佐の職務 8級 特に高度な知識経験を必要とする課長等の職務	行政職給料表級別職務分類表 1級 1 主事補の職務 2 保育士の職務 3 看護師の職務 4 保健師の職務 2級 1 主事の職務 2 保育士の職務 3 看護師の職務 4 保健師の職務 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事、保育士、看護師及び保健師 4級 1 係長の職務 2 園長の職務 3 看護師長の職務 4 保健師長の職務 5 社会教育主事の職務 6 主任の職務 5級 高度の知識又は経験を必要とする次の各号に掲げる職務 (1) 係長の職務 (2) 園長の職務 (3) 看護師長の職務 (4) 保健師長の職務 (5) 社会教育主事の職務 (6) 主任の職務 6級 1 主査の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が主査と同程度の職務 7級 1 課長の職務 2 議会及び行政委員会の事務局長の職務 8級 1 総務企画課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が総務企画課長と同程度の職務	行政職給料表級別職務分類表 1級 1 主事補の職務 2 職務の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの 2級 1 主事の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事等の職務で町長が別に定めるもの 4級 1 係長及び主任の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの 5級 1 高度の知識又は経験を必要とする係長及び主任の職務で町長が別に定めるもの 6級 1 主査の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの 7級 1 課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの 8級 1 総務課長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の程度が前号と同程度として町長が別に定めるもの	勤務条件等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市における職務と責任に応じて調整し、速やかに統一する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目10	一般職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	1市3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 (2)勤務条件等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市における職務と責任に応じて調整し、速やかに統一する。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
勤務条件等				
<p>【勤務時間・休憩時間】 勤務時間 8:30～17:15</p> <p>【勤務時間の特例職場】 図書館 勤務日の調整、時差出勤 保育園 同上 知的障害児通園施設 同上 定期航路事業所 勤務日の調整 小中学校高校 勤務時間帯の調整 水道 勤務日の調整、2交代 病院 勤務日の調整、3交代</p> <p>【休暇】 特別休暇 夏期休暇 3日 冬期休暇 なし その他の休暇 酒田祭が平日の場合1日</p> <p>【サービスの宣誓】 新たに職員となった者は、宣誓書に署名する</p> <p>【職務に専念する義務の特例】 研修を受けるとき 厚生事業に参加するとき その他任命権者が認めた場合</p> <p>【サービス】 病休明けの場合 治癒届、診断書提出 (病休7日以内は治癒届、30日以内の場合は診断書省略) 営利企業従事制限 消防団、業界等の講師等 謝礼があるもの、継続的なもの(自営業等は個別判断) 事故報告 公私問わず、交通事故、もらい事故も含め報告義務 私事旅行届 5日以上住所を離れる場合は、事前届が必要</p>	<p>【勤務時間・休憩時間】 勤務時間 8:30～17:15</p> <p>【勤務時間の特例職場】 病院 断続的な勤務</p> <p>【休暇】 特別休暇 夏期休暇 3日 冬期休暇 なし その他の休暇 結婚休暇 連続して5日 看護休暇 小学校就学前の子の看護5日 他、条例による</p> <p>【サービスの宣誓】 新たに職員となった者は、宣誓書に署名する</p> <p>【職務に専念する義務の特例】 研修を受けるとき 厚生事業に参加するとき その他任命権者が認めた場合</p> <p>【サービス】 病休明けの場合 治癒届、診断書提出 (病休7日以内は治癒届、30日以内の場合は診断書省略) 営利企業従事制限 自営業等は個別判断) 事故報告 公私問わず、交通事故、もらい事故も含め報告義務 私事旅行届 7日以上住所を離れる場合は、事前届が必要</p>	<p>【勤務時間・休憩時間】 勤務時間 8:30～17:15</p> <p>【勤務時間の特例職場】 保育園 勤務日の調整、時差出勤</p> <p>【休暇】 特別休暇 夏期休暇 3日 冬期休暇 なし 結婚休暇 連続する7日 看護休暇 小学校就学前の子の看護5日 他、条例による</p> <p>【サービスの宣誓】 新たに職員となった者は、宣誓書に署名する</p> <p>【職務に専念する義務の特例】 研修を受けるとき 厚生事業に参加するとき その他任命権者が認めた場合</p> <p>【サービス】 営利企業従事 継続的なもの 事故報告 公私問わず、交通事故報告</p>	<p>【勤務時間・休憩時間】 勤務時間 8:30～17:15</p> <p>【勤務時間の特例職場】 保育園 勤務日の調整、時差出勤</p> <p>【休暇】 特別休暇 夏期休暇 3日 冬期休暇 なし 結婚休暇 連続する7日 看護休暇 小学校就学前の子の看護5日 他、条例による</p> <p>【サービスの宣誓】 新たに職員となった者は、宣誓書に署名する</p> <p>【職務に専念する義務の特例】 研修を受けるとき 厚生事業に参加するとき その他任命権者が認めた場合</p> <p>【サービス】 病休明けの場合 治癒届、診断書提出 (病休7日以内は治癒届、30日以内の場合は診断書省略) 営利企業従事制限 消防団、業界等の講師等 謝礼があるもの、継続的なもの(自営業等は個別判断) 事故報告 公私問わず、交通事故、もらい事故も含め報告義務 私事旅行届 5日以上住所を離れる場合は、事前届が必要</p>	<p>勤務条件等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市における職務と責任に応じて調整し、速やかに統一する。</p>

協議第 1 1 号

協定項目 1 1

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北 庄 内 合 併 協 議 会
会 長 阿 部 寿 一

記

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員（他の協定項目に規定されているものを除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。

固定資産評価審査委員会の委員は、3人とする。

条例等で定める各種審議会委員などの特別職の職員については、1市3町すべてに設置され、新市において引き続き設置する必要のあるものは、統一する。1市3町すべてに設置されているもの以外のものは、必要性に応じて合併までに調整する。

市長、助役、収入役及び議会の議員の報酬の額については、酒田市の現行の金額を基礎として調整する。

及び他の協定項目以外の特別職の職員の報酬の額については、酒田市の例を基本として調整する。

監査委員の定数は、2人とする。また、識見を有する監査委員は常勤とする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 1 1	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。 固定資産評価審査委員会の委員は、3人とする。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
固定資産評価審査委員会委員				
<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 学識経験者 1名(市職員OB) 建築関係者 1名(建築士会会員) 農地関係者 1名(農業関係者)</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 毎年2回定期的に委員会を開催(縦覧の結果報告及び固定資産に関する研修会)するほか、審査申出があれば随時、委員会を開催している。また、年1回財団法人資産評価システム研究センター主催の研修会に参加している。</p> <p>【過去30年間の審査実績】 平成12年度 1件 昭和60年度 1件 昭和5</p>	<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 学識経験者 1名 農地関係者 2名</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 毎年1回委員会を開催(縦覧の結果報告及び固定資産に関する研修会)するほか、審査申出があれば随時、委員会を開催している。また、年1回飽海四町固定資産評価審査委員研修会に参加している。</p> <p>【過去30年間の審査実績】 なし</p>	<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 学識経験者 3名</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 年1回委員会を開催(固定資産に関する研修会)</p> <p>【過去30年間の審査実績】 無</p>	<p>【委員定数】 3人</p> <p>【委員の選任範囲】 無し</p> <p>【任期】 3年(前任者の任期満了後3年間)</p> <p>【活動の状況】 毎年2回定期的に委員会を開催(縦覧の結果報告及び固定資産に関する研修会)するほか、審査申出があれば随時、委員会を開催する。また、年1回飽海4町の研修会に参加している。</p> <p>【過去30年間の審査実績】 なし</p>	<p>固定資産審査評価委員会委員は、3人とする。</p>
<p>【根拠法令】 地方税法(昭和25年法律第226号) (固定資産評価審査委員会の設置、選任等) 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 〔第4項及第5項は省略〕 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔第7項は省略〕 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したのもをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したのもをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p>				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 1 1	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。 固定資産評価審査委員会の委員は、3人とする。

所管部会・分科会	総務部会 人事分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) (委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等) 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。 (1) 教育委員会 (2) 選挙管理委員会 (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 (4) 監査委員 [第2項は省略] 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。 (1) 農業委員会 (2) 固定資産評価審査委員会</p>				<p>特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従う。</p>
<p>選挙管理委員会委員</p> <p>【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) (選挙管理委員会の設置及び組織) 第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。 (委員及び補充員の選挙) 第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者の中から委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。 [第3項以下は省略] (任期) 第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。 [第2項以下は省略]</p>				
<p>教育委員会委員</p> <p>【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) (設置) 第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。 (組織) 第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものするものの教育委員会にあつては六人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第三項及び第七条第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあつては三人の委員をもつて組織することができる。 (任命) 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 [第2項以下は省略] (任期) 第5条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p>				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 1 1	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針(案)	監査委員の定数は、2人とする。また、識見を有する監査委員は常勤とする。

所管部会	議 会 部 会
------	---------

区分	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町	調 整 方 針(案)
【監査委員の現状】	<p>条例定数 2人</p> <p>常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>【監査委員の現状】</p> <p>条例定数 2人</p> <p>非常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>【監査委員の現状】</p> <p>条例定数 2人</p> <p>非常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>【監査委員の現状】</p> <p>条例定数 2人</p> <p>非常勤の委員 1人</p> <p>議会選出の委員 1人</p>	<p>地方自治法(以下「法」という。)第195条第2項の規定に基づく監査委員の定数は、2人とする。</p> <p>法第196条第4項に基づく識見を有する監査委員は、常勤とする。</p> <p>なお、合併にあたり監査の一層の充実を図るため、新市において、監査委員体制について外部監査制度も含め、さらに研究、検討を行っていくものとする。</p>

監査委員の定数等

【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第7章 執行機関 第3節 委員会及び委員
(設置及び定数)
第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。
2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。
〔政令で定める市：人口25万人以上の市〕
(監査委員の選任及び兼職禁止)
第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。
4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。
〔第2項及び第3項、第5項は省略。〕

【参考資料】
〔外部監査契約について〕
(1) 外部監査契約は、地方公共団体が独立の第三者である外部監査人の監査を受け、その結果報告を受ける「包括外部監査契約」と「個別外部監査契約」がある。(自治法第252条の27)
(2) 包括外部監査契約とは、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨(最小の経費で最大の効果を上げること、組織・運営の合理化に努めること等)を達成するため、外部監査契約を締結できる者として法の定める者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約である。対象団体は都道府県、政令で定める市(指定都市・中核市)、契約に基づく監査を受けることを条例で定めた市町村をいう。(自治法第252条の36)
(3) 個別外部監査契約とは、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることを条例で定める地方公共団体が、これらの監査の請求または要求があった場合に、前記の法の定める者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約である。契約監査事務は、直接請求としての事務監査請求、議会からの監査請求、長からの監査要求、長からの財政援助団体等の監査要求、住民監査請求、となっている。
(4) 外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、国の会計検査従事経験者、地方の監査・財務従事経験者で、監査実務に精通している者が該当する。(同法第252条の28)

協議第 1 2 号

協定項目 1 2

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北 庄 内 合 併 協 議 会
会 長 阿 部 寿 一

記

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の制定に当たっては、各協議項目の調整方針に基づき例規形式等の統一を図り、次の区分により整備するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

合併後、暫定的に施行するもの

合併後、逐次制定し、施行するもの

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目12	条例、規則等の取扱いについて
調整方針(案)	条例、規則等の制定に当たっては、各協議項目の調整方針に基づき例規形式等の統一を図り、次の区分により整備するものとする。 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの 合併後、暫定的に施行するもの 合併後、逐次制定し、施行するもの

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町
<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度から例規のデータベース化は完了 追録加除は年4回(定例会前)実施 L A Nでほとんどの職員が接続でき、検索可能 法令についても同様 条例210 規則219 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会終了後、次のデータ更新まで3ヶ月ほどかかり、紙ベースのときとほとんど変わらずスピードアップされていない。 紙ベースに比べ600万円ほど費用は削減された。 とりまとめをフロッピーで送付する際、一部事務組合の改正例規の取り込みを忘れないようにしなければならない。 	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度からデータベース化と従来どおりの追録加除方式を併用予定 年1回の追録加除で実施(3月議会終了後) 条例163 規則121 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの追録(例規集)からデータベース化への変更に伴う利用者の理解 	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度に例規のデータベース化は完了 追録加除は年1回(7月頃) L A Nでほとんどの職員が接続でき、検索可能 法令についても同様 条例170 規則145 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加加除が年1回のため、各定例会終了後に行う必要がある。 現在のところ、ペーパーとの二本立てであり、いずれペーパーを無くする方向にある。 	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度に例規のデータベース化は完了 追録加除は年2回(9月と3月) L A Nでほとんどの職員が接続でき、検索可能 条例169 規則126 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のところ、ペーパーとの二本立てである。

【新設合併における条例、規則等について】

1. 新設合併により市町村合併が行われた場合は、合併関係市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなる。そのため、新市において必要な条例、規則等は、新たに整備する必要がある。

2. 新市における条例、規則等の施行の方法による区分

新市における条例、規則等は、各協議結果を踏まえて、次の区分により整備することとなる。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

(法定により必ず制定が必要なもの、新市の組織及びその運営又は職員等の勤務条件に関するもの、市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すためのもの等空白期間の許されないもの)

例：市役所の位置を定める条例、市の休日を守る条例、市議会定例会の回数に関する条例、税条例、職員定数条例、一般職の給与条例、公民館設置条例、下水道条例など

合併後、暫定的に施行するもの

(同様の事業名だが市町の制度に差異があり、合併の日において統合が困難なため、統合案を決定し議会に提案する予定のもの、新たに適用されているものはないが、既に適用されていたものを整理する間施行するもの

など、新市の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き当該地域に施行させるもの)

例：各種の政策的な助成に関する条例、規則

合併後、逐次制定し、施行するもの

ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの

例：議会事務局設置条例、市議会委員会条例など長に議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等

イ 新市長の政策判断に係るものなど、新市発足時には制定、施行する必要はなく、合併後、逐次制定し、施行するもの

例：振興審議会条例、政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例など

協議第 1 3 号

協定項目 1 4

一部事務組合等の取扱いについて（その 1）

一部事務組合等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

一部事務組合等の取扱いについて（その 1）

[一部事務組合等]

- (1) 1 市 3 町が加入する一部事務組合等（酒田地区クリーン組合、酒田地区消防組合、庄内広域行政組合、庄内視聴覚教育協議会、山形県消防補償等組合、山形県自治会館管理組合）については、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。
- (2) 3 町が加入する山形縣市町村交通災害共済組合については、当該組合から脱退し、新市において交通災害共済事業を実施する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その1)
調整方針(案)	<p>[一部事務組合等]</p> <p>(1) 1市3町が加入する一部事務組合等(酒田地区クリーン組合、酒田地区消防組合、庄内広域行政組合、庄内視聴覚教育協議会、山形県消防補償等組合、山形県自治会館管理組合)については、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。</p> <p>(2) 3町が加入する山形県市町村交通災害共済組合については、当該組合から脱退し、新市において交通災害共済事業を実施する。</p>

所管部会	総務部会・企画財政部会・市民生活部会・教育部会
------	-------------------------

一部事務組合等の現状 平成16年4月現在

組合等名	酒田地区クリーン組合	酒田地区消防組合	庄内広域行政組合	庄内視聴覚教育協議会	山形県消防補償等組合	山形県自治会館管理組合	山形県市町村交通災害共済組合
設立(設置)年月日	昭和37年11月12日	昭和48年4月1日	昭和47年5月10日	昭和47年11月1日	昭和27年1月23日	昭和35年4月1日	昭和44年3月29日
構成市町村等	1市3町、遊佐町、立川町、余目町	1市3町、遊佐町、立川町、余目町	庄内14市町村	庄内14市町村	県内全市町村	県内全市町村	長井市、南陽市ほか26町村
組合長等	管理者 酒田市長	管理者 酒田市長	理事長 鶴岡市長	会長 鶴岡市長	組合長 遊佐町長	管理者 松山町長	組合長 松山町長
事務所	酒田市広栄町三丁目133	酒田市千石町一丁目12-1	庄内町村会内	山形県庄内教育事務所内	山形県町村会内	山形県町村会内	山形県町村会内
職員数	組合職員 7名 市町派遣職員 6名	組合職員 98名 市町派遣職員 119名	組合職員 - 市町派遣職員 8名	臨時職員 1名	組合職員 1名	組合職員 1名	組合職員 -
共同処理する事務、目的等	し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、管理運営 し尿中継業務	消防及び救急業務	庄内広域行政圏計画及び庄内地方拠点都市地域基本計画の策定並びに事業の実施 卸売市場法に基づく青果物地方卸売市場の設置、管理運営 食肉流通施設の設置、管理運営 市町村職員の共同研修の実施	視聴覚フィルム及び機器の購入管理事務 視聴覚教育の普及及び研究指導	非常勤消防団員等の公務災害補償事務 消防団員退職報償支給事務	山形県自治会館の維持管理	交通災害共済事業
議会	議員定数 16名	議員定数 16名	議員定数 24名	-	議員定数 15名	議員定数 10名	議員定数 8名
主な財産	ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター、最終処分場の土地と建物 車両 13台	本署及び9分署の土地と建物、車両 52台	-	-	基金	建物	基金
課題等	旧ごみ焼却炉の解体	-	-	・視聴覚フィルムの運搬方法 ・制度のPR	-	-	-
備考			会費負担割合 均等割 20% 人口割 80%	会費負担割合 平等割 20% 基準財政需要額割 40% 人口割 40%			

協議第 1 4 号

協定項目 1 9

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北 庄 内 合 併 協 議 会
会 長 阿 部 寿 一

記

慣行の取扱いについて

- (1) 市章及び憲章については、合併までに調整し、新市で制定する。
- (2) 市の木・花等、宣言及び表彰制度については、合併後、新市において制定する。ただし、各市町の名誉市(町)民及び特別名誉市民は、新市に引き継ぐ。
- (3) 姉妹都市及び友好都市の協定(盟約)を結んでいる都市との国際交流・国内交流については、新市に引き継ぐ。
- (4) 国際交流活動については、支援を継続する。
- (5) ふるさと会については、支援を継続し、新市で連合組織を検討する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 市章及び憲章については、合併時まで調整し、新市で制定する。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>市章・町章</p> <p>【制定】 昭和38年6月1日制定</p> <p>【内容】 さかたの「さ」の図案化で力強い波頭で酒田港を表現し、上部の翼状で酒田市の発展と円形で融和団結を表徴</p> 	<p>【制定】 昭和39年11月制定</p> <p>【内容】 八幡町の八を図案化したもので、町民の結び合わされた心が大きな力になり、明るい将来を築いていくものであり、緑の地に白で表す、緑は平和、白は清らかな心を表したものの。</p> 	<p>【制定】 昭和37年制定</p> <p>【内容】 松の葉を主材とし、山の文字と組合せ、円満にして常に前進する姿を強調したものの。</p> 	<p>【制定】 昭和35年12月22日制定</p> <p>【内容】 山の資源、平地の資源、調和ある発展と安定性を表した。</p> 	<p>合併時まで調整し、新市で制定することとする。</p>
<p>市・町民憲章</p> <p>市民の誓い(昭和58年11月30日制定)</p> <p>わたくしたちは、最上川と日本海の出会であうまち、酒田の市民です。誇りと責任をもち、5つの誓いをいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然と風土を愛あいし、美しいまちをつくりまします。 1 教養と文化を高め、心豊かなまちをつくりまします。 1 働く喜びと奉仕の心で、あたたかいまちをつくりまします。 1 心と体をきたえ、明るくたくましいまちをつくりまします。 1 みんなで考え力を合わせ、希望のあるまちをつくりまします。 	<p>町民憲章(昭和39年11月16日制定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心をあわせ、美しい町をつくりまします 1 きまりを守り、明るい町をつくりまします 1 よく働き、豊かな町をつくりまします 1 教養を高め、文化の町をつくりまします 1 愛情をもち、あたたかい町をつくりまします 	<p>町民憲章(平成7年11月12日制定)</p> <p>松山町は、緑豊かな大地と先人たちが残したすぐれた文化に恵まれた町です。 わたくしたちは、ここに住む誇りと責任を持ち、未来に向けて躍進する郷土を築くため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たがいに助け合い、思いやりの心とふれあいを大切にします。 ・きれいな環境をつくり、明るく健康な暮らしをめざします。 ・伝統を尊び、ともに学んで新しい文化を築きます。 ・働くことに喜びをもち、豊かで活気のある毎日を過ごします。 ・自然を愛し、地球を大切にする美しい心を育てます。 	<p>平田町町民憲章(昭和55年3月12日制定)</p> <p>平田町は、緑の山々と美しい田園にめぐまれ、人間味の深い町です。 わたくしたちは、わたくしたちの手でこの自然をまもり、住みよい町にするため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心身をきたえ、活力のある町をつくりまします。 1 礼儀を重んじ、心のつながりを深めます。 1 教養を高め、文化の町をつくりまします。 1 仕事にはげみ、豊かな町をつくりまします。 1 余暇を生かし、明るい町をつくりまします。 	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(2)市の木・花等、宣言及び表彰制度については、合併後、新市において制定する。ただし、各市町の名誉市(町)民及び特別名誉市民は、新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	建設部会 都市整備分科会
----------	--------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市・町の木・花等				
<p>【目的】 酒田市緑化推進条例第7条に基づいて自然環境の保護と緑化推進を図り健康で住みよい明るい緑豊かなまちづくりの思想を広く普及するための一つのシンボルとするため。</p> <p>【選定】 市の広報による公募を行い、市の木・市の花選考委員会(酒田市緑化推進委員の中の5名で構成)の選考を経て、酒田市緑化推進委員会において、酒田市に最もふさわしいものとして決定した。(昭和50年7月21日制定)</p> <p>【内容】 市の木...タブノキ (選定理由) タブノキは常緑広葉樹の代表で、日本の暖地、主として海岸地方に分布しているが、暖帯林として自然のまま残っているのは飛鳥が最北である。つまり、酒田市がタブノキ林の育つ暖かさの限界ということであり、こうした特異性等を考慮しながら、はからずも市役所構内で一番の大木であるこの木が市の木として選定された。</p> <p>市の花...トビシマカンゾウ (選定理由)トビシマカンゾウは、鳥海山に咲くニッコウキスゲの一変種とされている。飛鳥の草原に多く見られる花で、鳥では花を食用にしたり、葉等でムシロやゾウリをつくってきた経緯もある。酒貴市においては独特のものであり、しかも清楚で美しい花が咲き、害虫にも強く、丈夫でよく育つこの植物が最もふさわしいものとして、市の花に選定された。</p>	<p>【目的】 緑多い八幡町の自然の中に町の木「桐」、町の花「やまゆり」に深い愛着を持続し、保護し、育成に努めて、我が町を明るくあらしめる。</p> <p>【選定】 町民に公募し、昭和55年3月13日決定</p> <p>【内容】 町の木...桐 (選定理由) 桐の木は生長が早いうえに、幹はまっすぐで高く、伐採すれば二代・三代と良質の若木を出して成長する縁起の良い銘木である。しかも、紫の気品ある花は、豊かな自然に恵まれた本町に調和した木である。</p> <p>町の花...やまゆり (選定理由) 学名「黄金のユリ」とも称するやまゆりは、東日本系を代表するユリで花が大きく夏の日に照り映える様はまさに黄金のように美しい。子孫を絶やさぬようその繁殖力の旺盛なことからやまゆりを町の花とし、町の限らない発展と隆盛を希う。</p>	<p>【目的】 健康で明るく住みよいまちづくりの思想普及のシンボルとするため</p> <p>【選定】 昭和50年に町民公募により決定</p> <p>【内容】 町の木...あかまつ あかまつは、町内の山野に広く自生し、常緑で風雪に耐え、その容姿が端正で気品高くおくゆかしい。古くから松山町の「まつ」として親しまれ町草ともなっている。</p> <p>町の花...つつじ つつじは、町内の山野に自生し、庭園などをにぎやし盆栽としても多くの人々に親しまれ極めて大衆的である。 また、雪の重さにも耐え常緑で、しかもみごとな花を咲かせ、白つつじ(琉球種など)は丈夫で適応性に富んでいる。</p>	<p>【目的】 平田町をより良い町にするため、住みよく明るい緑豊かなまちづくりの思想を広く普及するための一つのシンボルとするため</p> <p>【選定】 平田町誕生25周年記念事業の一つとして、町民憲章の制定、町木・町花の選定を行った。町木・町花の選定にあたってはアンケート調査等を実施、町内各種団体の代表者等からなる制定委員会にて選定の理由などを検討のうえ、決定した。(昭和55年3月12日制定)</p> <p>【内容】 町の木...杉 直木(スギ)またはすくすくのびる木の意からスギと呼ばれる。良質の杉材の産地として、町民の精神的な支え、産業振興及び町発展に欠かせない貴重な木である。</p> <p>町の花...ミスミソウ(雪割草) 地味な野草であるが本町の沢には多く見られる。雑木のなかで他の木々が眠りからさめやらぬうちに、春の日差しを一杯受けて生育する姿は本町のひとつの歩む道を示唆、また「郷土の自然」を誇る植物としてふさわしい。</p>	<p>市の花・木については、新市で市民の意向等を取り入れ新たに制定する。ただし、市の鳥等については、制定するかどうかも含めて新市で検討することとする。</p>
	<p>町の鳥</p> <p>【目的】 イヌワシに代表される本町の素晴らしい自然を子々孫々の代まで伝え残し、永遠の維持、繁栄を図ることから「イヌワシ」を町の鳥として定めた。</p> <p>【選定】 平成9年12月18日に自然保護の高まりの中から町が制定した。</p> <p>【内容】 町の鳥...イヌワシ (選定理由) 本町の鳥海山南麓地域の優れた自然環境は、数多くの多種多様な希少野生動物種を有し、特にイヌワシに代表される大型猛禽類が生息する地域として知られる。イヌワシが天空を飛翔する姿は勇壮で高貴に満ちあふれ、見るものに感動を与える。さらに、イヌワシは長い本町の歴史の中で自然が産んできた財産であり、自然の産物でもある。</p>			

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(2)市の木・花等、宣言及び表彰制度については、合併後、新市において制定する。ただし、各市町の名誉市(町)民及び特別名誉市民は、新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
宣言				新市で定めることとする。ただし、各市町の名誉市(町)民及び特別名誉市民は、新市に引き継ぐこととする。
交通安全都市宣言 昭和37年3月26日酒田市議会可決 産業安全都市宣言 昭和41年3月28日酒田市議会可決 暴力追放都市宣言 昭和46年6月4日酒田市 平和都市宣言 平成7年6月21日酒田市議会可決	交通安全町宣言 昭和37年3月12日八幡町	交通三悪追放町宣言 昭和37年3月15日松山町	非核平和都市宣言 平成7年9月20日平田町議会可決	
表彰(特別功勞表彰、功勞表彰)				
【概要】 広く公共の福祉、市勢の進展に尽くし、功勞特に顕著であって他の模範となるべきものを表彰するもので、特別功勞表彰、功勞表彰及び市民表彰がある。 【表彰審査委員会】 被表彰者の選考に関する市長の諮問事項を審議するため、酒田市表彰審査委員会を設置し、市長が委嘱している。委員会の委員は9名とし、任期は2年である。 【表彰の時期】 毎年11月の市長が定める日に行うとなっているが、特別の事情があるときは随時行うこともできる。	【概要】 広く公共の福祉、町勢の進展に尽くし、功勞特に顕著であって他の模範となるべきものを表彰する。 【表彰審査委員会】 被表彰者の選考に関する町長の諮問事項を審議するため、八幡町表彰審査委員会を設置し、町長が委嘱している。委員会の委員は10名とし、任期は2年である。 【表彰の時期】 2年に1度開催される八幡町竣工式において表彰しているが、特別の事情があるときは随時行うこともできる。	【概要】 松山町における公共の福祉と町勢の進展につくし、功勞特に顕著であり他の模範となるべきものを表彰する。 【表彰審査委員会】 表彰該当者(団体含む。)その他表彰に関する事項を調査、審査させるため、表彰審査委員会を設置。委員会は、助役を会長とし、教育長、各課長、局長、次長及び係長若干名で構成する。 【表彰の時期】 毎年11月1日、必要に応じ随時行うこともできる。	【概要】 地方自治の進展に貢献し、その功績が顕著であって他の模範となるべきもの等を表彰する。 【表彰審査委員会】 被表彰者の選考に関する町長の諮問事項を審議するため、表彰審査委員会を設置し、町長が委嘱している。委員会の委員は5名以内とし、任期は2年である。 【表彰の時期】 毎年1月に行うとなっているが、特別の事情があるときは随時行うこともできる。	
名誉市・町民表彰				
【概要】 社会の発展及び文化の興隆に貢献した者に対し、その功績と栄誉をたたえることを目的とする。酒田市名誉市民は、本市住民又は、本市と特別に縁故の深い者で、政治、経済、産業、教育、文化その他広く社会の進展に貢献し、市民から等しく郷土の誇りとして深く尊敬されていると認められる者について、市長が議会の同意を得て定める。名誉市民となるべき者が死亡したときは、故人に対し議会の同意を得て特別名誉市民の称号を贈ることができる。また、外国人で、本市との国際的な友好親善その他の目的で特に貢献した者について、市長は議会の同意を得て、酒田市国際親善名誉市民の称号を贈ることができる。 【特典及び待遇】(国際親善名誉市民を除く) (1)市の公の式典への参列 (2)功勞金の支給 1,000,000円 (3)逝去の際における相当の礼をもってする弔慰 【名誉市民選考審査会】 名誉市民の選考に関する市長の諮問事項を審査するため、酒田市名誉町民選考審査会を置く。審査会の委員は10人以内。 【名誉市民】 土 門 拳 加 藤 千 恵 中 村 恒 弥 【特別名誉市民】 前 田 巖	該当なし	【概要】 社会の発展興隆に貢献した者に対し、その功績と栄誉をたたえることを目的とする。要件としては、松山町の町民又は町と特別に縁故の深い者で、政治、経済、産業、教育、文化その他広く社会の進展に貢献し、町民から郷土の誇りとして深く尊敬されていると認める者とし、議会の議決を得て名誉町民の称号を贈るもの。 【表彰及び功績の公表】 表彰状と功勞金を贈り、功績を公表するとともに、永く顕彰する。 【特典及び待遇】 (1)町の公の式典への招待 (2)逝去の際における相当の礼をもってする弔慰 (3)その他必要と認める特典 【名誉町民】 原 のぶ子	【概要】 社会の発展及び文化の興隆に貢献した者に対し、その功績と栄誉をたたえることを目的とする。平田町名誉町民は、本町町民又は、本町と特別に縁故の深い者で、政治、経済、産業、教育、文化その他広く社会の進展に貢献し、町民から等しく郷土の誇りとして深く尊敬されていると認められる者について、町長が議会の同意を得て定める。名誉町民となるべき者が顕彰以前に死亡したときは、故人に対し名誉町民の称号を追彰する。 【特典及び待遇】 (1)町の公の式典への招待 (2)死去の際における相当の礼をもってする弔慰 (3)その他必要と認める待遇及び特典 【名誉町民選考審査会】 名誉町民の選考に関する町長の諮問事項を審査するため、平田町名誉町民選考審査会を置く。審査会の委員は10人以内。 【名誉町民】 新 田 嘉 一	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(3) 姉妹都市及び友好都市の協定(盟約)を結んでいる都市との国際交流・国内交流については、新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
国際交流				
<p>姉妹都市「ジェレズノゴルスク・イリムスキー市」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>昭和54年10月8日、ウラン・ウデ市で開催された、第7回日ソ沿岸市長会議において、ジェレズノゴルスク・イリムスキー市と姉妹都市の盟約を締結した。(人口3万8千人、主要産業は鉱業と木材産業)</p> <p>以来、毎年相互に訪問し青少年・スポーツ・文化・医療・経済と多くの分野で交流を重ねている。</p> <p>平成13年度は、民族舞踊使節団24名が本市を訪問し、生涯学習フェスティバルで公演。ロシア語教室の生徒や小・中学校を訪問し児童・生徒、市民レベルでの交流を行った。</p> <p>平成14年度は、市議会議長を団長に、酒田混声合唱団コーロプリモ一行34名がジェレズノ市を訪問し、地元の文化サークルと意見交換をするとともに、ジェレズノ市とイギルマ地区2か所の文化会館で公演を行い、超満員の会場で大歓声を浴び、大好評を博した。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	現行どおり新市に引き継ぐものとする。
<p>友好都市「唐山市」との交流</p> <p>【概要】(交流の記録は別紙参照)</p> <p>酒田大火のあった昭和51年7月、唐山市は大地震に見舞われ約24万人が死傷した。そして、災害から見事に復興を果たした都市同士として平成2年7月26日、唐山市と友好都市の盟約を締結。以来、毎年相互に訪問し、スポーツ・教育・文化・農業・経済と幅広い分野で交流を重ねている。唐山市は、北京の東154kmに位置し人口684万人の重工業都市で、石炭・鉄鉱・原油の地下資源に恵まれ、セメント・電力・陶器・塩などの生産が盛ん。穀物・果実・水産物も豊富で、特に栗は有名。</p>				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(3) 姉妹都市及び友好都市の協定(盟約)を結んでいる都市との国際交流・国内交流については、新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
国内交流				現行どおり新市に引き継ぐものとする。
<p>友好都市「東京都北区」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>本市出身の学生が寄宿する学生寮(荘内館)が北区にある縁で昔から荘内館周辺の地区住民と保護者の間で交流があったことから、平成7年10月21日に災害援助協定、平成9年4月19日に友好都市の盟約を締結した。盟約締結前の平成4年度より区民祭りや酒田祭りへの相互参加をはじめ、平成5年度からは小学生の農業体験や都会生活体験等の児童交流や文化交流、家庭婦人バレーボール等のスポーツ交流、防災訓練への参加、区民まつりへの出店・参加、東京北・酒田みなとライオンズクラブの友好協定締結など、幅広い分野で市民レベルの交流を重ねてきた。</p>	<p>友好町「沖縄県東村」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>町主催の人材育成塾生の研修で東村を訪れたことをきっかけに、平成7年2月の東村児童29名の来訪から、両町村児童の相互交流が始まった。冬には東村の6年生児童全員が八幡町を来訪、夏には八幡町の児童が40名が東村を訪問する形で、異文化体験をメインメニューにしている。それぞれの町村民の翼などでの民間交流も盛んで、農家がお互いの物産をやり取りして、それぞれの直売施設等で販売する産業の交流も行っている。児童交流が10回目を迎えた平成16年10月1日、町制施行50周年を記念しさらなる交流を目指し、友好町村協定を締結した。</p>	<p>友好町「宮城県松山町」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>同じ町名の機縁から親善交流が始まり、昭和57年7月9日に友好町の盟約を締結した。昨年は「友好町盟約締結20周年記念式典」が宮城県松山町で行われ、本町から各団体の代表約30名が参加した。その他各種団体等において、それぞれ交流が行われている。</p>	<p>友好町「岐阜県平田町」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>同じ町名という親しみから交流が始まり、平成7年11月2日に友好町の盟約を締結した。盟約締結前の平成4年度より毎年夏休みに子どもたちが交互に訪問している。</p>	
<p>「東京都武蔵野市」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>昭和63年11月7日に武蔵野市消防団が、酒田大火の様子や消防団の活動、街をどう復興したか等の視察で来酒。この視察をきっかけに消防団の交流と相互訪問が始まる。平成元年6月12日「武蔵野市消防団・酒田市消防団友好消防団の盟約を締結(全国初の消防団の盟約締結)」。平成6年8月「武蔵野市交流市町村協議会に加盟(平成3年8月設立。武蔵野市ほか全国8市町村が参加)」。平成7年10月23日「災害援助協定を締結」。平成13年10月アンテナショップ「麦わら帽子」を設置。また、平成5年より児童交流をはじめ文化・行政・市議会・消防団の交流やロータリークラブの友好クラブ締結、青空市等のイベント参加など、幅広く市民交流と相互訪問を行ってきた。平成9～14年度まで第5小学校が飛島でセカンドスクールを実施した。</p>		<p>友好町「鹿児島県松山町」との交流</p> <p>【概要】</p> <p>同じ町名の機縁から親善交流が始まり、平成7年12月24日に友好町の盟約を締結した。平成6年度からは青少年相互交流事業が始まった。夏(7月)に本町の児童が鹿児島を訪れ、冬(12月)に鹿児島の児童が本町を訪れ、それぞれホームステイをし、交流を深める。</p>		

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(4) 国際交流活動については、支援を継続する。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
国際交流活動				
<p>酒田市国際交流サロン企画運営委員会</p> <p>【概要】 平成13年4月、国際交流サロン利用者を代表して、外国出身者と日本人が相互理解し交流できる活動を考え実施することを目的とし、外国出身者と日本籍住民との交流イベントを企画・実施するため、国際交流サロン企画運営委員会を設置し、市民のボランティアにより運営している。</p> <p>【役員構成】 会長は外国出身者、副会長は日本籍住民、会計は国際交流推進員、委員は12名以内で外国出身者と日本籍住民が約半分ずつ。</p> <p>【活動内容】 国際交流サロン利用者の意見・要望をとりまとめる。 国際交流活動を企画、実施する。 国際交流活動のための調査・研究。 16年度の活動としては、 甚句流し(8/6) 国際交流サロンまつり(9/12) 外国人施設巡り(12/16) 外国料理交流会(年3回)</p>	<p>八幡町国際交流センター</p> <p>【概要】 平成15年4月、外国出身者の学習を支援し、地域住民との交流イベントを企画・実施、また外国出身者またその家族の相談を受ける窓口事業を実施するため、国際交流センターを設置し、町民のボランティアにより運営している。</p> <p>【役員構成】 会長は中央公民館長、副会長は外国出身者と地域住民、会計は国際交流推進員、役員は9名で外国出身者と地域住民が参加している。</p> <p>【活動内容】 16年度の活動として やさしい日本語教室(4~6月) 「楽しく調理実習」(7月) 夏まつり盆踊り(8月) 鳥海高原祭り(9月)</p>	<p>該当なし</p>	<p>日本語学習会(ボランティアによる)</p> <p>【概要】 町内在住の外国人花嫁が日本語を上手に習得できるように補助することを目的として、平成14年1月、ボランティア講師による日本語学習会サークルが発足。町民3名を講師とし、学習受講者は中国・韓国からの花嫁を中心とする8名(町内7名、町外1名)</p> <p>【役員構成】 代表1名</p> <p>【活動内容】 毎週水曜日の午後7時~9時、農村環境改善センターにて開催。平田町日中友好協会よりテキストの寄附を受けている。また、同会員との交流会や料理教室も行っている。</p>	<p>それぞれの団体の活動に対する支援は継続する。</p>
<p>日本語支援ボランティア「べにはな会」</p> <p>【概要】 外国出身者に日本語指導をボランティアで行うことを目的とする。</p> <p>【役員構成】 会長(1名)、副会長(3名)、会計(2名)、研修部長(1名)、教材部長(1名)</p> <p>【活動内容】 外国出身者に対する日本語教室のほか、会の活動として以下を予定している。 新規ボランティア短期養成講座(4月) 会員のブラッシュアップ講座(12月、1月) 他教室の見学と交流(秋田市日本語教室) 花見(4月) クリスマスパーティー(12月)</p>				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目19	慣行の取扱いについて
調整方針(案)	(5)ふるさと会については、支援を継続し、新市で連合組織を検討する。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>ふるさと会</p> <p>ふれあい酒田</p> <p>【概要】 酒田というキーワードで、同郷同士が理事会や総会・懇親会で親睦を深める。本市と関わりのある会員を通じて、本市の最新情報(社会基盤、企業誘致、観光、物産)を首都圏に向け発信し、本市に有益な首都圏の情報を受信することを目的として、平成10年11月1日、首都圏に在住する本市出身者及び本市に縁のある方で組織する「ふれあい酒田」が設立された。</p> <p>【会員】 設立当初400名、現在1,000名(平成15年3月末現在)</p> <p>【役員】44名 名誉会長(酒田市長) 顧問(北区長、武蔵野市長) 相談役(4名) 監事(2名) 会長(1名) 副会長(3名) 理事(33名)</p> <p>【具体的な活動】 会員間の情報を掲載した情報誌の発行(ブックレット) ふるさと再探訪ツアーの実施(港まつり、寒鰯まつり、雛街道) 会員に対して情報チラシの発行(随時) ホームページの管理運営 総会・懇親会の開催(12月5日)</p>	<p>庄内やわた会</p> <p>【概要】 会員相互の親睦融和を図るとともに、八幡町との情報交換を密にし、その発展に寄与することを目的として、平成2年11月17日、首都圏に在住する本町出身者及び本町に縁のある方で組織する「庄内やわた会」が設立された。</p> <p>【会員】 現在450名(平成16年3月末現在)</p> <p>【役員】18名 顧問(1名) 監事(2名) 会長(1名) 副会長(4名) 幹事(10名)</p> <p>【具体的な活動】 総会・懇親会の開催 ふるさと応援活動 会報の発行</p>	<p>東京松山会</p> <p>【概要】 ふるさとへの思いを語り、情報交換等を行い、会員相互の親睦を深めることを目的として、首都圏に在住する本町出身者及び本町に縁のある方で昭和30年に組織された。したがって、平成17年に結成50周年を迎える。</p> <p>【会員】 約150名</p> <p>【役員】 代表幹事含め約10名</p> <p>【具体的な活動】 年1回の総会と懇親会の開催 会報の発行 ふるさと応援活動</p> <p>酒田松山会</p> <p>【概要】 ふるさとへの思いを語り、情報交換等を行い、会員相互の親睦を深めることを目的として、酒田市に在住する本町出身者及び本町に縁のある方で平成4年に組織された。</p> <p>【会員】 約350名</p> <p>【役員】 会長、副会長、幹事長含め12名</p> <p>【具体的な活動】 年1回の総会と懇親会の開催 ふるさと応援活動 昨年度10周年記念事業「松山能」</p> <p>鶴岡松山会</p> <p>【概要】 ふるさとへの思いを語り、情報交換等を行い、会員相互の親睦を深めることを目的として、鶴岡市に在住する本町出身者及び本町に縁のある方で組織された。</p> <p>【会員】 約70名</p> <p>【役員】 会長、副会長含め5名</p> <p>【具体的な活動】 年1回の総会と懇親会の開催 ふるさと応援活動</p>	<p>首都圏ふるさと平田会</p> <p>【概要】 昭和60年6月設立。</p> <p>【設立趣旨】 首都圏に住んでいる平田町出身者およびゆかりのある人が親睦、情報交換や郷土の発展を語り合うとともに福祉の増進につとめるといったことを目的とする。</p> <p>【会員】 現在 773名</p> <p>【役員】24名(含 会長) 顧問(7名) 監事(2名) 理事(15名)</p> <p>【具体的な活動】 総会、懇親会開催 会報「ふるさと庄内ひらた」発行(年2回) ふるさと平田町へ図書、桜の寄贈 めんたままつり、ふるさとクーポン</p>	<p>支援を継続し、新市で連合組織を検討することとする。</p>

協議第 15 号

協定項目 20

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

国民健康保険事業の取扱いについて

- (1) 短期被保険者証及び資格証明書の交付については、合併時に統一して実施する。
- (2) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
- (3) 国民健康保険給付基金については、新市に引き継ぐ。
- (4) 高額療養費貸付については、酒田市、平田町の例により合併時に実施する。出産費資金貸付については、八幡町の例を基本に、合併時に実施する。
- (5) 国民健康保険健康世帯褒賞事業については、合併までに調整し、統一して実施する。
- (6) 出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、酒田市、平田町の例により合併時に統一する。
- (7) 人間ドック費用助成については、酒田市の例を基本に、合併時に実施する。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目20	国民健康保険事業の取扱いについて				
調整方針(案)	(1) 短期被保険者証及び資格証明書の交付については、合併時に統一して実施する。 (2) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 (3) 国民健康保険給付基金については、新市に引き継ぐ。				

所管部会・分科会	市民生活部会・国保分科会
----------	--------------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
(1) 短期被保険者証及び資格証明書 【短期被保険者証は、前年度分滞納あるものに対し短期被保険者証を交付する。】 【資格証明書は、平成12年4月以降課税分で、納期限から1年間経過するまでの間に保険税を納付しない場合において、特別に事情があると認める場合を除き、被保険者証の返還を求めるとともに、資格証明書を交付する。】	【短期被保険者証の交付】 平成14年度実績 1,252世帯 平成15年度実績 1,547世帯 有効期間 3か月 【資格証明書の交付】 平成14年度実績 7世帯 平成15年度実績 11世帯	【短期被保険者証の交付】 平成14年度実績 24世帯 平成15年度実績 23世帯 有効期間 6か月 【資格証明書の交付】 平成14年度実績 無し 平成15年度実績 無し	【短期被保険者証の交付】 平成14年度実績 52世帯 平成15年度実績 48世帯 有効期間 3か月以内 【資格証明書の交付】 平成14年度実績 無し 平成15年度実績 無し	【短期被保険者証の交付】 平成14年度実績 19世帯 平成15年度実績 20世帯 有効期間 3か月 【資格証明書の交付】 平成14年度実績 無し 平成15年度実績 2世帯	短期被保険者証の交付については、有効期限3か月に統一して実施する。 資格証明書の交付については、現行のとおり実施する。
(2) 国民健康保険運営協議会 【運営協議会の審議する内容】 ・一部負担金の負担割合に関すること。 ・国保税に関すること。 ・保険給付の種類及び内容の変更に關すること。 ・診療施設の設置又は整備に関すること。 ・保健事業の実施大綱の策定に関すること。 ・その他、市町長において必要と認める事項。	【委員定数 14人】 ・被保険者を代表する委員 4人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 ・公益を代表する委員 4人 ・被用者保険者等を代表する委員 2人 【開催回数】 平成14年度 4回 平成15年度 5回 【報酬】 日額 5,700円	【委員定数 6人】 ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 【開催回数】 平成14年度 2回 平成15年度 2回 【報酬】 日額 6,000円	【委員定数 6人】 ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 【開催回数】 平成14年度 2回 平成15年度 3回 【報酬】 日額 6,200円	【委員定数 6人】 ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 【開催回数】 平成14年度 2回 平成15年度 2回 【報酬】 日額 6,000円	国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
(3) 国民健康保険給付基金 【国民健康保険の円滑な保険給付を行うとともに、被保険者の健康づくりを推進するための基金。】	【平成15年度末基金残高】 613,644,635円 【平成15年度平均被保険者数】 40,096人 【1人当たり基金保有額】 15,304円	【平成15年度末基金残高】 123,727,356円 【平成15年度平均被保険者数】 2,683人 【1人当たり基金保有額】 46,115円	【平成15年度末基金残高】 129,434,528円 【平成15年度平均被保険者数】 2,170人 【1人当たり基金保有額】 59,647円	【平成15年度末基金残高】 131,791,842円 【平成15年度平均被保険者数】 2,915人 【1人当たり基金保有額】 45,212円	国民健康保険給付基金については、新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目20	国民健康保険事業の取扱いについて					
調整方針(案)	(4) 高額療養費貸付については、酒田市、平田町の例により合併時に実施する。出産費資金貸付については、八幡町の例を基本に、合併時に実施する。 (5) 国民健康保険健康世帯褒賞事業については、合併までに調整し、統一して実施する。 (6) 出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、酒田市、平田町の例により合併時に統一する。 (7) 人間ドック費用助成については、酒田市の例を基本に、合併時に実施する。					
					所管部会・分科会	市民生活部会・国保分科会
項 目	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町	調整方針	
(4) 高額療養費貸付及び出産費資金貸付 【高額療養費の支給を受けることが見込まれる者に対して療養に要する資金の貸付を行う。】 【出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者に対して療養に要する資金の貸付を行う。】	【高額療養費貸付】 高額療養費支給見込額の100分の90に相当する額以内 平成15年度実績 418件 【出産費資金貸付】 平成16年度より100分の80で実施	【高額療養費貸付】 高額療養費支給見込額の100分の95に相当する額以内 平成15年度実績 18件 【出産費資金貸付】 出産育児一時金支給見込額の100分の80を限度 平成15年度実績 0件	【高額療養費貸付】 高額療養費支給見込額の100分の95に相当する額以内 平成15年度実績 24件 【出産費資金貸付】 制度無し	【高額療養費貸付】 高額療養費支給見込額の100分の90に相当する額以内 平成15年度実績 35件 【出産費資金貸付】 制度無し	高額療養費の貸付限度額については、高額療養費支給見込額の100分の90以内に統一して実施する。 出産費資金貸付限度額については、出産育児一時金支給見込額の100分の90を限度に統一して実施する。	
(5) 国民健康保険世帯褒賞事業 【1年間無受診で国保税完納世帯に対して賞を贈り称える。】	【平成15年度対象人数】 700名(実績400名) 【1人当たり賞賜金】 約4,500円 【賞品】 施設利用券(かんぼの郷酒田・土門拳記念館・ペアール酒田・屋内プール・市美術館から選択)		【平成15年度対象人数】 24名(実績24名) 【1人当たり賞賜金】 約5,000円 【賞品】 記念品	【平成15年度対象人数】 36名(実績36名) 【1人当たり賞賜金】 約3,000円 【賞品】 記念品	国民健康保険健康世帯褒賞事業については、合併までに調整し、統一して実施する。	
(6) 出産育児一時金及び葬祭費 【出産育児一時金は被保険者が出産した場合、世帯主に支給する。葬祭費は被保険者が死亡した場合、喪主に支給する。】	【出産育児一時金】 300,000円 平成15年度実績 118件 【葬祭費】 70,000円 平成15年度実績 737件	【出産育児一時金】 300,000円 平成15年度実績 10件 【葬祭費】 50,000円 平成15年度実績 51件	【出産育児一時金】 300,000円 平成15年度実績 2件 【葬祭費】 60,000円 平成15年度実績 51件	【出産育児一時金】 300,000円 平成15年度実績 9件 【葬祭費】 70,000円 平成15年度実績 51件	出産育児一時金については、現行のとおり300,000円とし、葬祭費については、合併時70,000円に統一する。	
(7) 人間ドック費用助成 【国民健康保険被保険者が人間ドックなどを受診する場合に、費用の一部を助成する。】	【検診内容】 人間ドック方式の基本検診 マンモグラフィの検診 【対象年齢】 40歳以上 【助成額】 人間ドック方式の一部助成 5,820円/人 マンモグラフィ助成(女性) 1,000円/人 平成15年度実績 12,914,524円		【検診内容】 人間ドック方式の基本健診 【対象年齢】 40歳以上 【助成額】 人間ドック方式の一部助成 2,560円/人 平成15年度実績 483,840円	【検診内容】 人間ドック方式の胃がん検診等 【対象年齢】 40歳以上～70歳未満 【助成額】 人間ドック方式の一部助成 1,000円/人 平成15年度実績 232,000円	人間ドック費用助成については、酒田市の例を基本に、合併時に実施する。	

協議第 16 号

協定項目 2 1

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

介護保険事業の取扱いについて

- (1) 新市の介護保険事業計画については、各市町の第 2 期事業計画を新市に引き継ぎ、平成 18 年度が初年度となる第 3 期事業計画において、統一した事業計画とする。
- (2) 介護保険料については、第 2 期事業計画期間中は、現行のとおりとする。
続く、第 3 期事業計画の平成 18 年度からは、各市町の現行料金等を勘案して不均一料金とし、第 4 期事業計画の初年度となる平成 21 年度から統一料金とする。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 2 1	介護保険事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 新市の介護保険事業計画については、各市町の第2期事業計画を新市に引き継ぎ、平成18年度が初年度となる第3期事業計画において、統一した事業計画とする。 (2) 介護保険料については、第2期事業計画期間中は、現行のとおりとする。続く、第3期事業計画の平成18年度からは、各市町の現行料金等を勘案して不均一料金とし、第4期事業計画の初年度となる平成21年度から統一料金とする。

部会・分科会 健康福祉部会 高齢福祉分科会

項目		酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
第2期介護保険事業計画	計画名	酒田市介護保険事業計画	八幡町介護保険事業計画	松山町介護保険事業計画	平田町介護保険事業計画	新市の介護保険事業計画については、各市町の第2期介護保険事業計画を新市に引き継ぎ、平成18年度が初年度となる第3期事業計画において、統一した事業計画とする。
	計画期間	平成15年度～平成19年度				
	見直し時期	平成17年度(平成18年度からは、第3期介護保険事業計画として実施される。)				
介護保険料 65歳以上が対象となる第1号被保険者の月額保険料	基準月額	3,560円	2,900円	3,500円	3,550円	介護保険料については、第2期事業計画期間中は、現行のとおりとする。 続く、第3期事業計画の平成18年度からは、各市町の現行料金等を勘案して不均一料金とし、第4期事業計画の初年度となる平成21年度から統一料金とする。
	第1段階(高齢福祉年金受給者で非課税世帯)	1,424円	1,450円	1,750円	1,775円	
	第2段階(市町村民税非課税世帯)	2,492円	2,175円	2,625円	2,662円	
	第3段階(市町村民税が本人非課税で世帯に課税者あり。)	3,560円	2,900円	3,500円	3,550円	
	第4段階(市町村民税が本人課税で前年の所得200万円未満)	4,628円	3,625円	4,375円	4,437円	
	第5段階(市町村民税が本人課税で前年の所得200万円以上)	5,696円	4,350円	5,250円	5,325円	
	第6段階(市町村民税が本人課税で前年の所得800万円以上)	6,764円	設定なし	設定なし	設定なし	

第1期介護保険事業計画 平成12年度～14年度、第2期介護保険事業計画 平成15年度～17年度、第3期介護保険事業計画 平成18年度～20年度、第4期介護保険事業計画 平成21年度～23年度
各計画期間は5年間とするがを3年目に見直しを図り、4年目から新たな計画期間として事業計画を定めスタートするため実質的には3年間の計画となる。

協議第 17 号

協定項目 22

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

消防団の取扱いについて

消防団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、連合消防団長を置くこととし、3 年を目途に組織の統合を図る。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 2	消防団の取扱いについて
調整方針(案)	消防団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、連合消防団長を置くこととし、3年を目途に組織の統合を図る。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

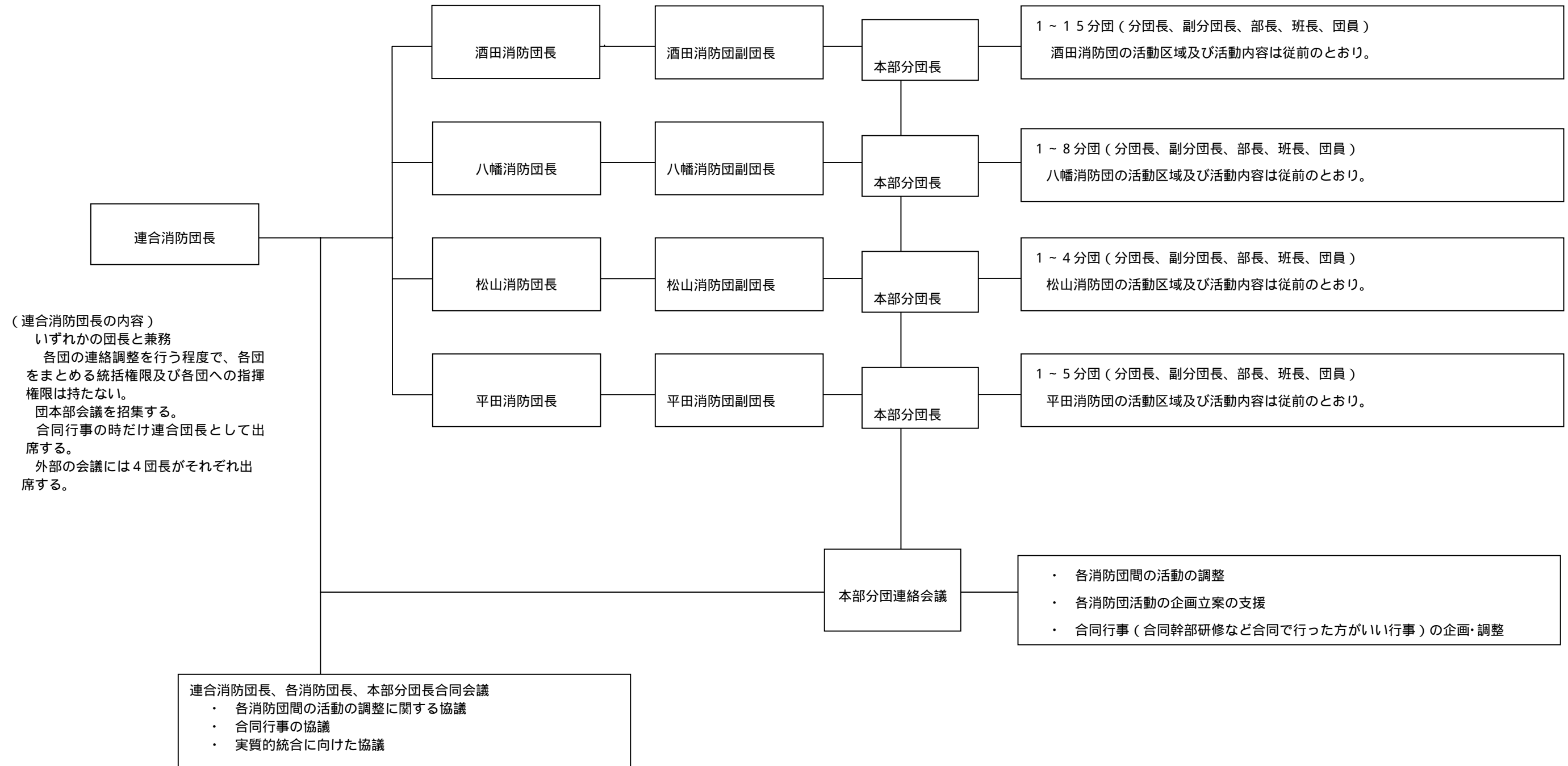
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
消防組織機構				
<p>酒田市消防団(組織及び定員) 団長1名、副団長2名、 団本部3名(団本部分団長)</p> <p>第1分団(市街地中央部、北部) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員38名 計48名</p> <p>第2分団(市街地東部、北部) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員39名 計49名</p> <p>第3分団(市街地南部) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長3名、団員28名 計35名</p> <p>第4分団(西平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長4名、団員42名 計52名</p> <p>第5分団(飛鳥地区) 分団長1名、副分団長1名、部長6名、 班長12名、団員69名 計89名 (男49女40)</p> <p>第6分団(西荒瀬地区) 分団長1名、副分団長1名、部長7名、 班長8名、団員64名 計81名</p> <p>第7分団(新堀地区) 分団長1名、副分団長1名、部長7名、 班長8名、団員76名 計93名</p> <p>第8分団(広野地区) 分団長1名、副分団長1名、部長9名、 班長9名、団員71名 計91名</p> <p>第9分団(袖浦地区) 分団長1名、副分団長2名、部長7名、 班長11名、団員110名 計131名</p> <p>第10分団(東平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長9名、 班長10名、団員83名 計104名</p> <p>第11分団(中平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長9名、 班長9名、団員79名 計79名</p> <p>第12分団(北平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長6名、 班長7名、団員70名 計85名</p> <p>第13分団(上田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長8名、 班長8名、団員60名 計78名</p> <p>第14分団(本楯地区) 分団長1名、副分団長1名、部長10名、 班長10名、団員82名 計104名</p> <p>第15分団(南遊佐地区) 分団長1名、副分団長1名、部長6名、 班長8名、団員58名 計74名</p>	<p>八幡町消防団(組織及び定員) 団長1名、副団長2名、団本部10名</p> <p>第1分団(市条地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長4名、団員26名 計35名</p> <p>第2分団(市条地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員43名 計53名</p> <p>第3分団(観音寺地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長6名、団員67名 計79名</p> <p>第4分団(観音寺地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長7名、団員47名 計59名</p> <p>第5分団(大沢地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員34名 計44名</p> <p>第6分団(大沢地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員26名 計36名</p> <p>第7分団(日向地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長7名、団員42名 計55名</p> <p>第8分団(日向地区) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長5名、団員17名 計26名</p>	<p>松山町消防団(組織及び定員) 本部分団 団長1名、副団長1名、分団長1名、 副分団長1名、部長1名、班長1名、 班員5名 計11名</p> <p>第1分団(南部地区) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長4名、団員54名 計62名</p> <p>第2分団(山寺、松嶺地区) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長6名、団員70名 計80名</p> <p>第3分団(内郷地区東北部) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長5名、団員42名 計51名</p> <p>第4分団(内郷地区南西部) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長6名、団員56名 計66名</p>	<p>平田町消防団(組織及び定員) 団長1名、副団長1名、本部1名(本部分団長)</p> <p>第1分団(山元、田沢地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長8名、団員61名 計74名</p> <p>第2分団 (中野俣地区、海ヶ沢、鹿島、丸山、道屋敷) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長6名、団員45名 計56名</p> <p>第3分団 (吉ヶ沢、本宮、中村、円道、山谷、山谷新田 新山、檜橋、ポンプ2号車含む) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長9名、団員62名 計77名</p> <p>第4分団(郡鏡地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長10名、団員69名 計85名</p> <p>第5分団(飛鳥、砂越地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長8名、団員62名 計76名</p>	<p>消防団については、現在の1市3町の消防団をそのまま新市に引き継ぐものとする。ただし、連合消防団長を置くこととし、3年を目処に統合するものとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 2	消防団の取扱いについて
調整方針(案)	消防団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、連合消防団長を置くこととし、3年を目途に組織の統合を図る。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

新市消防団組織図(案)



協議第 18 号

協定項目 23

自治会、行政連絡機構の取扱いについて

自治会、行政連絡機構の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

- (1) 自治会(区)長会の組織については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに統合するよう働きかける。
- (2) 自治会(区)長報酬については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除く。
- (3) 自治会(区)長会補助金及び酒田市自治会組織等運営費補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目23	自治会、行政連絡機構の取扱いについて
調整方針(案)	(1)自治会(区)長会の組織については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに統合するよう働きかける。

所管部会・分科会 企画財政部会 まちづくり分科会

自治会(区)及び自治会(区)長会に関する1市3町の現状

項目	酒田市	酒田市公民館地区自治会連合会	八幡町	松山町	平田町
自治会関係の組織	<p>酒田市自治会連合会</p>	<p>酒田市公民館地区自治会連合会</p>	<p>八幡町区長会</p>	<p>松山町駐在員連絡協議会</p>	<p>平田町区長連絡協議会</p>
		協力員について、「酒田市協力員設置規則」あり	区長について、「八幡町区長設置規則」あり	駐在員について、「松山町駐在員設置条例」あり	区長について、「平田町区長設置規則」あり
	<p>行政と関わり</p> <p>住民への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文書の配布 	<p>行政と関わり</p> <p>住民への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報及び文書の配布 ○ 軽易な調査 等 	<p>行政と関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民への連絡 ○ 広報の配布 ○ 他町行政への協力 等 	<p>行政と関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民への連絡 ○ 広報の配布 ○ 他町行政への協力 等 	<p>行政と関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報の配布 ○ 他町行政への協力 等
	協力員は市の非常勤特別職(上図の網掛の部分)	区長は町の非常勤特別職(上図の網掛の部分)	駐在員は町の非常勤特別職(上図の網掛の部分)	区長は町の非常勤特別職(上図の網掛の部分)	

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目 2 3	自治会、行政連絡機構の取扱いについて
調整方針(案)	(1)自治会(区)長会の組織については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに統合するよう働きかける。

所管部会・分科会 企画財政部会 まちづくり分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
<p>市街地区 公民館地区 自治会数 182 146</p> <p>自治会長会 連合会 市街地 178 自治会で組織する「酒田市自治会連合会」と公民館(中央公民館を除く)地区 145 自治会で組織する「酒田市公民館地区自治会連合会」の二つの連合会がある。 酒田市自治会連合会は設立から 4 1 年の歴史があり、独自に事務所を構え、事務はすべて連合会で行っている。 酒田市公民館地区自治会連合会は平成 1 0 年 4 月に設立された。</p> <p>【目的】 自治会活動の自主性を尊重し、加盟自治会相互の融和・親睦並びに連絡調整を図り、市政発展に協力して健全なる自治会の発展に努めると共に、市民活動の向上に寄与する。</p> <p>【補助金額】 酒田市自治会連合会 2,253,000 円 酒田市公民館地区自治会連合会 563,000 円</p>	<p>自治会数 49</p> <p>自治会長会 区長会 八幡町にある 49 の区長で組織する「八幡町区長会」</p> <p>【目的】 町と町民との相互連絡調整により、円滑な運営に努めるとともに会員相互の親睦を図る。</p> <p>【補助金額】 360,000 円</p>	<p>自治会数 43</p> <p>自治会長会 駐在員連絡協議会 松山町には町内 43 地区の駐在員で組織する「松山町駐在員連絡協議会」</p> <p>【目的】 町行政事務の円滑な執行と地区住民の福祉増進を推進するとともに、会員相互の連携調整を図る。</p> <p>【補助金額】 129,000 円</p>	<p>自治会数 39</p> <p>自治会長会 《区長連絡協議会》 平田町の 39 の集落区長で組織する「平田町区長連絡協議会」</p> <p>【目的】 町当局と地区住民の連絡調整を図りながら、町民福祉と地区の発展向上を期すとともに、会員相互の親睦を図る。</p> <p>【補助金額】 243,000 円</p>	<p>自治会総数 459</p> <p>同名称の自治会 区名 市町名 中村 酒田市 平田町 円能寺 酒田市 平田町</p> <p>似通った名称の自治会 曙 1 ~ 2 丁目 酒田市 曙 八幡町 本町 1 ~ 3 丁目 酒田市 本町 松山町 中町 1 ~ 3 丁目 酒田市 仲町 松山町</p> <p>自治会(区)長会連絡協議会の立ち上げ</p>	<p>自治会(区)の組織については、現行のとおりとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目 2 3	自治会、行政連絡機構の取扱いについて																																												
調整方針(案)	(2)自治会(区)長報酬については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除く。 (3)自治会(区)長会補助金及び酒田市自治会組織等運営費補助金については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整する。																																												
<table border="1" style="float: right; margin-left: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">所管部会・分科会</td> <td style="padding: 2px;">企画財政部会 まちづくり分科会</td> </tr> </table>						所管部会・分科会	企画財政部会 まちづくり分科会																																						
所管部会・分科会	企画財政部会 まちづくり分科会																																												
<p style="text-align: center;">酒田市</p> <p>酒田市協力員 市行政事務の円滑を期するため、公民館(中央公民館を除く)の所管区及び飛鳥地区に協力員を置く。協力員数159人 【任期】 2年 【身分】 非常勤特別職の職員として市長が委嘱 【報酬年額】 均等割 7,100円 世帯割 190円×世帯数 市広報配布 510円×世帯数 【予算】 年間予算 6,253,000円</p>	<p style="text-align: center;">八幡町</p> <p>八幡町区長 住民との連絡を密にし、町行政の円滑な運営を図るため、町長の補助機関として設置している。区長数49人 【任期】 2年 【身分】 八幡町非常勤特別職の職員として、町長が委嘱 【報酬年額】 均等割 70,000円 世帯割 1,700円×世帯数 【予算】 年間予算 6,703,000円</p>	<p style="text-align: center;">松山町</p> <p>松山町駐在員 町行政事務の円滑を期するため、各自治会に駐在員を置く。駐在員数43名。 【任期】 2年 【身分】 非常勤特別職の職員として町長が委嘱 【報酬年額】 均等割 60,000円 世帯割 3,500円×世帯数 【予算】 年間予算 7,785,000円</p>	<p style="text-align: center;">平田町</p> <p>区長 町行政事務の円滑を期し、住民の福祉増進等を図るため、各集落に区長1名を置く。区長数39人 【任期】 2年 【身分】 非常勤特別職の職員として町長が委嘱 【報酬年額】 年額 138,000円 【委託料】 1,200円×世帯数 【予算】 年間予算 7,872,000円</p>	<p style="text-align: center;">課題</p> <p>広報配布員の委嘱 酒田市の例 510円×世帯数</p>	<p style="text-align: center;">調整方針</p> <p>現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除く。</p>																																								
<p>自治会組織等運営費補助金 市街地自治会に対して、自治会組織の活動促進を図るため補助金を交付している。 【目的】 自治会組織の活動促進を図り、もって住民福祉の向上に寄与するため、自治会に対して補助金を交付する。 【交付対象】 酒田市自治会連合会に加入している自治会、その他住民が組織する自治組織(協力員が配置されている地区を除く)とする。 【補助金の額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>均等割額</th> <th>世帯割額</th> <th>補助金交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以内</td> <td>7,100円</td> <td>9,500円</td> <td>16,600円</td> </tr> <tr> <td>51~100</td> <td></td> <td>19,500円</td> <td>26,100円</td> </tr> <tr> <td>101~150</td> <td></td> <td>28,500円</td> <td>35,600円</td> </tr> <tr> <td>151~200</td> <td></td> <td>38,000円</td> <td>45,100円</td> </tr> <tr> <td>201~250</td> <td></td> <td>47,500円</td> <td>54,600円</td> </tr> <tr> <td>251~300</td> <td></td> <td>57,000円</td> <td>64,100円</td> </tr> <tr> <td>301~350</td> <td></td> <td>66,500円</td> <td>73,600円</td> </tr> <tr> <td>351~400</td> <td></td> <td>76,000円</td> <td>83,100円</td> </tr> <tr> <td>401以上</td> <td></td> <td>85,500円</td> <td>92,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補助金の額】 6,560,000円</p>	世帯数	均等割額	世帯割額	補助金交付金額	50以内	7,100円	9,500円	16,600円	51~100		19,500円	26,100円	101~150		28,500円	35,600円	151~200		38,000円	45,100円	201~250		47,500円	54,600円	251~300		57,000円	64,100円	301~350		66,500円	73,600円	351~400		76,000円	83,100円	401以上		85,500円	92,600円					<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。</p>
世帯数	均等割額	世帯割額	補助金交付金額																																										
50以内	7,100円	9,500円	16,600円																																										
51~100		19,500円	26,100円																																										
101~150		28,500円	35,600円																																										
151~200		38,000円	45,100円																																										
201~250		47,500円	54,600円																																										
251~300		57,000円	64,100円																																										
301~350		66,500円	73,600円																																										
351~400		76,000円	83,100円																																										
401以上		85,500円	92,600円																																										
<p>自治会連合会補助金 【補助金額】 酒田市自治会連合会 2,253,000円 酒田市公民館地区自治会連合会 563,000円</p>	<p>区長会補助金 【補助金額】 360,000円</p>	<p>駐在員連絡協議会補助金 【補助金額】 129,000円</p>	<p>区長連絡協議会補助金 【補助金額】 243,000円</p>		<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。</p>																																								

協議第19号

協定項目24 - (1)

納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

納税関係事業の取扱いについて

- (1) 各市町で差異のない事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。
- 市税の督促手数料については、70円とする。
 - 口座振替の領収通知については、年1回とする。
 - 納税貯蓄組合については、合併までに廃止する方向で各市町で努力する。
 - 納税啓発活動については、新市で検討する。
 - 納期については、1か月に2つの税の納期を設定するように平準化するため、軽自動車税の納期は5月とし、市民税の納期は4期として偶数月、固定資産税は6期として奇数月と2月とし、他の税については現行のとおりとする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 各市町で差異のない事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	総務部会 税分科会
----------	-----------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市町村民税(個人) 収納管理	【収納管理】 口座振替分 収納：領収通知発送(各納期毎) 未納：口座振替不納通知書及び納付書発送 納期限後20日以内に督促状発送 現金納付分 未納：督促状発送				現行のとおりとする。
	収納消込(確認)作業 ・納入済通知書：OCRシステムによる機械読み取り ・消込データの管理(職員による)		収納消込(確認)作業 ・納入済通知書：OCRシステムによる機械読み取り (山形日情システムズに委託) ・消込データの管理(職員による)	収納消込(確認)作業 ・納入済通知書：OCRシステムによる機械読み取り ・消込データの管理(職員による)	
市町村民税(法人) 収納管理	【事務手順】 消込用台帳作成 消込(随時) 納入済通知書により消込(手処理による) 収納管理は電算処理されていない 滞納督促活動は他の市税等と同様に実施				
市町村民税(法人) 督促状発送	【概要】 納期の翌月20日以内に未納法人をリストアップし、未納の法人に対して電話催告や訪問徴収を実施している。 【実施期日】 毎月20日以内(年間計画による)				
延滞金徴収	【概要】 以下の場合に延滞金を徴する。 全税：納期限後に納付又は納入する納付金 【利率】 納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3%)ただし、7.3%の割合について平成16年1月1日以後の期間に対応するものは、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において当該特例基準割合(0.1%未満切捨て) 【運用】 徴収している。				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 各市町で差異のない事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	総務部会 税分科会
----------	-----------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																														
公示送達	<p>【概要】 賦課徴収又は還付に関する書類について送付すべき者の住所が不明又は送付が困難な場合に、送達に替え、市の掲示板上に掲示して告示する。</p> <p>【掲示書類】 納税者の住所、氏名、送達すべき書類の名称を記載した公文書</p> <p>【実施期間】 郵便物の返戻後調査を行い、納期限の変更を行った後に公示(掲示を始めた日から起算して7日間)</p>				現行のとおりとする。																														
税の徴収	<p>【繰上徴収】 納税者に破産事件又は競売事件が発生した場合に実施している。</p> <p>【過誤納金、還付金、還付加算金、充当、時効手続】 地方税法の規定により5年 還付金、加算金</p> <p>【督促の要件、時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納処分的前提としての法定行為として督促状を発送 ・ 納入義務の履行遅延に対する催告効果として督促状を発送 ・ 納期限後20日以内に発送(発送日は年間計画による) <p>【振替納税の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関等の窓口に依頼書を配置 ・ 広報を通じたPR活動 ・ 徴税吏員による勧誘活動 ・ 自主納付者へ依頼書を送付 <p>【徴収権の時効、中断、停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者の実態調査に基づき、執行停止処分を実施 ・ 執行停止後3年経過、即時消滅、時効の処分を実施 <p>【不服申立て期間、手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法に規定する期間 																																		
市・町税の滞納処分、差押	<p>【滞納処分関係】 租税力調査 収入、預貯金、資産、家族構成その他</p> <p>【調査関係】 預貯金調査 勤務先へ給与照会 その他関連活動 担税力調査：収入、預貯金、資産、家族構成等</p> <p>【交付要求・自己破産】 強制競売事件における交付要求及び参加差押</p> <p>【滞納処分停止・取消し】 無財産、生活困窮、自己破産、行方不明 実施時期：随時</p>																																		
	<p>【差押え】 15年度差押え実績(途中経過)</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>4件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>8件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>債権</td><td>133件</td></tr> </table>	電話加入権	4件	不動産	8件	動産	0件	債権	133件	<p>【差押え】 15年度差押え実績(途中経過)</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>0件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>債権</td><td>7件</td></tr> </table>	電話加入権	0件	不動産	0件	動産	0件	債権	7件	<p>【差押え】 15年度差押え実績(途中経過)</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>0件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> </table>	電話加入権	0件	不動産	0件	動産	0件	<p>【差押え】 14年度差押え実績</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>0件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>3件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>債権</td><td>33件</td></tr> </table>	電話加入権	0件	不動産	3件	動産	0件	債権	33件	
電話加入権	4件																																		
不動産	8件																																		
動産	0件																																		
債権	133件																																		
電話加入権	0件																																		
不動産	0件																																		
動産	0件																																		
債権	7件																																		
電話加入権	0件																																		
不動産	0件																																		
動産	0件																																		
電話加入権	0件																																		
不動産	3件																																		
動産	0件																																		
債権	33件																																		

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 4 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 市税の督促手数料については、7 0 円とする。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市・町税の督促、催告	【未納情報作成】 ・事務手順 消込処理後、未納者リストは随時に作成可能 【督促状の発送】 ・事務手順 督促状電算打ち出しの年間計画作成 消込処理 督促状打ち出し 納付者の抜き取り 郵送				督促手数料については、7 0 円とする。
	全過程とも庁内処理	納付書の抜き取り 郵送は庁内処理	督促状電算打ち出しは委託、その他庁内処理		
	【催告書の発送】 ・事務手順 催告書打ち出しの年間計画作成 督促状発送後、一定時点までの未納者対象				
	催告書打ち出し 納付者の抜き取り (封入) 郵送 一斉催告の発送：年5回～6回 他の催告は随時に手処理にて 作成し郵送 【督促手数料】 5 0 円	催告書作成(手作業) 郵送 一斉催告の発送：年5回～6回 他の催告は随時に手処理にて 作成し郵送 【督促手数料】 1 0 0 円	催告書打ち出し 納付者の抜き取り (封入) 郵送 一斉催告の発送：年数回 【督促手数料】 1 0 0 円	催告書打ち出し 納付者の抜き取り (封入) 郵送 一斉催告の発送：年4回～6回 他の催告は随時に電話催告等を行う 【督促手数料】 1 0 0 円	

督促状については、市は葉書きを使用し、3町は封書を使用していたため、督促手数料の金額が異なっていたが、督促状はシーラー(三つ折はがき)を使用することで統一し、そのコストを計算した結果、督促手数料は70円が妥当ということになった。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 口座振替の領収通知については、年1回とする。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
口座振替	<p>【口座振替依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要 口座振替依頼書で口座振替の申込み 対象者 納税義務者 <p>【収納管理】</p> <p>口座振替分 収納：領収通知発送(各納期毎) 未納：口座振替不納通知書及び納付書発送 納期限後20日以内に督促状発送</p>				領収通知については、年1回とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関等の県内所在の各本支店 (郵便局は全国) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の7営業日前まで) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 酒田市へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 口座振替不納通知文書、再発納付書を郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関等の町内所在の支店及び山形銀行酒田支店(郵便局は全国) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の14営業日前まで) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 八幡町へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 口座振替不納通知文書、再発納付書を郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関・徴税等の口座振替のみに限る金融機関(郵便局は町内) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の5営業日前まで) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 松山町へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 口座振替不納通知文書、再発納付書を郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関等の県内所在の各本支店 (郵便局は全国) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の5営業日前までに) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 平田町へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 督促状とともに再発納付書を郵送 	
	<p>【領収通知の発行】</p> <p>口座振替データにて領収通知作成 郵送</p>				
	<p>【納期限及び口座振替日】</p> <p>納期限は条例で定める日 口座振替日は納期限の日 口座振替日は当初課税通知書に日程を記載</p>				
	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円50銭 郵便局：MT1件につき10円</p>	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円 郵便局：MT1件につき10円</p>	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円 郵便局：MT1件につき10円</p>	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円 郵便局：MT1件につき10円</p>	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 4 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 納税貯蓄組合については、合併までに廃止する方向で各市町で努力する。 納税啓発活動については、新市で検討する。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
納税貯蓄組合				
<p>【名称】 酒田市納税貯蓄組合連合会 役員 1 8 名</p> <p>【目的】 徴収機関と密接な連携を保ち、納税貯蓄組合の健全な発展を図り納税思想の普及涵養につとめ、納税成績の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 旧村単位に地域の納税組合長の中から 1 名ずつ 1 2 名、市街地の同組合長から 6 名を選出</p> <p>【活動内容】 税知識の普及、納税意識の高揚並びに振替納税制度の普及拡大</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 山形県総合交付金 3 1 3 千円</p> <p>【その他】 報償費から 8 5 3 千円</p> <p>【報奨金】 各納税組合(地区納税組合)への報奨金 7, 9 6 0 千円</p> <p>【事務局】 酒田市納税課</p>	<p>【名称】 八幡町納税推進協議会 役員 8 名</p> <p>【目的】 納税思想の高揚に努め、納税の推進を図ることを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 旧村単位に地域の区長の中から 2 名を選出</p> <p>【活動内容】 平成 1 6 年度組織を全面廃止。</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 八幡町交付金 2 0 0 千円</p> <p>【その他】 報償費無し</p> <p>【報奨金】 無し</p> <p>【事務局】 八幡町税務住民課</p>	<p>【名称】 松山町納税貯蓄組合連合会 役員 8 名</p> <p>【目的】 納税機関と納税貯蓄組合との相互連絡協調を図り、組合事務の改善及び納税思想の高揚に努め、あわせて納税成績の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 43 自治会中、19 地区の納税組合長の中から 8 名を選出</p> <p>【活動内容】 納税思想普及、納税意識の高揚並びに振替納税制度の普及</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 山形県総合交付金 1 1 0 千円</p> <p>【その他】 報償費から 1 6 2 千円</p> <p>【報奨金】 3 8 2 千円</p> <p>【事務局】 松山町税務町民課</p>	<p>【名称】 平田町納税推進協議会 区長 3 9 名</p> <p>【目的】 納税者の納税思想の高揚と納税の推進を図ることを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 地区代表としての区長 3 9 名から構成される区長会の会長、副会長</p> <p>【活動内容】 税知識の普及、納税意識の高揚並びに振替納税制度の普及拡大</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 無し</p> <p>【その他】 報償費無し</p> <p>【報奨金】 無し</p> <p>【事務局】 平田町税務町民課</p>	<p>納税貯蓄組合については、合併までに廃止する方向で各市町で努力することとする。 納税啓発活動については、新市で検討していくものとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 4 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 納期については、1 か月に 2 つの税の納期を設定するように平準化するため、軽自動車税の納期は 5 月とし、市民税の納期は 4 期として偶数月、固定資産税は 6 期として奇数月と 2 月とする。なお、他の税の納期については現行のとおりとする。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
納期	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月16日から同月30日まで 8月16日から同月31日まで 10月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人市民税 申告納付 固定資産税(4期) <ul style="list-style-type: none"> 4月16日から同月30日まで 7月16日から同月31日まで 12月16日から同月31日まで 2月16日から同月末日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 都市計画税 固定資産税と同時 	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人町民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月15日から同月30日まで 8月15日から同月25日まで 10月15日から同月25日まで 12月15日から同月25日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人町民税 申告納付 固定資産税(4期) <ul style="list-style-type: none"> 4月15日から同月30日まで 7月15日から同月25日まで 9月15日から同月25日まで 11月15日から同月25日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 4月16日から同月30日まで 都市計画税 固定資産税と同時 	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人町民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月16日から同月30日まで 9月16日から同月31日まで 11月16日から同月30日まで 1月16日から同月31日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人町民税 申告納付 固定資産税(4期) <ul style="list-style-type: none"> 4月16日から同月30日まで 8月16日から同月31日まで 10月16日から同月31日まで 12月16日から同月25日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 都市計画税 該当なし 	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人町民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月16日から同月30日まで 8月16日から同月31日まで 10月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人町民税 申告納付 固定資産税(6期) <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 7月16日から同月31日まで 9月16日から同月30日まで 11月16日から同月30日まで 12月16日から同月25日まで 2月16日から同月28日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 都市計画税 該当なし 	<p>納期については、1 か月に 2 つの税の納期を設定するように平準化するため、軽自動車税の納期は 5 月とし、市民税の納期は 4 期として偶数月、固定資産税は 6 期として奇数月と 2 月とする。なお、他の税の納期については現行のとおりとする。</p> <p>まとめると、次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで (軽自動車税) (固定資産税) 6月16日から同月30日まで (個人市民税(普徴)) 7月16日から同月31日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 8月16日から同月31日まで (個人市民税(普徴)) 9月16日から同月30日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 10月16日から同月31日まで (個人市民税(普徴)) (国民健康保険税) 11月16日から同月30日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 12月16日から同月31日まで (個人市民税(普徴)) (国民健康保険税) 1月16日から同月31日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 2月16日から同月末日まで (固定資産税) (国民健康保険税)
	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税(8期) <ul style="list-style-type: none"> 7月16日から同月31日まで 8月16日から同月31日まで 9月16日から同月30日まで 10月16日から同月31日まで 11月16日から同月30日まで 12月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 2月16日から同月末日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税(8期) <ul style="list-style-type: none"> 7月15日から同月25日まで 8月15日から同月25日まで 9月15日から同月25日まで 10月15日から同月25日まで 11月15日から同月25日まで 12月15日から同月25日まで 1月15日から同月25日まで 2月15日から同月25日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税(8期) <ul style="list-style-type: none"> 7月16日から同月31日まで 8月16日から同月31日まで 9月16日から同月30日まで 10月16日から同月31日まで 11月16日から同月30日まで 12月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 2月16日から同月末日まで 		

協議第 20 号

協定項目 24 - (2)

防災関係事業の取扱いについて

防災関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

防災関係事業の取扱いについて

- (1) 地域防災計画は、合併までに暫定防災計画を作成し、新市において速やかに策定する。
- (2) 防災行政無線については、現行のものを活用する。各世帯に配付されている戸別受信機は、現状のものを新市に引き継ぎ、合併後新市において新たなシステム等について検討する。
- (3) 自主防災組織については、新市においても組織化の推進を図る。
- (4) 災害時の相互応援協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 山岳遭難対策委員会については、合併時に一本化する。
- (6) 水難救助員及び救難所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (2)	防災関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 地域防災計画は、合併時までに暫定防災計画を作成し、新市において速やかに策定する。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
地域防災計画及び防災会議				
【酒田市地域防災計画】 ・平成14年9月全面改訂 風水害対策編 震災対策編 第1編 風水害等共通対策編 第1編 震災対策編 第1章 総則 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策 第3章 災害応急対策 第4章 災害復旧計画 第4章 災害復旧計画 第2編 個別災害対策編 第1章 水防対策計画 第2章 火山災害対策計画 第3章 雪害対策計画 第4章 海上災害対策計画 第5章 航空事故災害対策計画 第6章 鉄道事故災害対策計画 第7章 道路事故災害対策計画 第8章 林野火災対策計画 第9章 風害対策計画	【八幡町地域防災計画】 ・平成16年3月全面改訂 第1編 総則 第1章 総則 第2章 防災アセスメント 第3章 防災ビジョン 第2編 災害予防対策計画 第3編 災害応急対策計画 第1章 緊急対策 第2章 応急対策 第4編 災害復旧計画 第5編 地震対策計画 第1章 予想される被害等の状況 第2章 災害予防対策計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画	【松山町地域防災計画】 ・平成10年3月全面改訂 第1編 総則 第1章 総則 第2章 防災アセスメント 第3章 防災ビジョン 第2編 災害予防対策計画 第3編 災害応急対策計画 第1章 緊急対策 第2章 応急対策 第4編 災害復旧計画 第5編 地震対策計画 第1章 予想される災害等の状況 第2章 災害予防対策計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画 資料編	【平田町地域防災計画】 ・平成15年5月全面改訂 第1編 総則 第1章 総則 第2章 防災アセスメント 第3章 防災ビジョン 第4章 防災関係機関の事務又は事務の大綱 第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第2章 災害応急計画 第3章 災害復旧・復興計画 第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第2章 災害応急計画 第3章 災害復旧・復興計画 第4編 個別災害対策編 第1章 雪害対策水防対策計画 第2章 道路災害対策 第3章 鉄道災害対策 第4章 航空災害対策	地域防災計画は、合併時までに暫定防災計画を作成し、新市において速やかに策定する。
【酒田市防災会議】 ・委員定数 条例 現行 (1) 県で任命する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 9名 8名 (2) 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 2名 2名 (3) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1名 1名 (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10名 14名 (5) 酒田市教育委員会教育長 1名 1名 (6) 酒田地区消防組合消防長 1名 1名 (7) 酒田市消防団長 1名 1名 (8) 指定金融機関又は指定地方公共機関及び其の他関係職員のうちから市長が任命する者 20名 18名	【八幡町防災会議】 ・指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 ・山形県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 ・山形県警察の警察官のうちから町長が任命する者 ・町長がその部内の職員のうちから指名する者 ・八幡町教育委員会教育長 ・消防団長及び酒田地区消防組合消防長 ・指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者	【松山町防災会議】 ・委員定数 条例 現行 (1) 県で任命する指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 4名 4名 (2) 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3名 3名 (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1名 1名 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 12名 9名 (5) 松山町教育委員会教育長 1名 1名 (6) 酒田地区消防組合消防長及び消防団長 1名 1名 (7) 指定金融機関又は指定地方公共機関及び其の他関係職員のうちから町長が任命する者 5名 5名	【平田松山町防災会議】 ・委員定数 条例 現行 (1) 県で任命する指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3名 3名 (2) 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3名 3名 (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1名 1名 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 11名 11名 (5) 平田町教育委員会教育長 1名 1名 (6) 酒田地区消防組合消防長及び消防団長 1名 1名 (7) 指定金融機関又は指定地方公共機関及び其の他関係職員のうちから町長が任命する者 5名 5名	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (2)	防災関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 防災行政無線については、現行のものを活用する。各世帯に配付されている戸別受信機は、現状のものを新市に引き継ぎ、合併後新市において新たなシステム等について検討する。 (3) 自主防災組織については、新市においても組織化の推進を図る。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
防災行政無線				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(61.895MHz・69.72MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。 移動系防災行政無線(407.3125MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成6～7年度防災まちづくり事業(122,708千円) <ul style="list-style-type: none"> 6年度:基地局、大森山中継局、拡声子局10箇所を整備 7年度:拡声子局17箇所、戸別受信機21箇所を整備 平成9年度緊急防災基盤整備事業(46,145千円) <ul style="list-style-type: none"> 拡声子局14箇所 移動系防災行政無線の整備 昭和59～平成5年度単独整備分 車載型1台、可搬型1台、携帯型12台を整備 平成6年度消防防災施設整備補助金(8,479千円) 基地局、大森山中継局、車載型5台、可搬型3台、携帯型7台を整備 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(60.995MHz・69.765MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。 移動系防災行政無線(466.225MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成7年度農業構造改善事業(265,920千円) 親局、親局代行、中継局、遠隔制御局2箇所 拡声子局23箇所、戸別受信機1,930台を整備 移動系防災行政無線の整備 主制御装置、中継局、遠隔制御装置2箇所、車載型7台、携帯型12台 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(69.48MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。 移動系防災行政無線(466.30MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成8～9年度農林水産省補助事業(167,000千円) <ul style="list-style-type: none"> 親局、拡声子局23箇所、酒消1、農協1 戸別受信機 約1,560 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線(69.150MHz・411.475MHz) 災害時及び防災時における住民への緊急連絡や防災情報を迅速かつ的確に伝達することを目的に整備をした。遠隔操作端末を酒田地区消防組合本部内に設置して、火災放送等の緊急放送体制を確保している。 移動系防災行政無線(466.2875MHz) 災害時や平常時において、的確な地区情報の把握や業務指示を迅速に伝達することを目的に整備した。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備 平成9～10年度総合情報施設整備事業(232,244千円)+平成10年度防災行政無線整備事業(町単独:12,382千円) <ul style="list-style-type: none"> 9年度:親局1局、遠隔制御1局、屋外拡声子局23箇所、戸別受信機745台を整備 10年度:拡声子局1箇所、戸別受信機1,351台 	<p>防災行政無線については、現行のものを活用する。各世帯に配付されている戸別受信機は、現状のものを新市に引き継ぎ、合併後新市において新たなシステム等について検討する。</p>
その他消防・防災組織				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内23の地区単位で設立されている自主防災会の統括団体である自主防災協議会への指導・助言。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会務への支援(先進地視察先の選定や防災講演会の講師選定等への助言) 会報編集への協力 <p>【名称】 酒田市自主防災協議会</p> <p>【団体の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害から市民の生命と財産を守るため、地域における自主防災活動を推進するとともに、防災に関する知識の普及、情報の提供、意識の高揚を図ることを目的とする。 <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進地視察、防災講演会の実施、婦人防火リーダー研修、会報の発行 <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会長1名、副会長3名、理事23名、監事2名 <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒田市補助金交付要綱に基づき、1/2補助 補助金名:酒田市自主防災協議会補助金 	<p>八幡町自主防災組織等防災資機材整備補助金交付規程</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的 自主防災組織の育成及びその活動の推進を図るため防災資機材を整備し、防災訓練等を実施する区に対し交付する。 補助の対象 (1)情報連絡用具 ハンドマイク・ラジオ等 (2)消火用具等 消火器・格納箱等 (3)救護用具 担架・救急医療セット等 (4)避難用具 ライト・腕章等 (5)救助用具 はしご・ロープ等 (6)給食給水用具 炊出釜・燃料等 補助金の額 整備費の2分の1、年20万円を限度とする。 <p>自主防災組織 8地区</p>	<p>自主防災組織 43自治会 補助等特になし</p>	<p>【平田町消防友の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員 22名 年会費 1,000円 活動 消防活動の啓発 消防団最高幹部OB対象 	<p>自主防災組織については、新市においても組織化の推進を図る。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (2)	防災関係事業の取扱いについて						
調整方針(案)	(4) 災害時の相互応援協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 山岳遭難対策委員会については、合併時に一本化する。						
					<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>所管部会・分科会</td> <td>総務部会 総務分科会</td> </tr> </table>	所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
所管部会・分科会	総務部会 総務分科会						
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針			
災害時の相互応援支援協定							
<p>【災害援助協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 (県内44市町村) H7.11.20 ・酒田市と北区との災害時における相互援助協定 (東京都北区) H7.10.21 ・酒田市と武蔵野市との災害援助協定(東京都武蔵野市) H7.10.23 ・本荘市・湯沢市・新庄市及び酒田市における災害援助協定 H9.2.13 ・災害時における酒田市内郵便局、酒田市間の協力に関する覚書 H9.9.17 ・酒田簡易保険総合センターと酒田市との災害時における協力協定 H13.11.26 ・酒田市と県生活協同組合県生活協同組合との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 H14.5.29 ・酒田市と山形県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定 H15.1.31 	<p>【災害援助協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 (県内44市町村) H7.11.20 	<p>【災害援助協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(県内44市町村) H7.11.20 	<p>【災害援助協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定(県内44市町村) H7.11.20 	<p>災害時の相互応援協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>			
山岳遭難対策							
<p>該当なし</p>	<p>鳥海山麓遭難対策委員会</p> <p>【目的】 鳥海山ろくにおける遭難者の捜索及び救護その他の事故に対し、必要な対策を行うことを以て目的とする。</p> <p>【事務局】 事務所を役場総務課内に置き事務局を設け、兼務職員若干名を置く。</p> <p>【編成】 八幡町消防団員、八幡町山岳会員その他の団体から町長の委嘱するもの及び酒田警察署員。</p> <p>【役員】 委員長1名(町長) 副委員長(助役) 委員若干名</p> <p>【出動】 遭難及びその他の事故により捜索救護を必要とし警察署長及び被災者家族等の要請があった場合委員会の協議により委員長の捜索救援隊出動命令に基づき出動するものとする。但し、委員長は緊急を要する事件と判断した時は、委員会の協議をまたず出動を命ずることができる。</p> <p>【捜索隊】 ・捜索隊の任期は3年 ・隊員は約40名</p> <p>【日当等】 ・日当 夏期 20,000円 冬期 28,000円(4時間以上) 夏期 10,000円 冬期 14,000円(4時間未満) 悪天候等は30%割増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料 実費 ・食費、交通費 1,500円 ・装備損料 2,000円 ・その他 実費 ・保険料 実費 ・日当等は依頼者負担 	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 平田町内における山岳遭難者の捜索と救助を行い、事故防止を図る。</p> <p>【組織】 会長(町長)以下委員12名</p>	<p>山岳遭難対策委員会については、合併時に一本化する。</p>			

協議第 2 1 号

協定項目 2 4 - (4)

まちづくり関係事業の取扱いについて

まちづくり関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

まちづくり関係事業の取扱いについて

- (1) 市民活動支援事業については、合併までに調整し統一する。
- (2) 地域コミュニティへの補助金、交付金等については、当面現行のとおりとすることを基本とし、合併後調整を図り統一する。
- (3) 自治会(区)及び地縁団体等の集会所建設事業については、合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、3町の集会施設の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目 24 - (4)	まちづくり関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 市民活動支援事業については、合併までに調整し統一する。 (2) 地域コミュニティへの補助金、交付金等については、当面現行のとおりとすることを基本とし、合併後調整を図り統一する。

所管部会・分科会 企画調整部会 まちづくり分科会

事業区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市民活動支援事業	<p>市民活動支援事業費補助金</p> <p>【目的】 自主的にまちづくりを実践している市民活動団体の発掘と、市民活動団体の活動に対する新たな事業展開への動機づけを促進するために補助金を交付する。</p> <p>【支援内容】 5人以上の団体、グループの活動に対象経費の3分の2以内で30万円を上限に助成する。 事業費が5万円以下の活動に対しては、対象額から一定額(1万円)を引いた額を助成する。</p> <p>【予算】 市民活動支援業務委託料 2,024,000円 内訳 市民活動支援事業費補助金 1,900,000円 市民活動支援事業事務 124,000円</p>	<p>区・地域生涯学習活性化推進補助金</p> <p>【目的】 各区及び地区生涯学習推進会議が行う地域おこし・生きがいに資する事業に対し補助する。</p> <p>【支援内容】 次の事業に補助金を交付する。 研修会的な事業 文化的な事業 レクリエーション的な事業 ボランティア的な事業 区内の各団体で行われる事業</p> <p>【交付の条件等】 新しい事業、今までの企画を変える事業等、生涯学習の起爆剤となる事業 継続性が見込まれる事業 区・地域の誇りとして残る事業 地域おこし等に意義深い事業</p> <p>【補助金の額】 事業費の1/2で5万円を限度。原則3ヵ年継続事業。 ただし、懇親会費は含まない。</p> <p>【年間予算枠】 200,000円</p>	<p>松山町地域づくり団体支援事業補助金</p> <p>【目的】 個性豊かな活力に満ちた地域社会をつくるために、団体(サークル団体を含む。)が自ら行う地域づくり事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【内容】 地域における多様な歴史・文化等を活かした特徴ある地域づくりを推進するため、次の項目に重点を置いて実践する事業とする。 生涯学習の推進に関する事業 地域景観形成の推進に関する事業 福祉、ボランティア活動の推進に関する事業 伝統文化の継承、振興に関する事業 その他町長が特に必要と認める事業</p> <p>【予算】 平成16年度予算 @120千円×2団体=240千円</p>		合併までに調整し統一する
地域コミュニティへの補助金、交付金等	<p>生涯学習事業で実施 酒田市コミュニティ振興事業補助金 57,771,000円</p>	<p>公民館事業で実施 各地区生涯学習推進会議活動補助金 200,000円</p>		<p>まちづくり推進事業費補助金</p> <p>【目的】 地域(分館単位)を中心に住民が主体となったまちづくり活動を支援し「緑と水心ふれあう町 平田」の実現を図るため補助金を交付する。</p> <p>【補助内容】 地域づくり計画(分館毎にH12町総合計画策定時に策定)に計画されているソフト事業及び町長が適当と認めた事業。 予算の範囲内としているが、創設期からおおむね10万円程度の補助として定着している。</p> <p>【審査方法等】 毎年5月10日まで企画課へ補助金の申請、翌年度4月10日まで実績報告。 内容は事務局が確認。</p> <p>【予算】 900,000円(90,000円×10分館)</p> <p>公民館事業で実施 地区公民館活動補助金 2,700,000円</p>	当面現行のとおりとし、合併後公民館事業等他事行と調整を図ることとする

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(4)	まちづくり関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(3)自治会(区)及び地縁団体等の集会所建設事業については、合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、3町の集会施設の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。

所管部会・分科会	企画財政部会 まちづくり分科会
----------	-----------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																		
<p>自治会館建設資金利子補給金</p> <p>【目的】 自治会館建設等(新築、工事額が50万円以上の改築及び増築)に対し資金の融資の斡旋及び利子補給を行うことで、自治会活動に寄与するものである。</p> <p>【補助金の額】 利子補給は、融資額600万円を限度とし、年利3パーセント以内で7年の元金均等償還で算出した額を限度に補助金を交付する。</p> <p>【実績】</p> <table border="1"> <tr><td>平成13年度</td><td>13自治会</td></tr> <tr><td></td><td>952,616円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>12自治会</td></tr> <tr><td></td><td>983,016円</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>10自治会</td></tr> <tr><td></td><td>764,494円</td></tr> </table>	平成13年度	13自治会		952,616円	平成14年度	12自治会		983,016円	平成15年度	10自治会		764,494円	<p>公民館建設費補助金交付規程</p> <p>【目的】 生涯教育の振興を図るため、地方自治法第260条の2に基づく地縁による団体として町長の許可を受けた区の公民館等の集会施設を新築又は増改築する区に対して補助金を交付する。</p> <p>【補助対象事業】 新築、増改築建物の面積は30㎡以上 会議集会及び学習・実習に必要な施設 水道、便所を完備</p> <p>【補助金の額】 1/3以内、限度額500万円 移転補償に伴うものは、実建設費から補償額等を差し引いた額の1/3以内、限度額500万円</p> <p>【実績】</p> <table border="1"> <tr><td>平成13年度</td><td>1区</td><td>5,000千円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>1区</td><td>5,000千円</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>なし</td><td></td></tr> <tr><td>平成16年度計画</td><td>1区</td><td>5,000千円</td></tr> </table> <p>過疎対策事業債を適用 (70%交付税算入)</p>	平成13年度	1区	5,000千円	平成14年度	1区	5,000千円	平成15年度	なし		平成16年度計画	1区	5,000千円	<p>自治会集会施設整備事業補助金)</p> <p>【目的】 自治会(地縁団体の認可を受けた自治会に限る。)に対して集会施設を整備することで、自治会活動に寄与するもの。</p> <p>【補助金の額】</p> <table border="1"> <tr><td>建物</td><td>1/2以内</td><td>限度額 1,000万円</td></tr> <tr><td>用地</td><td>1/2以内</td><td>限度額 500万円</td></tr> </table> <p>【実績】</p> <table border="1"> <tr><td>平成13年度</td><td>1自治会</td><td>6,032千円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>なし</td><td></td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>2自治会</td><td>8,291千円</td></tr> <tr><td>平成16年度計画</td><td>3自治会</td><td>26,000千円</td></tr> </table> <p>過疎対策事業債を適用 (70%交付税算入)</p>	建物	1/2以内	限度額 1,000万円	用地	1/2以内	限度額 500万円	平成13年度	1自治会	6,032千円	平成14年度	なし		平成15年度	2自治会	8,291千円	平成16年度計画	3自治会	26,000千円	<p>集会施設整備費補助金</p> <p>【目的】 集落における地域活動の活性化を促進するため、拠点となる集会施設の整備に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【補助金の額】</p> <table border="1"> <tr><td>新築</td><td>一律</td><td>500万円</td></tr> <tr><td>増築</td><td>1/2以内</td><td>限度額 125万円</td></tr> <tr><td>改修</td><td>1/2以内</td><td>限度額 100万円</td></tr> <tr><td>備品</td><td>1/2以内</td><td>限度額 50万円</td></tr> </table> <p>【実績】</p> <table border="1"> <tr><td>平成13年度</td><td>5集落</td><td>1,634千円</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>10集落</td><td>12,937千円</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>10集落</td><td>17,044千円</td></tr> <tr><td>平成16年度計画</td><td>11集落</td><td>19,500千円</td></tr> </table> <p>過疎対策事業債を適用 (70%交付税算入)</p>	新築	一律	500万円	増築	1/2以内	限度額 125万円	改修	1/2以内	限度額 100万円	備品	1/2以内	限度額 50万円	平成13年度	5集落	1,634千円	平成14年度	10集落	12,937千円	平成15年度	10集落	17,044千円	平成16年度計画	11集落	19,500千円	<p>合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、現在過疎指定を受け、過疎計画で取り組んでいく八幡町、松山町及び平田町の集会施設の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。</p> <p>新市自治会集会施設建設整備事業補助基準(案)</p> <p>1 新築(新設を含む)に係る補助率及び補助金額 建設に要する経費の2分の1 限度額 200万円 ただし、他の公的補助を併せて受ける場合は、補助金等の合計金額が経費の2分の1若しくは200万円を超えない範囲で交付する。</p> <p>2 増改築に係る補助率及び補助金額 建設に要する経費の2分の1 限度額 100万円 ただし、他の公的補助を併せて受ける場合は、補助金等の合計金額が経費の2分の1若しくは100万円を超えない範囲で交付する。</p> <p>用地費、備品費は建設に要する経費には含まないものとする。</p>
平成13年度	13自治会																																																																					
	952,616円																																																																					
平成14年度	12自治会																																																																					
	983,016円																																																																					
平成15年度	10自治会																																																																					
	764,494円																																																																					
平成13年度	1区	5,000千円																																																																				
平成14年度	1区	5,000千円																																																																				
平成15年度	なし																																																																					
平成16年度計画	1区	5,000千円																																																																				
建物	1/2以内	限度額 1,000万円																																																																				
用地	1/2以内	限度額 500万円																																																																				
平成13年度	1自治会	6,032千円																																																																				
平成14年度	なし																																																																					
平成15年度	2自治会	8,291千円																																																																				
平成16年度計画	3自治会	26,000千円																																																																				
新築	一律	500万円																																																																				
増築	1/2以内	限度額 125万円																																																																				
改修	1/2以内	限度額 100万円																																																																				
備品	1/2以内	限度額 50万円																																																																				
平成13年度	5集落	1,634千円																																																																				
平成14年度	10集落	12,937千円																																																																				
平成15年度	10集落	17,044千円																																																																				
平成16年度計画	11集落	19,500千円																																																																				

協議第 2 2 号

協定項目 2 4 - (5)

環境関係事業の取扱いについて

環境関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

環境関係事業の取扱いについて

- (1) ごみの収集区域、収集回数、収集方法、分別方法については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
- (2) 粗大ごみの収集方法、処理手数料については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
- (3) し尿の収集区域、収集方法、収集手数料については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
- (4) 環境対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、環境基本計画については、合併後に策定する。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(5)	環境関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1)ごみの収集区域、収集回数、収集方法、分別方法については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

所管部会・分科会	市民生活部会・環境保全分科会
----------	----------------

1市3町ごみの分別及び収集状況

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針	
可燃物	1. 収集体制	業者委託	業者委託	業者委託	ごみの収集区域、収集回数、収集方法、分別方法については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。 合併後に収集ブロックの見直し、委託料の積算及び業者選定の統一に向けて協議する。	
	2. 収集回数	週2回	週2回	週2回		
	3. 収集方法	ごみステーション方式	ごみステーション方式	ごみステーション方式		
	4. 収集区域	11ブロック	2ブロック	1ブロック		2ブロック
	5. 委託業者数	7	1	1		1
	6. 収集委託料(平成15年度決算)	40,635千円	6,741千円(不燃物含む)	8,370千円		6,587千円
不燃物	1. 分別方法	資源物 ペットボトル 埋立ごみ	資源物 ペットボトル 埋立ごみ	資源物 ペットボトル 埋立ごみ		資源物 ペットボトル 埋立ごみ
	2. 収集体制	業者委託	業者委託	業者委託		業者委託
	3. 収集回数	資源物 2週1回 ペットボトル 4週1回 埋立ごみ 4週1回	資源物 2週1回 ペットボトル 4週1回 埋立ごみ 4週1回	資源物 月1回 ペットボトル 月1回 埋立ごみ 月1回		資源物 月1回 ペットボトル 月1回 埋立ごみ 月1回
	4. 収集方法	ごみステーション方式	ごみステーション方式	ごみステーション方式		ごみステーション式
	5. 収集区域	3ブロック	2ブロック	3ブロック		2ブロック
	6. 委託業者数	3	1	1		1
	7. 収集委託料(平成15年度決算)	138,464千円	6,741千円(可燃物含む)	1,898千円	1,820千円	
紙類資源	1. 種類	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙	該当なし	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙	
	2. 収集体制	業者委託	業者委託		業者委託	
	3. 収集回数	月1回	2カ月1回		月1回	
	4. 収集方法	ごみステーション方式	拠点方式		ごみステーション方式	
	5. 収集区域	15ブロック	1ブロック		2ブロック	
	6. 委託業者数	1(酒田資源リサイクル協議会)	1		1	
	7. 収集委託料(平成15年度決算)	6,097千円(報償金)	407千円(報償金)平成16年9月で廃止		254千円(平成15年8月から実施)	
ステーション状況	1. ステーション数	1,500ヶ所	88ヶ所	46ヶ所	97ヶ所	
	2. 管理方法	自治会管理	自治会管理	自治会管理	地区(自治組織)管理	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(5)	環境関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2)粗大ごみの収集方法、処理手数料については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

		所管部会・分科会		市民生活部会・環境保全分科会		
1市3町粗大ごみの収集状況						
項	目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
粗 大 ご み	1. 収集体制	市の職員が直営収集	八幡町衛生組織連合会から委託を受けた許可業者が収集	松山町衛生組織連合会から委託を受けた許可業者が収集	平田町公衆衛生連合会から委託を受けた許可業者が収集	粗大ごみの収集方法、処理手数料については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。 合併後5年以内に酒田市の直営収集を廃止し、民間委託に移行する。
	2. 収集方法	戸別収集	ごみステーション方式	ごみステーション方式	ごみステーション方式	
	3. 申込方法	電話で環境衛生課に申込	八幡町衛生組織連合会に申込	松山町衛生組織連合会に申込	平田町公衆衛生連合会に申込	
	4. 収集回数	随時	年2回	年2回	年2回	
	5. ごみ処理手数料	<p>200円 アンテナ、衣装ケース、椅子、カラボックス、こたつ板(小)、座椅子、三輪車、照明器具、スコップ、スツケス、スピカ、扇風機、掃除機、トタン(3枚)、戸類(1枚)、柱時計、ふとん、歩行器、ポリ容器、マットレス、ごみ袋(3袋)、アンブ、一輪車(作業用)、乳母車、ガスレンジ、カベット、こたつ板(大)、米びつ、ゴルフバック、サマベッド、自転車(小)、瞬間湯沸器、除湿機、食器乾燥機、炊飯器、姿見、スノダンブ、畳(1枚)、テーブル(小)、電気こたつ(小)、ビデオデッキ、火鉢、ふとん(1枚)、噴霧機(肩掛式)、物干し台、ラジカセ、ワプロ</p> <p>400円 編物機、脚立、鏡台、健康器具、水槽(小)、スキ板、ストフ、チャイルドシート、はしご、ベビベット、ホムタンク(100リットル以下)、ミシン(卓上式)、犬小屋、衣類乾燥機、液晶テレビ(小)、応接用椅子(1人掛)、こたつ(大)、自転車(大)、ステレオ(小)、机、テーブル(大)、電子レンジ、風呂釜、餅つき器</p> <p>800円 オルガン、水槽(大)、ミシン(足踏式)、洗面台、流し台、液晶テレビ(大)、応接用椅子(2人掛以上)、下駄箱(小)、サイドボード(小)、書棚(小)、食器棚(小)、タンス(小)、シングルベッド、ホムタンク(101リットル以上200リットル以下)、リヤカ、冷凍庫(小)</p> <p>1,200円 下駄箱(大)、サイドボード(大)、書棚(大)、食器棚(大)、ステレオ(大)、タンス(大)、マッサージ機、冷凍庫(大)</p> <p>2,000円 エレクトン、ダブルベット、ホムタンク(201リットル以上)、物置(1坪以下で解体したもの)</p>	<p>大 1,000円 小 500円</p>	<p>大 800円 小 500円</p>	<p>大 800円 小 600円</p>	
	6. 手数料の徴収方法	収集時に職員が徴収	申込時に区長、又は環境衛生指導員が徴収	申込時に衛生組織連合会が徴収	申込時に地区衛生委員が徴収	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(5) 環境関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (3) し尿の収集区域、収集方法、収集手数料については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

所管部会・分科会 市民生活部会・環境保全分科会

1市3町し尿の収集状況

項 目		酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町	調整方針
し尿の収集	1. 収集方法	許可業者が収集 飛鳥地区は業者委託	許可業者が収集	許可業者が収集	許可業者が収集	し尿の収集区域、収集方法、収集手数料については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。 合併後にし尿収集手数料の統一に向けて協議する。
	2. 収集区域	2ブロック	2ブロック	1ブロック	1ブロック	
	3. し尿収集業者数	2	2	1	1	
	4. 収集手数料 (従量制: 18L当り)	190円	220円	220円	220円	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (5)	環境関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(4) 環境対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、環境基本計画については、合併後に策定する。

1市3町環境対策事業

所管部会・分科会	市民生活部会・環境保全分科会
----------	----------------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
環境調査	1. 目的	該当なし	生活雑排水が流入する用水路及び河川の水質等の環境現況を把握する。	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。 合併後に新市全体の環境調査の見直しを図る。
	2. 内容				
公害防止協定	1. 目的	該当なし	環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、事業活動に伴う環境汚染を未然に防止するため、事業者との合意のもとに環境保全協定(公害防止協定)を締結する。	環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、事業活動に伴う環境汚染を未然に防止するため、事業者との合意のもとに環境保全協定(公害防止協定)を締結する。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	2. 内容				
ダイオキシン対策	1. 目的	廃棄物処理法の改正に伴い使用できなくなった家庭用の簡易焼却炉を回収する。	廃棄物処理法の改正に伴い使用できなくなった家庭用の簡易焼却炉を回収する。	廃棄物処理法の改正に伴い使用できなくなった家庭用の簡易焼却炉を回収する。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	2. 内容				
状況に関する苦情処理	1. 目的	事業活動や日常生活に起因する公害苦情相談に対応する。	事業活動や日常生活に起因する公害苦情相談に対応する。	事業活動や日常生活に起因する公害苦情相談に対応する。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	2. 内容				
環境基本計画	1. 策定月日	平成14年度から平成16年度までの3カ年で策定中	未策定	未策定	現在策定中の酒田市環境基本計画を尊重しながら、合併後新市の環境基本計画を策定する。
	2. 目標年次				
	3. 計画目標				

協議第 2 3 号

協定項目 2 4 - (6)

住民窓口業務の取扱いについて

住民窓口業務の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

住民窓口業務の取扱いについて

- (1) 窓口業務については、原則として現行のとおりとする。
- (2) 閉庁時の窓口業務については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。
- (3) 窓口手数料については、各市町で差異のない手数料については現行のとおりとし、差異ある手数料については合併時に酒田市の例により統一する。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(6)	住民窓口業務の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 窓口業務については、原則として現行のとおりとする。 (2) 閉庁時の窓口業務については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。

	所管部会・分科会	市民生活部会・住民分科会
--	----------	--------------

1市3町住民窓口業務の現状

	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
(1) 主な住民窓口業務					
1	原動機付自転車等の標識交付	原動機付自転車等の標識交付	原動機付自転車等の標識交付	原動機付自転車等の標識交付	窓口業務については、原則として現行のとおりとする。
2	住民票の発行(52,932通)	住民票の発行(3,003通)	住民票の発行(2,184通)	住民票の発行(3,137通)	
3	住民票の異動受付	住民票の異動受付	住民票の異動受付	住民票の異動受付	
4	税関係証明	税関係証明	税関係証明	税関係証明	
5	印鑑登録・証明発行(44,340通)	印鑑登録・証明発行(3,003通)	印鑑登録・証明発行(2,303通)	印鑑登録・証明発行(2,949通)	
6	外国人登録(605人)	外国人登録(67人)	外国人登録(23人)	外国人登録(10人)	
7	戸籍謄抄本の発行(29,233通)	戸籍謄抄本の発行(2,508通)	戸籍謄抄本の発行(2,078通)	戸籍謄抄本の発行(1,952通)	
8	戸籍届出書の受理	戸籍届出書の受理	戸籍届出書の受理	戸籍届出書の受理	
9	埋火葬許可	埋火葬許可	埋火葬許可	埋火葬許可	
10	葬祭場使用許可	葬祭場使用許可	-	-	
11	自動車の臨時運行許可(1,073両)	自動車の臨時運行許可(113両)	-	-	
12	国民健康保険証の異動	国民健康保険証の異動	国民健康保険証の異動	国民健康保険証の異動	
13	国民健康保険証の再交付	国民健康保険証の再交付	国民健康保険証の再交付	国民健康保険証の再交付	
14	葬祭費及び出産一時金の交付	葬祭費及び出産一時金の交付	葬祭費及び出産一時金の交付	葬祭費及び出産一時金の交付	
15	転入学通知書の発行	転入学通知書の発行	転入学通知書の発行	転入学通知書の発行	
16	住居表示	-	-	-	

(2) 閉庁時の窓口業務					
	<p>時間内に来庁できない市民を対象に住民票の写し等の交付について、電話予約を受け土、日の午前中に酒田市総合文化センターで交付している。</p> <p>年末における窓口業務を例年12月29日から12月30日まで午前9時から午後3時まで窓口時間を延長し、住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録並びに証明書等の事務を取り扱っている。</p>	-	-	<p>毎週月曜日(月曜日が祝祭日の場合は火曜日)は窓口及び税務職員2名により取扱時間は午後6時30分まで延長している。</p> <p>年末における窓口業務を平成15年より12月29日から12月30日まで午前8時30分から12時まで窓口時間を延長し、住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録並びに証明書等の事務を取り扱っている。</p>	閉庁時の窓口業務については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。

1. ()内は平成15年度決算の件数です。
2. 印鑑登録・証明発行の()内は印鑑証明の交付件数です。
3. 外国人登録の()内は平成16年3月31日現在の外国人登録者数です。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(6)	住民窓口業務の取扱いについて
調整方針(案)	(3) 窓口手数料については、各市町で差異のない手数料については現行のとおりとし、差異ある手数料については合併時に酒田市の例により統一する。

所管部会・分科会 市民生活部会・住民分科会

1市3町住民窓口手数料の現状

	項 目	数量	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
1	戸籍謄本・抄本交付	1通	450円	450円	450円	450円	各市町で差異のない手数料は現行のとおりとする。
2	戸籍記載事項証明	1件	350円	350円	350円	350円	
3	除籍謄本・抄本交付	1通	750円	750円	750円	750円	
4	除籍記載事項証明	1件	450円	450円	450円	450円	
5	戸籍届出・受理証明書交付	1通	350円	350円	350円	350円	
	(法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合)	1通	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	
6	戸籍届出閲覧	1件	350円	350円	350円	350円	各市町で差異のある手数料は合併時に酒田市の例による。
7	自動車臨時運行許可	1両	750円	750円	-	-	
8	住宅用家屋証明申請	1通	1,300円	1,300円	400円	300円	
9	住民基本台帳の閲覧	1世帯	200円	200円	300円	200円	
10	住民票の写し交付	1通	400円	300円	400円	300円	
11	住民票の写しの広域交付	1通	400円	300円	400円	300円	
12	戸籍附票の写し	1通	400円	300円	400円	300円	
13	住民基本台帳記載事項証明	1通	400円	300円	400円	300円	
14	住民基本台帳カード交付	1件	400円	500円	500円	500円	
15	印鑑登録証の交付	1件	400円	300円	無料	無料	
16	印鑑登録証の再交付	1件	400円	300円	1,000円	300円	
17	印鑑登録証明	1通	400円	300円	400円	300円	
18	身分証明	1通	400円	300円	400円	300円	
19	年金現況証明	1通	無料	300円	400円	200円	
20	その他証明(外国人登録原票記載事項証明、外国人登録原票の写し、不在籍証明、廃業証明、所在地証明等)	1通	400円	300円	400円	300円	

1. 1～8は、交付手数料の標準に関する政令に定めるものです。

2. 10の住民票の写し交付は、八幡町が5人まで300円で6人以上400円、平田町が5人まで300円で1人増す毎につき50円です。

協議第 2 4 号

協定項目 2 4 - (7)

保健衛生関係事業の取扱いについて

保健衛生関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

保健衛生関係事業の取扱いについて

[保健関係事業]

- (1) 各種成人健康診査については、合併時に統一した方法で実施する。
- (2) 乳幼児の各種集団健康診査、各種集団予防接種事業については、当面、現市町単位でそれぞれ現行のとおりとし、合併後に調整し、統一した内容で実施する。

[衛生関係事業]

- (1) 火葬場の使用料については、有料とし、合併時に統一する。
- (2) 公営墓地の永代使用料及び管理料については、酒田市の例による。

[診療所]

診療所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域医療の動向等を踏まえ運営のあり方を検討する。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(7)	保健衛生関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[保健関係事業] (1) 各種成人健康診査については、合併時に統一した方法で実施する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 健康分科会

成人健康診査事業

項目	調整方針	現行				備考		
		酒田市	八幡町	松山町	平田町			
集団								
基本								
必須 国保	国保、国保外区別せず、4項目全て。希望により省くことができる。眼底理学なし。	1,200	400	1,000		500		
必須 国保以外								
選択 心電図					500			
選択 眼底			800	300		0		
選択 貧血								
選択 ヘモグロビンA1c								
肝炎ウイルス(C+B)		800	800	800	0	0		
(Cのみ)	現行どおり実施	700	700	700	0	0		
(Bのみ)		200	200	200	0	0		
胃がん	現行どおり実施	1,000	1,000	1,250	1,030	1,000		
子宮がん	現行どおり実施	1,000	1,000	1,100	1,030	1,000	体部なし	
乳がん	現行どおり実施	500	300	500	500	400	マンモ車を協会へ	
マンモ	現行どおり実施	900		1,000		2,000		
肺がん(読影のみ)	酒田松山方式	0	0	1,000	0	800		
(読影+喀痰)		1,000	700	1,000	900	800		
大腸がん	現行どおり実施	500	500	600	300	400		
前立腺がん	現行どおり実施	700				600		
歯周疾患健診(含む咬合力)	酒田方式	400	400	0		1,000	咬合力実施の場合のみ400円	
骨粗しょう症検診	酒田方式	700	700					
若年者健診 基本診	酒田方式	1,200	1,200	0		0		

集団検診の会場は、基本的に現行のとおりとするが受診は管内どこの会場でもできるものとする。
金額は、個人負担金

項目	調整方針	現行				備考	
		酒田市	八幡町	松山町	平田町		
個別							
基本	現行どおり実施	1,800	1,800			500	
肝炎ウイルス(C+B)		1,200 (1,800)	1,200			0	()は二次
(Cのみ)	現行どおり実施	1,100 (1,700)	1,100			0	
(Bのみ)		600 (1,200)	600			0	
胃がん(ペプシノゲン)	実施しない					1,000	
子宮がん(頸部のみ)	現行どおり実施	1,500	1,500	3,574	1,030	1,000	
(頸部+体部)		2,200	2,200				
乳がん	現行どおり実施	600	600	1,158	500	400	
マンモ	推進の方向						
大腸がん	実施しない					500	
一日人間ドック	検診センター、市立酒田病院、本間病院、八幡病院、今後できる病院があれば加える						
基本 必須 国保	現行どおり実施	6,000	1,200		3,450		
必須 国保以外			7,020		6,010		
肝炎ウイルス(C+B)		800	800	800	0	0	
(Cのみ)	現行どおり実施	700	800	700	0	0	
(Bのみ)		200	0	200	0	0	
胃がん	現行どおり実施	1,000	1,200	9,000	1,030	国保	
大腸がん	現行どおり実施	500	650		300	男 5,000	
肺がん(胸部X線)	現行どおり実施	0	0		0	女 6,000	
肺がん(喀痰あり)	現行どおり実施	1,100	1,100		900	国保以外	
子宮がん	現行どおり実施	1,000	1,100		1,030	男 6,000	
乳がん	現行どおり実施	500	400		500	女 7,000	
マンモ(国保)	国保、国保外	900	0		全額自己	2,000	
マンモ(国保以外)	区別せず		1,000			2,000	
前立腺がん	実施する	700				600	
腹部エコー	全額個人負担	4,200					

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (7)	保健衛生関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[保健関係事業] (2) 乳幼児の各種集団健康診査、各種予防接種事業については、当面、現市町単位でそれぞれ現行のとおりとし、合併後に調整し、統一した内容で実施する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 健康分科会

1. 乳幼児の各種集団健康診査

(1). 乳幼児健康診査

記載項目		酒田市	八幡町	松山町	平田町
種類・実施回数	現行	3か月児健康診査 年24回	4か月児健康診査 年6回	乳児(3~4か月)健診 年6回	3か月児健康診査 年6回
実施場所		9か月児健康相談 年24回	10か月児健康相談 年6回	乳児(9~10か月)健診 年6回	9か月児健康相談 年6回
各健診の対象者数		1歳6か月児健康診査 年24回	同左 年3回	同左	同左 年4回
		3歳児健康診査 年24回	同左 年3回	同左 年2回	同左 年3回
		酒田市民健康センター	八幡町保健センター (3歳児健診は中央公民館)	松山町健康福祉センター	平田町健康福祉センター
		約 900人 (38人/回)	約 60人 (10~20人/回)	約 40人 (7~20人/回)	約 50人 (8~17人/回)

(2). 乳幼児歯科健康診査

記載項目		酒田市	八幡町	松山町	平田町
種類・実施回数	現行	2歳児歯科健診 年3回	2歳児健康相談(歯科健診) 年3回	2歳児歯科健診 年4回	1歳児歯科健診 年4回
実施場所				2歳6か月児歯科健診 年4回	2歳児歯科健診 年4回
各健診の対象者数				同日開催	2歳6か月児歯科健診 年4回
		酒田市民健康センター	八幡町保健センター	松山町健康福祉センター	平田町健康福祉センター
	約 120人 (40人/回) 募集定員	約 60人 (20人/回)	約 40人 (10人/回)	約 50人 (13人/回)	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (7)	保健衛生関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[保健関係事業] (2) 乳幼児の各種集団健康診査、各種予防接種事業については、当面、現市町単位でそれぞれ現行のとおりとし、合併後に調整し、統一した内容で実施する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 健康分科会

2. 結核予防事業

記載項目		酒田市	八幡町	松山町	平田町
定期の予防接種 実施場所 各接種対象者数	現行	ツベルクリン反応検査	同左 各年4回	同左 各年3回	同左 各年2回
		BCG接種 各年9回			
		酒田市民健康センター	八幡町保健センター	松山町健康福祉センター	平田町健康福祉センター
		約 900人 (100人/回)	約 60人 (15人/回)	約 40人 (13人/回)	約 50人 (25人/回)

3. 予防接種事業

記載項目		酒田市	八幡町	松山町	平田町
個別接種の種類 実施場所 費用	現行	三種混合(二種混合含む)、麻しん、風しん、日本脳炎、インフルエンザ			
		予防接種協力医療機関			
		インフルエンザ/医療機関が定める接種料金から1,500円を差し引いた額			
				麻しん/1,000円	
				日本脳炎/1回300円	
	調整方針	三種混合(二種混合含む)、麻しん、風しん、日本脳炎、インフルエンザ、ジフテリア			
		予防接種協力医療機関			
		インフルエンザ/医療機関が定める接種料金から1,500円を差し引いた額			
		インフルエンザ以外は無料			
集団接種の種類 実施回数 実施場所 費用	現行	ポリオ 年16回	ポリオ 年4回	ポリオ 年4回	ポリオ 年4回
		ジフテリア 年21回	ジフテリア 年4回	ジフテリア 年3回	ジフテリア 年3回
		ポリオ/酒田市民健康センター	ポリオ/町立八幡病院	ポリオ/松山町健康福祉センター	ポリオ/平田町健康福祉センター
		ジフテリア/各小学校	ジフテリア/各小学校	ジフテリア/各小学校	ジフテリア/各小学校
		無 料			
	調整方針	ポリオについては、現行のとおり実施する。ジフテリアについては、個別に医療機関で実施する。			
		無 料			

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (7)		保健衛生事業の取扱いについて		所管部会・分科会		市民生活部会・環境保全分科会		
調整方針(案)		[衛生関係事業] (1)火葬場の使用料については、有料とし、合併時に統一する。 (2)公営墓地の永代使用料及び管理料については、酒田市の例による。						
項 目		酒 田 市		八 幡 町		調 整 方 針		
火葬場の施設	名 称	酒田市営葬祭場	酒田市営飛鳥葬祭場	八幡町立斎場		各火葬場で使用料体系に違いがある。酒田市は、市内に居住する者は無料とし、市外に居住する者は有料にしているが、八幡町は町内に居住する者についても有料としている。合併時には、市内に居住する者も有料とする。 使用料については、市内に居住する13歳以上は5千円、市外に居住する13歳以上は2万円を基本とし、合併時に統一する。		
	運営形態	市単独	市単独	町単独				
	建築年度	昭和51年度	昭和41年度	平成元年度				
	炉 数	火葬炉：4炉 汚物炉：1炉	火葬炉：1炉	火葬炉：1炉 汚物炉：1炉				
	施設概要	燃 料：白灯油 火葬時間：約90分 建物構造：非木造 主な施設：待合室(和室3室含)、炉前ホール 告別室	燃 料：重油 火葬時間：120分 建物構造：非木造 主な施設：なし	燃 料：灯油 火葬時間：120分 建物構造：非木造 主な施設：待合室2室、 ホール、告別室				
	施設管理経費(管理委託料、光熱水費等を含む)(平成15年度決算)		24,193千円	87千円	5,567千円			
	年間利用件数 (平成15年度実績)	市町内	971人	1人	91人			
市町外		118人	0人	2人				
計		1,089人	1人	93人				
火葬場の使用料	13歳以上の者(八幡町は15歳以上の者)	市町内	無 料	10,000円				
		(溺死体の場合3割増)		-				
		市町外	16,000円	30,000円				
	13歳未満の者(八幡町は15歳未満の者)	市町内	無 料	5,000円				
		(溺死体の場合3割増)		-				
		市町外	9,800円	25,000円				
	死産胎児	市町内	無 料	-				
		(溺死体の場合3割増)		-				
		市町外	8,000円	-				
	人体の一部	市町内	無 料	5,000円				
		(溺死体の場合3割増)		-				
		市町外	8,000円	15,000円				
	胎盤	市町内	500円	-				
		市町外	1,000円	-				
使用料の状況(平成15年度決算)	市町内	-	845,000円					
	市町外	2,453,900円	60,000円					
公営墓地	名 称	酒田市やすらぎ霊園		酒田市のやすらぎ霊園は、昭和56年から東平田の丘陵地に墓地造成し、昭和58年から供用開始した。平成8年に632区画の墓地が全て使用許可を完了したことから、今後の墓地需用に備えていくため、平成9年から二期目の墓地造成に着手し、段階的に220区画を整備した。 永代使用料及び管理料については、酒田市の例により現行のまま新市に引き継ぐことにした。				
	所 在 地	酒田市大字生石字大森山273番地						
	区 画 数	852区画						
	使用者の資格	酒田市に住所を有すること 酒田市に本籍を有すること						
	管理業務委託料(平成15年度決算)	3,457千円(繰出金等を除く)						
	永代使用料(申請時に1度だけ納付)	4平方メートル 220,000円 6平方メートル 320,000円						
	管理料(毎年納付、納入期限4月30日)	4平方メートル 2,184円 6平方メートル 3,276円						
松山町、平田町については、該当がないため未掲載です。								

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (7)	保健衛生関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[診療所] (1) 診療所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域医療の動向等を踏まえ運営のあり方を検討する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 健康分科会

酒田市	松山町	平田町	調整方針																																																																
<p>市立酒田病院飛島診療所 設置場所 酒田市飛島字勝浦甲66</p> <p>診療科目 内科、外科 職員数(平成16年4月1日現在) 医師1人、看護師2人 合計 3人 患者数(平成15年度) 外来2,575人 決算の状況(平成15年度)</p> <table border="0"> <tr><td>歳入</td><td>42,394千円</td></tr> <tr><td>診療収入</td><td>9,068千円</td></tr> <tr><td>一般会計繰入金</td><td>19,459千円</td></tr> <tr><td>県補助金</td><td>13,421千円</td></tr> <tr><td>その他収入</td><td>446千円</td></tr> <tr><td>歳出</td><td>42,394千円</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>38,195千円</td></tr> <tr><td>医療事業費</td><td>3,782千円</td></tr> <tr><td>研究研修費</td><td>83千円</td></tr> <tr><td>公債費</td><td>334千円</td></tr> </table> <p>地方債の残高(平成17年度以降償還総額) 1,905千円</p> <p>常駐の医師がいない無医村であった飛島に、昭和34年3月に飛島診療所が開設され、以来今日に至るまで島民の健康保持に必要な医療を提供している。 現在は、市立酒田病院の分院として業務をおこなっており、現施設は昭和62年10月に竣工したものである。</p>	歳入	42,394千円	診療収入	9,068千円	一般会計繰入金	19,459千円	県補助金	13,421千円	その他収入	446千円	歳出	42,394千円	事業費	38,195千円	医療事業費	3,782千円	研究研修費	83千円	公債費	334千円	<p>松山町国民健康保険診療所 設置場所 松山診療所 松山町字西田8番地の1 地見興屋診療所 松山町大字地見興屋字前割7番地の2 地見興屋診療所には、週1回の出張診療 診療科目 内科、外科 職員数(平成16年4月1日現在) 医師1人、准看護師2人(内1人は嘱託) 事務2人(内1人は兼務、1人は派遣) 合計5人 患者数(平成15年度)外来松診7,750人 地診265人 決算の状況(平成15年度)</p> <table border="0"> <tr><td>歳入</td><td>119,713千円</td></tr> <tr><td>診療収入</td><td>75,686千円</td></tr> <tr><td>一般会計繰入金</td><td>12,520千円</td></tr> <tr><td>基金繰入金</td><td>20,382千円</td></tr> <tr><td>繰越金</td><td>8,298千円</td></tr> <tr><td>その他収入</td><td>2,827千円</td></tr> <tr><td>歳出</td><td>112,397千円</td></tr> <tr><td>総務費</td><td>49,180千円</td></tr> <tr><td>医業費</td><td>42,373千円</td></tr> <tr><td>基金積立金</td><td>8,324千円</td></tr> <tr><td>公債費</td><td>12,520千円</td></tr> </table> <p>地方債の残高(平成17年度以降償還総額) 16,205千円</p> <p>地域の医療・保健・福祉の拠点施設として整備された健康福祉センターに併設する形で平成5年度に整備、複合的サービスの医療部分を担っている。 松山町の唯一の医療機関となっており、地域に必要不可欠なものとなっている。</p>	歳入	119,713千円	診療収入	75,686千円	一般会計繰入金	12,520千円	基金繰入金	20,382千円	繰越金	8,298千円	その他収入	2,827千円	歳出	112,397千円	総務費	49,180千円	医業費	42,373千円	基金積立金	8,324千円	公債費	12,520千円	<p>平田診療所 設置場所 平田町大字飛鳥字契約場35番地</p> <p>診療科目 内科 職員数(平成16年4月1日現在) 医師1人、看護師2人、事務1人(兼務) 医療事務1人(嘱託) 合計 5人 患者数(平成15年度) 外来6,563人 決算の状況(平成15年度)</p> <table border="0"> <tr><td>歳入</td><td>49,536千円</td></tr> <tr><td>診療収入</td><td>29,545千円</td></tr> <tr><td>一般会計繰入金</td><td>11,577千円</td></tr> <tr><td>基金繰入金</td><td>千円</td></tr> <tr><td>繰越金</td><td>5,787千円</td></tr> <tr><td>その他収入</td><td>2,627千円</td></tr> <tr><td>歳出</td><td>44,090千円</td></tr> <tr><td>総務費</td><td>37,219千円</td></tr> <tr><td>医業費</td><td>6,771千円</td></tr> <tr><td>基金積立金</td><td>100千円</td></tr> <tr><td>公債費</td><td>0千円</td></tr> </table> <p>(一般会計に計上) 地方債の残高(平成17年度以降償還総額) 146,470千円</p> <p>地域の医療・保健・福祉の拠点施設として整備された健康福祉センターに併設する形で平成12年度に整備、複合的サービスの医療部分を担っている。 山間部住民や交通弱者である高齢者に対して平等な医療機会を提供している。</p>	歳入	49,536千円	診療収入	29,545千円	一般会計繰入金	11,577千円	基金繰入金	千円	繰越金	5,787千円	その他収入	2,627千円	歳出	44,090千円	総務費	37,219千円	医業費	6,771千円	基金積立金	100千円	公債費	0千円	<p>診療所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域医療の動向等を踏まえ運営のあり方を検討する。</p>
歳入	42,394千円																																																																		
診療収入	9,068千円																																																																		
一般会計繰入金	19,459千円																																																																		
県補助金	13,421千円																																																																		
その他収入	446千円																																																																		
歳出	42,394千円																																																																		
事業費	38,195千円																																																																		
医療事業費	3,782千円																																																																		
研究研修費	83千円																																																																		
公債費	334千円																																																																		
歳入	119,713千円																																																																		
診療収入	75,686千円																																																																		
一般会計繰入金	12,520千円																																																																		
基金繰入金	20,382千円																																																																		
繰越金	8,298千円																																																																		
その他収入	2,827千円																																																																		
歳出	112,397千円																																																																		
総務費	49,180千円																																																																		
医業費	42,373千円																																																																		
基金積立金	8,324千円																																																																		
公債費	12,520千円																																																																		
歳入	49,536千円																																																																		
診療収入	29,545千円																																																																		
一般会計繰入金	11,577千円																																																																		
基金繰入金	千円																																																																		
繰越金	5,787千円																																																																		
その他収入	2,627千円																																																																		
歳出	44,090千円																																																																		
総務費	37,219千円																																																																		
医業費	6,771千円																																																																		
基金積立金	100千円																																																																		
公債費	0千円																																																																		

協議第 2 5 号

協定項目 2 4 - (8)

病院関係事業の取扱いについて

病院関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

病院関係事業の取扱いについて

市立酒田病院と町立八幡病院については、現行のとおり新市に引き継ぎ、
合併後に地域医療の動向等を踏まえ運営のあり方を検討する。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (8)	病院関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	市立酒田病院と町立八幡病院については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域医療の動向等を踏まえ運営のあり方を検討する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 病院分科会

酒田市	八幡町	調整方針
<p>市立酒田病院 酒田市千石町二丁目3番20号</p> <p>1. 病床数 400床 2. 診療科目 内科、神経内科、神経科・精神科、消化器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科 3. 職員数(16年4月1日現在の正職員) 医師39人、薬剤師12人、放射線技師9人、臨床検査技師15人、理学療法士5人、言語聴覚士1人、管理栄養士4人、心理士1人、看護師・准看護師233人、事務20人 合計339人 4. 患者数(15年度) 入院(退院含む)124,241人、外来212,667人 5. 15年度決算の状況 収益的収支 医業、医業外収益、特別利益 6,511,425千円 医業、医業外費用、特別損失 6,402,732千円 純利益 108,693千円 資本的収支 資本的収入 581,052千円 資本的支出 724,993千円 不足額 143,941千円 一般会計繰入金(補助金、負担金、出資金) 907,153千円 企業債の残高 2,267,257千円 累積損失 1,765,280千円</p>	<p>町立八幡病院 飽海郡八幡町小泉字前田37番</p> <p>1. 病床数 90床 2. 診療科目 内科、外科、リハビリテーション科 3. 職員数(16年4月1日現在の正職員) 医師4人、薬剤師2人、放射線技師1人、臨床検査技師2人、理学療法士1人、管理栄養士1人、看護師・准看護師27人、事務5人、マッサージ師2人、施設係1人 合計46人 4. 患者数(15年度) 入院(退院含む)14,007人、外来29,276人 5. 15年度決算の状況 収益的収支 医業、医業外収益、特別利益 874,681千円 医業、医業外費用、特別損失 840,294千円 純利益 34,387千円 資本的収支 資本的収入 63,721千円 資本的支出 63,721千円 不足額 0千円 一般会計繰入金(補助金、負担金、出資金) 215,519千円 企業債の残高 510,496千円 累積損失 672,857千円</p>	<p>市立酒田病院と町立八幡病院については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域医療の動向等を踏まえ運営のあり方を検討する。</p> <p>・病院事業は統合するが、会計は区分経理を行う。 ・手数料、使用料等は合併時まで調整し、可能な限り統一する。</p>

協定項目 24 - (9)

福祉関係事業の取扱いについて

福祉関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

福祉関係事業の取扱いについて

[高齢者福祉事業]

- (1) シルバー人材センターについては、合併時に統合するよう働きかける。
補助金は、国の基準に準じて交付する。
- (2) 老人クラブに対する支援については、合併時に統一した方法で実施する。
- (3) 敬老事業については、合併時に統一した方法で実施する。
- (4) 介護予防・地域支え合い事業については、国・県の制度に基づき、合併時に統一した方法で実施する。
- (5) 介護用品の支給サービス等については、酒田市の例を基本に合併までに調整する。

[児童福祉事業]

- (1) 保育所については、現行の運営方針に基づき新市に引き継ぎ、合併後においても民間移管、統合再編など、効率的な運営形態を目指すものとする。
- (2) 保育料については、現行のとおりとし、段階的に調整し、5 年を目途に統一する。
- (3) 延長保育、一時保育事業については、合併までに調整し統一した方法で実施する。
- (4) 通園バス運営事業については、地域の事情に配慮し、現在事業実施の地域では当面運行することとするが、運行形態及び個人負担について、合併後速やかに基本的統一を図る。
- (5) 子育て支援関係事業については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。

福祉関係事業の取扱いについて

[社会福祉事業]

- (1) 障害者福祉事業については、国・県の制度に基づくものは合併時から統一した方法で実施する。市・町単独で行っている事業については、地域の実情に配慮し合併までに調整する。
- (2) 地域福祉計画については、合併後速やかに策定する。
- (3) 社会福祉協議会については、合併時に統合するように働きかける。社会福祉協議会に委託している事業及び運営補助については、地域の実情に配慮しながら合併までに調整し、整理統合を図る。
- (4) 民生児童委員協議会については、現在の酒田市の連合会組織に町の協議会が加盟統合することとし、単位協議会への補助等については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。
- (5) 生活保護事業については、国・県の制度に基づき新市で実施する。
- (6) 日本赤十字社関係事務については、酒田市の例により統一して実施する。
- (7) 医療タクシー事業については、現在事業実施地域については、基本的に現行のとおりとするが、合併後速やかに見直しを図る。

[福祉医療給付事業]

- (1) 乳幼児医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。ただし、0歳児については、扶養者の所得制限なしとする。
- (2) 重度心身障害（児）者医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。ただし、国民年金障害基礎年金2級受給権者（20歳前障害のみ）については、助成事業の対象者とする。
- (3) 母子家庭等医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。

w北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	<p>[高齢者福祉事業]</p> <p>(1) シルバー人材センターについては、合併時に統合するよう働きかける。 補助金については、国の基準に準じて交付する。</p> <p>(2) 老人クラブに対する支援については、合併時に統一した方法で実施する。</p> <p>(3) 敬老事業については、合併時に統一した方法で実施する。</p>

所管部会・分科会 健康福祉部会 高齢福祉分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針	
シルバー人材センター	会員数 591 人 延就労日数 72,621 日 補助基準：国の基準に準じる。 補助金額 15,494 千円 (平成 15 年度)	会員数 159 人 延就労日数 7,531 日 補助基準：なし(事務費等補助) 補助金額 500 千円 (平成 15 年度)	会員数 119 人、 延就労日数 4,419 日 補助基準：なし(事務費等補助) 補助金額 2,000 千円 (平成 15 年度)	会員数 169 人 延就労日数 12,093 日 補助基準：なし(事務費等補助) 補助金額 300 千円 (平成 15 年度)	合併時に統合するよう働きかける。補助金は、国の基準に準じて交付する。	
老人クラブ	連合会数 1 単位クラブ数 124 会員数 7,026 人 単位クラブの構成：主に自治会単位 事務局：連合会事務局 補助基準 単位老人クラブへの補助 (均等割) @36,000+ (会員割) @250*会員数 6,221 千円(平成 15 年度) 連合会への補助(県の基準に準じる。) 194,000+(@72*会員数) 700 千円(平成 15 年度)	連合会数 1 単位クラブ数 16 会員数 1,075 人 単位クラブの構成：概ね自治会単位 事務局：社会福祉協議会 補助基準 単位老人クラブへの補助 (均等割) @3,600*12月*16ヶ年 691 千円(平成 15 年度) 連合会への補助(県の基準に準じる。) 194,000+(@72*会員数)+事業割 (特別事業実施の場合その3分の1を補助) 335 千円(平成 15 年度)	連合会数 1 単位クラブ数 4 会員数 606 人 単位クラブの構成：公民館地区単位 事務局：社会福祉協議会 補助基準 単位老人クラブへの補助 (会員割) @360*会員数 234 千円(平成 15 年度) 連合会への補助 406,000+(@72*会員数) 452 千円(平成 15 年度)	連合会数 1 単位クラブ数 13 会員数 1,070 人 単位クラブの構成：概ね公民館地区単位 事務局：社会福祉協議会 補助基準 単位老人クラブへの補助 定額 700 千円(平成 15 年度) 連合会への補助 定額 450 千円(平成 15 年度)	老人クラブに対する支援については、合併時に統一した方法で実施する。 ・ 単位老人クラブへの補助金は、現在の酒田市の例を基本に、連合会への補助は県の基準により実施する。	
敬老事業	市町主催事業	「敬老のつどい」 喜寿・米寿該当者を市民会館に招待し、式典とアトラクション等を実施。	町主催事業はなし。(平成 15 年度廃止)	「敬老会」 4 地区(公民館地区単位)に分かれて、式典とアトラクション等を実施。	「敬老会」 10 地区(公民館地区単位)に分かれて、式典とアトラクション等を実施。	敬老事業については、合併時に統一した方法で実施する。 ・ 市町主催の敬老事業は、廃止し、自治会等地域主催の敬老事業に対し、数え年 75 歳以上を対象基準に補助金を交付して支援する。 ・ 75 歳以上というのは、補助金の交付基準であり、実際の招待者の年齢は、主催団体の判断により、設定できるものとする。 ・ 補助金及び賀詞、記念品等の交付基準(額)等については、合併時まで調整する。
	敬老会開催補助	自治会等地域主催の敬老事業に対し、以下の基準により補助金を支出して支援。 対象者：数え年 77 歳以上 × 基準額：1,400 円	自治会等地域主催の敬老事業に対し、以下の基準により補助金を交付して支援。 対象者：数え年 70 歳以上 × 基準額：1,500 円	町主催事業のみ実施 対象者：数え年 75 歳以上	公民館主体の敬老事業に対し、以下の基準により負担金として支出。 対象者：数え年 75 歳以上 × 基準額：2,200 円	
	敬老祝品支給	77 歳：賀詞、記念品 88 歳：賀詞、記念品 99 歳：賀詞、記念品 100 歳以上：賀詞、記念品	80 歳：8,000 円 88 歳：賀詞 99 歳：賀詞、30,000 円 100 歳以上：賀詞、100,000 円	85 歳以上：5,000 円 88 歳：記念品 99 歳：記念品 100 歳：賀詞、100,000 円 101 歳以上：賀詞、30,000 円	77 歳：賀詞、記念品 88 歳：賀詞、記念品 99 歳：50,000 円 100 歳以上：100,000 円	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[高齢者福祉事業] (4)介護予防・地域支え合い事業については、国県の制度に基づき、合併時に統一した方法で実施する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 高齢福祉分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
外出支援サービス事業	対象者：身体状況により移動手段が限られている者の送迎 利用料：無料	対象者：生きがい活動支援通所事業への送迎 利用料：無料	対象者：生きがい活動支援通所事業への送迎 身体状況により移動手段が限られている者の送迎 65歳以上の者で移動手段が無い者の送迎 利用料：町内無料、余目・立川町片道250円、酒田市片道500円	対象者：生きがい活動支援通所事業への送迎 身体状況により移動手段が限られている者の送迎 利用料：片道150円	介護タクシーや他の交通手段等を検討し合併時まで調整し実施する。
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	対象者：おおむね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、寝具の衛生管理が困難な者 利用回数：年4回 利用料：費用の1割負担	対象者：おおむね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、寝具の衛生管理が困難な者 利用回数：年2回 利用料：費用の1割負担	対象者：おおむね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、寝具の衛生管理が困難な者 利用回数：年2回 利用料：費用の1割負担	対象者：おおむね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、寝具の衛生管理が困難な者 利用回数：年3回 利用料：260円	利用回数、利用料は合併時まで調整し、新市全域で実施する。
軽度生活援助事業	対象者：概ね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、疾病、痴呆、虚弱等の理由で作業を行うことが困難な者。 内容：居室内の清掃、買い物、除雪等の家事支援 利用料：30分110円、60分210円	実施していない。	実施していない。	対象者：概ね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、疾病、痴呆、虚弱等の理由で作業を行うことが困難な者。 内容：居室内の清掃、買い物、除雪等の家事支援 利用料：60分：80円と100円	利用料は合併時まで調整し新市全域で実施する。
訪問理美容サービス事業	対象者：概ね65歳以上で、疾病その他の理由により、理容又は美容に行くことができない者 出張費として1,000円助成 6回/年	対象者：概ね65歳以上で、疾病その他の理由により、理容又は美容に行くことができない者 出張費として1,000円助成 6回/年	実施していない。	対象者：概ね65歳以上で、疾病その他の理由により、理容又は美容に行くことができない者 出張費として1,000円助成 6回/年	酒田市、八幡町、平田町の例により新市全域で実施する。
自立者デイサービス	対象者：介護保険制度施行前にデイサービスを利用しており、要介護認定において自立と判定された者 経過措置事業。 対象範囲：市内全域 委託先：デイサービスセンター	対象者：要介護認定において自立と判定された者 対象範囲：町内全域 委託先：社会福祉協議会、デイサービスセンター	対象者：要介護認定において自立と判定された者 対象範囲：町内全域 委託先：社会福祉協議会	対象者：概ね65歳以上の単身高齢者で、家に閉じこもりがちな者 対象範囲：町内全域 委託先：デイサービスセンター	対象者の範囲や地域区分の調整を図り酒田市の例により、新市全域で実施する。
介護予防として閉じこもりを防止するサービス	公民館地区、地域単位を対象としたミニデイサービス 対象者：自立高齢者 対象範囲：公民館地区単位で市内全地区 委託先：JA庄内みどり	実施していない。	対象者：概ね65歳以上の単身高齢者で、家に閉じこもりがちな者 対象範囲：公民館地区単位 委託先：社会福祉協議会	実施していない。	
	自治会等単位を対象としたミニデイサービス 対象者：自立ではあるが、閉じこもりがちや歩行の困難な高齢者 対象範囲：自治会単位 委託先：在宅介護支援センター	実施していない。	実施していない。	実施していない。	
	自治会等単位が主体となったミニデイサービス 対象者：自立高齢者 対象範囲：自治会単位 委託先：自治会	実施していない。	実施していない。	実施していない。	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[高齢者福祉事業] (4) 介護予防・地域支え合い事業については、国県の制度に基づき、合併時に統一した方法で実施する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 高齢福祉分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
生活管理指導事業	対象者：要介護認定において非該当と判定された者 内容：日常生活及び家事に対する支援・指導等				酒田市の例により新市全域で実施する。
	利用者負担：60分 210円 90分 300円 120分 380円	利用者負担：60分 町民税非課税 150円 課税者 450円	利用者負担：60分 100円	利用者負担：60分 町民税非課税 200円 課税者 300円	
配食サービス	対象者：おおむね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、食事の調理が困難である者	実施していない。	対象者：おおむね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、食事の調理が困難である者		酒田市の例を基本に合併時まで調整し、新市全域で統一した方法で実施する。
	利用者負担：普通食 400円、 治療食 500円		利用者負担：200円	利用者負担：165円	
家族介護慰労事業	対象者：在宅において、次のいずれにも該当する高齢者を現に介護している家族とする。 要介護4若しくは5又はそれに相当すると市長が判断した高齢者 市民税非課税世帯の高齢者 過去1年間介護保険のサービス(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けなかった高齢者 交付額：年間100,000円				1市3町差異がない事業であり、国、県の基準等に準じ現行のとおり新市全域で実施する。
緊急通報システム	対象者：おおむね65歳以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者	対象者：おおむね65歳以上の者のみの世帯 身体障害者のみの世帯		対象者：おおむね65歳以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者	設置の対象者については、酒田市、平田町の例により、また利用者負担については、合併時まで調整して新市全域で実施する。
	利用者負担：所得税が課税されている者同一の世帯に属している利用者は機器賃貸代を支払う	利用者負担：なし			

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[高齢者福祉事業] (5) 介護用品の支給サービス等については、酒田市の例を基本に合併までに調整する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 高齢福祉分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
介護用品の支給サービス等(酒田市「ほっとふくし券事業」)	対象者：常時の失禁がある者				酒田市の例を基本に合併時まで調整し、新市全域で実施する。
	交付要件：次のいずれにも該当する者 介護保険料段階が第1段階から第3段階までの者 要介護認定において要介護1以上と認定された者	交付要件： 市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を現に介護している者 痴呆性高齢者を介護している者	交付要件： 市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を現に介護している者 市町村民税課税世帯に属し、常時失禁に状態にある寝たきり高齢者、身体障害者手帳1級若しくは2級の者及び療育手帳重度の者を介護している者。所得税課税・非課税により支給限度額を設定。	交付要件： 本人及び同居世帯生計中心者の前年の所得税が30,000円未満の者	
サービス利用料の助成	次のいずれかに該当する者 ・介護保険料段階が第1段階又は第2段階に該当する者 ・要介護認定において要介護3以上であり、かつ、介護保険料が第3段階に該当する者 サービス内容 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、居宅介護福祉用具購入、居宅介護住宅改修、市福祉乗合バス条例に規定する回数使用料、タクシー運賃、配食サービス事業の利用者負担等	実施していない。	実施していない。	実施していない。	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
---------------	----------------

調整方針(案)	[児童福祉事業] (1) 保育所については、現行の運営方針に基づき新市に引き継ぎ、合併後においても民間移管、統合再編など、効率的な運営形態を目指すものとする。
---------	--

所管部会・分科会	健康福祉部会 児童福祉分科会
----------	----------------

公立保育園

酒田市				八幡町				松山町				平田町			
保育園名	定員	入所児童数	定員充足率	保育園名	定員	入所児童数	定員充足率	保育園名	定員	入所児童数	定員充足率	保育園名	定員	入所児童数	定員充足率
若竹保育園	60	62	103.3%	八幡保育園	120	128	106.7%	朝日園	120	83	69.2%	仁助新田保育園	60	49	81.7%
亀ヶ崎保育園	100	120	120.0%	市条保育園	70	68	97.1%	ひばり園	45	21	46.7%	檜橋保育園	60	56	93.3%
若浜保育園	70	84	120.0%					みどり園	60	53	88.3%	平田保育園	100	101	101.0%
浜田保育園	90	94	104.4%												
松陵保育園	90	96	106.7%												
若宮保育園	90	89	98.9%												
北新橋保育園	90	106	117.8%												
本橋保育園	80	73	91.3%												
計	670	724	108.1%	計	190	196	103.2%	計	225	157	69.8%	計	220	206	93.6%

保育園の状況及び入所児童数は平成16年1月1日現在の状況で管外からの受託児童は含まない。

参考 法人立保育園

酒田市			
保育園名	定員	入所児童数	定員充足率
報恩会保育園	90	103	114.4%
小鳩保育園	80	104	130.0%
宮野浦保育園	90	105	116.7%
泉保育園	60	80	133.3%
西荒瀬保育園	55	72	130.9%
宮海保育園	60	53	88.3%
新堀保育園	90	91	101.1%
広野保育園	60	79	131.7%
浜中保育園	75	88	117.3%
黒森保育園	60	67	111.7%
十坂保育園	90	117	130.0%
東平田保育園	80	87	108.8%
中平田保育園	60	78	130.0%
北平田保育園	60	73	121.7%
上田保育園	45	57	126.7%
鳥海保育園	45	50	111.1%
計	1,100	1,304	118.5%

保育園の状況及び入所児童数は平成16年1月1日現在の状況で管外からの受託児童は含まない。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[児童福祉事業] (2) 保育料については、現行のとおりとし、段階的に調整し、5年を目途に統一する。

所管部会・分科会	健康福祉部会 児童福祉分科会
----------	----------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町
<p>【酒田市の保育所における保育の実施に関する条例】 (委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続及び法(児童福祉法)第56条第3項の規定により徴収する額に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>【酒田市保育費用徴収規則】 (保育料の決定) 第3条 市長は、保育を実施するときは、扶養義務者の負担能力等について必要な調査を行い、別表に定めることにより、その徴収する費用(以下「保育料」という。)の額を決定するものとする。</p> <p>別表の要約(以下のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(平成15年度保育料徴収基準額)</p> <p>階層A 定義:生活保護世帯 (3歳未満児 0円 3歳児 0円 4歳以上児 0円)</p> <p>階層B 定義=市町村民税非課税世帯 (3歳未満児 7,000円 3歳児 6,000円 4歳以上児 6,000円)</p> <p>階層C 定義=市町村民税課税世帯 (3歳未満児 16,000円 3歳児 13,000円、 4歳以上児 13,000円)</p> <p>階層D1 定義=所得税額5,000円未満 (3歳未満児 21,000円 3歳児 18,000円 4歳以上児 18,000円)</p> <p>階層D2 定義=所得税額5,000円以上32,000円未満 (3歳未満児 26,000円 3歳児 23,000円 4歳以上児 23,000円)</p> <p>階層D3 定義=所得税額32,000円以上64,000円未満 (3歳未満児 30,000円 3歳児 27,000円 4歳以上児 27,000円)</p> <p>階層D4 定義=所得税額64,000円以上112,000円未満 (3歳未満児 38,000円 3歳児 33,000円 4歳以上児 33,000円)</p> <p>階層D5 定義=所得税額112,000円以上160,000円未満 (3歳未満児 46,000円 3歳児 34,000円 4歳以上児 34,000円)</p> <p>(次のページに続く)</p>	<p>【平田町保育の実施に関する条例】 (申請手続等) 第3条 この条例に定めるものの外、申請手続その他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。</p> <p>【八幡町保育所費用徴収規則】 (保育料の決定) 第3条 町長は、入所保育の実施を行うときは、扶養義務者の負担能力について必要な調査を行い、別表に定めることにより、その徴収する費用(以下「保育料」という。)の額を決定するものとする。</p> <p>別表の要約(以下のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(平成15年度保育料徴収基準額)</p> <p>第1階層 定義:生活保護世帯 (3歳未満児 0円 3歳児 0円 4歳以上児 0円)</p> <p>第2階層 町民税非課税世帯 (3歳未満児 5,400円 3歳児 3,600円 4歳以上児 3,600円)</p> <p>第3階層 定義=町民税課税世帯 (3歳未満児 11,900円 3歳児 10,000円、 4歳以上児 10,000円)</p> <p>第4階層 定義=所得税額64,000円未満の世帯 (3歳未満児 22,400円 3歳児 20,200円 4歳以上児 19,600円)</p> <p>第5階層 定義=所得税額64,000円以上160,000円未満 (3歳未満児 35,600円 3歳児 26,900円 4歳以上児 24,900円)</p> <p>(次のページに続く)</p>	<p>【松山町保育所保育の実施に関する条例】 (補則) 第3条 この条例に定めるものの外、申込み手続その他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。</p> <p>【松山町保育所費用徴収規則】 (保育料の決定) 第3条 町長は、入所保育の実施を採ったときは、当該児童の扶養義務者の負担能力について必要な調査を行い、別表に定めることにより、その徴収する費用(以下「保育料」という。)の額を決定するものとする。</p> <p>別表の要約(以下のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(平成15年度保育料徴収基準額)</p> <p>第1階層 定義:生活保護世帯 (3歳未満児 0円 3歳児 0円 4歳以上児 0円)</p> <p>第2階層 定義=市町村民税非課税世帯 (3歳未満児 6,370円 3歳児 4,770円 4歳以上児 4,770円)</p> <p>第3階層 定義=市町村民税課税世帯 (3歳未満児 14,440円) 3歳児 12,310円 4歳以上児 12,310円)</p> <p>第4階層 定義=所得税額64,000円未満の世帯 (3歳未満児 24,000円 3歳児 21,240円 4歳以上児 21,240円)</p> <p>第5階層 定義=所得税額64,000円以上160,000円未満 (3歳未満児 36,100円 3歳児 30,790円 4歳以上児 30,790円)</p> <p>(次のページに続く)</p>	<p>【平田町保育の実施に関する条例】 (申請手続等) 第3条 この条例に定めるものの外、申請手続その他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。</p> <p>【平田町保育所費用徴収規則】 (保育料の決定) 第3条 町長は、入所保育の実施を行ったときは、扶養義務者の負担能力について必要な調査を行い、別表に定めることにより、その徴収する費用(以下「保育料」という。)の額を決定するものとし、階層区分の認定は、扶養義務者等の前年度分の市町村民税又は、前年分の所得税(1月～3月にあつては前々年分所得税)課税額の合算額を基に行うものとする。 以下省略</p> <p>別表の要約(以下のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(平成15年度保育料徴収基準額)</p> <p>第1階層 定義:生活保護世帯 (3歳未満児 0円 3歳児 0円 4歳以上児 0円)</p> <p>第2階層 定義=市町村民税非課税世帯 (3歳未満児 6,000円 3歳児 4,000円 4歳以上児 4,000円)</p> <p>第3階層 定義=市町村民税課税世帯 (3歳未満児 14,500円) 3歳児 11,900円 4歳以上児 11,900円)</p> <p>第4階層 定義=所得税額64,000円未満の世帯 (3歳未満児 20,000円 3歳児 17,000円 4歳以上児 17,000円)</p> <p>第5階層 定義=所得税額64,000円以上160,000円未満 (3歳未満児 32,000円 3歳児 28,300円 4歳以上児 28,300円)</p> <p>(次のページに続く)</p>

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 2 4 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[児童福祉事業] (2) 保育料については、現行のとおりとし、段階的に調整し、5年を目途に統一する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 児童福祉分科会

酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
<p>(続き)</p> <p>階層D6 定義 = 所得税額 160,000 円以上 408,000 円未満 (3歳未満児 49,000 円 3歳児 36,000 円 4歳以上児 36,000 円)</p> <p>階層D7 定義 = 所得税額 408,000 円以上 (3歳未満児 51,000 円 3歳児 38,000 円 4歳以上児 38,000 円)</p> <p>同時入所2子以上の場合の取扱 (別表 備考3) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合における保育料月額、第2子の児童については3分の1の額(10円未満切り捨て)とし、第3子以降の児童は無料とする。</p> <p>母子世帯等の取扱 「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上記に関わらず以下のとおりとする。</p> <p>B階層:3歳未満児 0円 3歳以上児 0円</p> <p>「平成15年度保育所の国徴収基準及び1市3町の徴収基準比較表」(別紙のとおり)</p>	<p>(続き)</p> <p>第6階層 定義 = 所得税額 160,000 円以上 408,000 円未満 (3歳未満児 46,200 円 3歳児 30,700 円 4歳以上児 29,000 円)</p> <p>第7階層 定義 = 所得税額 408,000 円以上 (3歳未満児 48,000 円 3歳児 37,200 円 4歳以上児 32,200 円)</p> <p>同時入所2子以上の場合の取扱 (基準表 備考9) ・第2～第4階層 同一世帯2人入所 年少児を1/2 ・第2～第4階層 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10 ・第5～第7 同一世帯2人入所 年長児を1/2 ・第5～第7 同一世帯3人以上入所 最年長児を1/10</p> <p>母子世帯等の取扱 「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上記に関わらず以下のとおりとする。</p> <p>第2階層:3歳未満児 0円 3歳以上児 0円</p> <p>「平成15年度保育所の国徴収基準及び1市3町の徴収基準比較表」(別紙のとおり)</p>	<p>(続き)</p> <p>第6階層 定義 = 所得税額 160,000 円以上 408,000 円未満 (3歳未満児 45,450 円 3歳児 35,040 円 4歳以上児 35,040 円)</p> <p>第7階層 定義 = 所得税額 408,000 円以上 (3歳未満児 50,970 円 3歳児 37,170 円 4歳以上児 37,170 円)</p> <p>同時入所2子以上の場合の取扱 (基準表 備考7) ・第2～第4階層 同一世帯2人入所 年少児を1/2 ・第2～第4階層 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10 ・第5～第7 同一世帯2人入所 年長児を1/2 ・第5～第7 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10</p> <p>母子世帯等の取扱 「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上記に関わらず以下のとおりとする。</p> <p>第2階層:3歳未満児 0円 3歳以上児 0円 第3階層:3歳未満児 10,800 円 3歳以上児 8,400 円 第4階層:3歳未満児 14,500 円 3歳以上児 11,500 円</p> <p>「平成16年度保育所の国徴収基準及び1市4町の徴収基準比較表」(別紙のとおり)</p>	<p>(続き)</p> <p>第6階層 定義 = 所得税額 160,000 円以上 408,000 円未満 (3歳未満児 45,200 円 3歳児 29,200 円 4歳以上児 29,200 円)</p> <p>第7階層 定義 = 所得税額 408,000 円以上 (3歳未満児 48,500 円 3歳児 31,300 円 4歳以上児 31,300 円)</p> <p>同時入所2子以上の場合の取扱 (基準表 備考4) ・第2～第4階層 同一世帯2人入所 年少児を1/2 ・第2～第4階層 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10 ・第5～第7 同一世帯2人入所 年少児を1/2 ・第5～第7 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10</p> <p>母子世帯等の取扱 「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上記に関わらず以下のとおりとする。</p> <p>第2階層:3歳未満児 0円 3歳以上児 0円 第3階層:3歳未満児 13,500 円 3歳以上児 10,900 円</p> <p>「平成15年度保育所の国徴収基準及び1市3町の徴収基準比較表」(別紙のとおり)</p>

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[児童福祉事業] (2) 保育料については、現行のとおりとし、段階的に調整し、5年を目途に統一する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 児童福祉分科会

保育所の国徴収基準及び1市3町の徴収基準額比較表

国の徴収基準				酒田市				八幡町				松山町				平田町					
階層	区分	3歳未満	3歳以上	階層	区分	3歳未満	3歳以上	階層	区分	3歳未満	3歳児	4歳以上	階層	区分	3歳未満	3歳以上	階層	区分	3歳未満	3歳以上	
第1	生活保護世帯	0	0	A	国と同じ	0	0	第1	国と同じ	0	0	0	第1	国と同じ	0	0	第1	国と同じ	0	0	
第2	前年度分の市町村民税の額	非課税母子等	0	0	B0	国と同じ	0	0	第2	国と同じ	0	0	0	第2	国と同じ	0	0	第2	国と同じ	0	0
		非課税世帯	9,000	6,000	B1	国と同じ	7,000	6,000		国と同じ	5,400	3,600	3,600		国と同じ	6,370	4,770		国と同じ	6,000	4,000
第3	が次の世帯	課税世帯	19,500	16,500	C	国と同じ	16,000	13,000	第3	国と同じ	11,900	10,000	10,000	第3	国と同じ	14,440	12,310	第3	国と同じ	14,500	11,900
第4	前年分の所得税課税世帯	64,000未満	30,000	27,000	D1	5,000未満	21,000	18,000	第4	64,000未満	22,400	20,200	19,600	第4	64,000未満	24,000	21,240	第4	64,000未満	20,000	17,000
					D2	5,000~32,000	26,000	23,000													
					D3	32,000~64,000	30,000	27,000													
第5	64,000以上160,000未満	44,500	41,500	D4	64,000~112,000	38,000	33,000	第5	64,000~160,000	35,600	26,900	24,900	第5	64,000~160,000	36,100	30,790	第5	64,000~160,000	32,000	28,300	
				D5	112,000~160,000	46,000	34,000														
第6	160,000以上408,000未満	61,000	58,000	D6	160,000~408,000	49,000	36,000	第6	160,000~408,000	46,200	30,700	29,000	第6	160,000~408,000	45,450	35,040	第6	160,000~408,000	45,200	29,200	
第7	408,000以上	80,000	77,000	D7	408,000~	51,000	38,000	第7	408,000~	48,000	37,200	32,200	第7	408,000~	50,970	37,170	第7	408,000~	48,500	31,300	
備考	第2~第4額の高い方 第5~第7の低い方 同一世帯第2子1/2 第3子以降1/10			同一世帯第2子1/3 同一世帯第3子以降無料				第2~第4 同一世帯2人入所 年少児を1/2 同一世帯3人以上入所 最年少児を1/10 第5~第7 同一世帯2人入所 年長児を1/2 同一世帯3人以上入所 最年長児を1/10 *同時入所の取扱は国と同じ				第2~第4 同一世帯2人入所 年少児を1/2 同一世帯3人以上入所最年少児を1/10 第5~第7 同一世帯2人入所 年長児を1/2 *同時入所の取扱は国と同じ				第2~第4 同一世帯2人入所 年少児を1/2 同一世帯3人以上入所最年少児を1/10 第5~第7 同一世帯2人入所 年少児を1/2 同一世帯3人以上入所最年少児を1/10					

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
---------------	----------------

調整方針(案)	[児童福祉事業] (3) 延長保育、一時保育事業については、合併時まで調整し統一した方法により実施する。
---------	---

所管部会・分科会	健康福祉部会 児童福祉分科会
----------	----------------

延長保育

内 容	保育所において保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間の前後の時間におおむね30分間時間を延長して児童を保育する。			
市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町
実施保育園	浜田保育園	八幡保育園	朝日園	平田保育園
	亀ヶ崎保育園	市条保育園		檜橋保育園
	松陵保育園			仁助新田保育園
時 間	午前7時～午後7時	午前7時15分～午後6時30分	午前7時～午後6時30分	午前7時30分～午後7時
利用料金	日額 300円 (月額 3,000円を上限)	無料	無料	無料

一時保育

内 容	児童が保育所に入所していない家庭において、育児疲れの解消、冠婚葬祭や保護者の急病、短期間勤務などによって一時的に児童を保育することが困難となった場合に保育園において児童を保育する。			
市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町
実施保育園	若浜保育園	八幡保育園	実施なし	平田保育園
		市条保育園		檜橋保育園
				仁助新田保育園
時 間	午前8時30分～午後4時	午前8時30分～午後3時45分		午前8時30分～午後5時15分
利用形態	1日単位	1日単位		1日単位
利用料金	3歳未満児童 2,500円	3歳未満児童 2,500円		3歳未満児童 1,900円
	3歳以上児童 1,500円	3歳以上児童 1,500円		3歳以上児童 1,100円

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[児童福祉事業] (4) 通園バス運営事業については、地域の事情に配慮し、現在事業実施の地域では当面運行することとするが、運行形態及び個人負担について、合併後速やかに基本的統一を図る。

所管部会・分科会 健康福祉部会 児童福祉分科会

保育所通園バス

市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町
内 容	実施していない	保育園専用バス1台 (町所有) 鳥海八森観光(株)に委託 町福祉乗合バスを利用 (町所有) 鳥海八森観光(株)に委託	福祉バス1台 (町所有) 松山観光タクシ - (有)に委託 保育所専用バス1台 (町所有) 松山観光タクシ - (有)に委託	福祉バス1台 (町所有) 社会福祉協議会に委託 町有バス2台 (町所有) 平田交通(株)に委託
利用児童数	-	約60人	約110人	約80人
運行協力費等	-	無 料	約2,900円/月	2,800円/月

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[児童福祉事業] (5) 子育て支援事業については、合併時まで調整し統一した方法で実施する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 児童福祉分科会

調整項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	児童手当[国制度]……就学前の児童の保護者に対して、月5,000円(第3子移行10,000円)を支給。所得制限あり。 児童扶養手当[国制度]……母子家庭等(一部両親なしも可)に対して、月42,000円~9,910円(児童1人の場合)を支給。所得制限あり。 特別児童扶養手当[国制度]……障害児養育世帯に対して、月51,100円(障害1級)~34,030円(障害2級)を支給。所得制限あり。				1市3町で差異が無く、国の制度に基づき、現行のとおり新市全域で実施する。
障害児支援費 (居宅介護:ヘルパー) (デイサービス) (短期入所)	障害児支援費[国制度]……法令に基づき障害児個々に事前に割り振られた福祉サービスの種類や量に応じ、利用したサービス提供者に対して一定の公費負担によりサービス対価を支払うものである。				1市3町で差異が無く、国の制度に基づき、現行のとおり新市全域で実施する。
児童補装具交付事業 重度心身障害児日常生活 用具給付事業	児童補装具交付事業[国制度]……身障手帳所持児童の障害部位機能を補うための補装具購入に関し、法令に基づき一定の公費負担を行うものである。 重度心身障害児日常生活用具給付事業[国制度]……身障手帳および療育手帳所持児童の日常生活の利便性を図るための用具購入に関し、法令に基づき一定の公費負担を行うものである。				1市3町で差異が無く、国の制度に基づき、現行のとおり新市全域で実施する。
障害児保育・乳児保育	実施 保育士加配基準	実施 保育士加配基準	実施 保育士加配基準	実施 保育士加配基準	保育士の加配(増員配置)の基準に差異があるので合併時まで調整し、統一した方法で実施する。
0歳児	3:1	3:1	3:1	3:1	
1歳児	3:1	6:1	6:1	6:1	
2歳児	5:1	6:1	6:1	6:1	
3歳児	15:1	20:1	20:1	20:1	
4歳児	20:1	30:1	30:1	30:1	
5歳児	20:1	30:1	30:1	30:1	
障害児加算(重度)	2:1	1名加配(無資格の場合有)	なし	障害程度に応じて	
障害児加算(軽度)	4:1	なし	なし	障害程度に応じて	
重度障害児基準	特児1級(肢体・知的)	特児1級(肢体・知的)	特児1級(肢体・知的)	特児1級(肢体・知的)	
軽度障害児基準	特児2級・多動児相当	なし	障害程度に応じて	障害程度に応じて	
乳児調理員加算	5ヶ月~14ヶ月児の材所	なし	なし	なし	
主任保育士の取扱い	加配に含む	加配に含む	加配に含む	加配に含む	
所長(有資格者)の取扱い	加配の対象外	加配の対象外	加配の対象外	加配の対象外	
重度心身障害時養育手当 支給事業	酒田市重度心身障害児養育手当	八幡町心身障害児養育手当	重度心身障害児養育手当	平田町心身障害児手当	支給単価を月額3千円に調整し、対象者は、20歳未満の身体障害者手帳及び療育手帳が交付されている者とし、合併時に新市全域で実施する。
対象	身障1~3級・知的IQ50未満	身障1~3級 知的(町長が常に介護を要すると認める者)	身障手帳・療育手帳A	身障手帳・療育手帳	
対象年齢	20歳未満	20歳未満	20歳未満	3歳~20歳未満	
月単価	4,000円	5,000円	5,000円	4,000円	
所得制限	なし	所得税50,000円以下	なし	なし	
実績 件数 金額	55名 230万円	8名 42万円	8名 48万円	12名 57万円	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[児童福祉事業] (5) 子育て支援事業については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 児童福祉分科会

調整項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
遺児教育手当	酒田市遺児教育扶助費	八幡町遺児教育手当	制度なし	平田町遺児教育手当	所得税非課税世帯、義務教育期間を支給要件とし、単価は片親2千円、両親なし4千円とし、合併時に新市全域で実施する。
根拠	要綱	条例・規則		条例	
対象世帯	母子・父子・両親なし	母子・父子・両親なし		母子・父子・両親なし	
対象児童年齢	小・中(義務教育)	小・中(義務教育)		小・中・高(在学者のみ)	
月単価(片親)	2,000円	3,000円		3,000円	
月単価(両親)	3,000円	5,000円		5,000円	
所得制限	所得税非課税	所得税 50,000円以下		所得税 50,000円以下	
実績 件数 金額	322名 890万円	20名 107万円		49名 249万円	
支給回数(時期)	2回(9月・3月)	2回(9月・3月)		2回(9月・3月)	
養育サポートママ派遣事業 (多胎児支援事業)	すこやか養育サポートママ派遣事業	制度なし		制度なし	
対象	3人以上の多胎児養育保護者		3人以上の多胎児養育保護者		
期間	出産日から3年の月末		退院時から3年以内		
派遣区分	出産～1年:8時間/日 1年～2年:6時間/日 2年～3年:4時間/日		出産～1年:8時間/日以内 1年～2年:6時間/日以内 2年～3年:4時間/日以内		
内容	育児・家事全般		育児・家事全般・関係機関との連絡		
利用者負担	なし		100円/1時間		
実施機関	酒田市社協委託		社会福祉法人等の団体への委託可		
委託単価	1,470円/1時間		1,000円/1時間		
派遣中止事由	在宅乳幼児3人未満(保育所入所等)		なし		
出産祝金	制度なし		制度なし		よい子誕生祝金
制度根拠		要綱		条例	
対象世帯		第3子以上		第3子以上	
支給額		出生時 50,000円		出生時 70,000円 小学校入学時 50,000円	
実績 件数 金額		6件 30万円		出生時 10件 小学校入学時 15件 145万円	
住所要件		あり		あり	
母子寡婦福祉会補助	なし(事業委託料として支出)	補助金 80,000円	補助金18,000円	補助金27,000円	母子会の一本化を前提に、補助金支出は廃止し、事業実施にかかる委託料として、合併時に実施する。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[児童福祉事業] (5) 子育て支援事業については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 児童福祉分科会

調整項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
子育て支援センター	設置場所: 松陵保育園 事業内容: 育児相談 育児サークル支援 特別保育の積極的実施 情報提供	設置場所: 八幡保育園 事業内容: 育児相談 育児サークル支援 特別保育の積極的実施 情報提供	設置場所: 朝日園 事業内容: 育児相談 育児サークル支援 特別保育の積極的実施 情報提供	設置場所: 平田保育園 事業内容: 育児相談 育児サークル支援 特別保育の積極的実施 情報提供	事業内容に差異が無く、現行のとおり現在実施している設置場所で継続して実施する。
児童センター	酒田市児童センターを設置 事業内容: 児童の個別及び集団指導 子供会等の地域組織活動の育成 助長	事業実施なし。	事業実施なし。	事業実施なし。	酒田市の事業を現行のとおり継続実施し、新市民全体が参画利用する。
ファミリー・サポート・センター	酒田ファミリーサポートセンターを酒田市総合文化センター内に設置 事業内容: 会員組織による相互育児援助活動 会員講習会、交流会 広報紙の発行				
家庭児童相談室	酒田市福祉事務所内に設置 事業内容: 家庭福祉に関する相談指導業務				
児童館	なし	升田児童館	なし	なし	当面の間、現在ある施設については現行のとおり実施し、合併後にそのあり方を調整する。
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)	制度なし。	制度なし。	制度なし。	平田保育園内専用施設で実施 定員 1日 2名 利用者負担 日額 2,000円	平田町の事業は、現行のとおり継続して実施し、新市民全体が利用する。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)		福祉関係事業の取扱いについて					
調整方針(案)		[社会福祉事業] (1) 障害者福祉事業については、国・県の制度に基づくものは、合併時から統一した方法で実施する。市・町単独で行っている事業については、地域の実情に配慮し合併まで調整する。					
		<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>所管部会・分科会</td> <td>健康福祉部会 社会福祉分科会</td> </tr> </table>				所管部会・分科会	健康福祉部会 社会福祉分科会
所管部会・分科会	健康福祉部会 社会福祉分科会						
項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針		
各種福祉団体等への補助金	酒田市身体障害者福祉協会 運営費補助金 573千円 精神障害者社会復帰支援事業費 補助金 219千円	八幡町身体障害者更生会運営 補助金 80千円 八幡町心身障害児親の会補助金 60千円	松山町身体障害者更生会活動費 補助金 27千円 松山町心身障害者親の会活動費 補助金 90千円	平田町身体障害者福祉協会 補助金 70千円	同様の目的を持った団体は統合を働きかける。 補助金の額は、合併時まで調整して統一した基準により交付する。		
住宅整備資金関係	「やさしい住まいづくり事業」 障害者の日常生活のため大規模住宅改修の借入金に対して利子補給を行なう。 「住宅福祉機器設置事業」 障害者の日常生活のための住宅福祉機器の購入費に対し補助を行う。 対象：65歳未満の身体障害者	事業を実施していない。	事業を実施していない。	事業を実施していない。	酒田市の例を基本に合併時まで調整し、新市全域で実施する。		
重度心身障害者等おむつ支給事業	在宅で常時失禁状態の重度障害者に紙おむつを交付する。 支給基準：現物支給(月単位) 所得税非課税 8,000円 (県費) 所得税課税 6,000円 (市単)	在宅で常時失禁状態の重度障害者に紙おむつを交付する 支給基準：現物支給(月単位) 所得税非課税 7,000円 (県費) 所得税課税 5,000円 (町単)	在宅で常時失禁状態の重度障害者に紙おむつを交付する 支給基準：現物支給(月単位) 所得税非課税 8,000円 (県費) 所得税3万未満 8,000円 所得税3万以上 4,000円 (町単)	在宅で常時失禁状態の重度障害者に紙おむつを交付する 支給基準：現物支給(月単位) 所得税3万未満 8,000円 (県費)	酒田市の例を基本に合併時まで調整して新市全域で統一した基準で実施する。		
人工透析患者補助	人工透析患者の通院に要した交通費を補助する。 支給額 通院距離 15km未満 月@1,500円 15km以上30km未満 月@2,000円 30km以上 月@3,000円				県補助事業で各市町で差異が無いため、現行のとおり新市全域で実施する。		

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[社会福祉事業] (1) 障害者福祉事業については、国・県の制度に基づくものは、合併時から統一した方法で実施する。市・町単独で行っている事業については、地域の実情に配慮し合併までに調整する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 社会福祉分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
障害者小規模作業所	<p>在宅障害者の福祉増進を図るため作業所の事業実施に必要な運営費を次の基準により助成する。</p> <p>A型(入所者16人以上) 6,579,000円</p> <p>B型(入所者8人以上) 4,995,000円</p> <p>C型(入所者5人以上) 2,972,000円</p> <p>研修費 30,000円</p> <p>賃借料月額 1/2 上限 240,000円</p> <p>重度加算 型 432,000円 型 288,000円 型 144,000円</p> <p>強度行動障害 年 483,000円</p> <p>現在 B 型対象が 2 施設、C 型対象が 1 施設ある。</p>	<p>在宅障害者の福祉増進を図るため作業所の事業実施に必要な運営費を次の基準により助成する。</p> <p>A型(入所者16人以上) 9,087,000円</p> <p>B型(入所者8人以上) 6,057,000円</p> <p>C型(入所者5人以上) 3,027,000円</p> <p>重度加算 型 432,000円 型 288,000円 型 144,000円</p> <p>強度行動障害 年 483,000円</p> <p>現在 B 型対象が 1 施設ある。</p>	事業実施なし。	事業実施なし。	補助金の基準は、酒田市の例により実施する。
障害者小規模作業所 通所費助成	<p>障害者と保護者の経済的負担の軽減を図り社会参加を促進するため小規模作業所等への通所に要した交通費等を年間 10 万円を限度に一部助成する。</p>	<p>町内作業所通所者に対して、町福祉乗合バスの減免申請にて対応</p>	事業実施なし。	事業実施なし。	酒田市の例により実施する。
更生医療事業	<p>身体障害者の障害を取り除いたり、あるいは軽減することによって日常生活能力、就労能力を回復し、若しくは獲得させることも目的とした医療給付事業</p>			<p>国庫補助事業のため 1 市 3 町で差異が無く、国基準に従い現行のとおり新市全域で実施する。</p>	

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[社会福祉事業] (1) 障害者福祉事業については、国・県の制度に基づくものは、合併時から統一した方法で実施する。市・町単独で行っている事業については、地域の実情に配慮し合併までに調整する。

所管部会・分科会 健康福祉部会 社会福祉分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
身体障害者タクシー 利用券交付事業等 (酒田市障害者ほっと ふくし券)	<p>重度障害者の快適な生活と社会参加を図るため次の基準により実施する。</p> <p>対象者：身体障害者1・2級、知的障害者A、精神障害者1級</p> <p>交付額： 年9,000円(@500円×18枚)</p> <p>対象事業 タクシー利用料金、るんるんバスの回数券購入費、短期入所支援事業、民間介護の家たくせい利用料金、障害者ホームヘルプサービス支援事業の利用負担金、訪問入浴サービス事業の利用料金等</p>	<p>心身障害者の社会参加を図るため次の基準により実施する。</p> <p>対象：身体障害者1～4級(重複障害1～4級) 知的障害者 療育手帳所持者及び養護学校通学者</p> <p>交付額： 1月当たり3枚(@610円)</p> <p>対象事業 タクシー利用料金</p>	<p>心身障害者の社会参加を図るため次の基準により実施する。</p> <p>対象：身体障害者1～4級 知的障害者 療育手帳所持者及び養護学校通学者</p> <p>交付額： 年間上限24枚 (月2枚@610円)</p> <p>対象事業 タクシー利用料金</p>	<p>心身障害者の社会参加を図るため次の基準により実施する。</p> <p>対象：身体障害者 下肢・体幹1～4級(重複障害1～4級) 視覚、内部1～4級 知的障害者 療育手帳所持者及び養護学校通学者、 精神障害者1級</p> <p>交付額：年間上限36枚、1月当たり3枚(@550円)</p> <p>対象事業 タクシー利用料金</p>	<p>酒田市の例を基本に合併時まで調整し新市全域で統一した方法で実施する。</p>
身体障害者訪問入浴 サービス事業	<p>在宅の身体障害者で入浴が困難者を対象 介護保険非該当者 月5回 社協・福祉のひろば 利用料金は、身障デイサービスの負担基準額に準じる。</p>	<p>事業実施なし。</p>	<p>在宅の身体障害者で入浴が困難者を対象 介護保険非該当者 福祉のひろば 利用料金 1,250円/回</p>	<p>事業実施なし。</p>	<p>国庫補助事業のため基本的に差異が無いことから、国の基準により新市全域で実施する。利用回数は、月5回までとする。</p>
障害者社会参加促進 事業	<p>障害者の社会参加を図るため次の事業を実施する。 手話奉仕員養成事業 手話奉仕員派遣事業 点字広報等発行事業 自動車運転免許取得・改造費助成 福祉機器リサイクル事業 スポーツ大会・スポーツ教室開催事業 重度身体障害者移動支援事業</p>	<p>障害者の社会参加を図るため次の事業を実施する 自動車運転免許取得・改造費助成</p>	<p>障害者の社会参加を図るため次の事業を実施する 自動車運転免許取得・改造費助成</p>	<p>障害者の社会参加を図るため次の事業を実施する 手話奉仕員派遣事業 自動車運転免許取得・改造費助成</p>	<p>各事業について酒田市の例を基本に新市全域で実施する。</p>

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[社会福祉事業] (1) 障害者福祉事業については、国・県の制度に基づくものは、合併時から統一した方法で実施する。市・町単独で行っている事業については、地域の実情に配慮し合併までに調整する。

所管部会・分科会	健康福祉部会 社会福祉分科会
----------	----------------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
日常生活用具給付事業	在宅の身体障害者に対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とし、日常生活用具を給付または貸与する。				県補助事業のため1市3町で差異が無いことから、県の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
身体障害者補装具交付事業	身体障害者の就労や日常生活を容易にするため、障害部位や低下した機能を補う補装具の交付と修理を行う。				国庫補助事業のため1市3町で差異が無いことから、国の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
進行性筋萎縮療養事業	進行性筋萎縮症者を国立療養所等の医療機関に入院させ、必要な治療、訓練及び生活指導を行い、福祉の増進を図る。	該当者がいないため事業実施なし。	該当者がいないため事業実施なし。	該当者がいないため事業実施なし。	国庫補助事業のため1市3町で差異が無いことから、国の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
精神障害者ホームヘルプサービス事業	精神障害者への家事援助・身体介護を行うもの。 委託先 社会福祉協議会	該当者がいないため事業実施なし。	該当者がいないため事業実施なし。	精神障害者への家事援助・身体介護を行うもの。 委託先 平田厚生会	県補助事業のため1市3町で差異が無いことから、県の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
特別障害者手当	日常生活において常時介護を必要とする重度障害者に対して、特別な負担を軽減することを目的として、手当を支給する。				国庫補助事業のため1市3町で差異が無いことから、国の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
精神障害者地域生活援助事業	共同生活を行う精神障害者に対し、日常生活援助を行うことにより自立生活を助長する。 つばさ(酒田市)5名 けやき荘(鶴岡市)1名 (H15実績)	該当者がいないため事業実施なし。	共同生活を行う精神障害者に対し、日常生活援助を行うことにより自立生活を助長する。 けやき荘(鶴岡市)1名 (H15実績)	該当者がいないため事業実施なし。	国庫補助事業のため1市3町で差異が無いことから、国の基準により現行のとおり新市全域で実施する。
せき髄損傷介護手当	せき髄損傷者を介護している者に手当を支給し、福祉の増進を図る。対象者:身障1・2級で20歳以上のせき髄傷者を介護している者。 支給額 月5,000円	事業実施なし。	事業実施なし。	事業実施なし。	酒田市の例により新市全域で実施する。
支援費制度事業	ホームヘルプ事業、 外出支援サービス事業、 ガイドヘルプサービス事業、 グループホーム委託事業(除精神グループホーム)、 知的障害者地域生活援助事業、 障害者デイサービス事業、 身体障害者援護措置事業、 身体障害者短期入所事業、 知的障害者通勤寮入所措置事業、 知的障害者短期入所支援事業 等				支援費制度に基づく事業ため1市3町で差異が無く、国の基準により新市全域で実施する。

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	<p>[社会福祉事業]</p> <p>(2) 地域福祉計画については、合併後速やかに策定する。</p> <p>(3) 社会福祉協議会については、合併時に統合するよう働きかける。社会福祉協議会に委託している事業及び運営補助については、地域の実情に配慮しながら合併までに調整し、整理統合を図る。</p> <p>(4) 民生児童委員協議会については、現在の酒田市の連合会組織に町の協議会が加盟統合することとし、単位協議会への補助等については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。</p>

所管部会・分科会	健康福祉部会 社会福祉分科会
----------	----------------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
地域福祉計画	地域福祉計画は、社会福祉法に新たに規定(第107条)され、平成15年4月1日から施行されている。この計画は、これまでの障害者・高齢者・児童・母子保健などの地域福祉活動を総合的に推進する上で、重要な計画であることから、早期の策定が求められている。				合併する市町が連携して、多様化する福祉ニーズなど地域の課題等を勘案し、合併後に新市の地域福祉計画として速やかに策定する。
社会福祉協議会	<p>市町の合併に伴い、社会福祉協議会としても社会福祉法に基づき、法定合併の事務的準備を進める必要がある。</p> <p>そのため、平成15年5月2日に酒田市社会福祉協議会の主催により「第1回酒田市・飽海4町社会福祉協議会事務局会議」を開催し、合併に向けた検討を始めた。そのときの議題は、</p> <p>合併に向けての基本的考え方(行政との連携など)、体制づくり(課題の検討など)、任意合併協議会の立ち上げなどとなっている。</p> <p>しかし、各市町社会福祉協議会の合併協議会参画の意思表示が整っておらず協議が始まっていない状況にある。</p> <p>課題</p> <p>各社会福祉協議会は、法人組織としては類似しているものの個々の事業内容は実施の有無や範囲に隔たりがあり、地域住民の参加形態としても、その仕組み(住民会費制度、地区社協組織、各委員会制度など)は様々である。地域福祉の増進のため、市町村合併に即応した合併社協を構築するため、各市町の福祉担当課の助言指導が不可欠となる。</p>				社会福祉協議会については、合併時まで統合するように働きかける。社会福祉協議会に各市町で委託している事業及び運営補助については、地域の実情に配慮しながら、合併時までに調整し整理統合を図る。
民生児童委員協議会	連合会数 1組織 単位民協数 11組織 民生委員数 175人 主任児童委員数 22人	単位民協数 1組織 民生委員数 25人 主任児童委員数 2人	単位民協数 1組織 民生委員数 22人 主任児童委員数 2人	単位民協数 1組織 民生委員数 22人 主任児童委員数 2人	民生児童委員協議会については、現在の酒田市の連合会組織に町の協議会が加盟統合することとし、単位協議会への補助等については、合併時までに調整し統一した方法で実施する。
	<p>民生児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受け、自主活動による地域福祉の向上に幅広い活動を行っている。</p> <p>また、酒田市では、活動基盤である民生児童委員協議会連合会が昭和48年に発足し、行政や社会福祉協議会と連携して、諸活動の活発化、運営の改善に努めている。</p> <p>課題</p> <p>合併に伴う民生児童委員の定数については県で定めるものとなっているが、人口10万以上の配置基準が適用されることから、全体配置、特に市街地と農村部、境界付近でのエリア、人数設定などの調整が予想される。また、一斉改選の時期が、平成16年11月30日であることから、その後3か年の任期をどのようになるのか、県の意向や各町の現状と課題を今後、調整する必要がある。</p>				

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	[社会福祉事業] (7) 医療タクシー事業については、現在事業実施地域については、基本的に現行のとおりとするが、合併後速やかに見直しを図る。

所管部会・分科会 健康福祉部会 社会福祉分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
医療タクシー事業	事業実施なし。	事業実施なし。	事業実施なし。	心身の傷病の治療のため通院するに当たって交通手段に欠ける者に対し援助する。 対象者 長期間医療機関等に通院する者で交通手段に欠ける者。 交付基準 610円(基本料金分の利用券)を月4枚交付 年間48枚交付	現在事業実施地域については、基本的に現行のとおり実施するが、合併後に速やかに見直しを図る。 参考 H15の実績 登録者141人、利用者85人、 利用枚数1,173枚、補助金総額 715,530円

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて						
調整方針(案)	[福祉医療給付事業] (1)乳幼児医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。ただし、0歳児については、扶養者の所得制限なしとする。						
<table border="1" style="float: right; margin-right: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;">所管部会・分科会</td> <td style="width: 50%;">市民生活部会・国保分科会</td> </tr> </table>						所管部会・分科会	市民生活部会・国保分科会
所管部会・分科会	市民生活部会・国保分科会						
項 目	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町	調整方針		
(1)乳幼児医療費助成事業	<p>【目的】 乳幼児(就学前児)に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 平成16年7月以降 保険適用の場合の自己負担金を助成。対象者は次のとおり。 0歳児：全ての児童(所得制限なし) 1～6歳児(就学前児) ・扶養者の前年(1～6月生まれは前々年)の所得額が、扶養人数に応じた次の額未満の児童(児童手当特例給付の所得制限額を準用) 扶養人数 所得制限限度額 0人 460万円 1人 498万円 2人 536万円 3人 574万円 4人 612万円 5人 650万円</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数：4,532人 対象件数：69,530件 給付額：129,910,443円 (内市単独事業分6,573,296円)</p>	<p>【目的】 乳幼児(就学前児)に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成。対象者は次のとおり。 0歳児～6歳児(就学前児)：扶養者の所得金額が330万円以下のもの他に町単独事業で扶養者の所得が330万円を超える乳幼児も対象としている</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数：381人 対象件数：4,921件 給付額：8,454,220円 (内町単独事業分1,732,070円)</p>	<p>【目的】 乳幼児(就学前児)に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成。対象者は次のとおり。 0歳児～6歳児(就学前児)：扶養者の所得金額が330万円以下のもの他に町単独事業で扶養者の所得が330万円を超える乳幼児も対象としている</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数：278人 対象件数：3,940件 給付額：6,228,793円 (内町単独事業分732,605円)</p>	<p>【目的】 乳幼児(就学前児)に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成。対象者は次のとおり。 0歳児～6歳児(就学前児)：扶養者の所得金額が330万円以下のもの他に町単独事業で扶養者の所得が330万円を超える乳幼児も対象としている</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数：388人 対象件数：4,959件 給付額：9,291,008円 (内町単独事業分1,842,205円)</p>	<p>乳幼児医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。ただし、0歳児については、扶養者の所得制限なしとする。</p>		

北庄内合併協議会資料(第3小委員会資料)

協定項目24-(9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	<p>[福祉医療給付事業] (2) 重度心身障害(児)者医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。ただし、国民年金障害基礎年金2級受給権者(20歳前障害のみ)については、助成事業の対象者とする。 (3) 母子家庭等医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。</p>

所管部会・分科会	市民生活部会・国保分科会
----------	--------------

項 目	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町	調整方針
(2) 重度心身障害(児)者医療費助成事業	<p>【目的】 重度心身障害(児)者に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金の助成。 身体障害者手帳1,2級所持者、療育手帳A所持者等の他に、市単独で国民年金障害基礎年金2級受給権者(20歳前障害のみ)も対象。</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数:2,218人 対象件数:47,876件 給付額:294,700,292円 (内市単独分16,566,377円)</p>	<p>【目的】 重度心身障害(児)者に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金の助成。 身体障害者手帳1,2級所持者、療育手帳A所持者等対象。</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数:197人 対象件数:3,648件 給付額:25,681,535円</p>	<p>【目的】 重度心身障害(児)者に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金の助成。 対象は身体障害者手帳1,2級所持者、療育手帳A所持者等。</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数:113人 対象件数:2,249件 給付額:14,958,502円</p>	<p>【目的】 重度心身障害(児)者に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金の助成。 身体障害者手帳1,2級所持者、療育手帳A所持者等対象。</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数:175人 対象件数:4,082件 給付額:20,605,107円</p>	<p>重度心身障害(児)者医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。ただし、国民年金障害基礎年金2級受給権者(20歳前障害のみ)については、助成事業の対象者とする。</p>
(3) 母子家庭等医療費助成事業	<p>【目的】 母子家庭等に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成 所得税非課税で次の者 ・配偶者のない女子で18歳以下の児童を扶養している者とその児童 ・父親が身体又は精神の重度の障害を有する場合にその児童(18歳以下)とその母親 ・父母のいない18歳以下の児童</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数:1,192人 対象件数:13,736件 給付額:37,037,987円</p>	<p>【目的】 母子家庭等に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成 所得税非課税で次の者 ・配偶者のない女子で18歳以下の児童を扶養している者とその児童 ・父親が身体又は精神の重度の障害を有する場合にその児童(18歳以下)とその母親 ・父母のいない18歳以下の児童</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数:100人 対象件数:906件 給付額:2,693,607円</p>	<p>【目的】 母子家庭等に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成 所得税非課税で次の者 ・配偶者のない女子で18歳以下の児童を扶養している者とその児童 ・父親が身体又は精神の重度の障害を有する場合にその児童(18歳以下)とその母親 ・父母のいない18歳以下の児童</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数:31人 対象件数:316件 給付額:837,495円</p>	<p>【目的】 母子家庭等に対し、医療費の負担を軽減するために医療給付を行い、社会福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 保険適用の場合の自己負担金を助成 所得税非課税で次の者 ・配偶者のない女子で原則として就労により18歳以下の児童を扶養している者とその児童 ・父親が身体又は精神の重度の障害を有する場合にその児童(18歳以下)とその母親 ・父母のいない18歳以下の児童</p> <p>【平成15年度実績】 対象者数:68人 対象件数:1,032件 給付額:2,512,182円</p>	<p>母子家庭等医療費助成事業については、県の医療給付事業の基準により、合併時に統一する。</p>

協議第 27 号

協定項目 24 - (10)

商工関係事業の取扱いについて

商工関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

商工関係事業の取扱いについて

- (1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。
- (2) 各種融資制度については、酒田市の例により合併時に統一する。
- (3) 雇用促進対策事業については、酒田市の例を基本とし、雇用情勢を注視しながら合併までに調整する。
- (4) 港湾振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 商工会議所及び各商工会については、新市における一体的な商工業の振興が図られるよう、組織のあり方を含めた機能強化の検討を働きかける。
- (6) 企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。
- (7) 福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。
ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。
また、料金体系については、合併時に統一する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

酒田市中心市街地活性化基本計画の概要

中心市街地活性化基本計画の概要

基本計画策定日 平成12年5月31日(平成14年12月6日変更【直近】)
 中心市街地の位置 JR酒田駅から酒田港にかけて広がる商業地域を中心とした区域
 中心市街地の規模 263ha
 基本計画のテーマ 「W・A・L・K さかた」
 サブテーマ 「酒田まち物語創造のステージ」

中心市街地活性化の取り組み状況

市町村で実施した商業等活性化事業

[ハード事業]

名称 コミュニティ道路整備事業
 実施年度 平成12年9月~12月
 活用制度 商業・サービス業集積関連施設整備費補助金【経済産業省】

[ソフト事業]

名称 酒田市中心市街地活性化空き店舗入居者支援助成金
 実施年度 平成13年4月~
 活用制度 酒田市中心市街地活性化支援事業補助金【市】

TMOで実施した商業等活性化事業

[ハード事業]

名称 空き店舗活用支援事業(チャレンジショップ事業)
 実施年度 平成13年10月~
 活用制度 空き店舗活用支援事業補助金【県】
 酒田TMO商店街等活性化先進事業補助金【市】

名称 中心市街地活性化アクショングループ事業

実施年度 平成16年6月~
 活用制度 商店街等活性化事業(空き店舗)補助金【国】
 商店街等活性化まちづくり事業補助金【県】
 商店街等活性化アクション補助金【市】

市町村の概要

市町村名 山形県酒田市
 主要指標 人口 100,534人
 財政規模(歳出) 388億円
 産業別割合 1次 8.6%
 2次 31.8%
 3次 59.6%
 小売店数 1,476店
 小売販売額 1,341億円

TMOの概要

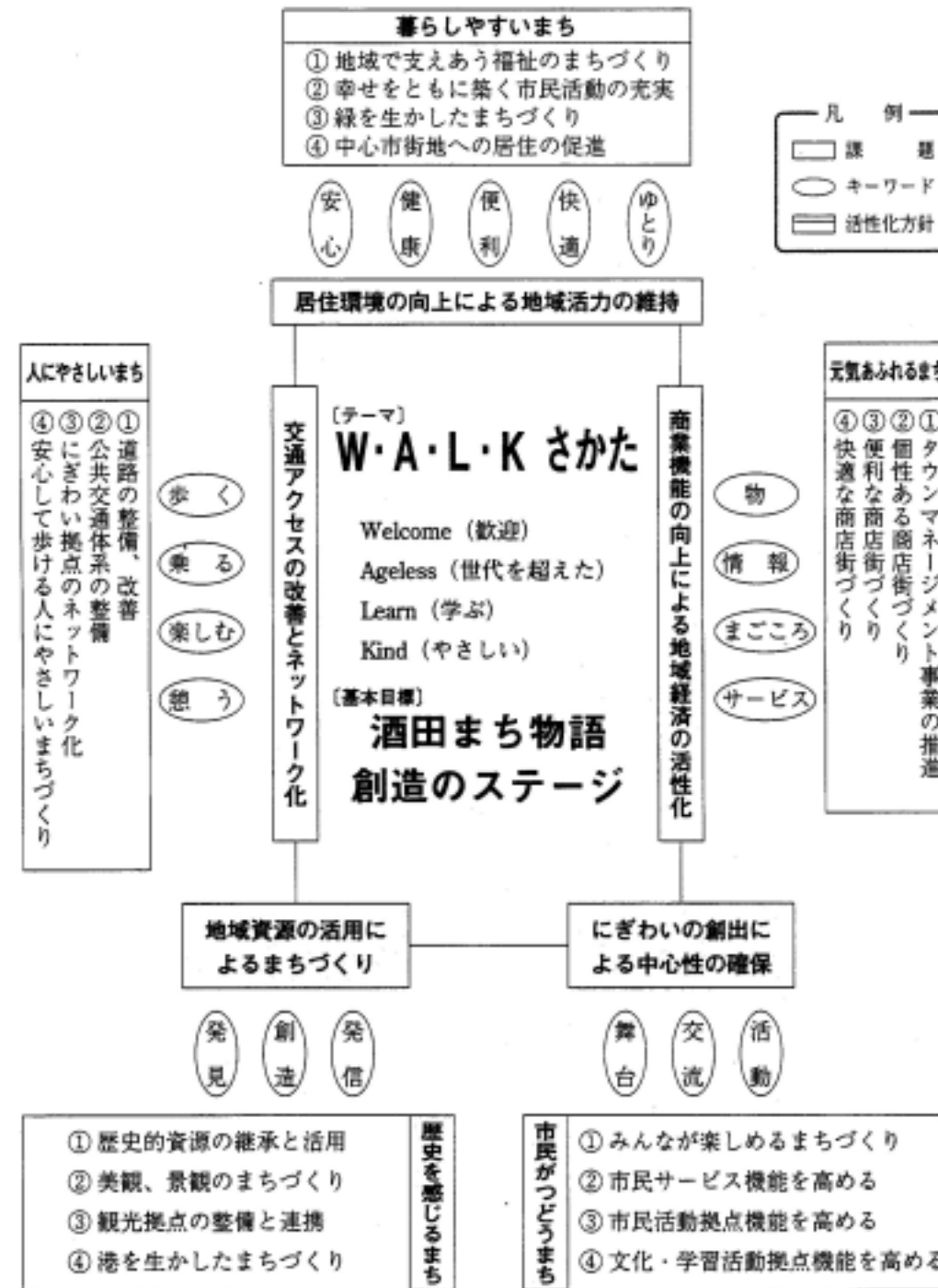
名称 酒田商工会議所
 会頭 斎藤成徳
 TMO構想認定日 平成13年6月20日
 TMO計画認定 実績なし

商店街数(うち商店街振興組合数) 16(6)
 中心市街地区域内大型店(m²) 酒田セントラルビル(14,214m²)
 庄交ターミナルビル(11,000m²)

まちづくりNPO(認定年月日)

特産品 米、農産物、日本酒
 観光名所 本間家旧本邸、山居倉庫、土門拳記念館、さかた海鮮市場

酒田市中心市街地活性化基本計画の概要



調整方針

この基本計画は、中心市街地の活性化に取り組む市町村などを支援する目的で平成10年7月に策定された「中心市街地整備改善活性化法(略称)」に基づき、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。

国の指針に基づき、一定の条件を満たす区域を、「中心市街地」として定めているもので、市の区域の拡大に伴い、「中心市街地」の区域が広がる性格のものではないため、現行のとおり新市に引き継ぐこととする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

商店街等の活性化事業の現況(その1)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
空き店舗対策事業 中通り商店街振興組合と、大通り商店街振興組合が独自にイベント事業を実施するために空き店舗を活用した事業に家賃等を補助するもの。 酒田市空き店舗対策事業補助金(260千円)	該当なし	該当なし	該当なし	酒田市の中心市街地活性化基本計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、各町の商店街・中心市街地及び酒田市の中心市街地区域外の商店街の活性化については、必要な支援策(補助要綱等)を合併までに策定することとする。 空き店舗活用事業サポーター配置業務委託事業は、山形県緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金を利用した事業で、平成16年度で終了予定。
中心市街地活性化バリアフリー店舗改装助成事業 中心市街地の区域内に店舗を有するものが、自動ドアやスロープの設置、トイレの改修を行うなど店舗のバリアフリー化を図った場合で、県、その他補助金制度に該当しないものについて改装費を助成するもの。 ・助成率 2分の1 ・助成限度額 60万円 酒田市中心市街地活性化バリアフリー店舗改装助成金(1,200千円)				
中心市街地空き店舗入居者支援助成事業 中町中和会、中通り、大通り、たくみ通り、酒田駅前の各商店街振興組合の空き店舗へ新たに開業した場合に、賃借する家賃に対し補助をすることにより、空き店舗対策と創業者支援を行い、商業振興を図るもの ・助成率 2分の1 ・助成期間 6か月間 ・助成限度額 60万円 中心市街地空き店舗入居者支援助成金(2,400千円)				
商業活性化・商店街振興イベントへの助成 中心市街地の活性化を図るために、にぎわい作りのソフト事業として各商店街が実施した夏まつり事業等に補助するもの。 中和会ふるさと縁日祭り(中町中和会商店街振興組合) 補助金額 100千円 中通り夏まつり(中通り商店街振興組合) 補助金額 200千円 大通り夏まつり(大通り商店街振興組合) 補助金額 200千円 酒田駅前夏まつり(駅前商店街振興組合) 補助金額 200千円 台町日吉夏まつり(台町日吉振興会) 補助金額 200千円				
空き店舗活用事業サポーター配置業務委託事業 中心市街地の空洞化対策として、酒田TMOが空き店舗を活用して運営するさかた街なかキャンパスチャレンジショップ事業にサポーターを配置する。 酒田商工会議所への委託事業 空き店舗活用事業サポーター配置業務委託料(5,878千円)				
中心市街地活性化アクション補助事業 中心市街地活性化の山形県からのモデル都市の指定を受け、関係機関・団体等がまとめた活性化のための具体的事業を、酒田TMOが主体となり実施するにあたり、その事業運営に補助するもの。 さかた街なかキャンパス事業 補助金額 2,000千円 さかた商業塾事業 補助金額 248千円 ストリートミュージアム事業 補助金額 89千円 わくわく中央公園事業 補助金額 131千円				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて						
調整方針(案)	(1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。					
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>所管部会・分科会</td> <td>商工観光部会 商工港湾分科会</td> </tr> </table>					所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会					
商店街等の活性化事業の現況(その2)						
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針		
<p>共同施設整備事業への助成 酒田市の中小企業の振興を図るため、中小企業組合が行う共同施設整備事業等に対し、補助金を交付するもの。</p> <p>大通りアーケード補修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年度より、台風等の風災害により最も急を要する箇所の補修を優先しながら大通りアーケード補修事業を実施してきた。 平成11年度事業からはアーケードの保全を主たる目的に据え、平成15年度まで5ヵ年をかけ改修事業を行ったが、資金調達等の都合上、平成16年度以降もさらに5ヵ年計画で改修を継続していく。 <p>来客数の減少や消費者離れなど厳しさを増す中心商店街活性化の一助として商業環境の整備を進めるもの。</p> <p>【構成団体】 酒田市二番町6番1号 大通り商店街振興組合 会長 池田健一</p> <p>【名称】酒田市中小企業共同施設事業等補助金 (290千円)</p> <p>【市の補助率】 国・県の補助が無い場合 ... 2/10 " 有る場合 ... 1/10</p>	<p>地域社会に調和した魅力ある商店街づくりを通じて地域商業の振興を図るため、調査研究若しくは活性化事業並びに施設・整備等の事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工会並びに商店会 商工会員の構成員たるグループ 中核的商店街であり早急なドレスアップが必要と町長が認めたもの <p>ソフト事業 消費者ニズに対応できる新しい商店街構想の調査研究事業若しくは活性化事業ならびに共同店舗建設構想等調査研究事業 補助率50%、100万円限度</p> <p>ハド事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通利便施設事業(駐車場、自転車置場等) 環境、美観施設事業(アーケード、街路灯、植樹等) 案内情報施設事業(掲示板、案内所、放送施設等) 別表に掲げる事業(消雪設備、歩道舗装等) <p>補助率50%、300万円限度</p>	該当なし	該当なし	<p>酒田市の例を基本としながら、県の制度等を参考にして、制度内容を合併までに調整する。</p> <p>(調整案の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主体が法人の商店街等 助成率 1/10 国・県の助成がある場合 助成率 2/10 国・県の助成がない場合 (限度額3,000万円) 事業主体が非法人の商店街等 助成率 3/8 国・県の助成がある場合 (限度額1,000万円) 		
<p>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付事業 市内に住所を有する商店街等の当該地域の活性化に寄与する共同施設整備を行うものに対し、無利子で融資をすることにより、商店街等の振興を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付利率 1.44% (利子補給の実施により実質無利子) 協調倍率 2.5倍 貸付期間 7年以内(うち据置1年以内) 貸付限度額 20,000千円 16年度予算額 9,940千円 	該当なし	該当なし	該当なし			
<p>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付利子補給事業 共同施設整備を行うものに対し、無利子で融資するために、利子分に対し補給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給率 1.44% <p>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付利子補給金 (378千円)</p>	該当なし	該当なし	該当なし			

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (2)各種融資制度については、酒田市の例により合併時に統一する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

中小企業事業資金融資制度の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>1 商工組合中央金庫貸付金 (80,000千円) 公金預託制度の原資として中小企業者支援を目的とし貸付を実施するもの。</p> <p>2 設備導入補完資金貸付金 (54,140千円) 協調倍率2.5倍 (財)企業振興公社の小規模企業者等設備導入資金貸付事業を利用し、設備導入資金以外の自己調達資金を借入金で充当しようとするものに対し融資する制度。</p> <p>3 環境整備資金貸付金 (26,540千円) 協調倍率2.0倍 安定的な労働力の確保及び従業員の育成を促し、企業の健全な発展に資する福利厚生施設や職場環境を整備するものに対し融資する制度。</p> <p>4 産業立地促進資金貸付金 (512,810千円) 協調倍率3.0倍 産業高度化に資することが期待できる企業で知事の認定を受けたものに対し融資する制度。</p> <p>6 長期安定資金貸付金 (367,580千円) 協調倍率3.0倍 長期運転資金の貸付金。平成16年度で新規取扱い終了予定。</p> <p>7 店舗改装資金貸付金 (37,210千円) 協調倍率2.5倍 平成13年度より中心市街地において店舗改装資金を利用した場合に利子補給を実施している。</p>	<p>県の制度のみ 該当なし</p>	<p>県の制度のみ 該当なし</p>	<p>県の制度のみ 該当なし</p>	<p>3町では、県の制度のみで基本的に町独自の融資制度がないことから、対象を3町の中小企業に広げ、酒田市の例により合併時に実施することとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
-------------	----------------

調整方針(案)	(3)雇用促進対策事業については、酒田市の例を基本とし、雇用情勢を注視しながら合併までに調整する。
---------	---

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

雇用促進対策事業の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>ジブカフェ支援・雇用推進事業 山形県緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金を活用して酒田商工会議所に事業委託。 雇用開拓推進員が企業訪問し、求人掘り起こしと雇用助成制度の説明を行い、雇用開拓及び企業情報の収集に努める。また、山形県若者就職支援センター庄内プラザの業務内容を周知し、利用拡大について支援する。 ・雇用開拓推進員1名の雇用創出</p> <p>雇用創出特別助成事業 事業主の都合により失業・退職を余儀なくされた労働者を公共職業安定所の紹介により雇入れ、1年以上継続して雇用した場合で、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の対象外となる事業主に対し助成し、雇用の促進を図る。 【助成金額】 対象労働者1名につき30万円</p> <p>未就職高校卒業生教育訓練助成事業 前年度末に就職未決定で高等学校を卒業した方が、就職活動に役立つ教育訓練(パソコン、ホームヘルパー、外国語、各種検定など)を受講した場合に助成を行い、就職機会の拡大を図る。 【助成率】 就職活動に役立つ教育訓練の受講費の80% (上限10万円)</p> <p>未就職高校卒業生雇用促進助成事業 前年度末に就職未決定で高等学校を卒業したものを採用した事業主に対して助成することで、雇用創出の働きかけを行う。 【助成金額】 対象労働者1名につき15万円</p> <p>高校生技能向上支援モデル事業 高校生の就職支援を支援するため、山形県立産業技術短期大学校庄内校と連携し、就職を希望する高校生の資質や技能の向上を図るための各種講座を実施し、企業に必要とされる人材を育成する。 【内容】 ・技能検定3級資格取得講座 ・通信実習講座 ・画像処理技術講座 ・工作機械初歩講座 ・CAD講習 ・ITスキルアップワークショップ ・就職活動準備セミナー ・採用試験直前模擬面接セミナー</p>	該当なし	該当なし	<p>雇用創出特別助成事業 事業主の都合により失業・退職を余儀なくされた労働者を公共職業安定所の紹介により雇入れ、1年以上継続して雇用した場合で、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の対象外となる事業主に対し助成し、雇用の促進を図る。 【助成金額】 対象労働者1名につき30万円</p>	<p>雇用促進対策については、酒田市の例を基本としながらも、その時々々の雇用情勢を十分注視し、国・県との連携を取り、適時適切な対策を講じていく。</p> <p>山形県緊急地域雇用創出特別基金事業が平成16年度で終了のため、ジブカフェ支援・雇用推進事業は平成16年度をもって廃止。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (4) 港湾振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

港湾振興事業の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針						
<p>港湾整備事業 国土交通省及び山形県が施工する港湾整備事業費の経費の一部を負担し、港湾施設整備の促進を図る。</p> <p>【負担割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾改修 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1億円まで</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>1億円～10億円まで</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円超まで</td> <td>0.5%</td> </tr> </table> ・局部改良 一率 5.0% ・補修 一率 5.0% ・環境整備 一率 7.0% <p>ポートセールス推進事業 定期コンテナ航路の利用拡大と新規航路誘致のため、山形県と酒田市が連携し「プロスパーポート」さかた」ポートセールス協議会を通じ、ポートセールス活動を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷主、船社及び港湾関連企業への訪問 ・国外(韓国・中国)の荷主、船社への訪問 ・酒田港定期コンテナ航路を試しに使う場合の助成(新規荷主の発掘) ・混載貨物の取扱拡充に対する支援(小口荷主の発掘) ・食品衛生検査設備の支援 <p>酒田港湾振興会 酒田港の利活用の推進や港湾整備の促進を図るため、民間企業及び行政機関等により組織される外郭団体。事務局は酒田市商工港湾課。</p> <p>会員数 194 件(平成 15 年度)</p> <p>【内容】 ・セミナーの開催 ・要望活動</p> <p>【要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒田港を静脈物流拠点とした施設整備 ・外港地区の多目的大型岸壁泊地の整備 ・港湾静穏度の向上を図る防波堤の整備 <p>東方水上シルクロード貿易促進事業 東方水上シルクロード貿易促進協議会を通じた事業であり、同協議会は平成 4 年 5 月に開設された東方水上シルクロード航路の酒田港の活用及び地域の活性化を図ることを目的として設置された。平成 9 年 6 月には黒龍江省ハルビン代表所を設置。</p> <p>会員企業数 82 社(平成 15 年度)</p> <p>【内容】 ・ハルビン貿易商談会への出展 ・対中企業との合併 ・合作企業への支援協力等</p> <p>「海の日」記念事業 国民の祝日「海の日」にちなみ、市民が海や港に対する感謝の気持ちと親しみを持てるように、各種イベント等を行う実行委員会を組織している。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民会館によるイベント ・海事功労者表彰の式典開催 ・海上保安庁巡視船「とね」体験航海 ・国土交通省「みずほ」体験クルージング ・その他、海や港に関する PR 活動 	1億円まで	5.0%	1億円～10億円まで	2.5%	10億円超まで	0.5%	該当なし	該当なし	該当なし	<p>港湾振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 15 年 4 月にリサイクルポートの指定を受けた酒田港の振興を推進していくこととする。</p>
1億円まで	5.0%									
1億円～10億円まで	2.5%									
10億円超まで	0.5%									

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(5)商工会議所及び各商工会については、新市における一体的な商工業の振興が図られるよう、組織のあり方を含めた機能強化の検討を働きかける。

商工会議所・商工会(補助金)の現況 (金額は平成16年度予算額)

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>酒田商工会議所 会 頭 斎藤成徳 会員数 2,536 (H16.10.19 現在) 職員数 21</p> <p>酒田市中小企業相談所補助金 (7,102千円) 経済環境が激変している中で、中小企業の実態に即したきめ細かい指導等を行うことにより、事業者の経営安定化を図る。 ・中小企業への経営改善指導、経営、金融 ・各種セミナー、講習会の開催 ・人材育成事業 ・異業種交流事業 ・商業活動の意見集約</p> <p>酒田商工会議所青年部運営費補助金 (250千円) 青年経営者として、社会的連帯感を養い、地域経済の振興発展に寄与する。 ・各種講演会の開催 ・他地域、他団体との交流会の実施</p> <p>酒田商工会議所女性会補助金 (200千円) 婦人経営者の地位の確立を目的とし、資質の向上を目指しながら地域産業活性化の事業を積極的に実施する。 ・各種講演会の開催 ・他地域、他団体との交流会の実施</p> <p>中小企業従業員福祉対策補助金 (400千円) 中小企業の健全なレクリエーション事業を行い、労働意欲を高め、事業所間の交流の場を提供する。 ・テニス、ゴルフ等 ・クリスマスパーティー等</p> <p>中小企業後継者育成事業補助金 (100千円) 若手後継者を育成するために、中小企業大学の受講者に対して補助する。</p> <p>酒田 TMO 運営費補助金 (4,100千円) 酒田 TMO のタウンマネージャーの人材確保、チャレンジジョブ事業に補助する。</p>	<p>八幡町商工会 会 長 斎藤藤八 会員数 262 (平成15年度末) 職員数 4</p> <p>八幡町商工会振興補助金 【目的】 商工業の経営改善を促進し、経営の安定と生産の助長を図るため、八幡町商工会が行う事業の実施に必要な経費に対し、補助金を交付する。 【補助対象事業】 商工会育成事業(経営改善普及事業) 産業まつり事業 商業集積検討事業 その他 【補助金の額】 にあつては国県補助対象の経営改善普及事業(指導職員設置事業及び指導事業)を町補助金算定の基礎とし、当該事業に要する経費から県補助金等を控除した額の2分の1以内の額及び会員一人につき5千円を合算した額、 から にあつては事業費の2分の1以内の額とし、それぞれ予算の範囲内で交付する。 ・商工会育成補助金 4,136千円 ・産業まつり補助金 300千円</p>	<p>松山町商工会 会 長 後藤俊一 会員数 171 (平成15年度末) 職員数 5</p> <p>松山町地域活性化対策事業費補助金 (3,300千円) 【目的及び事業内容】 地域の総合経済団体として、町をはじめ関係機関や地域住民の理解を得ながら、地域の活性化が商工業の基盤強化につながるとの認識のもとに、魅力と活力のある地域づくりに向けて、地域の特性を活かした地域振興を展開していく。 ・講習会等、近隣商工会との連携可能事業の検討と実施 ・商工業者の経営支援の充実を図るため、巡回等の強化による会員ニーズの把握と情報提供 ・エキスパートバンク等、専門家派遣事業を活用し、個別企業の経営の支援 ・地域振興、活性化のため行政、各種団体、住民と連携した事業の開催 ほか (内訳) ・経営改善普及事業補助金 3,000千円 ・いも煮会事業、地域興しグループ補助金 300千円 地域振興支援事業費補助金 (500千円) (物産交流事業補助)</p>	<p>平田町商工会 会 長 佐藤達巳 会員数 203 (平成15年度末) 職員数 4</p> <p>平田町商工会振興補助金 (4,100千円) 【目的及び事業内容】 地域商工業の発展と経営の効率化と健全化を進めるとともに新規創業と新たな商品開発や新技術の導入等、新分野へ進出による経営革新を図り、産業の再構築を推進する。 ・経営改善普及事業 ・地域総合振興事業 (内訳) ・経営改善普及事業、地域総合振興事業補助金 4,100千円</p>	<p>新市における一体的な商工業の振興を図る 法律により、商工会議所の地区は市の区域とし、他の商工会議所・商工会の地区と重複するものがあつてはならないと規定されている</p> <p>という観点から 商工会議所及び各商工会の意向を十分尊重のうえ、組織のあり方を含めた機能強化の検討を働きかけていくこととする。</p> <p>また、補助金については、合併当初は原則として現行のとおりとし、合併後、速やかに補助金交付基準のルール化を検討するものとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
-------------	----------------

調整方針(案)	(6)企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。
---------	--

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

工業団地の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>酒田臨海工業団地 酒田港は、平成15年4月リサイクルポートの指定を受け、全国18カ所の総合静脈物流拠点として位置付けられ、リサイクル産業や新エネルギー産業の集積に取り組んでいる。この団地は、酒田北港の後背地に位置し、東北横断自動車道酒田線の酒田みなとICから1km、庄内空港から30分と交通の利便性が高い団地。 事業主体 山形県 分譲可能面積 231,334㎡(住友金属工業㈱所有地も分譲可)</p> <p>酒田京田西工業団地 東北横断自動車道酒田線の酒田ICに近接し、酒田港、庄内空港からそれぞれ20分と陸・海・空の交通アクセスの要にある団地。農工団地の指定を受け、現在、団地拡張を行っており、企業の多様なニーズに応えられる団地として造成工事を進めている。 事業主体 酒田市土地開発公社 分譲可能面積 18.0ha 分譲開始 平成17年度以降(予約はH16.12.1より) 造成と並行し団地のPR・企業誘致に努める。 分譲を前提とし誘致活動を行っていくが、リース制度の導入も検討していく。</p> <p>酒田泉工業団地 昭和59年造成、平成元年完売 面積 60,000㎡</p> <p>酒田川南工業団地 昭和60年造成、昭和61年完売 面積 611,000㎡</p> <p>酒田四ツ興野工業団地 平成元年造成、完売 面積 17,000㎡</p> <p>酒田新堀工業団地 平成4年造成、平成7年完売 面積 46,000㎡</p>	<p>現在、工業団地の造成は行っていない。</p>	<p>松山工業団地 豊かな自然と歴史・文化の薫りにつつまれながら、勤勉な地域住民に支えられた工業団地。周辺の交通網が年々整備されるなど、企業にとって魅力ある立地環境が整っている。 事業主体 松山町 分譲可能面積 約18,000㎡、7,000㎡の2区画 (7,000㎡分は4区画程度に分けての分譲も可)</p>	<p>平田町軽工業団地を昭和56年に造成し、既に完売。</p>	<p>工業団地については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、より一層の企業誘致活動に努める。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

企業誘致促進に係る助成の現況(その1)

企業立地促進助成制度

条件	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
指 定 業 種	○製造業及び ・サービス業のうち学術・研究機関 ・情報通信業のうち情報サービス業 ・酒田臨海工業団地内の市が指定した地区内で操業する 環境保全型産業及び 新エネルギー産業で市長が認める事業 ○道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 自動車整備業 機械修理業 その他修理業	○製造、修理、加工、試験、研究、開発及び販売を行う事業 ○町長が特に認める事業	○製造業、運輸・通信業、卸売業、建設業 ○町長が特に認める事業	○製造業 ○町長が特に認める事業	<p>企業立地(用地取得)の促進に係る助成については、1市3町同種の制度があるものの、助成限度額や新規雇用要件等に差異が見られる。</p> <p>新市においても積極的な企業誘致活動を行っていくため、酒田市の例を基本としながら、条件の詳細を合併までに整理することとする。</p>
面 積 要 件	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	新設・移設 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,500万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	
助成率 & 新規雇用要件	○助成率 20~30% 製造業 等 ・大企業 新規雇用 30人以上 30% 新規雇用 10人以上 20% ・中小企業 新規雇用 5人以上 30% 新規雇用 3人以上 20% 道路貨物運送業 等 ・大企業 新規雇用 10人以上 20% ・中小企業 新規雇用 3人以上 20%	○助成率 20% 新設 ・大企業 新規雇用 10人以上 ・中小企業 新規雇用 5人以上 拡充 ・新規雇用 3人以上 移設 ・大企業 新規雇用 5人以上 ・中小企業 新規雇用 3人以上	○助成率 20% ・大企業 新規雇用 30人以上 ・中小企業 新規雇用 5人以上	○助成率 20% ・大企業 新規雇用 30人以上 ・中小企業 新規雇用 5人以上	
助 成 限 度 額	○1企業、1億円 ただし、製造業については、 1企業、2億円	○1企業、2千万円	○1企業、2千万円	○1企業、1千万円	
操 業 地 域	甲地域 ・準工業、工業、工業専用地域 ・市長が特に必要と認める地域 乙地域 ・酒田京田西工業団地 ・酒田新堀工業団地 ・酒田臨海工業団地	○準工業、工業、工業専用地域 ○町長が特に認める地域	○松山工業団地 ○町長が特に認める地域	○平田工業団地 ○町長が特に認める地域	
備 考		○他に賃貸借助成金制度あり			

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (6)企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

企業誘致促進に係る助成の現況(その2)

工場等設置助成制度

条件	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
指定業種	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○サービス業のうち 自動車整備業 機械修理業 その他の修理業 学術・研究機関 ○情報通信業のうち情報サービス業 ○酒田臨海工業団地内の市が指定した 地区内で操業する 環境保全型産業及び 新エネルギー産業で市長が認める 事業 ○道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 	<ul style="list-style-type: none"> ○製造、修理、加工、試験、研究、開発 及び販売を行う事業 ○町長が特に認める事業 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、修理加工業、販売業、鉱業 及びこれらに附帯する事業 	<p>工場等設置に係る助成については、松山町を除き、同種の制度があるものの、投下固定資産額や雇用要件等に差異が見られる。</p> <p>新市においても積極的な企業誘致活動を行っていくため、酒田市の例を基本としながら、条件の詳細を合併までに整理することとする。</p>
指定条件	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 2,000万円以上 ○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業については、新規雇用16人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 1,500万円以上 かつ 新規雇用10人以上 (中小企業は5人以上) 		<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 1,500万円以上 かつ 新規雇用10人以上 ○投下固定資産総額 1,500万円以上 ○常時雇用50人以上 ○町長が必要と認める場合 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 1,000万円以上 ○助成率60% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業については、新規雇用16人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 1,000万円以上 かつ 新規雇用3人以上 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法、建築基準法の適合する地域 に当該工場等を移転したとき ○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業については、新規雇用16人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額 1,500万円以上 かつ 新規雇用5人以上 (中小企業は3人以上) 			
交付額	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税相当額×助成率 3年間 	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税相当額 3年間 		<ul style="list-style-type: none"> ○町民税相当額 ○固定資産税相当額 3年間 	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(7)福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。 また、料金体系については、合併時に統一する。

1市3町バス運行体系の比較(現行) 平成16年10月現在

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

		酒田市	八幡町	松山町	平田町	1市3町合計	調整方針(案)		
市町の独自バス運行施策	名称(愛称)	酒田市福祉乗合バス(るんるんバス)	八幡町福祉乗合バス(ぐるっとバス)	松山町福祉乗合バス	ワンコインバス(路線バス100円運賃運行事業)		福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を原則として現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後速やかに抜本的な新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線については、合併までに検討を行い、合併後なるべく早い時期に、各町(方面)と酒田市中心部を結ぶ路線の運行ができるよう調整する。 〔上記路線の調整に係る基本的な考え方は、以下のとおり。〕 新市住民の利便性向上、公平性の確保 主に高齢者等の通院・買物時の利用に対応した交通手段の確保 民間バス路線と重複することなく、時間を要しても低廉な料金で移動することができる路線設定 各市町の現行の路線の維持を基本とし、最小限の路線延長やルート変更で対応する 効率的運行や利用が高まると期待される場合は、現行の路線についても微調整を行う 一定の需要予測を考慮する 財政負担の増加を最小限に止める 原則として新たなバスの導入は行わない 料金体系については、合併時に統一する。 1回の乗車につき100円(保護者同伴の未就学児童を除く) スクールバス混乗方式のバスを利用している小中学生(遠距離通学対象者)については、平日の通学時の利用は当然に無料とし、休日の私用利用は有料とする。		
	運行(施策)の形態	市営の福祉バス	町営の福祉バス	町営の福祉バス	運賃補填補助事業				
	運行主体	市	町	町	ひらた交通				
	運行方法	庄内交通㈱へ運行委託	鳥海八森観光㈱・庄内交通㈱へ運行委託	松山観光タクシー有限公司	ひらた交通が生活路線を運行				
	路線	市内循環右回り線 毎日運行 1日7便 市内循環左回り線 毎日運行 1日7便 酒田駅大学線 毎日運行 1日9往復 遊摺部宮海線 隔日運行 1日4往復 南鳥海日本海病院線 隔日運行 1日4往復 大平酒田駅線 隔日運行 1日4往復 生石日本海病院線 隔日運行 1日4往復 広野日本海病院線 隔日運行 1日4往復 新堀日本海病院線 隔日運行 1日4往復 酒田駅かんぼ線 隔日運行 1日4往復	一條循環線 毎日運行 1日6便 観音寺循環線 毎日運行 1日6便 青沢線 毎日運行 1日6便 升田線 毎日運行 1日5便 升田線(泥沢経由) 毎日運行 1日1便 升田線(家族旅行村経由) 毎日運行 1日2便 スクールバス青沢線 毎日運行 1日3便 スクールバス升田線 毎日運行 1日3便 観音寺遊佐線(冬期間運行) 毎日運行 1日2便	本町柏谷沢線 毎日運行 1日4便(清川駅経由) 内郷地区 毎日運行 1日3.5便(ひらた交通の路線乗り入れによる)	山元、小林線 毎日運行 1日6便(下りは5便) 海ヶ沢線 毎日運行 1日5便 中野俣線 毎日運行 1日5便				
	バス保有台数	7台(市所有2台、リース5台)	6台(ぐるっとバス3台、スクールバス混乗3台)	2台(スクールバス、保健バス)	3台(ひらた交通所有)				
	料金体系等	乗車1回につき、一律100円 未就学児(小学生未満)無料 一部、小学生の通学時利用に教育委員会で補助	乗車1回につき、一律100円 中学生以下無料 スクールバスとの混乗方式のため	乗車1回につき、一律100円 未就学児(小学生未満)無料 内郷地区のひらた交通の路線乗り入れについては、利用者負担(100円)と通常料金との差額を、町が補助。(実質の町営バス)	乗車1回につき、一律100円 ただし、平田交通は通常料金で路線バスを運行。 利用者負担(100円)と通常料金との差額を、町が補助。(実質の町営バス) 未就学児無料(保護者同伴) 長期休暇等の小学生利用分(スポ少等)を教育委員会で補助				
	経費	市町負担(H16当初予算)	歳入	28,252千円	2,500千円	360千円		0千円	31,112千円
			歳出	78,277千円	38,445千円	1,597千円		8,800千円	127,119千円
			差引	50,025千円	35,945千円	1,237千円		8,800千円	96,007千円
その他路線バス維持対策	経費	市町負担(H16当初予算)	歳入	7,314千円	-	0千円	6,468千円	13,782千円	
			歳出	18,818千円	-	638千円	14,234千円	33,690千円	
			差引	11,504千円	-	638千円	7,766千円	19,908千円	
	経費	市町負担(H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
			歳出	29,698千円	1,173千円	3,985千円	1,363千円	36,219千円	
			差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円	
	経費	市町負担(H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
			歳出	29,698千円	1,173千円	3,985千円	1,363千円	36,219千円	
	経費	市町負担(H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
			歳出	29,698千円	1,173千円	3,985千円	1,363千円	36,219千円	
市町負担(合計)			86,526千円	36,957千円	5,259千円	17,723千円	146,465千円		
備考			福祉乗合バスの歳入については、広告収入140万円を含む。	H16.9酒田観音寺線(生石経由)が廃止。補助経費についても、補正対応。経費額(H16当初予算)には、スクールバスの運行経費(6,205千円)を含む。	H16.9酒田地見興屋線が廃止。町営バスの代替運行を10月1日開始。本表は10月~3月までの見込み数値。				

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(7)福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。 また、料金体系については、合併時に統一する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

新市におけるバス運行事業運営の基本方針

新市におけるバス運行のあり方については、路線・運行形態・利用者負担のあり方、関係機関との調整など、早急に方向性を導き出すことができない大きな課題がある。
また、地域住民とともに運行するバスを目指し、合併後に、有識者や地域住民代表で組織する(仮)酒田市バス運行検討協議会を立ち上げ、運行路線の設定等について十分な議論を尽くす必要がある。
については、バス運行事業の運営に際し基本となる事項を以下のとおり確認し、この基本方針に基づき、合併後速やかに抜本的なバス路線の再編成等の検討に着手する。

市営路線バス運行の目的

主に高齢者等の通院・買物時の利用に対応する交通手段の確保と公共交通の空白地域の解消を目的とし、民間バス路線・JR路線を補完する役割を担う。

民間バス事業者、JRとの役割分担

現在民間バス事業者が運行している路線については、これまで同様民間バス事業者にその運行を委ねる。

一方、市営路線バス事業においては、通勤や通学に対応した民間バス・JRとの連絡乗り継ぎ機能の充実を図り、併せて、高齢者等が通院や買物に利用することができるよう、民間バス路線と重複せず時間を要しても低廉な料金で移動できる路線運行を検討し、民間バス路線等を補完する。

路線の見直しと適正な利用者負担

バス運行の路線については、住民の生活行動の要求に応え、乗車率向上が見込まれる路線の設定に配慮しながら、効率的な運行を目指し随時見直しを図る。

また、利用料金についても、適正な利用者負担の原則のもと、新市住民の公平性を確保しながら、路線の見直しと併せ料金体系の検討を行う。

地域住民とともに運行するバス・効率的運行の推進

地域住民の利用によりバス運行を支えるという地域と行政の協同運行の気運醸成に努め、地域住民のニーズに合わせた路線を検討するにあたっては、地域住民の積極的な協力(利用)、路線維持に対する一定の負担への理解が不可欠である。

地域住民とともに利用促進に努めた結果、既存路線のうち著しく利用の少ない路線については、高齢者等の交通手段の確保に考慮したうえで、効率的な運行ができる事業(代替事業)の検討及び見直しを行う。

運行形態のあり方

運行形態のあり方については、経費(財政負担)の試算、リスク分担(事故処理等)の検討、民間バス事業者との意見交換、関係機関との調整等を経て、合併後に慎重な検討を行う。

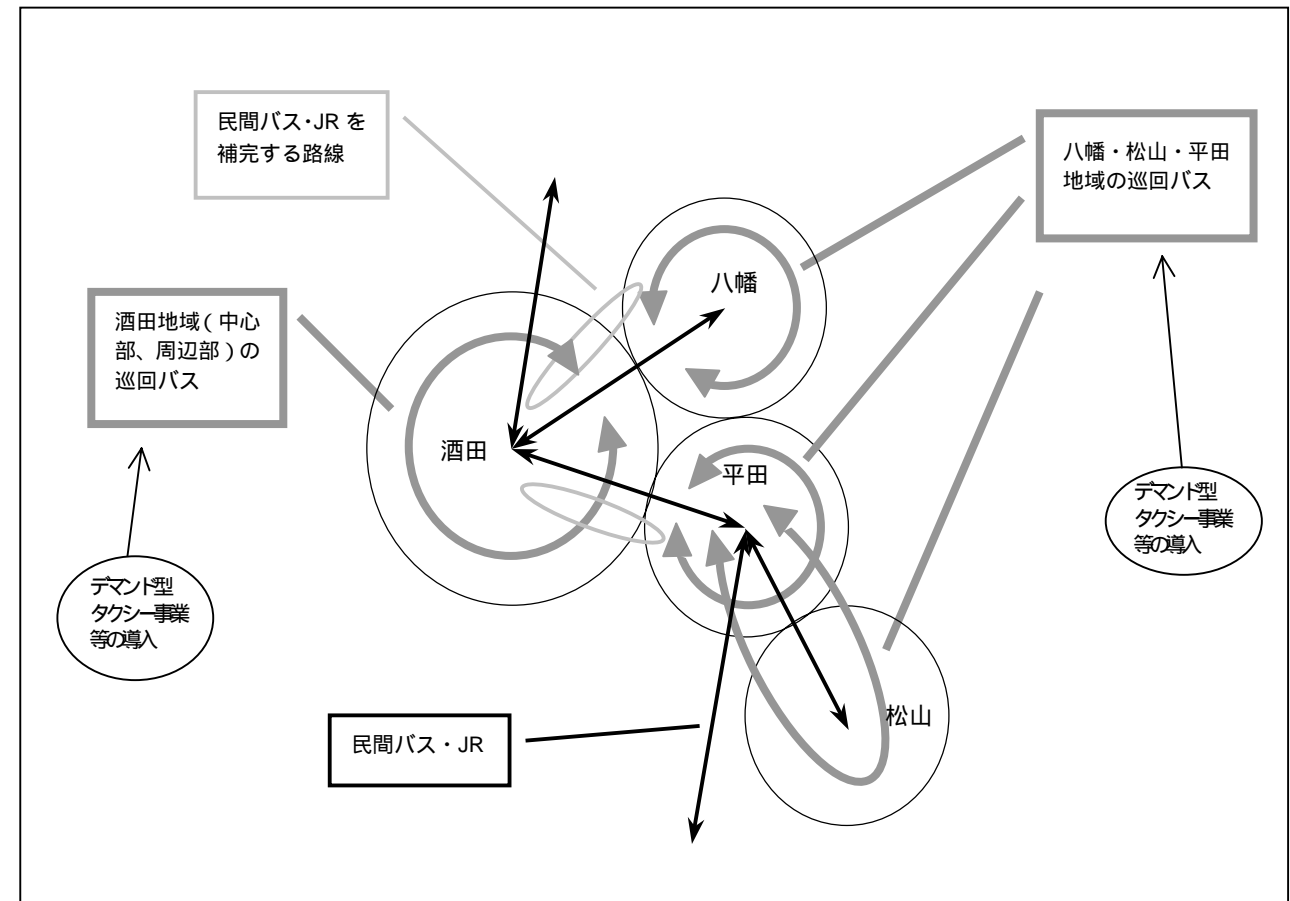
バスの所有区分、運行委託のあり方など、道路運送法21条及び80条に基づくバス運行のそれぞれの利点・欠点を検討のうえ、最適な方法を選択する。

スクールバス混乗方式

スクールバスの運行経路と市営路線バスの運行経路がほとんどの経路において重複し、混乗方式を採用することによって、スクールバス・市営路線バス双方の一層の効率的運行が期待される地域においては、教育委員会との調整を図りながらスクールバスの教育目的利用に支障が無い場合、新市においてもスクールバス混乗方式によるバス運行を検討する。

なお、この場合において、乗車対象の児童・生徒(遠距離通学対象者)を特定し乗車バス券を配布する等の方法を取り、一般利用者(遠距離通学対象以外の児童・生徒を含む)との区別を明確にする。

新市の公共交通システムのイメージ



協議第 28 号

協定項目 24 - (11)

観光関係事業の取扱いについて (その 1)

観光関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

観光関係事業の取扱いについて (その 1)

- (1) 各観光協会 (観光物産協会) については、新市における一体的な観光振興が図られるよう、各団体の意向を十分尊重のうえ、組織の統合を働きかける。
- (2) 各種観光イベントについては、当面現行のとおり新市に引き継ぐことを基本とし、合併後、各種観光イベントの再編成を検討する。
- (3) 旅客定期航路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(11) 観光関係事業の取扱いについて(その1)

調整方針(案)

(1)各観光協会(観光物産協会)については、新市における一体的な観光振興が図られるよう、各団体の意向を十分尊重のうえ、組織の統合を働きかける。

所管部会・分科会

商工観光部会 観光分科会

各観光協会(観光物産協会)の現状

市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
観光協会名	酒田観光物産協会	八幡町観光物産協会	松山町観光協会	平田町観光協会	<p>各観光協会(観光物産協会)の意向を十分尊重のうえ、新市における一体的な観光振興が図られるよう、組織の統合を働きかけていくこととする。</p> <p>組織の統合が図られる際には、支部制を採用するなど、十分に配慮する。</p> <p>会費額等、取扱いに差異がある事項については、当面現行のとおりとし、段階を踏んで調整を図ることとする。</p> <p>なお、最終的な組織統合に関しては、当該各観光協会(観光物産協会)が判断すべきものであり、各団体の判断を尊重するものである。</p>
会長	齋藤成徳(民間)	後藤孝司(町長)	池田一喜(民間)	加藤寛英(町長)	
会員数	430	190	104	102	
事務局体制	<p>【事務局の位置】</p> 酒田市山居町1-1-20 <p>【職員配置】</p> 正職員等 2名 契約職員 4名 臨時・パート 14名	<p>【事務局の位置】</p> 八幡町役場内 <p>【職員配置】</p> 町職員が事務局を兼務 事務局長 企画商工課長 商工観光係 4名	<p>【事務局の位置】</p> 松山町役場内 <p>【職員配置】</p> 町職員が事務局を兼務 事務局長 産業建設課長 商工観光係 2名	<p>【事務局の位置】</p> 平田町役場内 <p>【職員配置】</p> 町職員が事務局を兼務 事務局長 企画課長 商工観光係 2名	
平成16年度予算額 (一部特別会計等含む)	168,084,000円	6,680,000円	3,517,000円	5,341,000円	
うち市町負担金 (補助金)の額	57,594,000円	3,500,000円	1,200,000円	1,260,000円	
主な事業	酒田日和山桜まつり 酒田まつり あじさいまつり 酒田港まつり 酒田港甚句流し 酒田港まつり 酒田花火ショー 酒田日本海寒鱈まつり 地酒フェア 旅行エージェント訪問等の誘客 宣伝活動 その他イベント等への協力・協賛 酒田市観光物産館の管理 観光物産品の開発普及及び販売 促進	舞鶴公園桜のライトアップ 鳥海山湯ノ台口山開き ふるさと夏祭り 全国前の川釣り大会 鳥海高原まつり 産業まつり 観光情報誌の発行 その他イベント等への協力・協賛 観光物産品の販路拡大・販売促進	ふるさと夏まつり 眺海の森写真コンテスト 観光ボランティアガイドの 利用促進 眺海の森音楽祭 その他イベント等への協力・ 協賛	花火大会 新緑の十二滝・経ヶ蔵ツアー 植木まつり 産業まつり 眺海の森写真コンテスト 冬の十二滝と温泉ツアー その他イベント等への協力・ 協賛	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(11) 観光関係事業の取扱いについて(その1)

調整方針(案)

(2) 各種観光イベントについては、当面現行のとおり新市に引き継ぐことを基本とし、合併後、各種観光イベントの再編成を検討する。

所管部会・分科会

商工観光部会 観光分科会

各種観光イベント一覧(現状) 観光所管以外の主な伝統行事、商店街イベント等を含む

市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
春	酒田日和山桜まつり 酒田まつり 酒田あじさいまつり	舞鶴公園桜まつり 玉簾の滝ライトアップ 全国前ノ川釣り大会	眺海の森ウォークラリー 松山まつり「武者行列」 松山まつり「砲術演武」 松山城新能	新緑の経ヶ蔵・十二滝ツアー 体験農業 体験田植え 平田町植木まつり	<p>各種観光イベントについては、当面現行のとおり新市に引き継ぐことを基本とする。</p> <p>合併後、全国的に発信していくイベントと、地域住民の皆さんから楽しんでいただくイベントに大別し、各種観光イベントの再編成を検討する。</p> <p>統合できるものは統合し、地域に根ざしたイベントはさらに充実させる方法を検討していく。</p>
夏	海水浴場開き 酒田港夕陽クルーズ 夕涼み市 酒田港まつり 酒田湊甚句流し 酒田港まつり 酒田花火ショー 環日本海和太鼓フェスティバル 酒田灯籠まつり	鳥海山湯ノ台口山開き ふるさと夏祭り 玉簾の滝ライトアップ	眺海の森音楽祭 ふるさと夏まつり 松山能	庄内ひらた目ん玉まつり 平田町花火大会 新山延年 農村体験 〔調布中学校修学旅行〕 〔受入事業〕	
秋	酒田どんしゃんまつり	鳥海高原まつり 八幡町産業まつり	最上川大芋煮大会	体験農業 体験稲刈り 庄内ひらた目ん玉秋まつり (産業まつり)	
冬	酒田日本海寒鱈まつり 酒田地酒フェア 黒森歌舞伎 酒田雑街道	氷瀑の玉簾の滝探検	松山町スキー場開き 歳の市 總光寺大寒能 眺海の森感謝祭	平田町スキー場開き 飛鳥神社 裸参り 冬の十二滝と温泉ツアー 旧阿部家 ひな祭り	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(11) 観光関係事業の取扱いについて(その1)

調整方針(案) (3) 旅客定期航路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 商工観光部会 観光分科会

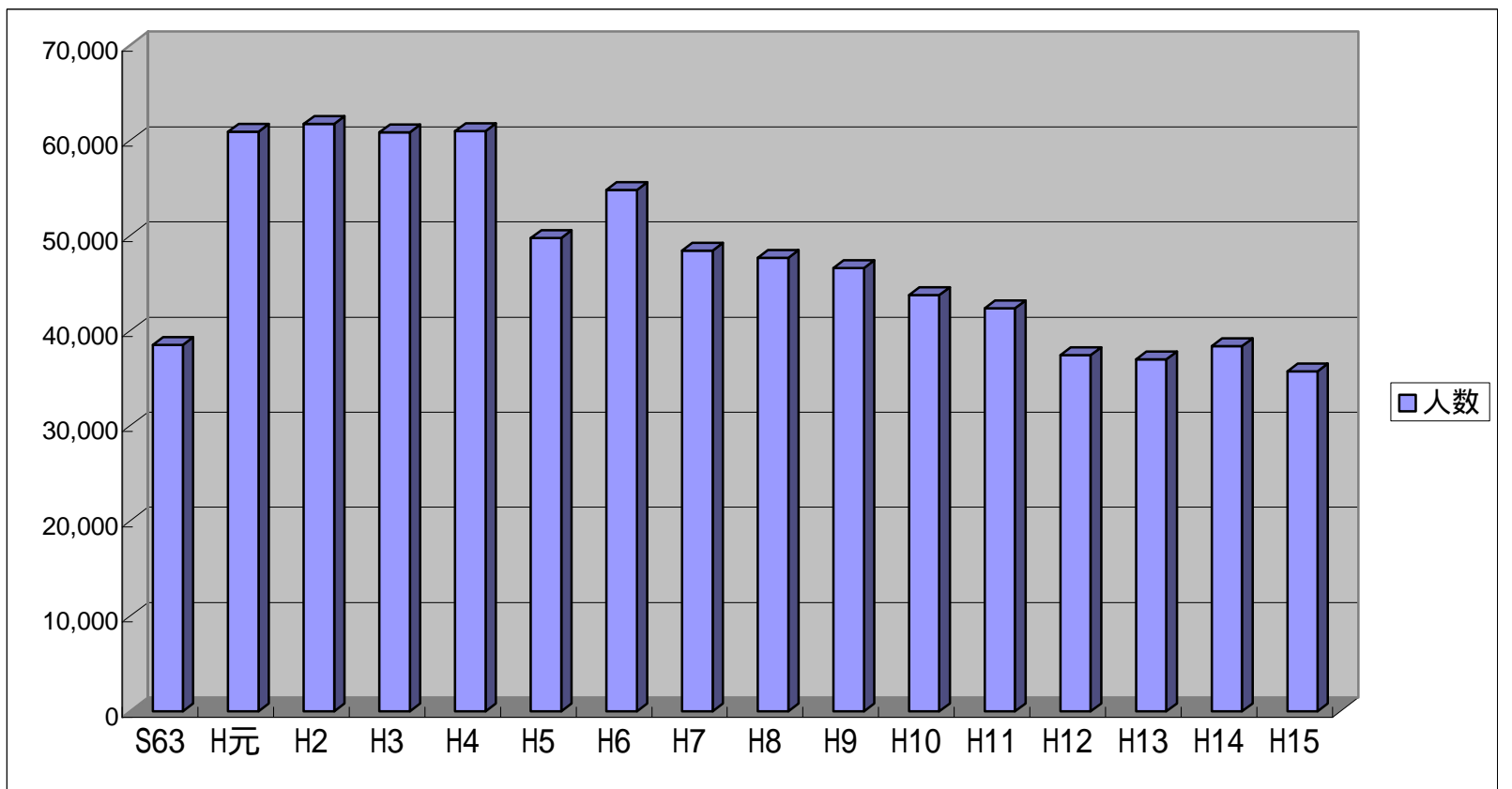
定期航路事業の沿革

明治42年 7月	汽船玄洋丸就航
大正 3年11月	定期船「飛島丸」20トン建造就航(飛島漁業協同組合経営)
昭和 6年11月	定期船「飛島丸」を、27トンに再建造就航 (飛島漁業協同組合経営)
昭和25年 4月	飛島村が酒田市に合併
昭和27年 8月	定期航路事業を酒田市に移管 市営定期船「おばこ丸」60トン建造就航(中古船)
昭和28年 4月	酒田市旅客定期航路運賃条例制定 (大人140円 高校生110円 小人70円)
昭和32年 4月	運賃条例改定(大人170円 高校生140円 小人85円) 特別室(大人 50円 高校生 40円 小人25円) 定期船「とびしま」80トン建造就航
昭和38年10月	定期船飛島事務所設置
昭和40年 4月	酒田市旅客定期航路事業所設置
昭和45年 4月	法木寄港を廃止
昭和47年 6月	定期船「とびしま丸」150トン建造就航
昭和48年 4月	酒田市旅客定期航路事業所新築、移転
昭和52年 7月	飛島連絡所待合室新設
平成 元年 6月	定期船「ニューとびしま」223トン建造就航
平成 3年 6月	サンセットクルーズ開始
平成 3年 7月	飛島マリンプラザ完成、1階に飛島連絡所を設置
平成 5年 9月	定期船「とびしま丸」引退、船名を「龍田」と変え、 中国黒龍江省へ贈呈
平成 9年 4月	運賃条例改定 (大人2,040円 小人1,020円) 島民割引(往復)(大人3,680円 小人1,840円) 特別室 (6才以上910円 6才未満460円) 現行料金 (昭和32年の1回目の料金改定より8回の改定を経て現行に到る)
平成14年12月	酒田市旅客定期航路事業所新築、移転(本港地区再開発事業)

年度別乗客数推移(4月~3月)

単位:人

年度	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
人数	38,487	60,950	61,769	60,864	60,970	49,770	54,808	48,441	47,648	46,570	43,732	42,340	37,456	36,959	38,356	35,717



調整方針 生活航路としての役割を持つ旅客定期航路事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 なお、誘客事業を引き続き展開して乗客数の向上に努め、飛島の観光振興を担う機能としての充実を図る。

協定項目 24 - (12)

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

農林水産関係事業の取扱いについて

- (1) 農業振興地域整備計画については、合併までに調整し、新市において策定する。
- (2) 認定農業者制度については、合併までに調整し、新市において基本構想を策定する。
- (3) 米の需給調整については、平成 17 年度の配分方法は現行のとおりとし、平成 18 年度に統一する。
- (4) 農林水産関係制度資金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 水田農業ビジョンについては、各市町の計画を新市に引き継ぐ。
- (6) 農林水産関係補助金等については、次のとおり調整する。
 - 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。
 - ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
- (7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。
- (8) 森林整備計画については、現計画を新市に引き継ぐ。
- (9) 農林水産関係証明書の発行手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料を適用する。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 農業振興地域整備計画については、合併までに調整し、新市において策定する。

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業振興地域整備計画

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>酒田農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和47年度 計画策定 昭和48年度 最終 平成11年4月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、酒田市地域農業協議会の活動、酒田農業振興協議会の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・土地利用調整委員会の開催 ・酒田農業振興協議会の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象にならないため、取り扱う開発案件は砂利採取に係わるものがほとんどである。現況農地の場合は農地法一時転用許可、現況山林、原野の場合は農振法開発許可の対象となり、砂利採取現地調査等においてどちらの制度を適用するか判断する。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農政課で行い、手数料は市民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>八幡農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和45年度 計画策定 昭和46年度 最終 平成11年3月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、八幡町振興審議会、八幡町地域農業確立対策推進協議会の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・八幡町地域農業確立対策推進協議会の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象ならず、農地法の対象となる(農業委員会)。八幡町においては、農振除外と農用地区域の用途変更の手続きを行っている。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農業委員会でを行い、手数料は税務住民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>松山農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和46年度 計画策定 昭和46年度 最終 平成11年1月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、松山町農業振興・経営対策推進会議の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・松山町農業振興・経営対策推進会議の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象ならず、農地法の対象となる(農業委員会)。松山町においては、農振除外と農用地区域の用途変更の手続きを行っている。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は産業建設課で行い、手数料は税務町民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>平田農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和47年度 計画策定 昭和48年度 最終 平成11年4月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、平田町農業振興対策協議会の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・平田町農業振興対策協議会の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象ならず、農地法の対象となる。(農業委員会)平田町においては農振除外と農用地区域の用途変更の手続きを行っている。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農林課で行い、手数料は税務町民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>農業振興地域整備計画については、合併時までに調整し、新市において策定する。</p> <p>各市町とも、平成16年度に基礎調査(準備作業)を実施し、平成17年度に計画を策定予定だったため、準備作業等は合併時までに先行い、新市において新計画を策定する。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 農業振興地域整備計画については、合併までに調整し、新市において策定する。

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業振興地域整備計画

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【名称】 酒田農業振興協議会</p> <p>【目的】 農業・農村の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために設置する。</p> <p>【協議事項】 酒田農業振興地域整備計画について協議する。</p> <p>【組織】 市長、市議会経済常任委員長、農業委員会長、JA組合長、農業共済組合長、農業普及課長、土地改良区理事長、森林組合長、生産組合協議会長、各地区農業振興協議会長</p>	<p>【名称】 八幡町地域農業確立対策推進協議会</p> <p>【目的】 八幡町地域の特性をいかした農業を計画的かつ積極的に推進し、農業基盤の整備と近代的農業経営を図るため設置する。</p> <p>【協議事項】 水田農業の確立と農業生産の再編対策に関する事項。 山林、原野等未利用資源の活用に関する事項。 地域特産品の開発に関する事項。 農業集落むらづくりの推進に関する事項。 その他農林業振興に関する事項。</p> <p>【組織】 町長、町議会代表、農業委員会会長、JA組合長、農政事務所、酒田農業普及課長、土地改良区理事長、生産組合長連合会会長、町消費者連絡協議会、町内農協理事、生産者代表</p>	<p>【名称】 松山町農業振興・経営対策推進会議</p> <p>【目的・協議事項】 町の農業振興を図るため、農業振興地域整備計画、水田農業経営確立対策事業計画、及び経営構造対策事業計画等の重要事項について協議する。</p> <p>【組織】 町長、農業委員会会長、酒田農業普及課長、土地改良区理事長、生産組合長連合会会長、町内農協理事</p>	<p>【名称】 平田町農業振興対策協議会</p> <p>【目的】 農業・農村の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために設置する。</p> <p>【協議事項】 平田町農業振興地域整備計画について協議する。</p> <p>【組織】 町長、農業委員会長、JA組合長、農業共済組合長、森林組合長、農政事務所課長、農業普及課長、生産組合協議会長他</p>	<p>合併後、新たに定める。</p> <p>農業振興地域整備計画の策定に関する協議機関のため、新市において速やかに設置する。</p>
<p>【名称】 土地利用調整委員会</p> <p>【目的】 酒田農業振興協議会第5条第2号の規程に基づき、農業振興地域の土地利用に関することを協議するため設置。</p> <p>【協議事項】 農業振興地域の土地利用に関すること。その他委員長が土地利用の調整に関し必要と認めること。</p> <p>【組織】 農業委員会会長職務代理者及び同農地部会長、各地区農業振興協議会の代表者</p>	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に新たに定める。
<p>【名称】 酒田市型21世紀農業・農村ビジョン</p> <p>【策定年】 平成10年3月</p> <p>【目的】 21世紀に向けた農業と農村のあるべき姿について、市民の共通の認識を確立し、農業・農村の将来指針となり、かつ農政展開のよりどころとして、また消費者である市民が、農業・農村に対する理解を深めるために策定した。</p> <p>【目標年度・期間】 平成9年度～17年度(50年の長期ビジョンだが、中間目標は総合計画終了年度と同期間とする。)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に酒田市の例により策定する。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(2) 認定農業者制度については、合併までに調整し、新市において基本構想を策定する。
---------	--

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

認定農業者制度

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本市の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得500万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 ・平成7年3月に農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援活動推進員による経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 毎月10日まで提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、市の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・認定農業者情報の発行 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター 経営改善支援活動推進員 2名 ・認定農業者会議の活動支援</p>	<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本町の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得400万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援・経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、町の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・農業に関する情報提供 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター ・認定農業者の会への活動支援</p>	<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本町の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得400万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 ・平成7年3月に農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援活動推進員による経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、町の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・認定農業者情報の発行 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター 経営改善支援活動推進員 1名 ・認定農業者会議の活動支援</p>	<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本町の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得400万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 ・平成7年3月に農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援活動推進員による経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 毎月10日まで提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、町の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・認定農業者情報の発行 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター 経営改善支援活動推進員 18名 ・認定農業者会議の活動支援</p>	<p>認定農業者制度については、合併時までに調整し、新市において基本構想を策定する。</p> <p>新市において、認定農業者の認定基準を統一した、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)を策定する。なお、新たな基本構想が策定されるまでは、現行の基本構想による認定基準を運用する。</p>

認定農業者計画目標の現況

項		目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	山形県(基本方針H12.1)
認定農業者 (個人)	認定基準 (一人当たり)	年間労働時間	2,000時間程度	2,000時間程度	2,000時間程度	2,000時間程度	2,000時間程度
		年間所得	500万円程度	400万円程度	400万円程度	400万円程度	500万円程度
	認定者数	現況	715人	74人	64人	79人	6,848人(8月末)
		目標	703人	100人	70人	100人	
認定農業者 (農業法人)	認定数	現況		1組織	2組織		126組織(8月末)
		目標			3組織		

平成16年10月末現在

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(3) 米の需給調整については、平成17年度の配分方法は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

米の需給調整

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 7,173ha 水稻生産目標面積 5,309ha (水稻作付率 74.0%)</p> <p>面積配分方法 ・市一律の水稻単収(618.8kg/10a) ・生産者一律配分(74.0%) 10a以下、学校田は除く</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策)</p> <p>事務日程 平成16年 1月 生産調整面積配分決定 2月 生産調整説明会開催(13地区) 4月 確認野帳(共済細目書)整備 6月 転作確認 12月 助成金概算払い事務 平成17年 3月 助成金精算払い事務</p>	<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 1,219ha 水稻作付配分面積 828ha (水稻作付率 69.6%)</p> <p>面積配分方法 ・町一律の水稻単収(584kg/10a) ・生産者一律配分(69.6%) 3.3a以下の経営面積の農家は除く 単収は共済基準を採用、H17見直し予定。 数量配分方法は各集落の基準単収を採用。 (平均単収積算資料から各集落ごとの単収を積算)</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策) ・地域とも補償</p> <p>事務日程 平成16年 1、2月 共済細目書の事前整備 2月 水稻作付面積の配分と生産組合長への説明 4、5月 共済細目書の整理 6月 生産目標数量の確定 6月 転作確認(協議会業務) 9月 水稻面積の確定(協議会業務) 12月 助成金概算払い(協議会業務) 平成17年 3月 助成金精算払い(協議会業務)</p>	<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 917ha 水稻生産目標面積 627ha (水稻作付率 68.4%)</p> <p>面積配分方法 ・町一律の水稻単収(587.5kg/10a) ・生産者一律配分(68.4%) 学校田は除く</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策)</p> <p>事務日程 平成16年 1月 生産調整面積仮配分 4月 確認野帳(共済細目書)整備 6月~転作確認 12月 助成金概算払い事務 平成17年 3月 助成金精算払い事務</p>	<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 1,264.3ha 水稻生産目標面積 784.7ha (水稻作付率 68.98%)</p> <p>面積配分方法 ・町一律の水稻単収(586.6kg/10a) ・生産者一律配分(68.98%) 水田を所有するすべての農家に配分</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策)</p> <p>事務日程 平成16年 1月 生産調整面積配分決定 2月 区長・生産組合長合同会議開催 4月 確認野帳(共済細目書)農家より提出 6月 転作確認 12月 助成金概算払い事務 平成17年 3月 助成金精算払い事務</p>	<p>米の需給調整については、平成17年度の配分方法は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。</p> <p>米の需給調整については、国からの配分が前年の11月、県から市町村への配分が12月と、通常の年度ではなく、米穀年度で実施されているため、平成17年度の農家配分についても、平成16年度中に決定される。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(4) 農林水産関係制度資金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係制度資金【1市3町で同一制度(水産関係は1市の制度)】

農業総合振興資金利子補給補助事業	山形県基幹施設設置資金利子補給補助事業	山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助事業	果樹農家等経営安定緊急対策資金利子補給補助事業	調整方針
<p>【目的】 ・農業を総合的に振興するため、市町村が農業総合振興資金を融資した融資機関に対して利子補給を行った場合、知事が当該市町村に対し予算の範囲内で利子補給補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ・利子補給割合 県10/10</p>	<p>【目的】 ・農業近代化施設等の設置による農産物の生産条件の整備の促進を図るため、市町村が基幹施設設置資金を融資した融資機関に対して利子補給を行った場合、知事が当該市町村に対し予算の範囲内で利子補給補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ・利子補給割合 県10/10</p>	<p>【目的】 ・園芸銘柄産地の育成推進を図るため、市町村が園芸銘柄産地育成推進資金を融資した融資機関に対して利子補給を行った場合、知事が当該市町村に対し予算の範囲内で利子補給補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ・利子補給機関 県、市町、融資機関</p>	<p>【目的】 ・果樹農家等において無登録農業問題に伴う果樹の価格低下により、農業収入が減少し、農業経営に支障をきたす果樹農家等に対し融資をした農業協同組合に対して利子補給を行う。</p> <p>【内容】 ・市町村が1.75%の利子補給を行った場合について、県がその3分の2の1.17%に相当する額を補助し、借入れした果樹農家等は無利子とする。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>1市3町において同一の制度であり、新市に制度及び借入者への利子補給とも引き継ぐ。</p>
スーパーL資金利子補給補助事業 (農業経営基盤強化資金利子助成事業)	認定農業者育成確保資金利子補給補助事業	漁業後継者育成資金利子補給補助事業		
<p>【目的】 ・認定農業者が資金を借り入れて規模の拡大や経営の効率化を図ろうとする場合に、それを支援し、経営感覚に優れた安定的な農業経営体の育成を図るために利子補給を行う。</p> <p>【内容】 ・財政融資資金金利に応じて利子助成率が変動するが、山形県地域営農改善計画にある担い手として位置付けられた認定農業者に限り5年間無利子とする。</p>	<p>【目的】 ・認定農業者が機械の導入や農業施設の設備に必要な資金を借り受けて経営の効率化を図ろうとする場合、認定農業者に貸し付けた金融機関に対して利子補給を行う。</p> <p>【内容】 ・山形県地域営農改善計画にある担い手として位置付けられた認定農業者に対し、5年間無利子とする。</p>	<p>【目的】 漁業者の資金装備の意欲を喚起し、本市の漁業の維持と発展のため、次世代を担う漁業後継者の育成を図るため、国の利子補給制度に漁業後継者育成資金利子補給(県・市町)を上乗せする。</p> <p>【内容】 ・漁業近代化資金と漁業後継者育成資金(利子補給制度6,000万円) ・基準金利は変動するが、国が1.25%の利子補給を行い、県(1.00%)と、市町(変動)が上乗せして利子補給補助し、借入れした漁業者は無利子とする。</p>		

農林水産業制度資金【一部の市町に利子補給のみ該当あり】

稲作経営安定特別対策資金利子補給事業	水田転作推進資金利子補給	調整方針
<p>【内容】 自主米価格下落により稲作経営の安定を図るために必要となる資金を借り受けた農業者に対して利子補給を行う。現在採用はなく融資残高に対する利子補給のみを行う。</p> <p>【内容】 利子補給率：0.5%</p>	<p>【目的】 水田農業確立対策の一環として、水稲から他作物への作付け転換を円滑に実施するため、水田転作推進資金を融資した融資機関に対して、利子補給を行う。現在採用はなく融資残高に対する利子補給のみを行う。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>借入期間が終了しているため、借入者への利子補給のみを新市に引き継ぐ。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目 24 - (12)		農林水産関係事業の取扱いについて		
調整方針(案)		(5) 水田農業ビジョンについては、各市町の計画を新市に引き継ぐ。		
		所管部会・分科会 農林水産部会 農業分科会		
水田農業ビジョン				
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>策定団体 酒田市水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月末 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 32,927トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 518,576千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 目標:「自ら考え、自ら決定、自らが責任をもつ農業」 1 農業のあるべき方向 担い手農家、組織を中核にした地域営農の推進(担い手の育成) 農用地の効率的な利用(利用集積、団地化、計画生産の推進) 地域農業体系の再編(中核となる地域営農組織の育成) 転作による農業所得の確保(園芸振興作物の拡大) 地区特産作物の産地化</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 618.8Kg/10a 一律配分 生産作付率 74.0% (生産調整率 26.0%)</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 90.5%(予定) その他交付金 9.5%(予定)</p>	<p>策定団体 八幡地域水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月中旬 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 4,844トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 77,535千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 売れる米作りと園芸作物の拡大、定着を目指すことを念頭にビジョンを策定中。各作目について振興方向を標記。 1 農業のあるべき方向 販売を目的とした積極的な産地づくりに取り組む農業者を重点的に支援。 ・助成金額に出荷、非出荷の区分 中山間地に配慮した助成体系づくり ・団地加算を非採用 生産調整達成の堅持 ・互助、地域とも補償制度の継続 他施策との有機的連携 ・他単独事業等との手法分担</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 584.0Kg/10a 一律配分 生産作付率 69.6% (生産調整率 30.4%) ただし、各個人の配分数量は生産組合単位で傾斜配分する。</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 95.0%(予定) その他交付金 5.0%(予定)</p>	<p>策定団体 松山町水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月末 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 3,690トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 71,315千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 1 農業のあるべき方向 消費者ニーズに対応した売れる米づくり ・良食味米の生産・特別栽培米の推進 安全、安心、環境に配慮した農産物づくり ・トレーサビリティ記帳の実践 ・減農薬、減化学肥料米の生産 産地の発展に向けて ・大豆の作付支援 ・園芸作物の振興 担い手の育成と集落営農の推進 ・担い手の確保と育成 ・地域営農の推進</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 587.5Kg/10a 一律配分 生産作付率 68.4% (生産調整率 31.6%)</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 94.1%(予定) その他交付金 5.9%(予定)</p>	<p>策定団体 平田町水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月末 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 5,116トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 99,574千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 1 農業のあるべき方向 地域の条件を活かした適地適産、経営の複合化の推進。 町内産米の競争力の強化。 水田を有効に利用した畑作物の振興。 担い手の育成と経営基盤の強化。 米の消費拡大と多面的機能の確保。</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 586.6Kg/10a 一律配分 生産作付率 68.8% (生産調整率 31.2%)</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 92.7%(予定) その他交付金 7.3%(予定)</p>	<p>水田農業ビジョンについては、各市町の計画を新市に引き継ぐ。</p> <p>水田農業ビジョンは、平成16年度からの新しい米政策で位置付けられた地域の水田農業の将来像を描くもので、平成15年度に各市町で、平成18年度までのビジョンを策定した。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目 24 - (12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6) 農林水産関係補助金等については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

国・県補助事業

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針	
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額		
農業振興関係補助金等										
中山間地域等直接支払事業			中山間地域等直接支払交付金	13,307	中山間地域等直接支払交付金	9,199	中山間地域等直接支払補助金	13,481	現行のとおり新市に引き継ぐ。	
農産物消費拡大推進事業	酒田市地産地消推進協議会交付金	200			地産地消推進事業費補助金	200	平田町地産地消推進協議会補助金 地産地消推進事業費補助金	200 169		
農村と都市との交流事業							農業体験学習事業推進補助金 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業補助金	153 500		
農業生産関係補助金等										
特定農山村総合支援事業			周年栽培促進事業費補助金 八幡町減農薬米生産推進事業費補助金 伝統芸能育成支援事業費補助金	750 300 60			園芸パワーアップ事業補助金 農業後継者育成事業委託料	400 70		
生産振興総合対策事業	生産振興総合対策事業費補助金 輸入急増農産物対応特別対策事業費補助金 土地利用型農業活性化対策推進事業費補助金	3,960 306 711								
エコエリア推進事業	エコエリア推進事業費補助金	600					エコエリア推進事業費補助金	300		
青果物価格安定対策事業	青果物価格安定対策事業費負担金	1,475					野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業負担金	1		
価格差補てん事業	肉牛価格差補てん事業費補助金 肉豚価格差補てん事業費補助金	1,110 550	肉牛価格差補填金	330	庄内肉用牛枝肉価格差補填事業補助金	24	肉用牛枝肉価格差補填事業助成金 肉豚価格差補てん事業費補助金	100 140		
安全安心農産物対策事業	安全・安心農産物生産支援事業費補助金	3,310	八幡町安全農産物出荷集団育成事業費補助金	108	山形県安全農産物出荷集団育成事業費補助金	108	農産物残留農薬検査事業費補助金	306		
土づくり事業(堆肥投入対策)			有機性資源循環利用推進事業補助金	736			有機性資源循環利用推進事業費補助金	804		

金額は平成16年度の当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

国・県補助事業

所管部会・分科会 農林水産部会 農業・林業水産分科会

(単位:千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針	
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額		
農業経営改善関係補助金等										
農地流動化支援事業	農地流動化支援事業補助金	11,330	農地流動化支援事業補助金	300	農地流動化支援事業費補助金	600	農地流動化支援事業補助金	5,693	現行のとおり新市に引き継ぐ。	
土地改良関係補助金等										
鳥海南麓土地改良施設維持管理事業			担い手育成支援事業助成金	1,210			担い手育成支援事業助成金	1,463		
林業振興関係補助金等										
森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	1,500	森林整備地域活動支援交付金	6,595	森林整備地域活動支援交付金	2,350	森林整備地域活動支援交付金	5,500		
漁業振興関係補助金等										
栽培漁業地域展開促進事業	栽培漁業地域展開促進事業費補助金	1,060								
漁業共済掛金補助金	漁業共済掛金補助金	1,580								
漁業共済事業基盤整備強化対策費補助金	漁業共済事業基盤整備強化対策費補助金	303								

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)農林水産関係補助金等については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業振興関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
特産品づくり支援事業	飛島特産品づくり事業費補助金	657							当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
フロンティア農業者育成事業	スーパー農家研修補助金	950							
青年農業者国内研修事業			青年農業者交流活動支援事業補助金	300	農業青年育成費補助金	80			
集落活性化推進モデル事業			集落活性化推進モデル事業補助金	150					
農業振興団体補助	地域農業振興協議会交付金	2,540	ポスト総パー一地区農業振興地域協議会運営費補助金	50	農業振興対策事業費補助金	1,000			当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。
農業女性グループ育成事業							農村女性グループ活動助成金	26	合併までに調整する。
農業振興関係負担金			営農連絡協議会負担金	41	営農対策協議会負担金	20			合併までに廃止する。

金額は平成16年度の当初予算額

水田営農対策関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
カントリー・エレベーター利用組合活動強化支援事業	カントリー・エレベーター利用組合活動強化支援事業費補助金	5,000	八幡町減農薬米生産推進事業費補助金	540	穀類乾燥調製貯蔵施設利用組合補助金	2,600			合併までに調整する。
生産組合支援事業	生産組合交付金	3,000	生産組合活動支援事業補助金 生産組合リーダー研修補助金	630 225	生産組合長会補助金	928	生産組合長報酬	1,296	
共同利用農機具購入補助事業	がんばれ酒田の米づくり事業費補助金	30,000					団地条件整備推進事業費補助金	4,000	
米生産調整対策事業			八幡町転作推進対策事業費補助金	1,555	生産調整推進事業費補助金	817	やる気のある担い手集団強化事業補助金 営農排水対策事業費補助金	4,200 300	
水田農業推進協議会	地区水田農業推進協議会交付金	1,498					水田農業推進協議会補助金	50	
麦大豆飼料等振興対策補助	県産大豆利用促進補助金	175							
米の消費拡大事業	米消費拡大推進事業負担金	2,036							

金額は平成16年度の当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業生産関係補助金等

(単位:千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
農業用使用済プラスチック適正処理推進事業	農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金	260			農業用使用済プラスチック回収システム整備推進事業費補助金	40	農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会補助金	15	合併までに調整する。
園芸農業拡大推進事業	園芸農業拡大推進事業費補助金	80,000	やまがた園芸農業拡大推進事業補助金	28,989					
野菜・花き生産振興	花きブランド産地拡大推進事業費補助金	5,000							当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
土づくり事業(堆肥投入対策)	鳥海南麓有機資源リサイクル型土壌熟化支援事業費補助金	384	地域有機資源リサイクル型土壌熟化支援事業補助金	1,600	鳥海南麓地域土づくり緊急対策支援事業費補助金	297	鳥海南麓地域土づくり緊急対策支援事業補助金	1,040	平成17年度までは現行のとおりとし、その後統一する。
農業生産総合対策事業					土壌土層改良事業費補助金	1,050	農業生産総合対策事業補助金	1,300	平成18年度まで現行のとおりとし、その後廃止する。
特産振興対策補助			八幡町みずな産地化推進事業補助金	300	重点作目振興事業費補助金	400	地域特産品組織的生産支援事業補助金 赤ねぎ優良種子確保事業委託料	90 220	当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。
畜産環境対策補助事業	畜産環境整備推進事業費補助金	3,000					畜産環境保全対策事業補助金	810	
自給粗飼料増産総合対策事業	自給飼料増産推進事業費補助金	1,000	粗飼料利用促進事業補助金	360					
畜産共進会・共励会	畜産共励会負担金	180			松山・平田畜産共進会負担金 松山・平田畜産共進会補助金	120 32	平田・松山畜産共進会負担金	150	
家畜導入関係事業					家畜改良増殖対策事業	基金	平田町肉用牛特別導入事業	基金	
畜産関係補助金	基礎母牛群整備促進事業	550	受精卵移植推進協議会負担金 八幡町家畜防疫協議会負担金	150 75	人工授精事業費補助金 経営合理化事業補助金 家畜管理指導事業補助金	160 40 91	肉用牛間接検定対策事業費補助金 畜産振興協会活動助成金	100 1,071	
稲作振興関係補助金	庄内みどり農業協同組合上田種子生産組合負担金	100	土壌機能増進対策事業費補助金	4,314			特別栽培米生産振興補助金	270	

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6) 農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業経営改善関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
担い手農家育成事業			八幡町認定農業者育成支援事業補助金	2,000	認定農業者の会補助金	80			当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
認定農業者支援構造政策促進事業	認定農業者支援構造政策促進事業助成金	5,680			農地流動化支援事業費補助金	900			当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。
ニューファーマー育成支援事業	ニューファーマー育成支援事業 新分野チャレンジ支援事業補助金	2,499 2,000							

金額は平成16年度当初予算額

土地改良関係補助金等

(単位：千円)

事業事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
単独土地改良事業補助金	小規模土地改良事業費補助金	5,000	八幡町農林水産業振興補助金	500			平田町単独土地改良事業補助金	500	合併時に酒田市の例により実施する。ただし、側溝整備事業は対象外とする。
農村広場維持管理事業			数河の池愛護会補助金	90					当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
鳥海南麓土地改良施設維持管理事業			鳥海南麓営農推進補助金	90	鳥海南麓維持管理組合補助金	45	鳥海南麓維持管理組合活動助成金 鳥海南麓営農対策事業助成金	243 990	当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)
 (6) 農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。
 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会 農林水産部会 林業水産・農業委員会分科会

林業振興関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
林業振興団体補助					林業クラブ補助金	16			合併までに調整する。
林業退職金共済事業補助	林業労働者退職共済掛金負担金	736							
特用林産物振興事業									当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
林業振興助成制度							ひらたの森林づくり推進交付金	2,000	
間伐実施事業	間伐実施事業費補助金	378	間伐実施事業補助金	5,959	間伐実施推進事業費補助金	1,817	間伐実施推進事業費補助金	6,770	
松くい虫防除事業			松くい虫防除事業補助金	74					

金額は平成16年度当初予算額

水産振興関係補助金等

(単位：千円)

事業事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
内水面漁業振興	漁業資源増殖種苗購入事業	460	魚族繁殖保護事業補助金	81	漁業組合補助金	80	最上川第八漁業魚族繁殖保護事業費補助金	45	合併までに調整する。

金額は平成16年度当初予算額

農業委員会関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
土里夢の会支援事業	土里夢の会支援事業	150							当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会

農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																																																	
<p>酒田市農村環境改善センター (酒田市大字広野字上通249) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00 ~ 13:00</th> <th>13:00 ~ 17:00</th> <th>17:00 ~ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料は各室とも各使用時間の区分ごとに500円とする。冷房料は各室とも各使用時間の区分ごとに200円とする。</p> <p>酒田市北部農民センター (酒田市大字本楯字新田目87-1) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00 ~ 13:00</th> <th>13:00 ~ 17:00</th> <th>17:00 ~ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>加工実習室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>後継者研修室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料及び冷房料は使用時間の区分ごとの料金とする。(暖房料:多目的ホール1,000円、その他500円、冷房料:200円)</p>	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円	実習室	730円	730円	940円	研修室1	520円	520円	730円	研修室2	520円	520円	730円	会議室	520円	520円	730円	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円	加工実習室	730円	730円	940円	研修室	520円	520円	730円	後継者研修室	520円	520円	730円	健康相談室	520円	520円	730円	<p>八幡町大沢地区多目的集会施設 (八幡町上青沢字向芦沢154-5) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>営業を目的 としない</th> <th>営業を目的 とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理実習室を使用しない場合</td> <td>1,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室を併せて使用する場合</td> <td>1,200円</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新出地区集会施設 (八幡町新出字村ノ前51) 【使用料】 設定なし</p> <p>大沢地区生活改善センター 《大沢公民館併設》 (八幡町大蔵字脇254) 【使用料】</p> <p>1 地域の農林家並びに諸団体で農林業に関する経営・技術・生活改善・環境整備等、生活福祉向上のための諸研修及び諸会合に使用した場合は無料。 2 冷暖房に要する経費については、実費相当額を徴収すること下できる。 上記以外の目的で使用した場合の使用料については別途協議。</p> <p>日向地区生活改善センター 《日向公民館併設》 (八幡町上黒川字家ノ東57-1) 【使用料】</p> <p>1 地域の農林家並びに諸団体で農林業に関する経営・技術・生活改善・環境整備等、生活福祉向上のための諸研修及び諸会合に使用した場合は無料。 2 冷暖房に要する経費については、実費相当額を徴収すること下できる。 上記以外の目的で使用した場合の使用料については別途協議。</p>	区分	営業を目的 としない	営業を目的 とする	調理実習室を使用しない場合	1,000円	5,000円	調理実習室を併せて使用する場合	1,200円	5,500円	<p>松山町町民センター (松山町字山田28) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本 使用料</th> <th>超過 使用料</th> <th>冷暖 房料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,880円</td> <td>500円</td> <td>1,720円</td> </tr> <tr> <td>生活改善実習室</td> <td>1,260円</td> <td>370円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>会議室 研修室等</td> <td>620円</td> <td>120円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>全館</td> <td>10,080円</td> <td>1,260円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明器具一式</td> <td>2,520円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放送設備一式</td> <td>2,250円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過時間1時間ごとに加算する額とする。 2 音楽会・演芸会等で会費又は入場料を徴収する場合及び営利を目的とする使用については、使用料の3倍とする。 3 宴会用に使用する場合は、5割増とする。 4 調理室には和室1室を含む。 5 使用料を減免する場合でも冷暖房費は徴収する。 6 ガス等燃料使用の場合は、その実費を徴収する。 7 結婚式及び披露宴等については、全館使用料(冷暖房・器具・設備一式含む)17,640円を徴収する。</p> <p>松山町柏谷沢地区農林漁家婦人活動促進施設 (松山町大字柏谷沢字水上沢18-3) 【使用料】 設定なし</p>	区分	基本 使用料	超過 使用料	冷暖 房料	多目的ホール	1,880円	500円	1,720円	生活改善実習室	1,260円	370円	460円	会議室 研修室等	620円	120円	460円	全館	10,080円	1,260円		照明器具一式	2,520円	-	-	放送設備一式	2,250円	-	-	<p>平田町農村環境改善センター 《農村センター》 (平田町大字飛鳥字契約場70-1) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>調理研修室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>保健室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第一研修室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第二研修室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第三研修室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。 ・冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じた額とする。</p> <p>平田町農林漁家・婦人活動促進施設 《みどり館》 (平田町大字中野俣字備畑前89-1) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室(1)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>会議室(2)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>共同作業場</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>・興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。 ・冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じた額とする。</p>	区分	使用料 (1時間当り)	多目的ホール	700円	調理研修室	500円	保健室	400円	第一研修室	400円	第二研修室	400円	第三研修室	400円	和室	400円	区分	使用料 (1時間当り)	会議室(1)	200円	会議室(2)	200円	研修室	200円	共同作業場	500円	調理実習室	無料	<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																																																		
多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																																																		
実習室	730円	730円	940円																																																																																																																		
研修室1	520円	520円	730円																																																																																																																		
研修室2	520円	520円	730円																																																																																																																		
会議室	520円	520円	730円																																																																																																																		
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																																																		
多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																																																		
加工実習室	730円	730円	940円																																																																																																																		
研修室	520円	520円	730円																																																																																																																		
後継者研修室	520円	520円	730円																																																																																																																		
健康相談室	520円	520円	730円																																																																																																																		
区分	営業を目的 としない	営業を目的 とする																																																																																																																			
調理実習室を使用しない場合	1,000円	5,000円																																																																																																																			
調理実習室を併せて使用する場合	1,200円	5,500円																																																																																																																			
区分	基本 使用料	超過 使用料	冷暖 房料																																																																																																																		
多目的ホール	1,880円	500円	1,720円																																																																																																																		
生活改善実習室	1,260円	370円	460円																																																																																																																		
会議室 研修室等	620円	120円	460円																																																																																																																		
全館	10,080円	1,260円																																																																																																																			
照明器具一式	2,520円	-	-																																																																																																																		
放送設備一式	2,250円	-	-																																																																																																																		
区分	使用料 (1時間当り)																																																																																																																				
多目的ホール	700円																																																																																																																				
調理研修室	500円																																																																																																																				
保健室	400円																																																																																																																				
第一研修室	400円																																																																																																																				
第二研修室	400円																																																																																																																				
第三研修室	400円																																																																																																																				
和室	400円																																																																																																																				
区分	使用料 (1時間当り)																																																																																																																				
会議室(1)	200円																																																																																																																				
会議室(2)	200円																																																																																																																				
研修室	200円																																																																																																																				
共同作業場	500円																																																																																																																				
調理実習室	無料																																																																																																																				

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会

農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																													
<p>酒田市農村地域多目的集会施設 《大淵会館》 (酒田市大字広野字大淵56) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>9:00 ~ 13:00</td> <td>13:00 ~ 17:00</td> <td>17:00 ~ 22:00</td> </tr> <tr> <td>会議室研修室</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>多目的機能室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料は使用時間の区分ごとの料金とする。(会議室研修室500円)</p> <p>酒田市浜中農村研修センター (酒田市大字浜中字上村387-3) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>9:00 ~ 13:00</td> <td>13:00 ~ 17:00</td> <td>17:00 ~ 22:00</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>加工処理施設</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>図書室兼資料作成室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料及び冷房料は使用時間の区分ごとの料金とする。(暖房料:大会議室1,000円その他500円、冷房料:200円)</p>	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	会議室研修室	1,570円	1,570円	2,100円	調理実習室	730円	730円	940円	多目的機能室	520円	520円	730円	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	大会議室	1,570円	1,570円	2,100円	加工処理施設	730円	730円	940円	会議室	520円	520円	730円	図書室兼資料作成室	520円	520円	730円	<p>八幡町生産物直売所 《鳥海高原家族旅行村》 (八幡町草津字湯ノ台149) 【利用料】 利用料は原則として徴しない。</p> <p>八幡町農産物直売・食材供給施設 《産直たわわ》 (八幡町法連寺字茅針谷地130-3) 【利用料金】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">利用料金(1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td>利用区分</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>漬物加工室</td> <td>1名当たり</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>菓子加工室</td> <td>1名当たり</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>ジュース加工室</td> <td>1名当たり</td> <td>180円</td> </tr> </table> <p>八幡町農業者健康管理センター 《まいづる荘》 (八幡町市条字八森920-3) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用区分</td> <td>営利を目的に使用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会議室</td> <td>36畳</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>12畳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>8畳</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>和室(1室につき)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>調理室及び食堂</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>地域の農家並びに諸団体が農林業に関する会合以外に使用する場合は使用料。 1 上記の使用料に加算される料金。 (1) 冷暖房料(実費) 2 使用時間単位 (1) 午前 午前8時30分~午後0時30分 (2) 午後 午後1時00分~午後5時00分</p>	区分	利用料金(1時間当たり)		利用区分	金額	漬物加工室	1名当たり	160円	菓子加工室	1名当たり	180円	ジュース加工室	1名当たり	180円	使用区分	営利を目的に使用	会議室	36畳	20,000円	12畳	10,000円	8畳	5,000円	和室(1室につき)	2,000円	調理室及び食堂	5,000円	<p>松山町高齢者活動生活支援促進施設 《はつらつセンター》 (松山町大字地見興野字前割66) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>基本使用料</td> <td>超過使用料</td> </tr> <tr> <td>第1加工研究室</td> <td>1,050円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>第2加工研究室</td> <td>1,050円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>第3加工研究室</td> <td>1,050円</td> <td>310円</td> </tr> </table> <p>1 基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過1時間ごとに加算する額とする。 2 加工研究室には、休憩室及び付属施設一式を含む。 3 暖房を使用したときは、1回4時間を単位として420円を徴収する。 4 使用料を減免する場合でも暖房料は徴収する。 5 ガス等燃料使用の場合は、その実費を別に徴収する。</p> <p>松山町農産加工処理施設 (松山町字山田20-12) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>基本使用料</td> <td>超過使用料</td> </tr> <tr> <td>作業室</td> <td>1,260円</td> <td>370円</td> </tr> </table> <p>1 基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過1時間ごとに加算する額とする。 2 作業室は休憩室1室及び付属施設一式を含む。 3 冷暖房を使用したときは、1回4時間を単位として460円を徴収する。 4 使用料を減免する場合でも暖房料は徴収する。 5 ガス等燃料使用の場合は、その実費を別に徴収する。</p>	名称	基本使用料	超過使用料	第1加工研究室	1,050円	310円	第2加工研究室	1,050円	310円	第3加工研究室	1,050円	310円	名称	基本使用料	超過使用料	作業室	1,260円	370円	<p>平田町高齢者活動・生活支援促進機械施設 《あすか》 (平田町大字飛鳥字契約場80) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>使用料 (1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td>健康管理室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>500円</td> </tr> </table> <p>・興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。 ・冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じた額とする。</p> <p>平田町鳥海南麓管理休養施設 (平田町大字山楯字南山20-2) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町十二滝農産物直売所《滝の茶屋》 (平田町大字北俣字小槌山3-9) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町産地形成等促進施設《めんたま畑》 (平田町大字飛鳥字堂之後83-3) 【使用料】 設定なし</p>	区分	使用料 (1時間当たり)	健康管理室	400円	小研修室	200円	大研修室	500円	大会議室	500円	調理実習室	500円	<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																														
会議室研修室	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																														
調理実習室	730円	730円	940円																																																																																														
多目的機能室	520円	520円	730円																																																																																														
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																														
大会議室	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																														
加工処理施設	730円	730円	940円																																																																																														
会議室	520円	520円	730円																																																																																														
図書室兼資料作成室	520円	520円	730円																																																																																														
区分	利用料金(1時間当たり)																																																																																																
	利用区分	金額																																																																																															
漬物加工室	1名当たり	160円																																																																																															
菓子加工室	1名当たり	180円																																																																																															
ジュース加工室	1名当たり	180円																																																																																															
使用区分	営利を目的に使用																																																																																																
会議室	36畳	20,000円																																																																																															
	12畳	10,000円																																																																																															
	8畳	5,000円																																																																																															
和室(1室につき)	2,000円																																																																																																
調理室及び食堂	5,000円																																																																																																
名称	基本使用料	超過使用料																																																																																															
第1加工研究室	1,050円	310円																																																																																															
第2加工研究室	1,050円	310円																																																																																															
第3加工研究室	1,050円	310円																																																																																															
名称	基本使用料	超過使用料																																																																																															
作業室	1,260円	370円																																																																																															
区分	使用料 (1時間当たり)																																																																																																
健康管理室	400円																																																																																																
小研修室	200円																																																																																																
大研修室	500円																																																																																																
大会議室	500円																																																																																																
調理実習室	500円																																																																																																

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会

農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設

酒田市				八幡町		松山町			平田町		調整方針																							
庄内バイオ研修センター (酒田市大宮町四丁目9-3) 【使用料】						松山町土淵集会所施設 (松山町大字土淵字新田町112-1) 【使用料】 設定なし					当面現行のとおりとし、合併後に調整する。																							
区分	使用料(半日)		冷暖房 (半日)																															
	市内に 居住	その他の もの																																
研修室	1,570円	3,140円	1,000円																															
実験室	2,620円	5,240円	1,000円																															
展示ホール	520円	1,040円	-																															
備考 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。																																		
酒田市飛島海づり公園 (酒田市飛島字勝浦乙173番地先) 【入園等料金】 設定なし(平成16年度より無料化。)						松山町南部地区物乾燥調製施設 (松山町大字地見興野字村東19-1) 【利用料金】 (107-ル当たり)																												
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾燥調製料</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	利用料の上限	乾燥調製料	20,000円																						
区分	利用料の上限																																	
乾燥調製料	20,000円																																	
						松山町広域総合交流促進施設 《眺海の森さんさん》 (松山町大字土淵字大平1-59) 【利用料金】																												
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">休憩 及び 集会</td> <td>和室</td> <td>3,000円以内</td> <td rowspan="4">1回4時間以内とする。</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td>3,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大広間1/2</td> <td>7,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大広間全室</td> <td>10,000円以内</td> </tr> <tr> <td>入浴</td> <td>入浴</td> <td>500円以内</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊</td> <td>和室</td> <td>6,000円以内</td> <td rowspan="2">1人1泊 素泊料</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td>7,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>			名称	利用料金	摘要	休憩 及び 集会	和室	3,000円以内	1回4時間以内とする。	洋室	3,000円以内	大広間1/2	7,000円以内	大広間全室	10,000円以内	入浴	入浴	500円以内	1人	宿泊	和室	6,000円以内	1人1泊 素泊料	洋室	7,000円以内			
名称	利用料金	摘要																																
休憩 及び 集会	和室	3,000円以内	1回4時間以内とする。																															
	洋室	3,000円以内																																
	大広間1/2	7,000円以内																																
	大広間全室	10,000円以内																																
入浴	入浴	500円以内	1人																															
宿泊	和室	6,000円以内	1人1泊 素泊料																															
	洋室	7,000円以内																																
						1 小学生以下の利用料金は25%引きとする。ただし、休憩及び集会での利用には適用しない。																												
						松山町広域総合交流体験農園 (松山町大字土淵、平田町大字田沢地内) 【利用料金】 設定なし																												
						松山町生産物直売所《ぐるぐるグリーン》 (松山町大字土淵字大平1-49) 【使用料】 設定なし																												

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会

農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設(農村広場等)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針									
<p>本橋農村広場 (酒田市大字城輪字鏡田地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>万里の松原 (酒田市大字高砂字能登山124) ・営林署管理 134haの内104.47ha(78%) ・酒田市管理 134haの内29.53ha(22%) 【使用料】 設定なし</p> <p>東山森林公園 (酒田市大字北沢字八森14) 【使用料】 設定なし</p>	<p>数河の池 (八幡町升田字西山地内) 【使用料】 設定なし</p>	<p>松山町多目的運動公園 (松山町大字山寺字見初沢64) 東山農村公園 (松山町大字山寺字内山20-75) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球及びサッカー場</td> <td>1回</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>パラグライダー練習場</td> <td>1回</td> <td>1,260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 使用料は、1回4時間以内とする。 2 町の区域に住所を有する者並びに松山町立保育所及び小・中学校の管理下における場合は徴収しない。 3 パラグライダー練習場には野球及びサッカー場を含む。</p>	名称	区分	使用料	野球及びサッカー場	1回	1,260円	パラグライダー練習場	1回	1,260円	<p>平田町金谷親水水路広場 (平田町大字山谷地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町飛鳥沼公園 (平田町大字飛鳥地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町新溜親水広場 (平田町大字山谷地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町親水広場 (平田町大字砂越地内) 【使用料】 設定なし</p>	<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>
名称	区分	使用料											
野球及びサッカー場	1回	1,260円											
パラグライダー練習場	1回	1,260円											

農林水産関係施設(放牧場)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	<p>大台野牧場 (八幡町草津字藤平台3) 【使用料】 放牧家畜1日につき270円 (ただし、種付けの必要のある牛については、300円とする。)</p>			<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会

農林水産部会 農業分科会

農村公園

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針												
<p>酒田市古川農村公園 ほか20ヶ所</p> <p>舟止め広場 (酒田市大字漆曾根地内)</p> <p>【公園使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">3.3平方メートルにつき</td> </tr> <tr> <td>商行為・催物等</td> <td>1日</td> <td>1,050円</td> </tr> </table> <p>・使用面積の算定しにくい場合 1件 3,150円 備考 3.3平方メートル未満の端数は、3.3平方メートルとする。</p>	区分	3.3平方メートルにつき		商行為・催物等	1日	1,050円	<p>前川農村公園 (八幡町前川字前田101)</p> <p>大島田農村公園 (八幡町大島田字・艾田90)</p> <p>岡島田農村公園 (八幡町岡島田字俵田48)</p> <p>平沢農村公園 (八幡町北平沢字稻荷町49)</p> <p>寺田農村公園 (八幡町寺田字道ノ下21-1)</p> <p>【公園使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">3.3平方メートルにつき</td> </tr> <tr> <td>商行為・催物等</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> <p>・使用面積の算定しにくい場合 1件 3,000円 備考 3.3平方メートル未満の端数は、3.3平方メートルとする。</p>	区分	3.3平方メートルにつき		商行為・催物等	1日	1,000円	<p>上茗ヶ沢農村公園 (松山町大字茗ヶ沢字沢尻98-1)</p> <p>山寺農村公園 (松山町大字山寺字十ノ木82)</p> <p>白ヶ沢農村公園 (松山町大字白ヶ沢字内畑14-3)</p> <p>【公園使用料】 設定なし</p>	<p>山元農村公園 (平田町大字山元字古山神16-4)</p> <p>円能寺農村公園 (平田町大字中野俣字円能寺105)</p> <p>山楯農村公園 (平田町大字山楯字北山39-45)</p> <p>飛鳥農村公園 (平田町大字飛鳥字中島320外)</p> <p>楢橋農村公園 (平田町大字楢橋字上川原362外)</p> <p>【公園使用料】 設定なし</p>	<p>合併までに調整する。</p>
区分	3.3平方メートルにつき															
商行為・催物等	1日	1,050円														
区分	3.3平方メートルにつき															
商行為・催物等	1日	1,000円														

市民農園

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>酒田市市民レクリエ-ション農園 (酒田市北千日堂前字松境24番地、25番地の1、25番地の2、34番地及び35番地)</p> <p>設置区画数 122区画 農園基準 1区画33㎡ 使用形態 南区画・北区画の2地区での運営 1年毎の更新 利用期間 4月1日～12月25日 【使用料】 入園料 5,000円 (1区画ごと1利用期間につき)</p>			<p>平田町市民農園《パノラマ農園》 (平田町大字山楯字南山95)</p> <p>設置区画数 63区画 農園基準 1区画50㎡ 使用形態 1年毎の更新 利用期間 4月29日～11月の最終金曜日 【使用料】 入園料 5,000円 (1区画ごと1利用期間につき)</p>	<p>合併までに調整する。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(8) 森林整備計画については、現計画を新市に引き継ぐ。
---------	------------------------------

所管部会・分科会	農林水産部会 林業水産分科会
----------	----------------

森林整備計画

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																
<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】</p> <p>地域森林計画(山形県)の対象となっている民有林について、森林法第10条の5の規定に基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】</p> <p>酒田市森林整備計画</p> <p>・計画期間</p> <p>自 平成15年 4月 1日</p> <p>至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <table border="0"> <tr> <td>林野面積</td> <td>2,485ha</td> </tr> <tr> <td>うち民有林面積</td> <td>1,886ha</td> </tr> <tr> <td>うち人工林面積</td> <td>1,412ha</td> </tr> <tr> <td>(人工林率</td> <td>75%)</td> </tr> </table>	林野面積	2,485ha	うち民有林面積	1,886ha	うち人工林面積	1,412ha	(人工林率	75%)	<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】</p> <p>地域森林計画(山形県)の対象となっている民有林について、森林法第10条の5の規定に基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】</p> <p>八幡町森林整備計画</p> <p>・計画期間</p> <p>自 平成15年 4月 1日</p> <p>至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <table border="0"> <tr> <td>林野面積</td> <td>17,301ha</td> </tr> <tr> <td>うち民有林面積</td> <td>5,014ha</td> </tr> <tr> <td>うち人工林面積</td> <td>3,807ha</td> </tr> <tr> <td>(人工林率</td> <td>76%)</td> </tr> </table>	林野面積	17,301ha	うち民有林面積	5,014ha	うち人工林面積	3,807ha	(人工林率	76%)	<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】</p> <p>地域森林計画(山形県)の対象となっている民有林について、森林法第10条の5の規定に基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】</p> <p>松山町森林整備計画</p> <p>・計画期間</p> <p>自 平成15年 4月 1日</p> <p>至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <table border="0"> <tr> <td>林野面積</td> <td>2,154ha</td> </tr> <tr> <td>うち民有林面積</td> <td>1,922ha</td> </tr> <tr> <td>うち人工林面積</td> <td>1,473ha</td> </tr> <tr> <td>(人工林率</td> <td>77%)</td> </tr> </table>	林野面積	2,154ha	うち民有林面積	1,922ha	うち人工林面積	1,473ha	(人工林率	77%)	<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】</p> <p>地域森林計画(山形県)の対象となっている民有林について、森林法第10条の5の規定に基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】</p> <p>平田町森林整備計画</p> <p>・計画期間</p> <p>自 平成15年 4月 1日</p> <p>至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <table border="0"> <tr> <td>林野面積</td> <td>14,596ha</td> </tr> <tr> <td>うち民有林面積</td> <td>4,713ha</td> </tr> <tr> <td>うち人工林面積</td> <td>3,416ha</td> </tr> <tr> <td>(人工林率</td> <td>72%)</td> </tr> </table>	林野面積	14,596ha	うち民有林面積	4,713ha	うち人工林面積	3,416ha	(人工林率	72%)	<p>現計画を、新市に引き継ぐ。</p> <p>森林整備計画は5年毎に策定されるが、次回策定期が1市3町とも同一であるため、次回策定期である平成19年度に新市の森林整備計画を策定する。</p>
林野面積	2,485ha																																			
うち民有林面積	1,886ha																																			
うち人工林面積	1,412ha																																			
(人工林率	75%)																																			
林野面積	17,301ha																																			
うち民有林面積	5,014ha																																			
うち人工林面積	3,807ha																																			
(人工林率	76%)																																			
林野面積	2,154ha																																			
うち民有林面積	1,922ha																																			
うち人工林面積	1,473ha																																			
(人工林率	77%)																																			
林野面積	14,596ha																																			
うち民有林面積	4,713ha																																			
うち人工林面積	3,416ha																																			
(人工林率	72%)																																			

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(9)農林水産関係証明書の発行手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料を適用する。
---------	---

所管部会・分科会	農林水産部会 農業・農業委員会分科会
----------	--------------------

農林水産関係証明書発行手数料

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農政課で行い、手数料は、市民課にてその他諸証明(400円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、農地の転用の確認、異動及び耕作等の証明書(400円)として取り扱っている。</p>	<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農林課で行い、手数料は、税務住民課にてその他諸証明(300円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、農地転用移転及び耕作等の証明(300円)として取り扱っている。</p>	<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は産業建設課で行い、手数料は、税務町民課にてその他諸証明(400円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、その他諸証明(400円)として取り扱っている。</p>	<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農林課で行い、手数料は、農地関係手数料(300円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、農地関係手数料(300円)として取り扱っている。</p>	<p>農林水産関係証明書の発行手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料を適用する。</p> <p>参考 新市の住民窓口手数料のその他証明手数料については、1通あたり400円で統一することで提案されている。</p>

協議第30号

協定項目24 - (14)

生活排水関係事業の取扱いについて

生活排水関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

生活排水関係事業の取扱いについて

- (1) 生活排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 下水道使用料、集落排水施設使用料及び浄化槽使用料については、現行のとおりとし、5年を目途に統一する。
- (3) 下水道、集落排水施設及び浄化槽の受益者分担金は、合併までに認可又は採択を受けている事業は現行のとおりとし、合併後は新市の算定方式により統一する。
- (4) 浄化槽補助金については、合併までに調整する。
- (5) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、合併後は酒田市の例により統一する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)		生活排水関係事業の取扱いについて					
調整方針（案）		(1) 生活排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。					
公共下水道事業		所管部会・分科会			建設部会・生活排水分科会		
区分	酒田市		八幡町		松山町	平田町	合計
	単独公共下水道	流域関連公共下水道	単独公共下水道	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道		
処理区名	中央処理区 北部処理区 南部処理区	庄内処理区	八幡処理区	八幡処理区	松山処理区	該当なし	
全体計画							
計画処理面積 (ha)	1,647.00	749.00	149.00	25.00	164.30		2,734.30
計画処理人口 (人)	64,100	18,800	4,050	850	4,500		92,300
計画汚水量 (m ³ /日)	41,864	10,510	2,417	333	3,130		58,254
認可計画							
計画処理面積 (ha)	1,362.15	330.00	149.00	25.00	164.30		2,030.45
計画処理人口 (人)	49,325	10,100	3,900	850	4,600		68,775
計画汚水量 (m ³ /日)	30,671	5,137	2,258	323	3,130		41,519
排除方式	合流式・分流式	分流式	分流式	分流式	分流式		
処理方式	標準活性汚泥法	流域関連公共下水道 (庄内処理区)	嫌気好気ろ床	公共関連特定環境保全 公共下水道	オキシデーショondiッチ法		
事業期間 始期	昭和45年12月14日	昭和45年12月14日	平成3年2月26日	平成13年8月1日	平成6年12月1日		
終期(認可計画)	平成23年3月31日	平成19年3月31日	平成18年3月31日	平成21年3月31日	平成23年3月31日		
終期(全体計画)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日		
供用開始年月日	昭和54年10月1日	平成13年3月31日	平成6年10月1日	平成15年2月3日	平成12年7月1日		
当初認可年月日	昭和45年12月14日	平成11年7月1日	平成3年2月26日	平成13年6月25日	平成7年12月11日		
最終認可年月日	平成16年11月9日	平成13年11月2日	平成11年11月12日		平成12年12月25日変更		
区域拡大予定	平成16年度一部拡大	平成16年度一部拡大予定	なし	なし	なし		
整備済面積(H15末現在)	1071.75 ha		136.4 ha		132.5 ha		
普及率	47.7 %		57.0 %		70.4 %		
処理施設概要	(処理場) ①酒田市クリーンセンター 合流式：昭和54年10月1日供用開始 分流式：平成6年8月1日供用開始 処理方式：標準活性汚泥法 ②若宮町クリーンセンター 分流式：昭和49年7月1日供用開始 処理方式：標準活性汚泥法 (ポンプ場) 名称 運転開始 ①浜田中継ポンプ場 昭和47年7月 ②若浜中継ポンプ場 昭和61年7月 ③船場町中継ポンプ場 平成2年6月 ④家際雨水ポンプ場 昭和51年10月 ⑤北部雨水ポンプ場 平成2年10月 ⑥光ヶ丘中継ポンプ場 平成15年6月 (マンホールポンプ) 公共下水道 2箇所 流域下水道 2箇所		(処理場) ①八幡浄化センター 分流式：平成6年10月1日供用開始 処理方式：嫌気好気ろ床法 (ポンプ場) ①小泉中継ポンプ場 平成6年10月1日供用開始 ②市条中継ポンプ場 平成9年3月24日供用開始 (マンホールポンプ) 公共下水道 16箇所 特定環境保全公共下水道 7箇所		(処理場) ①松山浄化センター 分流式：平成12年7月1日供用開始 処理方式：オキシデーショondiッチ法 (ポンプ場) なし (マンホールポンプ) 公共下水道 13箇所		
事業費	全体建設事業費(予定) 約1,040億円 平成15年度末の事業費は約638億円で、公共下水道地区、流域公共下水道地区(平成27年度末)完了までには約402億円を予定しているが、事業完了まで最終事業年度及び事業費がさらに伸びる可能性が大きい。		全体建設事業費(予定) 約77億円 平成15年度末の事業費は約58億円で、公共下水道地区、特定環境保全公共下水道地区(平成20年度末)完了までには約19億円を予定している。		全体建設事業費(予定) 約81億円 平成15年度末の事業費は約50億円で、公共下水道地区完了までには約31億円を予定しており、順調な進捗により予定通りの完了が見込まれている。		

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																																							
調整方針（案）		(1) 生活排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																																																																							
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																																					
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町																																																																																					
農業集落排水事業	<p>【目的】 農業用水の水質保全並びに農業集落の生活環境を図り併せて公共用水域の水質保全に資するため、農業集落排水処理施設を設置する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>宮内地区</td><td>S52～57</td><td>950人</td></tr> <tr><td>刈穂城輪地区</td><td>H3～6</td><td>660人</td></tr> <tr><td>上野曾根地区</td><td>H5～8</td><td>820人</td></tr> <tr><td>関地区</td><td>H6～10</td><td>840人</td></tr> <tr><td>中平田地区</td><td>H8～13</td><td>1,190人</td></tr> <tr><td>本楯地区</td><td>H8～14</td><td>1,800人</td></tr> <tr><td>漆曾根地区</td><td>H9～15</td><td>1,340人</td></tr> <tr><td>西荒瀬地区</td><td>H13～20</td><td>1,750人</td></tr> <tr><td>東平田地区</td><td>H14～19</td><td>1,480人</td></tr> <tr><td>中平田南地区</td><td>H15～20</td><td>770人</td></tr> <tr><td>庭田吉田地区</td><td>H18～23</td><td>1,260人</td></tr> <tr><td>浜中地区</td><td>未定</td><td>2,400人</td></tr> </tbody> </table> <p>12地区（供用開始7地区） 計画人口合計 15,260人</p>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	宮内地区	S52～57	950人	刈穂城輪地区	H3～6	660人	上野曾根地区	H5～8	820人	関地区	H6～10	840人	中平田地区	H8～13	1,190人	本楯地区	H8～14	1,800人	漆曾根地区	H9～15	1,340人	西荒瀬地区	H13～20	1,750人	東平田地区	H14～19	1,480人	中平田南地区	H15～20	770人	庭田吉田地区	H18～23	1,260人	浜中地区	未定	2,400人	<p>【事的】 農業用水の水質保全並びに農業集落の生活環境を図り併せて公共用水域の水質保全に資するため、農業集落排水処理施設を設置する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>八幡南部地区</td><td>H3～6</td><td>920人</td></tr> <tr><td>升田地区</td><td>H7～10</td><td>470人</td></tr> <tr><td>青沢地区</td><td>H10～13</td><td>260人</td></tr> </tbody> </table> <p>3地区（供用開始3地区） 計画人口合計 1,650人</p>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	八幡南部地区	H3～6	920人	升田地区	H7～10	470人	青沢地区	H10～13	260人	<p>【目的】 農業集落地域における公衆衛生及び環境衛生の向上並びに農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大川度地区</td><td>S63～H2</td><td>310人</td></tr> <tr><td>南部地区</td><td>H6～9</td><td>750人</td></tr> <tr><td>成興野地区</td><td>H7～9</td><td>250人</td></tr> </tbody> </table> <p>3地区（供用開始3地区） 計画人口合計 1,310人</p>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	大川度地区	S63～H2	310人	南部地区	H6～9	750人	成興野地区	H7～9	250人	<p>【目的】 農業用水の水質保全並びに農業集落の生活環境を図り併せて公共用水域の水質保全に資するため、農業集落排水処理施設を設置する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>飛鳥砂越地区</td><td>S55～H3</td><td>3,600人</td></tr> <tr><td>檜橋地区</td><td>S61～63</td><td>440人</td></tr> <tr><td>山谷円道地区</td><td>H2～5</td><td>920人</td></tr> <tr><td>郡鏡地区</td><td>H5～8</td><td>1,600人</td></tr> <tr><td>本宮備畑地区</td><td>H6～9</td><td>680人</td></tr> <tr><td>元田沢地区</td><td>H10～14</td><td>440人</td></tr> </tbody> </table> <p>6地区（供用開始6地区） 計画人口合計 7,680人</p>		地区名	事業実施(年度)	計画人口	飛鳥砂越地区	S55～H3	3,600人	檜橋地区	S61～63	440人	山谷円道地区	H2～5	920人	郡鏡地区	H5～8	1,600人	本宮備畑地区	H6～9	680人	元田沢地区	H10～14	440人
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
宮内地区	S52～57	950人																																																																																							
刈穂城輪地区	H3～6	660人																																																																																							
上野曾根地区	H5～8	820人																																																																																							
関地区	H6～10	840人																																																																																							
中平田地区	H8～13	1,190人																																																																																							
本楯地区	H8～14	1,800人																																																																																							
漆曾根地区	H9～15	1,340人																																																																																							
西荒瀬地区	H13～20	1,750人																																																																																							
東平田地区	H14～19	1,480人																																																																																							
中平田南地区	H15～20	770人																																																																																							
庭田吉田地区	H18～23	1,260人																																																																																							
浜中地区	未定	2,400人																																																																																							
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
八幡南部地区	H3～6	920人																																																																																							
升田地区	H7～10	470人																																																																																							
青沢地区	H10～13	260人																																																																																							
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
大川度地区	S63～H2	310人																																																																																							
南部地区	H6～9	750人																																																																																							
成興野地区	H7～9	250人																																																																																							
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
飛鳥砂越地区	S55～H3	3,600人																																																																																							
檜橋地区	S61～63	440人																																																																																							
山谷円道地区	H2～5	920人																																																																																							
郡鏡地区	H5～8	1,600人																																																																																							
本宮備畑地区	H6～9	680人																																																																																							
元田沢地区	H10～14	440人																																																																																							
簡易排水事業	該当なし	該当なし	<p>【目的】 農業集落地域における公衆衛生及び環境衛生の向上並びに農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>計画人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>柏谷沢地区</td><td>H9～10</td><td>50人</td></tr> </tbody> </table>	地区名	事業実施(年度)	計画人口	柏谷沢地区	H9～10	50人	該当なし																																																																															
地区名	事業実施(年度)	計画人口																																																																																							
柏谷沢地区	H9～10	50人																																																																																							
浄化槽市町村整備推進事業	<p>【事業の目的】 排水計画では、当初、農業集落排水事業の計画区域となっていたが、事業の進捗や経済比較により、市が浄化槽を設置し管理する浄化槽市町村整備推進事業に排水計画を変更し事業の進捗を図る。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>事業実施(年度)</th> <th>設置基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>豊川、大豊田地区</td><td>H13～17</td><td>115基</td></tr> <tr><td>北平田東部地区</td><td>H15～20</td><td>140基</td></tr> <tr><td>米島地区</td><td>H17～21</td><td>130基</td></tr> </tbody> </table> <p>(予定)</p>	地区名	事業実施(年度)	設置基数	豊川、大豊田地区	H13～17	115基	北平田東部地区	H15～20	140基	米島地区	H17～21	130基	<p>【事業の目的】 投資効果等により農業集落排水事業での対応が困難な区域について、町が浄化槽を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施(年度)</th> <th>設置基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16～25</td><td>200基(予定)</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成25年度まで)</p> <p>(但し、H16～H18まで個別排水処理施設整備事業(総務省)で計画実施中)</p>	事業実施(年度)	設置基数	H16～25	200基(予定)	該当なし	<p>【事業の目的】 投資効果等により農業集落排水事業での対応が困難な区域について、町が浄化槽を設置し管理する。</p> <p>【対象地区】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施(年度)</th> <th>設置基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11～15</td><td>300基</td></tr> <tr><td>H16～</td><td>20基(予定)</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成20年度まで)</p>		事業実施(年度)	設置基数	H11～15	300基	H16～	20基(予定)																																																														
地区名	事業実施(年度)	設置基数																																																																																							
豊川、大豊田地区	H13～17	115基																																																																																							
北平田東部地区	H15～20	140基																																																																																							
米島地区	H17～21	130基																																																																																							
事業実施(年度)	設置基数																																																																																								
H16～25	200基(予定)																																																																																								
事業実施(年度)	設置基数																																																																																								
H11～15	300基																																																																																								
H16～	20基(予定)																																																																																								

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目24-(14)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																															
調整方針(案)		(2) 下水道使用料、集落排水施設使用料及び浄化槽使用料については、現行のとおりとし、5年を目途に統一する。																																																																															
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																													
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																												
公共下水道事業	<p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従量制・累進制料金を採用 ・毎月徴収 ・水道料金と一緒に徴収 <p>基本使用料 900円</p> <p>従量使用料</p> <table border="1"> <tr><td>10m³以下</td><td>105円/m³</td></tr> <tr><td>10m³超30m³以下</td><td>180円/m³</td></tr> <tr><td>30m³超50m³以下</td><td>215円/m³</td></tr> <tr><td>50m³超100m³以下</td><td>230円/m³</td></tr> <tr><td>100m³超</td><td>250円/m³</td></tr> </table> <p>公衆浴場汚水、プール汚水、工事湧水</p> <p>基本使用料 900円</p> <p>従量使用料 45円/m³</p> <p>消費税は外税</p> <table border="1"> <tr><td>0m³</td><td>900円</td></tr> <tr><td>10m³</td><td>1,950円</td></tr> <tr><td>20m³</td><td>3,750円</td></tr> <tr><td>30m³</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>40m³</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>50m³</td><td>9,850円</td></tr> <tr><td>60m³</td><td>12,150円</td></tr> <tr><td>70m³</td><td>14,450円</td></tr> <tr><td>80m³</td><td>16,750円</td></tr> <tr><td>90m³</td><td>19,050円</td></tr> <tr><td>100m³</td><td>21,350円</td></tr> </table>	10m ³ 以下	105円/m ³	10m ³ 超30m ³ 以下	180円/m ³	30m ³ 超50m ³ 以下	215円/m ³	50m ³ 超100m ³ 以下	230円/m ³	100m ³ 超	250円/m ³	0m ³	900円	10m ³	1,950円	20m ³	3,750円	30m ³	5,500円	40m ³	7,700円	50m ³	9,850円	60m ³	12,150円	70m ³	14,450円	80m ³	16,750円	90m ³	19,050円	100m ³	21,350円	<p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従量制・基本料金制を採用 ・毎月徴収 <p>基本使用料 1,200円</p> <p>従量使用料 120円/m³</p> <p>消費税は外税</p> <table border="1"> <tr><td>0m³</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>10m³</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>20m³</td><td>2,400円</td></tr> <tr><td>30m³</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>40m³</td><td>4,800円</td></tr> <tr><td>50m³</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>60m³</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>70m³</td><td>8,400円</td></tr> <tr><td>80m³</td><td>9,600円</td></tr> <tr><td>90m³</td><td>10,800円</td></tr> <tr><td>100m³</td><td>12,000円</td></tr> </table>	0m ³	1,200円	10m ³	1,200円	20m ³	2,400円	30m ³	3,600円	40m ³	4,800円	50m ³	6,000円	60m ³	7,200円	70m ³	8,400円	80m ³	9,600円	90m ³	10,800円	100m ³	12,000円	<p>【使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従量制料金を採用 ・毎月徴収 <p>基本料金 1,800円</p> <p>超過料金 130円/m³</p> <p>消費税は外税で10円未満切り捨て</p> <table border="1"> <tr><td>0m³</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>10m³</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>20m³</td><td>3,100円</td></tr> <tr><td>30m³</td><td>4,400円</td></tr> <tr><td>40m³</td><td>5,700円</td></tr> <tr><td>50m³</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>60m³</td><td>8,300円</td></tr> <tr><td>70m³</td><td>9,600円</td></tr> <tr><td>80m³</td><td>10,900円</td></tr> <tr><td>90m³</td><td>12,200円</td></tr> <tr><td>100m³</td><td>13,500円</td></tr> </table>	0m ³	1,800円	10m ³	1,800円	20m ³	3,100円	30m ³	4,400円	40m ³	5,700円	50m ³	7,000円	60m ³	8,300円	70m ³	9,600円	80m ³	10,900円	90m ³	12,200円	100m ³	13,500円	<p>該当なし</p>	<p>【使用料】</p> <p>使用料は、合併時は現行のとおりとし、5年を目途に統一する。</p> <p>使用料統一細目</p> <p>①使用料については、合併時は1市3町の使用料は現行のとおりとする。</p> <p>②平成21年度を目途に統一する。（合併特例法第10条「5年度に限り、課税をしないこと又不均一の課税をすることができる」により5年を目途とする。）</p> <p>③統一料金目標は、平成15年度の1市3町の平均料金に平成16年度に繰入金を固定した場合の平成21年度収支不足額を加算した金額とする。</p> <p>④料金体系（従量料金制・累進使用料体系）は、酒田市下水道使用料に準じて調整を行う。</p> <p>⑤統一までの間、各地域の状況にあわせ、段階的に料金改定を行う。</p>
10m ³ 以下	105円/m ³																																																																																
10m ³ 超30m ³ 以下	180円/m ³																																																																																
30m ³ 超50m ³ 以下	215円/m ³																																																																																
50m ³ 超100m ³ 以下	230円/m ³																																																																																
100m ³ 超	250円/m ³																																																																																
0m ³	900円																																																																																
10m ³	1,950円																																																																																
20m ³	3,750円																																																																																
30m ³	5,500円																																																																																
40m ³	7,700円																																																																																
50m ³	9,850円																																																																																
60m ³	12,150円																																																																																
70m ³	14,450円																																																																																
80m ³	16,750円																																																																																
90m ³	19,050円																																																																																
100m ³	21,350円																																																																																
0m ³	1,200円																																																																																
10m ³	1,200円																																																																																
20m ³	2,400円																																																																																
30m ³	3,600円																																																																																
40m ³	4,800円																																																																																
50m ³	6,000円																																																																																
60m ³	7,200円																																																																																
70m ³	8,400円																																																																																
80m ³	9,600円																																																																																
90m ³	10,800円																																																																																
100m ³	12,000円																																																																																
0m ³	1,800円																																																																																
10m ³	1,800円																																																																																
20m ³	3,100円																																																																																
30m ³	4,400円																																																																																
40m ³	5,700円																																																																																
50m ³	7,000円																																																																																
60m ³	8,300円																																																																																
70m ³	9,600円																																																																																
80m ³	10,900円																																																																																
90m ³	12,200円																																																																																
100m ³	13,500円																																																																																
農業集落排水事業	<p>【使用料】</p> <p>世帯均等割と世帯員割で賦課</p> <p>1世帯につき 700円/月</p> <p>世帯員1人につき 700円/月</p> <p>事業所の使用料</p> <p>前年度の上水道使用量から1か月当たりの平均使用量を算出し、5m³を世帯員1人として料金を算出する。</p> <p>消費税等相当分は別</p>	<p>【使用料】</p> <p>従量制で賦課</p> <p>基本料金 10m³まで 1,260円</p> <p>超過料金 10m³超 126円/m³</p> <p>消費税は外税</p>	<p>【使用料】</p> <p>排除した汚水の量に応じて算定した額の100分の105を乗じて得た額。10円未満は切り捨て。</p> <p>基本使用料 10m³まで 1,800円</p> <p>超過料金 10m³超 130円/m³</p> <p>消費税は外税で10円未満切り捨て</p>	<p>【使用料】</p> <p>基本料金と世帯員割で賦課</p> <p>一般用</p> <p>1世帯につき 2,000円/月</p> <p>世帯員1人につき 450円/月</p> <p>一般営業用</p> <p>1世帯につき 2,000円/月</p> <p>換算人員1人につき 450円/月</p> <p>業務用</p> <p>1事業所等につき 3,800円/月</p> <p>換算人員1人につき 450円/月</p> <p>消費税込み</p>																																																																													
合併処理浄化槽事業	<p>【使用料】</p> <p>〔一般用〕</p> <p>世帯均等割と世帯員割で賦課</p> <p>世帯均等割 700円/月</p> <p>世帯員割1人につき 700円/月</p> <p>ただし、電気代として基本料金から600円を減ずる。</p> <p>〔事業所の使用料〕</p> <p>前年度の上水道使用量から1か月当たりの平均使用量を算出し、5m³を世帯員1人として料金を算出する。</p> <p>消費税等相当分は別</p>	<p>【使用料】</p> <p>従量制で賦課</p> <p>基本料金 10m³まで 1,260円</p> <p>超過料金 10m³超 126円/m³</p> <p>消費税は外税</p>	<p>該当なし</p>	<p>【使用料】</p> <p>基本料金と世帯員割で賦課</p> <p>〔一般用〕</p> <p>基本料金 2,000円/月</p> <p>世帯員割1人につき 450円/月</p> <p>〔一般営業用〕</p> <p>基本料金 2,000円/月</p> <p>世帯員に換算処理人員を加えた人員1人につき 450円/月</p> <p>ただし、電気・水道代として基本料金から800円を減ずる。</p> <p>〔地区集会所〕</p> <p>1～20戸 一律 500円/月</p> <p>21～50戸 一律 700円/月</p> <p>51戸以上 一律 1,000円/月</p> <p>※消費税込み</p>																																																																													

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)	生活排水関係事業の取扱いについて				
調整方針（案）	(3) 下水道、集落排水施設及び浄化槽の受益者分担金は、合併までに認可又は採択を受けている事業は現行のとおりとし、合併後は新市の算定方式により統一する。				
	所管部会・分科会			建設部会・生活排水分科会	
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
下水道事業	<p>【受益者負担金】</p> <p>(1) 負担金の額 負担区の区分に応じ1平方メートル当たりの470円を地積を乗じた額 ただし、市街化調整区域の居住用地が500㎡を超えるときは、上限500㎡。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 5年分割</p>	<p>【受益者負担金】</p> <p>(1) 負担金の額 土地に係る末端管渠費相当額とし、一末端管渠費相当額は20万円とする。ただし、使用開始区域内の新たな受益者は事業費相当分とする。 一括納付の場合は18万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 5年分割又は一括納付</p>	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 分担金の額 建築物等一戸につき20万円。 前納による割引制度はなし。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 5年分割又は一括納付</p>	該当なし	<p>【負担金、分担金】</p> <p>負担金、分担金は、事業認可時に賦課金額を周知しており変更することができないため、合併までに事業認可又は採択を受けた事業については現状のまま新市に引き継ぎ、合併後に新たな認可又は採択を受ける事業については新市の算定方式により統一する。</p> <p>負担金・分担金統一細目</p> <p>① 下水道事業の負担金については、合併後に事業認可を受ける酒田市の算定方式「末端管渠費の1/5を負担する」とする。</p> <p>② 集落排水事業の負担金については、合併後に事業認可を受けるのが酒田市だけであり、合併後は酒田市の例による。</p> <p>③ 浄化槽事業の分担金については、下水道・集落排水事業と同額程度の負担となるよう調整する。</p>
集落排水事業	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 各施行地区毎に事業費の5%相当を受益戸数（公共ますの設置予定数）で除した額。上限は、6.75%。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 事業実施の翌年度（年2回）に徴収前納による割引制度はなし。</p>	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 1使用者につき20万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 供用開始年度から5年分割（年3回）で徴収 一括納付の場合は18万円。</p>	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 一受益者につき20万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 事業着手年度又は排水施設に加入した年度から当該年度を含む4年間。 前納による割引制度はなし。</p>	<p>【分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 1世帯又は1事業所につき10万円。複数の公共枿を設置する場合は公共枿の数に10万円を乗じた額。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 排水施設の加入申込みのあった日の属する月の翌月の末日まで 前納による割引制度はなし。</p>	
浄化槽市町村整備推進事業	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 分担金の額 ① 10人槽まで 浄化槽1基につき30万円。 ② 10人槽以上 市の設置工事費に0.3を乗じた額。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 浄化槽設置の翌年度から5年間前納による割引制度はなし。</p>	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 負担金の額 1使用者につき20万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 供用開始年度から5年分割（年3回）で徴収 一括納付の場合は18万円。</p>	該当なし	<p>【受益者分担金】</p> <p>(1) 分担金の額 1基につき10万円。</p> <p>(2) 賦課及び徴収 浄化槽設置工事が完了した日の属する月の翌月の末日まで 前納による割引制度はなし。</p>	

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 2 4 - (1 4)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																							
調整方針（案）		(4) 浄化槽補助金については、合併までに調整する。																																																																							
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																					
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																					
<p>【内容】 農村地域の浄化槽設置者に対して、国庫補助基準額に上乗せした金額を補助金として交付する。 浄化槽設置の翌年度から3年間維持管理補助金を交付する。</p> <p>【補助対象地区】 公共下水道、流域下水道、農業集落排水、浄化槽市町村整備推進事業、酒田都市計画区域内の工業専用地域以外の地区</p> <p>【補助対象者】 浄化槽設置補助金 補助対象地域の浄化槽設置者。専用事業所も補助対象としている。 維持管理補助金 10人槽以下の住宅の浄化槽設置補助金交付者。</p> <p>【補助金額】 (1)浄化槽設置補助金 15人槽まで 補助対象事業費から30万円を除いた額。上限あり。 15人槽以上 補助申請事業費に0.3を乗じて得た額を除いた額。上限あり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th colspan="2">補助限度額</th> </tr> <tr> <td></td> <th>酒田市内</th> <th>飛島地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～6人槽</td> <td>750千円</td> <td>1,800千円</td> </tr> <tr> <td>7～9人槽</td> <td>937千円</td> <td>2,094千円</td> </tr> <tr> <td>10～14人槽</td> <td>1,343千円</td> <td>2,955千円</td> </tr> <tr> <td>15～19人槽</td> <td>1,610千円</td> <td>3,087千円</td> </tr> <tr> <td>20～24人槽</td> <td>1,918千円</td> <td>3,675千円</td> </tr> <tr> <td>25～29人槽</td> <td>2,322千円</td> <td>4,201千円</td> </tr> <tr> <td>30人槽以上</td> <td>2,667千円</td> <td>4,642千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)維持管理補助金 人槽により定額補助 5～6人槽 25千円 7～9人槽 27千円 10人槽 32千円</p>	人槽	補助限度額			酒田市内	飛島地区	5～6人槽	750千円	1,800千円	7～9人槽	937千円	2,094千円	10～14人槽	1,343千円	2,955千円	15～19人槽	1,610千円	3,087千円	20～24人槽	1,918千円	3,675千円	25～29人槽	2,322千円	4,201千円	30人槽以上	2,667千円	4,642千円	<p>【内容】 公共下水道区域及び農業集落排水処理整備区域を除く地域の浄化槽設置者に対して、設置に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>【補助対象地区】 公共下水道区域及び農業集落排水処理整備計画区域外</p> <p>【補助対象者】 10人槽以下の住宅（併用住宅を含む）の浄化槽設置者。</p> <p>【補助金額】 (1)浄化槽設置補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>工事基準額</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>940千円</td> <td>740千円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>1,100千円</td> <td>900千円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>1,400千円</td> <td>1,200千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事基準額と補助限度額との差200千円は受益者負担となる。</p> <p>(2)維持管理補助金 なし</p>	人槽	工事基準額	補助限度額	5人槽	940千円	740千円	6～7人槽	1,100千円	900千円	8～10人槽	1,400千円	1,200千円	該当なし	<p>【内容】 浄化槽設置事業区域内の浄化槽設置者に対して、国庫補助基準額にさらに上乗せした金額を補助金として交付する。 単独浄化槽を設置している者が単独浄化槽を廃止して、合併処理浄化槽を設置する場合及び放流ポンプ槽を設置する場合に補助金を交付する。</p> <p>【補助対象地区】 平田町農業集落排水計画区域を除いた地域</p> <p>【補助対象者】 浄化槽設置補助金 単独浄化槽を廃止し合併処理浄化槽を設置する者。</p> <p>【補助金額】 (1)浄化槽設置補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>1,100千円</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>1,200千円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>1,400千円</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>1,900千円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>2,095千円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>3,657千円</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽以上</td> <td>4,829千円</td> </tr> <tr> <td>51人槽以上</td> <td>5,474千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>単独浄化槽撤去 1事業5万円 放流ポンプ槽設置 放流ポンプ設置基準額を限度とする。</p> <p>(2)維持管理補助金 住宅</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>29,400円</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td>35,700円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>39,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>地区集会所 1地区 20,000円</p>	人槽	補助限度額	5人槽	1,100千円	6人槽	1,200千円	7人槽	1,400千円	8人槽	1,500千円	10人槽	1,900千円	11～20人槽	2,095千円	21～30人槽	3,657千円	31～50人槽以上	4,829千円	51人槽以上	5,474千円	5人槽	29,400円	6人槽	31,500円	7人槽	33,600円	8人槽	35,700円	10人槽	39,900円	<p>合併処理浄化槽補助金については、合併までに調整する。</p> <p>合併処理浄化槽設置補助金統一細目 合併処理浄化槽設置補助金は、下水道・集落排水事業の負担金等と同額程度の負担となるよう調整する。</p>
人槽	補助限度額																																																																								
	酒田市内	飛島地区																																																																							
5～6人槽	750千円	1,800千円																																																																							
7～9人槽	937千円	2,094千円																																																																							
10～14人槽	1,343千円	2,955千円																																																																							
15～19人槽	1,610千円	3,087千円																																																																							
20～24人槽	1,918千円	3,675千円																																																																							
25～29人槽	2,322千円	4,201千円																																																																							
30人槽以上	2,667千円	4,642千円																																																																							
人槽	工事基準額	補助限度額																																																																							
5人槽	940千円	740千円																																																																							
6～7人槽	1,100千円	900千円																																																																							
8～10人槽	1,400千円	1,200千円																																																																							
人槽	補助限度額																																																																								
5人槽	1,100千円																																																																								
6人槽	1,200千円																																																																								
7人槽	1,400千円																																																																								
8人槽	1,500千円																																																																								
10人槽	1,900千円																																																																								
11～20人槽	2,095千円																																																																								
21～30人槽	3,657千円																																																																								
31～50人槽以上	4,829千円																																																																								
51人槽以上	5,474千円																																																																								
5人槽	29,400円																																																																								
6人槽	31,500円																																																																								
7人槽	33,600円																																																																								
8人槽	35,700円																																																																								
10人槽	39,900円																																																																								

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (14)		生活排水関係事業の取扱いについて																																																																																																			
調整方針（案）		(5) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、合併後は酒田市の例により統一する。																																																																																																			
		所管部会・分科会		建設部会・生活排水分科会																																																																																																	
酒田市		八幡町		松山町		平田町																																																																																															
調整方針		該当なし																																																																																																			
<p>酒田市水洗便所等改造資金融資あっせん</p> <p>【対象工事】 ①下水道に接続するために既設のくみ取り便所を水洗便所に接続する工事 ②既設の浄化槽を廃止し、汚水管を下水道に接続する工事 ③上記の工事と同時に行う水洗便所以外の炊事・風呂などの工事</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 対象者1件当たり150万円 (1万円単位、2回の分割も可) (2)利率 1.85%固定金利(8/1,2/1の長期プライムレート+0.2%) (3)返済方法 5年以内の元金均等月賦償還</p> <p>【利子補給】 ①供用開始後2年以内に工事完了 貸付金利の全額を利子補給 ②供用開始後2年を超え3年以内に工事完了 貸付金利1/2を利子補給 ただし、年利6%以上の場合は、3%を超える分を利子補給 ③供用開始後3年を経過して工事完了 利子補給なし</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 4,663,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>151件</td> <td>149件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>1億1,225万円</td> <td>1億1,503万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100~150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>85件</td> <td>73件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>6,438万円</td> <td>5,379万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	151件	149件	融資総額	1億1,225万円	1億1,503万円	融資限度額	100万円	100~150万円		H14	H15	件数	85件	73件	融資総額	6,438万円	5,379万円	融資限度額	150万円	150万円	<p>酒田市農業集落排水水洗トイレ等改造資金融資あっせん</p> <p>【対象工事】 水洗化工事及び付帯工事（衛生工事、給水工事、大工工事）</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 1件あたり150円(1万円単位) 分割融資は2回まで (合計額は150万円以内とする) (2)利率 基準日の長期プライムレート+0.2=貸付利率 H15.3~8月の利率は1.85% (3)返済方法 5年(60回)以内の毎月元金均等償還(繰上償還可能)</p> <p>【利子補給】 ①供用開始告示日から2年以内に工事完了 全額利子補給 ②供用開始告示日から2年を超え3年以内に工事完了 貸付利率が年6%の場合は利子の1/2の額 年6%を超える場合は年3%を超える分を利子補給 ③供用開始告示日から3年を経過して工事を完了した場合 利子補給なし(融資あっせんのみ)</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 1,192,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>15件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>1,080万円</td> <td>1億3,650万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>19件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>2,072万円</td> <td>804万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	15件	16件	融資総額	1,080万円	1億3,650万円	融資限度額	100万円	100万円		H14	H15	件数	19件	9件	融資総額	2,072万円	804万円	融資限度額	150万円	150万円	<p>八幡町公共下水道排水設備等改造資金融資幹旋</p> <p>【対象工事】 ①下水道に接続するために既設のくみ取り便所を水洗便所に接続する工事 ②既設の浄化槽を廃止し、汚水管を下水道に接続する工事 ③上記の工事と同時に行う水洗便所以外の炊事・風呂などの工事</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 対象者1件当たり100万円 (2)利率 2.5%固定金利 (3)返済方法 4年以内の、元金均等月賦償還</p> <p>【利子補給】 ①供用開始後3年以内に工事完了 貸付金利3.5%を超える分を利子補給。 ②供用開始後3年を経過して工事完了 利子補給なし。</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 0円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	0件	0件	融資総額	0万円	0万円	融資限度額	0万円	0万円		H14	H15	件数	0件	0件	融資総額	0万円	0万円	融資限度額	0万円	0万円	<p>松山町排水設備等設置改造資金融資あっせん及び利子補給</p> <p>【対象工事】 排水設備の設置工事及び水洗化工事(配管、衛生、給水、大工工事等)</p> <p>【融資条件】 (1)融資額 一世帯、1件として100万円以内の金額(10万円単位) (2)利率 基準日(8/1及び2/1)の長期プライムレート+0.2%(平成15年3~8月:1.85%)翌年より6ヶ月間適用 (3)返済方法 5年(60回)以内の毎月償還(元金均等、元利金等は金融機関と協議)</p> <p>【利子補給】 ①供用開始後1年以内に工事完了 貸付金利の全額を利子補給。 ②供用開始後1年を超え3年以内に工事完了 貸付金利1/2を利子補給。 ③供用開始後3年を経過して工事完了 利子補給なし(融資あっせん対象外)</p> <p>【予算額】 平成16年度予算 752,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>22件</td> <td>65件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>2,050万円</td> <td>5,030万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>27件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>融資総額</td> <td>2,200万円</td> <td>1,290万円</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	22件	65件	融資総額	2,050万円	5,030万円	融資限度額	100万円	100万円		H14	H15	件数	27件	18件	融資総額	2,200万円	1,290万円	融資限度額	100万円	100万円	<p>平田町</p> <p>住宅施策の中で平田町クリーン対策資金特別貸付事業があり、排水設備等にも利用可能</p>	<p>水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、合併後は酒田市の例により統一する。</p>
	H12	H13																																																																																																			
件数	151件	149件																																																																																																			
融資総額	1億1,225万円	1億1,503万円																																																																																																			
融資限度額	100万円	100~150万円																																																																																																			
	H14	H15																																																																																																			
件数	85件	73件																																																																																																			
融資総額	6,438万円	5,379万円																																																																																																			
融資限度額	150万円	150万円																																																																																																			
	H12	H13																																																																																																			
件数	15件	16件																																																																																																			
融資総額	1,080万円	1億3,650万円																																																																																																			
融資限度額	100万円	100万円																																																																																																			
	H14	H15																																																																																																			
件数	19件	9件																																																																																																			
融資総額	2,072万円	804万円																																																																																																			
融資限度額	150万円	150万円																																																																																																			
	H12	H13																																																																																																			
件数	0件	0件																																																																																																			
融資総額	0万円	0万円																																																																																																			
融資限度額	0万円	0万円																																																																																																			
	H14	H15																																																																																																			
件数	0件	0件																																																																																																			
融資総額	0万円	0万円																																																																																																			
融資限度額	0万円	0万円																																																																																																			
	H12	H13																																																																																																			
件数	22件	65件																																																																																																			
融資総額	2,050万円	5,030万円																																																																																																			
融資限度額	100万円	100万円																																																																																																			
	H14	H15																																																																																																			
件数	27件	18件																																																																																																			
融資総額	2,200万円	1,290万円																																																																																																			
融資限度額	100万円	100万円																																																																																																			

協議第 3 1 号

協定項目 2 4 - (1 5)

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北 庄 内 合 併 協 議 会
会 長 阿 部 寿 一

記

建設関係事業の取扱いについて

[土木関係事業]

- (1) 市町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 除雪については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。
- (3) 道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を踏まえ合併までに統一する。
- (4) 道路の占用手数料については、国の基準により合併時に統一する。

[住宅関係事業]

- (1) 公営住宅の管理については、酒田市の例により合併時に統一する。ただし、使用料は当面の間現行のとおりとし、合併後に制度改正にあわせて調整する。
- (2) 住宅資金貸付事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。

[都市計画関係事業等]

- (1) 都市計画、区域区分及び都市計画マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に策定する。
- (2) 景観事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな景観条例を制定する。
- (3) 公園都市構想については、酒田市の例により合併時に統一する。
- (4) 都市計画関係の補助事業については、酒田市の例を基本として合併時に実施する。
- (5) 建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔土木関係〕（1）市町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

市町道の現状	所管部会・分科会				建設部会・土木分科会
	酒田市	八幡町	松山町	平田町	合計
実延長(m)	667,794.3 m	104,045.5 m	57,662.0 m	114,421.4 m	943,923.2 m
面積(m ²)	4,505,499.0 m ²	608,850.0 m ²	519,902.0 m ²	650,526.0 m ²	6,284,777.0 m ²
改良済延長(m)	486,039.0 m	68,177.2 m	39,872.1 m	93,478.0 m	687,566.3 m
改良率	72.8 %	65.5 %	69.1 %	81.7 %	72.8 %
舗装済延長(m)	660,032.7 m	66,219.0 m	55,598.6 m	96,307.0 m	878,157.3 m
舗装率	98.8 %	63.6 %	96.4 %	84.2 %	93.0 %
自動車交通不能道延長(m)	10,867.1 m	556.0 m	0.0 m	2,566.9 m	13,990.0 m
歩道延長(m)	155,178.6 m	7,481.1 m	12,089.0 m	5,122.9 m	179,871.6 m
地下道延長(m)	542.5 m	0.0 m	0.0 m	0.0 m	542.5 m
橋梁(個所、延長)	284 橋 4,296.8 m	65 橋 914.6 m	43 橋 273.7 m	106 橋 1,229.0 m	498 橋 6,714.1 m
ポケットパーク(個所)	7 箇所	0 箇所	1 箇所	0 箇所	8 箇所

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
道路認定基準	酒田市では、市道を認定する際の基準として土木課の内規をもうけている。	八幡町では、町道を認定する際の基準として建設環境課の内規をもうけている。		平田町では、町道を認定する際の基準として建設課の内規をもうけている。昭和62年4月1日	現在の市道、町道は、新市に引き継ぐ。認定基準は、合併時に酒田市の例により統一する。
1. 認定の範囲	道路認定基準 1. 認定の範囲 (1)公道から公道に連絡する道路又は、公道から重要な公共施設に連絡する道路であるもの。 (2)国道又は県道の路線変更及び廃止に伴い、その区間で市道として存置する必要がある道路であるもの。 (3)集落形成上、公共性が高いと認められるもの。 (4)袋小路については、原則として市道として認めない。 (5)その他道路管理者が必要と認めたもの。	平成9年八幡町町道認定基準 次のいずれかにの事項に該当するもの。 1.生活路線で2世帯以上の連たん道路 2.公共施設等に通じる道路 3.町道及び集落等を結ぶ道路 4.集落で維持管理し、町道に等しい道路 5.除雪ができる道路に整備可能な道路	道路認定基準 1. 認定の範囲 (1)公道から公道に連絡する道路又は、公道から重要な公共施設に連絡する道路であるもの。 (2)国道又は県道の路線変更及び廃止に伴い、その区間で町道として存置する必要がある道路であるもの。 (3)集落形成上、公共性が高いと認められるもの。 (4)袋小路については、原則として町道として認めない。 (5)その他道路管理者が必要と認めたもの。	道路認定基準 1. 幅員の構成 道路幅員が全幅で4.5m以上あること。(ただし、区画整理、開発行為で築造されるものは6.0m以上あること。) 2. 構造 区画整理事業で築造されたものは舗装済であること。 3. 認定の範囲 (1)生活路線で2世帯以上の連なる道路。 (2)公共施設に通ずる道路。 (3)町道及び集落等を結ぶ道路。 (4)集落で維持管理し、町道に等しい道路。 (5)除雪が出来る道路に整備可能な道路。 (6)農村事業により施工した道路。	
2. 寄付による町道認定の要件	寄付による町道認定の要件 (1)所有権を移転できるものであること。また、工作物等がある場合は、撤去すること。ただし、道路に必要な道路付属施設並びに工作物は、この限りではない。 (2)必要部分を分筆し、所有権移転登記できる状態にし、所有権以外の権利(質権、抵当権、先取特権、その他の担保物権)がないものであること。		寄付による町道認定の要件 (1)道路用地として寄付を受ける土地は、所有権を移転できるものであること。また、工作物等がある場合は、撤去すること。ただし、道路に必要な道路付属施設並びに工作物は、この限りではない。 (2)寄付する道路用地は、必要部分を分筆し、所有権移転登記できる状態にし、所有権以外の権利(質権、抵当権、先取特権、その他の担保物権)がないこと。	寄付による町道認定の要件 (1)所有権を移転できるものであること。また、工作物等がある場合は、撤去すること。ただし、道路に必要な道路付属施設並びに工作物は、この限りではない。 (2)必要部分を分筆し、所有権移転登記できる状態にし、所有権以外の権利(質権、抵当権、先取特権、その他の担保物権)がないものであること。	

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて				
調整方針（案）		〔土木関係〕（2）除雪については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。				
		所管部会・分科会			建設部会・土木分科会	
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
道路除雪関連事業	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 587.3km 市道延長 664.3km 除雪率 88.4% ・凍結防止剤散布延長45.7km ・歩道除雪延長 49.4km	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 101.6km 町道延長 106.9km 除雪率 95.0% ・凍結防止剤散布延長1.0km ・歩道除雪延長 1.8km	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 53.0km 町道延長 57.7km 除雪率 91.9% ・凍結防止剤散布延長 0km ・歩道除雪延長 7.8km	(1)除雪の規模 ・除雪指定延長 91.0km 町道延長 125.7km 除雪率 72.4% ・凍結防止剤散布延長 0km ・歩道除雪延長 7.3km	・1市3町で事務事業内容が異なる。 ・除雪規模 ・委託範囲、内容 ・出勤基準 ・連絡、指示系統 ・除雪機械（自前、リース、借り上げ）、除雪車庫の維持管理 ・公共施設の除雪体制 ・これまでの除雪レベルを下げることはできないので、今の体制を維持する必要がある。	現状のまま新市に引き継ぐ。
歩道及び狭隘道路除雪特別対策事業	歩道及び狭隘道路除雪特別対策事業 〔内容〕 除雪指定路線以外の生活道路で、沿線に概ね3戸以上の住居がある路線や通学路に指定されている歩道等の除雪について、自主的に組織された団体から除雪をしてもらい、その実績に応じて支払う補助金。 補助金額20円/㎡以内	該当なし	該当なし	歩道及び狭隘道路除雪特別対策事業 除雪指定路線以外の生活道路で、沿線に概ね3戸以上の住居がある路線や通学路に指定されている歩道等の除雪について、自主的に組織された団体から除雪をしてもらい、その実績に応じて支払う補助金。 補助金額2,000円/1h以内	・制度の統一が課題。 ・自主除雪支援制度は酒田市、平田町に制度がある。しかし、補助基準や対象、金額に違いがあるため、一元化する必要がある。酒田市と同じ基準で全市全域を対象とした場合、財政負担が増となる。 ・酒田市、平田町の制度に違いがあるので合併までに調整する必要がある。	新市発足まで一元化する。
市町道の囲い設置費補助金	市道の囲い設置費補助金 冬季間の道路交通の安全を確保するために、公民館地区の地元自治会が設置している雪囲いについて、経費の一部を補助金として交付。	町道の囲い設置委託 冬季間の道路交通の安全を確保するために、木製の雪囲い地区住民が設置していて、経費の一部を委託料として支払う。	該当なし	該当なし	・制度の統一が課題。 ・酒田市、八幡町の制度に違いがあるので合併までに調整する必要がある。	新市発足まで一元化する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて					
調整方針(案)		〔土木関係〕(3)道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を踏まえ合併までに統一する。					
						所管部会・分科会	建設部会・土木分科会
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針	
地元管理道路側溝整備等補助事業	<p>地元管理道路側溝整備事業</p> <p>補助対象事業及び補助率 地元管理道路の側溝整備を促進し生活環境の向上を目的に、工事費に係る2/3以内の額を補助する。</p>	<p>八幡町建設事業補助金 区で行う事業に対して補助金を交付する。</p> <p>補助対象事業及び補助率 下記の事業区分、事業内容に対して補助対象事業費の50%で限度額70万円を補助する。 (1)道路整備事業 国、県、町道以外の道路新設事業、道路改良事業、道路舗装事業 (2)下水路整備事業 区内の下水路整備工事 (3)水路整備工事 区内の水路整備工事 (4)遊園地等整備事業 区内の遊園地及び遊具整備工事</p>	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 酒田市の地元管理道路側溝整備事業と八幡町の建設事業補助金と調整が必要。 八幡町では、地元管理の生活道路の簡易舗装を自己負担しても実施する場合を想定している。 八幡町の実績では、(4)遊園地等整備事業はない。また、(2)下水路整備事業(3)水路整備工事は、酒田市の側溝整備事業できるので、(1)道路整備事業は、農村地区道路補修舗装工事が酒田市の例により舗装が対象になるのであれば、一定程度は対象となる。 	新市発足まで一元化する。	
農村地区道路舗装補修事業	市道認定外の官地や各集落管理道路を対象として、約12,500㎡の簡易舗装作業。	該当なし	該当なし	町道認定外の官地や各集落管理道路を対象として、約2,500㎡の簡易舗装作業。	要望が多いため、予算に合わせて計画的に実施している状況にある。	酒田市の例により一元化する。	
草刈協力 (市道、町道、河川部分)	<p>1. 市道草刈 道路パトロールと委託により実施。</p> <p>2. 市道法面草刈負担金 平成4年度に創設した制度で、農村地域における市道両端の法面や路肩の草刈作業の実施に際し、1.0m幅の作業に対し地元負担金を支出。 作業回数は年2回。19円/㎡</p>	町道法面草刈委託委託により実施。	該当なし	<p>全ての町道河川の草刈協力者に謝礼の支払い</p> <p>1時間300円</p>	<p>制度の統一が課題。</p> <p>酒田市、平田町の制度に違いがあるので合併までに調整する必要がある。</p>	新市発足まで一元化する。	

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	〔土木関係〕(3)道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を踏まえ合併までに統一する。

所管部会・分科会 建設部会・土木分科会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
河川維持管理事業	<p>1. 日向川河川敷地広場維持管理事業 山形県が多目的スポーツ広場として整備。 日向川大正橋付近の維持管理費 左岸 本楯コミセン 18,138㎡ 右岸 南遊佐コミセン 13,493㎡</p> <p>2. 河川堤外草刈事業 18自治会に作業を依頼。</p> <p>3. 落野目グラウンドゴルフ場維持管理事業 地元に維持管理を依頼。</p> <p>4. 袖浦川維持管理 危険個所の点検・補修、草刈除草</p>	<p>日向川河川敷地広場維持管理</p> <p>多目的スポーツ広場 左岸 鳥海橋 1,000㎡ 右岸 下黒川橋 1,000㎡</p>	親水広場	<p>1. 吉ヶ沢河川公園(山形県) 相沢川右岸 2,500㎡</p> <p>2. 河川堤内草刈事業 町内全域の耕地に面した河川の堤内草刈を全町39自治会に依頼。</p> <p>3. ほたるの里維持管理事業 相沢川旧河川敷施設15,000㎡</p> <p>4. 水辺の学校 やすらぎの水辺維持管理事業</p>	<p>・1市3町で管理方法が異なる。 ・酒田市の場合、河川敷地広場維持管理事業について市3割地元7割の割合として市の負担分で委託する。草刈事業は5円/㎡を地区に補助している。 ・八幡町は河川敷の管理は地区のボランティア、堤体は委託。 ・松山町は、グラウンドは教育委員会、親水広場は建設。 ・平田町は委託と謝礼。</p>	新市発足まで一元化する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて																																																																																																		
調整方針（案）		〔土木関係〕（4）道路の占用手数料については、国の基準により合併時に統一する。																																																																																																		
				所管部会・分科会																																																																																																
				建設部会・土木分科会																																																																																																
市町道の占用料																																																																																																				
酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題																																																																																																
酒田市道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)	八幡町道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)	松山町道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)	平田町道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)																																																																																																	
<p>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</p> <table border="1"> <tr><td>占用物件</td><td>単 位</td><td>占用料</td></tr> <tr><td>第1種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>第3種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>第1種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>930円</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>第3種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>2,100円</td></tr> <tr><td>その他の柱類</td><td>1本につき1年</td><td>72円</td></tr> <tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>10円</td></tr> <tr><td>地下電線その他地下に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>5円</td></tr> <tr><td>路上に設ける変圧器</td><td>1個につき1年</td><td>700円</td></tr> <tr><td>地下に設ける変圧器</td><td>占用面積1平方mにつき</td><td>80円</td></tr> <tr><td>変圧塔その他これに類するもの</td><td>1個につき1年</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>郵便差出箱及び公衆電話所</td><td>1個につき1年</td><td>600円</td></tr> <tr><td>広告塔</td><td>表示面積1平方mにつき1年</td><td>4,400円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,400円</td></tr> </table>	占用物件	単 位	占用料	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	第2種電柱	1本につき1年	1,600円	第3種電柱	1本につき1年	2,200円	第1種電話柱	1本につき1年	930円	第2種電話柱	1本につき1年	1,500円	第3種電話柱	1本につき1年	2,100円	その他の柱類	1本につき1年	72円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10円	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	5円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	80円	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,400円	郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	600円	広告塔	表示面積1平方mにつき1年	4,400円	その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,400円		<p>法第32条第1項第1号に掲げる工作物</p> <table border="1"> <tr><td>占用物件</td><td>単 位</td><td>占用料</td></tr> <tr><td>第1種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>770円</td></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>第3種電柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>第1種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>690円</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>第3種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>その他の柱類</td><td>1本につき1年</td><td>53円</td></tr> <tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>7円</td></tr> <tr><td>地下電線その他地下に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>4円</td></tr> <tr><td>路上に設ける変圧器</td><td>1個につき1年</td><td>520円</td></tr> <tr><td>地下に設ける変圧器</td><td>占用面積1平方mにつき</td><td>360円</td></tr> <tr><td>変圧塔その他これに類するもの</td><td>1個につき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>郵便差出箱及び公衆電話所</td><td>1個につき1年</td><td>450円</td></tr> <tr><td>広告塔</td><td>表示面積1平方mにつき1年</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,100円</td></tr> </table>	占用物件	単 位	占用料	第1種電柱	1本につき1年	770円	第2種電柱	1本につき1年	1,200円	第3種電柱	1本につき1年	1,600円	第1種電話柱	1本につき1年	690円	第2種電話柱	1本につき1年	1,100円	第3種電話柱	1本につき1年	1,500円	その他の柱類	1本につき1年	53円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7円	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	360円	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,100円	郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	450円	広告塔	表示面積1平方mにつき1年	1,100円	その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,100円		<p>・道路占用料は、国の基準により、市と町村で適用する表が異なる。大都市は甲、市は乙、町村は丙。合併後は、市の基準によることになる。</p> <p>・市に合わせた場合、影響が大きいのは電柱占用料で東北電力やNTTの占用料が30%以上あがる。</p>
占用物件	単 位	占用料																																																																																																		
第1種電柱	1本につき1年	1,000円																																																																																																		
第2種電柱	1本につき1年	1,600円																																																																																																		
第3種電柱	1本につき1年	2,200円																																																																																																		
第1種電話柱	1本につき1年	930円																																																																																																		
第2種電話柱	1本につき1年	1,500円																																																																																																		
第3種電話柱	1本につき1年	2,100円																																																																																																		
その他の柱類	1本につき1年	72円																																																																																																		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10円																																																																																																		
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	5円																																																																																																		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円																																																																																																		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	80円																																																																																																		
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,400円																																																																																																		
郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	600円																																																																																																		
広告塔	表示面積1平方mにつき1年	4,400円																																																																																																		
その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,400円																																																																																																		
占用物件	単 位	占用料																																																																																																		
第1種電柱	1本につき1年	770円																																																																																																		
第2種電柱	1本につき1年	1,200円																																																																																																		
第3種電柱	1本につき1年	1,600円																																																																																																		
第1種電話柱	1本につき1年	690円																																																																																																		
第2種電話柱	1本につき1年	1,100円																																																																																																		
第3種電話柱	1本につき1年	1,500円																																																																																																		
その他の柱類	1本につき1年	53円																																																																																																		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7円																																																																																																		
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円																																																																																																		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円																																																																																																		
地下に設ける変圧器	占用面積1平方mにつき	360円																																																																																																		
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,100円																																																																																																		
郵便差出箱及び公衆電話所	1個につき1年	450円																																																																																																		
広告塔	表示面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																																		
その他のもの	占用面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																																		
<p>法第32条第1項第2号に掲げる物件</p> <table border="1"> <tr><td>外径が0.1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>48円</td></tr> <tr><td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>72円</td></tr> <tr><td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>95円</td></tr> <tr><td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>190円</td></tr> <tr><td>外径が0.4m以上1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>480円</td></tr> <tr><td>外径が1m以上のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>950円</td></tr> </table>	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	72円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	95円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	190円	外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	480円	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	950円		<p>法第32条第1項第2号に掲げる物件</p> <table border="1"> <tr><td>外径が0.1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>36円</td></tr> <tr><td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>53円</td></tr> <tr><td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>71円</td></tr> <tr><td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>140円</td></tr> <tr><td>外径が0.4m以上1m未満のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>360円</td></tr> <tr><td>外径が1m以上のもの</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>710円</td></tr> </table>	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	53円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	71円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	140円	外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	360円	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	710円																																																														
外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48円																																																																																																		
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	72円																																																																																																		
外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	95円																																																																																																		
外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	190円																																																																																																		
外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	480円																																																																																																		
外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	950円																																																																																																		
外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36円																																																																																																		
外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	53円																																																																																																		
外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	71円																																																																																																		
外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	140円																																																																																																		
外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	360円																																																																																																		
外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	710円																																																																																																		
<p>法第32条第1項第3号に掲げる施設</p> <table border="1"> <tr><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,400円</td></tr> </table>	占用面積1平方mにつき1年	1,400円		<p>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</p> <table border="1"> <tr><td>占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,100円</td></tr> </table>	占用面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																														
占用面積1平方mにつき1年	1,400円																																																																																																			
占用面積1平方mにつき1年	1,100円																																																																																																			
<p>法第32条第1項第4号に掲げる施設</p> <table border="1"> <tr><td>日よけ、雨よけ、雪よけ、 占用面積1平方mにつき1年</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>その他これらに類する施設 アーケード 占用面積1平方mにつき1年</td><td>280円</td></tr> </table>	日よけ、雨よけ、雪よけ、 占用面積1平方mにつき1年	1,400円	その他これらに類する施設 アーケード 占用面積1平方mにつき1年	280円																																																																																																
日よけ、雨よけ、雪よけ、 占用面積1平方mにつき1年	1,400円																																																																																																			
その他これらに類する施設 アーケード 占用面積1平方mにつき1年	280円																																																																																																			

協定項目 2 4 - (1 5)		建設関係事業の取扱いについて		
調整方針(案)		〔土木関係〕(4)道路の占有手数料については、国の基準により合併時に統一する。		
				所管部会・分科会
				建設部会・土木分科会
市町道の占有料				
酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題
法第32条第1項第5号に掲げる施設 上空に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 2,900円 地下に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 1,500円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1年 1,400円		法第32条第1項第5号に掲げる施設 上空に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 710円 地下に設ける通路 占有面積1平方mにつき1年 360円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1年 1,100円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 占有面積1平方mにつき1日 44円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1月 440円		法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 占有面積1平方mにつき1日 11円 その他のもの 占有面積1平方mにつき1月 110円		
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板(アーチであるものを除く) 一時的に設けるもの 表示面積1平方mにつき1月 400円 その他のもの 表示面積1平方mにつき1年 4,400円 標識 1本につき1年 1,100円 旗ざお 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 1本につき1日 44円 その他のもの 1本につき1月 440円 幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの その面積1平方mにつき1日 44円 その他のもの その面積1平方mにつき1月 440円 アーチ 車道を横断するもの 1基につき1月 4,400円 その他のもの 1基につき1月 2,200円		道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板(アーチであるものを除く) 一時的に設けるもの 表示面積1平方mにつき1月 110円 その他のもの 表示面積1平方mにつき1年 1,100円 標識 1本につき1年 850円 旗ざお 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 1本につき1日 11円 その他のもの 1本につき1月 110円 幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの その面積1平方mにつき1日 11円 その他のもの その面積1平方mにつき1月 110円 アーチ 車道を横断するもの 1基につき1月 1,100円 その他のもの 1基につき1月 540円		
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料 占有面積1平方m 440円 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 140円		令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料 占有面積1平方m 110円 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 110円		

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて				
調整方針（案）		〔住宅関係〕（1）公営住宅の管理については、酒田市の例により合併時に統一する。ただし、使用料は当面の間現行のとおりとし、合併後に制度改正にあわせて調整する。				
		所管部会・分科会			建設部会・都市整備分科会	
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
公営住宅管理	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 模様替えなどの承認</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 入居者が負担</p>	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 模様替えなどの承認</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 入居者が負担</p>	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 維持管理委託 緑地管理委託</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 町が負担</p>	<p>【管理内容】</p> <p>1 修繕</p> <p>2 模様替えなどの承認</p> <p>3 明渡しに伴う入居者負担について</p> <p>4 共用部分の電気料、水道料等の入居者負担 町が負担</p>	<p>・管理内容は、1市3町で概ね同じ。</p> <p>・共用部分の電気料、水道料等は、酒田、八幡は、入居者の代表に請求が行き、代表者が集金して支払っている。一元化の際は、入居者の負担を原則とすることとする。</p> <p>・樹木等の管理 酒田は、入居者の協力をお願いしているがなかなか行き届かない。そのようなところは、外注や職員での対応となっている。</p> <p>平田は、消毒のみ町が行っている。</p>	合併時に酒田市の例により一元化する。
公営住宅入居者管理	<p>【入居者の募集】</p> <p>告示や市広報、市ホームページ、ホームページ、山形県すまい情報センターホームページ等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)酒田市内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>(2)諸税を滞納していないこと。</p> <p>(3)老人、単身住宅あり（入居資格やアパートは、事務取扱に規定）</p> <p>(4)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。公開抽選には、優先措置（母子、障害者、高齢者、多子、生活保護世帯）がある。</p> <p>【市営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 713戸 （うち政策空家37戸）</p> <p>【駐車料】</p> <p>1台700円/月</p>	<p>【入居者の募集】</p> <p>告示や町広報等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)同居者がいること。</p> <p>(2)収入が20万円以下で住宅に困窮していること。</p> <p>(3)町税を滞納していないこと。</p> <p>(4)特公賃住宅あり。（入居資格等は、八幡町特定公共賃貸住宅条例、施行規則に規定）</p> <p>(5)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。</p> <p>【町営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 公営住宅 43戸 特定公共賃貸住宅 3戸 計46戸</p> <p>【駐車料】</p> <p>なし</p>	<p>【入居者の募集】</p> <p>告示や町広報等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。</p> <p>(2)諸税を滞納していないこと。</p> <p>(3)住宅に困窮していることが明らかかなものであること。</p> <p>(4)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。</p> <p>【町営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 13戸</p> <p>【駐車料】</p> <p>なし</p>	<p>【入居者の募集】</p> <p>広報、町ホームページ、等による。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>(1)平田町内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>(2)諸税を滞納していないこと。</p> <p>(3)その他公営住宅法のとおり</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>入居申込者が募集戸数を超えた場合は、審査し、住宅の困窮する度合いの相違を認めがたい場合には、公開抽選により決定する。公開抽選には、優先措置（母子、障害者、高齢者、多子、生活保護世帯）がある。</p> <p>【町営住宅の現状】</p> <p>管理戸数 32戸</p> <p>【駐車料】</p> <p>なし</p>	<p>【入居者の募集等】</p> <p>1市3町で取扱いがほぼ同じ。</p> <p>【入居者の資格】</p> <p>酒田市は、市内在住かつ勤務場所を有する方とし、3町は人口増の期待をもって町外からの申し込みを受けているが、現実的には酒田飽海管内からの申し込みしかない。</p> <p>【入居者の選考】</p> <p>・判定表や審査会が、個人情報を取扱い、判定する情報の収集や事務量を考えると、全市で審査によることはできないため、入居者の選考は、公開抽選の酒田市の例によることとする。</p> <p>【使用料(家賃)】</p> <p>家賃の試算は、当初、利便性係数を統一するという方針で臨んだが、地域格差の統一が課題となった。山形県が、この点について見直しを進めており、国の制度改正にあわせて対応することが適当である。</p> <p>【駐車料】</p> <p>・酒田は集合住宅だけで一戸建てがないため1台700円としている。一戸建ての場合は土地と建物を貸しているという考え方だが、利用者負担を求めべきであることから、土地評価額により駐車料を算出する。</p> <p>・一戸建ても一台分の車庫証明を出しているため、一台分の駐車場代の理解が必要。</p>	酒田市の例により一元化する。但し、使用料は現状のままとし、制度改正にあわせて調整する。
公営住宅収納管理	<p>【家賃収入】</p> <p>入居者663戸のうち約500戸（駐車場については437戸中、335戸）が口座振替を選択している。</p> <p>【敷金】</p> <p>入居時の家賃3ヶ月分。入居者が退去する時、家賃の未納又は損害賠償に該当する事項があるときは、これを控除した額を還付。</p>	<p>【家賃収入】</p> <p>入居者全員に対し、年度当初一年分の住宅家賃納付額告知書を送付。</p> <p>【敷金】</p> <p>入居時の家賃3ヶ月分。入居者が退去する時、家賃の未納又は損害賠償に該当する事項があるときは、これを控除した額を還付。</p>	<p>【家賃収入】（家賃収入について）</p> <p>入居者13戸全てが納付書による支払いを行っている。</p> <p>【敷金】</p> <p>なし</p>	<p>【家賃収入】</p> <p>入居者32戸のうち24戸が口座振替を選択している。</p> <p>【敷金】</p> <p>入居時の家賃3ヶ月分。入居者が退去する時、家賃の未納又は損害賠償に該当する事項があるときは、これを控除した額を還付。</p>	<p>・酒田市が公営住宅管理システムを入れており、合併後は、一元管理の必要があるため、酒田市の電算システムに3町分を入れることとする。このため、口座振替制とする。</p> <p>・敷金は、既に入居している人は対象外とし、新たに入居する人の取扱いから統一する。</p>	酒田市の例により一元化する。但し、現在の入居者の敷金は現状のままとする。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
----------------	----------------

調整方針（案） 〔住宅関係〕（1）公営住宅の管理については、酒田市の例により合併時に統一する。ただし、使用料は当面の間現行のとおりとし、合併後に制度改正にあわせて調整する。

所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
----------	--------------

建設年度	住宅名	酒田市												
		所得階層別 家賃								収入超過者 家賃				近傍同種の家賃
		0~123,000	123,001~153,000	153,001~178,000	178,001~200,000	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	
35	若竹 1	4,600	5,600	6,600	7,700	8,900	10,100	10,100	10,100	9,000	10,100	10,100	10,100	10,100
	若竹 2,3	1,700	2,100	2,500	2,900	3,300	3,800	4,400	5,100	4,300	5,500	7,500	10,600	10,600
36	第一松境	11,200	13,600	16,100	18,600	21,500	24,700	28,500	32,600	23,400	27,300	31,900	35,400	35,400
37	第二松境	11,600	14,100	16,700	19,300	22,300	25,600	29,600	33,900	24,300	28,200	32,900	36,300	36,300
8	松境住宅	26,300	31,900	37,700	43,500	50,200	57,700	66,700	76,300	57,800	69,200	85,200	103,700	103,700
9	松境北第一	25,000	30,400	35,900	41,500	47,900	55,000	63,600	72,800	55,700	66,900	83,200	102,900	102,900
10	松境北第二	25,300	30,700	36,400	42,000	48,500	55,600	64,300	73,600	55,000	65,300	79,400	94,600	94,600
33	光ヶ丘五 1,2	4,300	5,200	6,100	7,100	8,200	9,400	9,400	9,400	8,300	9,400	9,400	9,400	9,400
34	光ヶ丘五 3,4	4,400	5,300	6,300	7,300	8,400	9,600	9,600	9,600	8,500	9,600	9,600	9,600	9,600
42	泉 1~3	3,100	3,800	4,500	5,100	5,900	6,800	7,900	8,500	6,200	7,200	8,200	8,500	8,500
44	泉 4~6	3,400	4,200	5,000	5,700	6,600	7,600	7,700	7,700	6,700	7,600	7,700	7,700	7,700
44	住吉 1,2	7,600	9,200	10,900	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
	住吉 3	7,800	9,400	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
45	住吉 4	8,400	10,300	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
45	新橋二第一	7,100	8,600	10,200	11,700	13,600	15,600	15,800	15,800	13,900	15,600	15,800	15,800	15,800
46	新橋二第二	7,400	9,000	10,700	12,300	14,200	16,300	17,000	17,000	14,600	16,400	17,000	17,000	17,000
47	千日 1,2	8,700	10,500	12,400	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
	千日 3	8,000	9,700	11,500	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400
48	新橋五 1,2	9,500	11,600	13,700	15,800	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900
	新橋五 3~5	8,800	10,700	12,700	14,600	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
49	第一川南	9,800	11,900	14,100	16,300	18,800	21,600	25,000	25,300	19,700	22,500	25,100	25,300	25,300
50	第二川南	10,300	12,600	14,800	17,100	19,800	22,700	26,200	26,200	20,700	23,500	26,200	26,200	26,200
51	第三川南	11,100	13,500	16,000	18,400	21,300	24,500	27,400	27,400	22,100	25,200	27,400	27,400	27,400
	第四川南	11,100	13,500	16,000	18,400	21,300	24,500	27,400	27,400	22,100	25,200	27,400	27,400	27,400
55	第五川南	14,800	17,900	21,200	24,500	28,300	32,500	37,600	43,000	30,400	35,200	40,500	43,400	43,400
53	若宮第一	13,300	16,100	19,100	22,000	25,400	29,200	31,900	31,900	26,300	29,800	31,900	31,900	31,900
	若宮第二	13,800	16,700	19,800	22,800	26,400	30,300	32,000	32,000	27,200	30,700	32,000	32,000	32,000
54	若宮第三	15,500	18,800	22,300	25,700	29,700	34,100	35,600	35,600	30,500	34,400	35,600	35,600	35,600
51	光ヶ丘第一	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,100	23,700	27,300	30,900	32,100	32,100
	光ヶ丘第二	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,100	23,700	27,300	30,900	32,100	32,100
	光ヶ丘第三	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,500	23,800	27,400	31,100	32,500	32,500
51	富士見町第一	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	32,100	23,700	27,300	30,900	32,100	32,100
	富士見町第二	11,700	14,200	16,800	19,400	22,400	25,800	29,800	33,400	23,900	27,700	31,600	33,400	33,400
57	港南第一A	14,800	17,900	21,200	24,500	28,300	32,500	37,600	43,000	30,500	35,300	40,800	44,000	44,000
	港南第一B	16,200	19,600	23,200	26,800	31,000	35,600	41,100	47,100	33,400	38,700	44,600	48,200	48,200
	港南第一C	14,500	17,500	20,700	23,900	27,700	31,800	36,700	42,000	29,800	34,600	39,800	43,000	43,000
58	港南第二A	15,000	18,200	21,500	24,900	28,700	33,000	38,100	43,600	30,900	35,800	41,200	44,300	44,300
	港南第二B	16,400	19,900	23,600	27,200	31,400	36,100	41,700	47,800	33,800	39,100	45,000	48,400	48,400
	港南第二C	14,700	17,800	21,100	24,300	28,100	32,200	37,300	42,700	30,200	34,900	40,200	43,200	43,200
59	港南第三A	15,200	18,500	21,900	25,200	29,100	33,500	38,700	44,300	31,500	36,700	42,500	46,300	46,300
	港南第三B	16,700	20,200	23,900	27,600	31,900	36,600	42,300	48,500	34,500	40,100	46,400	50,600	50,600
	港南第三C	14,900	18,100	21,400	24,700	28,500	32,700	37,800	43,300	30,800	35,800	41,500	45,200	45,200
60	大町第一A	15,700	19,000	22,500	26,000	30,000	34,400	39,800	45,600	32,400	37,600	43,500	47,300	47,300
	大町第一B	17,200	20,800	24,600	28,400	32,800	37,700	43,600	49,900	35,500	41,200	47,700	51,800	51,800
	大町第一C	15,300	18,600	22,000	25,400	29,300	33,700	38,900	44,600	31,700	36,800	42,500	46,200	46,200
61	大町第二A	15,900	19,300	22,800	26,300	30,400	34,900	40,400	46,200	32,900	38,100	44,200	48,000	48,000
	大町第二B	17,400	21,100	25,000	28,800	33,300	38,200	44,200	50,600	36,000	41,700	48,300	52,500	52,500
	大町第二C	15,500	18,900	22,300	25,700	29,700	34,200	39,500	45,200	32,100	37,300	43,200	46,900	46,900
62	大町第三A	16,100	19,600	23,100	26,700	30,800	35,400	40,900	46,400	33,000	38,100	43,600	46,400	46,400
	大町第三B	17,600	21,400	25,300	29,200	33,800	38,800	44,800	50,700	36,200	41,700	47,700	50,700	50,700
	大町第三C	15,800	19,100	22,600	26,100	30,200	34,600	40,000	45,300	32,300	37,200	42,600	45,300	45,300
63	大町第四A	16,300	19,800	23,400	27,100	31,300	35,900	41,500	45,600	33,300	38,300	43,500	45,600	45,600
	大町第四B	17,900	21,700	25,700	29,600	34,200	39,300	45,400	49,900	36,400	41,900	47,600	49,900	49,900
	大町第四C	16,000	19,400	22,900	26,500	30,600	35,100	40,600	44,600	32,600	37,400	42,600	44,600	44,600
元	大町第五A	16,600	20,100	23,800	27,400	31,700	36,400	42,100	46,900	33,800	39,000	44,500	46,900	46,900
	大町第五B	18,100	22,000	26,000	30,000	34,700	39,800	46,000	51,300	37,000	42,600	48,600	51,300	51,300
	大町第五C	16,200	19,600	23,200	26,800	31,000	35,600	41,100	45,800	33,100	38,100	43,400	45,800	45,800
4	大町第六A	19,900	24,200	28,600	33,000	38,100	43,700	50,600	57,900	41,700	48,700	57,200	63,900	63,900
	大町第六B	16,500	20,000	23,600	27,300	31,500	36,200	41,800	47,900	34,500	40,300	47,300	52,900	52,900
	大町第六C	19,500	23,600	27,900	32,200	37,200	42,800	49,400	56,600	40,800	47,700	55,900	62,500	62,500
5	大町第七A	20,600	25,000	29,500	34,100	39,400	45,200	52,300	59,800	43,900	51,600	61,700	71,100	71,100
	大町第七B	17,100	20,700	24,500	28,300	32,700	37,600	43,400	49,700	36,400	43,000	51,300	59,200	59,200
	大町第七C	20,100	24,400	28,900	33,300	38,500	44,200	51,100	58,500	42,900	50,500	60,300	69,600	69,600

建設年度	住宅名	酒田市												
		所得階層別 家賃								収入超過者 家賃				近傍同種の家賃
		0~123,000	123,001~153,000	153,001~178,000	178,001~200,000	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	200,001~238,000	238,001~268,000	268,001~322,000	322,001~	
2	旭新町第一 A	18,600	22,600	26,700	30,800	35,600	40,900	47,300	52,200	37,900	43,700	49,700	52,200	52,200
	旭新町第一 B	15,300	18,500	21,900	25,300	29,200	33,500	38,800	42,800	31,100	35,800	40,800	42,800	42,800
	旭新町第一 C	18,600	22,500	26,600	30,800	35,500	40,800	47,200	52,000	37,800	43,600	49,600	52,000	52,000
3	旭新町第二 A	18,800	22,900	27,000	31,200	36,100	41,400	47,900	54,800	39,100	45,400	52,700	57,500	57,500
	旭新町第二 B	15,500	18,800	22,200	25,600	29,600	34,000	39,300	45,000	32,100	37,300	43,200	47,200	47,200
	旭新町第二 C	18,800	22,800	27,000	31,200	36,000	41,300	47,800	54,700	39,000	45,300	52,600	57,400	57,400
4	旭新町第三 A	19,200	23,300	27,600	31,800	36,800	42,200	48,800	55,900	41,200	48,600	58,400	68,000	68,000
	旭新町第三 B	15,700												

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	〔住宅関係〕(2)住宅資金貸付事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。

所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
----------	--------------

住宅資金貸付事業

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針																																																																								
<p>酒田市住宅改善支援事業</p> <p>【対象となる工事】</p> <p>(1)持家住宅の場合 住宅及び付属建物(車庫、物置)の新築、増改築、修繕(屋根、壁、床、台所、浴室、便所等)、植樹、造園、外構(門、塀等)の工事</p> <p>(2)中心市街地の場合 別図に示す中心市街地の区域への賃貸住宅の新築工事、中心市街地にある賃貸住宅の増築工事及び中心市街地にある建物(店舗、事務所等)を賃貸住宅へ用途を変更する工事(対象となる賃貸住宅は1戸当たりの床面積が、概ね30㎡以上で居住室、台所、便所及び浴室があるもの)</p> <p>【貸付の内容】</p> <p>(1)貸付額 持家住宅 20万円以上200万円以内とし、対象事業費に0.8を乗じた額以内で10万円単位の額 賃貸住宅 1戸当り20万円以上200万円以内で、1戸ごとの対象工事費に0.8を乗じた金額(その額が200万円を超える場合は200万円とし、10万円単位の金額とする)の和</p> <p>(2)貸付の利率 無利子 (3)返済期間 5年間 (4)返済方法 元金均等毎月返済 (ただし、期間内に一括繰上償還可能)</p> <p>【予算額】</p> <p>市と金融機関の協調融資(市1:金融機関3) 平成16年度貸付予定額 3億円 平成16年度予算149,312千円 持家住宅建設資金特別貸付利子補給金及び住宅改善資金貸付金利子補給金 17,520,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H11</td> <td>H12</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>308件</td> <td>231件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>487,600</td> <td>395,300</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H13.14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>242件</td> <td>149件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>383,700</td> <td>242,100</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> </table>		H11	H12	件数	308件	231件	融資総額(千円)	487,600	395,300	融資限度額	200万円	200万円		H13.14	H15	件数	242件	149件	融資総額(千円)	383,700	242,100	融資限度額	200万円	200万円	<p>八幡町持家住宅建設資金特別貸付利子補給</p> <p>【対象となる工事】 住宅及び併用住宅の主屋及び付属建物(車庫、物置)の新築、増改築、修繕(屋根、壁、床、台所、浴室、便所等)の工事</p> <p>【貸付の内容】</p> <p>(1)貸付額 対象工事費の内、20万円以上200万円以下 (10万円単位)</p> <p>(2)貸付の利率 無利子</p> <p>(3)返済期間 7年間</p> <p>(4)返済方法 元金均等毎月返済(ただし、期間内に一括繰上償還可能)</p> <p>【予算額】</p> <p>平成16年度予算 8,000万円 持家住宅建設資金特別貸付金利子補給金 5,500,000円</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>27件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>46,200</td> <td>45,900</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>21件</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>31,400</td> <td>33,900</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>200万円</td> <td>200万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	27件	30件	融資総額(千円)	46,200	45,900	融資限度額	200万円	200万円		H14	H15	件数	21件	21件	融資総額(千円)	31,400	33,900	融資限度額	200万円	200万円	<p>該当なし</p>	<p>平田町クリーン対策資金特別貸付事業</p> <p>【対象となる工事】 住宅及び付属建物(車庫、物置)の新築、増改築、修繕(屋根、壁、床、台所、浴室、便所等)、植樹、造園、外構(門、塀等)の工事</p> <p>【貸付の内容】</p> <p>(1)貸付額 対象工事費の80%以内で20万円以上150万円以下</p> <p>(2)貸付の利率 無利子</p> <p>(3)返済期間 5年間</p> <p>(4)返済方法 元金均等毎月返済(ただし、期間内に一括繰上償還可能)</p> <p>【予算額】</p> <p>平成16年度貸付予定額 5,000万円</p> <p>平成16年度予算 クリーン対策資金特別貸付金(H12より) 50,000,000円 クリーン対策資金特別貸付金利子補給金 4,461,000円 平成11年度まで持家住宅建設資金貸付利子補給事業を実施</p> <p>【融資実績】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H12</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>38件</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>34,400</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>42件</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>融資総額(千円)</td> <td>48,500</td> <td>25,800</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> </tr> </table>		H12	H13	件数	38件	31件	融資総額(千円)	34,400	28,000	融資限度額	100万円	100万円		H14	H15	件数	42件	21件	融資総額(千円)	48,500	25,800	融資限度額	150万円	150万円	<p>住民から要望がでており必要。但し、金利が1%と低いため金利情勢を見ながら再検討する必要がある。</p>	<p>融資制度は、合併までに調整し、統一した方法で実施する。 合併までの貸付にかかる利子補給は新市に引き継ぐ。</p>
	H11	H12																																																																											
件数	308件	231件																																																																											
融資総額(千円)	487,600	395,300																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H13.14	H15																																																																											
件数	242件	149件																																																																											
融資総額(千円)	383,700	242,100																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H12	H13																																																																											
件数	27件	30件																																																																											
融資総額(千円)	46,200	45,900																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H14	H15																																																																											
件数	21件	21件																																																																											
融資総額(千円)	31,400	33,900																																																																											
融資限度額	200万円	200万円																																																																											
	H12	H13																																																																											
件数	38件	31件																																																																											
融資総額(千円)	34,400	28,000																																																																											
融資限度額	100万円	100万円																																																																											
	H14	H15																																																																											
件数	42件	21件																																																																											
融資総額(千円)	48,500	25,800																																																																											
融資限度額	150万円	150万円																																																																											

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔都市計画関係等〕（1）都市計画、区域区分及び都市計画マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に策定する。

都市計画策定事務

				所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
<p>【都市計画区域】 酒田都市計画区域 12,105ha (酒田市11,531ha、遊佐町574ha)</p> <p>【決定している都市計画】 区域区分 (市街化区域及び市街化調整区域) 地域地区 ・用途地域(12種) ・高度利用地区 ・防火地域、準防火地域 ・臨港地区 促進区域 ・市街地再開発促進区域 都市施設 ・交通施設 (道路、駐車場、駅前広場) ・公共空地(公園、緑地) ・供給施設又は処理施設 (下水道、汚物処理場、ごみ焼却場) ・水路(河川) ・市場、と畜場 市街地開発事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 地区計画</p>	<p>【都市計画区域】 八幡都市計画区域 6,250ha</p> <p>【決定している都市計画】 区域区分 (非線引都市計画区域) 地域地区 ・用途地域(8種) 都市施設 ・交通施設(道路) ・公共空地(公園) ・供給施設又は処理施設 (下水道、火葬場)</p>	該当なし	該当なし	<p>【策定の必要性】 地域高規格道路（酒田余目線）の計画に伴うIC周辺地域への開発圧力に対しては、無秩序な乱開発を防止し、優良農地及び農村集落の保全・整備を図るため、当該地域への都市計画区域の拡大をする。 これ以外の都市計画区域外の地域においても、今後、散在的な開発が想定される場合や土地利用の整序が必要と判断された場合等は、都市計画区域又は準都市計画区域の指定等について検討が必要。 新市の建設計画等における各地域の将来像が合併前のものと大きく異なることとなった場合や、都市計画基礎調査の結果如何によっては、都市計画区域等のあり方について検討が必要。 【合併時まで策定できない理由】 酒田市と3町の市街地間がかなり離れており、市と町の地域的な特性にも大きな差異があること、さらに、線引きをしている酒田都市計画区域を拡大した場合、相当の区域が市街化調整区域に編入され、開発規制を受けることになるが、開発の予定がない地域まで編入するのは現実的でないこと。（複数の都市計画区域を許容している「都市計画運用指針」の考え方を踏襲） また、現状では、以下の理由から都市計画区域の拡大に対する反対の意向が強い。 平田町では、農業集落排水事業のため、都市計画区域になると事業が実施できなくなる。 多少の開発を誘導したい町側には、市街化調整区域が拡大した場合の開発規制への抵抗感がある。 人口や産業の伸びが大きく期待できない状況では、都市計画区域を拡大する必要性が低い。 都市計画区域及び都市計画の見直しに際しては、都市づくりのビジョンが必要である。新市建設計画の策定後に地域毎の将来像及び整備計画等を踏まえた検討を行うべきである。 合併後の都市計画区域の見直しに資する目的で、平成15年度に県が「都市計画基礎調査」を実施しており、この結果を踏まえた検討をすべきである。</p>	<p>都市計画区域及び区域区分については、現状のまま新市に引き継ぐ。 なお、新市の総合計画策定にあわせて新市において都市計画を策定する。</p>

市町村マスタープランの策定事務

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	
<p>【目的】 酒田市都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本方針」として、総合計画や酒田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に掲げる将来都市像の実現を図るため、市民の意見を踏まえながら、土地利用や市街地整備、交通体系、景観形成等のまちづくりの方針を定めたものである。全体構想と地域別構想により構成。 【策定状況】 全体構想は平成8年度から策定に取り組み、平成14年3月に決定。（計画期間は、概ね20年後(平成34年)を想定） 地域別構想は、小学校区毎に住民との意見交換等を行いながら順次策定していく</p>	<p>【目的】 八幡町都市計画マスタープランは、本町の最上位計画である「水の郷構想」や「総合計画」を基本理念として、八幡町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に掲げる将来都市像の実現を図るため、町民の意見を踏まえながら、土地利用や市街地整備、交通体系、景観形成等のまちづくりの方針を定めたものである。 【策定状況】 八幡町都市計画マスタープラン計画書は、平成12年度から策定に取り組み、平成14年3月に決定。（計画期間は、概ね20年後(平成34年)を想定）</p>	該当なし	該当なし	<p>・対象エリアを全市を対象にする場合、松山平田の取扱いが課題。 ・八幡のプランは都市計画エリアの中だけ、酒田市のプランは全域を対象にしているため調整が必要。 ・当面、新市に2つのマスタープランを存続させ、新市の総合計画の見直しにあわせてまとめて見直す必要がある。 ・現在策定中か策定直後のためすぐに見直しはできない。</p>	

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて
調整方針（案）	〔都市計画関係等〕（2）景観事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな景観条例を制定する。

所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会
----------	--------------

ふるさと景観事業

酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
<p>(1) 酒田市まちなみ景観条例の制定 (平成7年9月) 本市の豊かな自然や歴史、文化等を活かした個性的で魅力あふれるまちづくりを基本理念とした「酒田市まちなみ景観条例」を制定した。景観指定区域や景観指定財の指定、まちなみ景観審議会の設置、アメニティタウン賞の表彰等を基本施策として規定している。 (平成14年3月に酒田市緑化推進条例を統合し、景観形成と緑化の推進を所掌する条例となった。)</p> <p>(2) 酒田市まちなみ景観ガイドプランの策定 (平成12年3月) まちなみ景観条例の制定を受けて、景観づくりを進めていくための指針として策定。豊かな自然と歴史・文化が実感できる酒田らしい景観づくりを基本目標に、自然景観の保全や歴史、文化資源を活かした景観づくり、周辺環境に配慮した公共施設の整備等の景観形成の基本方針を定めている。 景観指定等を活用した良好な景観づくりに向けた取り組みが必要な地区として、飯森山周辺地区や山居倉庫周辺地区、日和山公園周辺地区、日吉町料亭街周辺地区等を挙げている。</p> <p>(3) 酒田市景観整備基本方針 (平成14年6月) まちなみ景観プランや都市計画マスタープランを踏まえ、景観の保全及び整備を進めるべき景観拠点等を明確にするとともに、当該地区毎の景観整備目標や整備手法等についての基本的な考え方を整理した。</p> <p>(4) 景観指定等に向けた取り組み 本市の重要な景観資源である山居倉庫については、周辺地区を含めた景観整備が必要と考えており、景観指定の候補地として、具体的な範囲や規制・誘導の内容、景観助成制度等について検討を進めている。</p>	<p>出羽富士の里やわたの景観を守り育てる要綱 八幡町景観改善等に関する補助金交付規程 地域の特性が活かされた豊かで美しい郷土八幡を守り、創造し、育てることを目的として、八幡の景観形成に関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにした 町の責務……必要な調査、総合的施策策定、意識啓発 町民等の責務……自ら景観形成に寄与するよう努める。建物等の新築、修繕等の時、景観形成し真に配慮する。 財政的支援……1件当たり工事費の2分の1以下で、30万円を限度 景観形成地区……八幡町湯ノ台地区、大台野地区</p> <p>(その他の景観形成の取り組み) 八幡町景観ガイドライン 八幡町の歴史的な町並みを守るという考えに立ち、民間の町づくりや建築活動を誘導するもの 建物の形式……切妻型の瓦屋根 外観の色彩や素材……茶色系又は無彩色などの自然素材の使用 軒の高さ……そろえる セットバックする場合……木塀又は生垣の設置</p>	<p>松山らしい景観形成に寄与する優れた建築物等を表彰することにより、街並み景観の形成と住民意識の高揚を図る。 (表彰の対象等) 松山町固有の景観や地域の特性を生かし、魅力ある景観を形成、又は創造しているものを対象とする。但し、国、県、町指定文化財は対象外とする。 【建築部門】 住宅、店舗、事業所等で建築物が周辺の景観と調和し、快適な空間をつくり出しているもの。 【緑化部門】 生垣、植花等により快適な空間をつくり出しているもの、又は住民等の取り組み。</p>	<p>該当なし</p>	<p>・景観は、地域の特色に応じた特殊性があるので、新市のイメージ形成が課題。 ・地域で継承してきた景観を新市でも守っていく必要がある。 ・アメニティタウン賞を新市全域に広げる場合、地域性を考慮した募集要項・選考基準の見直しが課題。 ・景観地区指定と補助のあり方が課題。</p>	<p>景観事業は現状のまま引き継ぎ、新市において新たな景観条例を制定する。</p> <p>・景観条例については、住民の理解と機運、盛り上がりを受けて合併後に新市を対象として新たな景観条例を策定する。 ・酒田市まちなみ景観ガイドプラン、出羽富士やわたの景観を守り育てる要綱、酒田市景観整備基本方針、八幡町景観ガイドプラン、八幡町・松山町ホープ計画は現状のまま新市に引き継ぐ。</p>

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて					
調整方針(案)		〔都市計画関係等〕(3)公園都市構想については、酒田市の例により合併時に統一する。					
		所管部会・分科会			建設部会・都市整備分科会		
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針	
公園都市構想事業 (花のまちづくり事業)	<p>《酒田市公園都市構想》</p> <p>【目的】 市全体をより美しいまち、よりきれいなまち、快適なまちにするために、市民・企業と行政が共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくりあげ、まち全体を一つの公園に例え、酒田市の素晴らしい公園のようなまちにしていこうとする官民一体となったまちづくりを推進する。</p> <p>【位置付け】 「酒田市総合計画」を補完し、その実現をはかるために、各種個別計画の中から、美しい街、きれいな街、快適な街に向けて、市民、行政、NPO等が各々の役割を踏まえながら、連携して進めるべき取組みや施策を整理し、具体的な活動や事業を進めていくための指針とするものである。</p> <p>【内容】 公園都市構想は、まち全体を一つの公園に例え、酒田市全体がすばらしい公園のような「うるおいに満ちた公園都市づくり」を展開していこうとするものであり、目指すものは次の通り。 (1)市民が誇れる街づくり 「心」の時代における市民の志向に街づくりから応えらるとともに、魅力ある街を形成することにより本市の観光振興にも貢献するものである。 (2)バリアフリーの街づくり 快適な街であるために、お年寄りから子供まで、健康な方も障害をお持ちの方も誰もが安全に過ごせる空間を形成する観点から街を総点検し、段差解消など街のバリアフリー化を目指す。</p>	<p>(3)青少年の健全育成 子供の頃から美しい自然に触れ、美化・緑化などのボランティア活動に親しむことにより、思いやりのある、豊かな感性の子供たちを育成する。 (4)街の防災性の向上 街全体を積極的に緑化し、公園などのオープン・スペースを確保していくことにより、都市の防災性の向上を目指す。 (5)自然保護思想の普及・啓発 豊かな自然を次代に伝えるため、自然環境の保護・保全に積極的に取り組む。 このために、緑化・美化などの具体的な実践活動を通じ、自然保護思想の普及・啓発を目指す。 (6)街づくりへの市民参加の促進 「自らの街を自らの手できれいにする」ことは、街づくりの原点であり、街の緑化・美化運動を契機に、ボランティア活動などの振興、まちづくりへの市民参加を推進する。 (7)その他 コミュニティの維持・形成 自分の住む町内の美化・緑化活動を通じて、街の雰囲気や保身を図ると同時に、コミュニティの維持・形成を図る。 維持・管理コストの軽減 市民の協力により、松林、道路、河川、公園などの維持・管理コストの軽減を図ることにより、そこで生み出された財源を新たな市民ニーズに振り向けることが可能となる。</p>	<p>《花いっぱい運動の推進》</p> <p>【目的】 町民憲章に謳われている「美しい文化の町」の実践を目的に全区と八幡町の玄関口である国道344号線を『家族ふれあいロード』として名づけ、種から育て、町民一斉植栽日を設け、生涯学習の一環として花いっぱい運動を展開している。</p> <p>【内容】 全区、学校等で取り組んでいるため、国道の「家族ふれあいロード」の参加者が年々減少し、道路関係は道路美化係と協議を要する。</p>	<p>《花のまちづくり推進事業》</p> <p>【目的】 町全体をより美しいまち、よりきれいなまち、快適なまちにするために、町民と行政が共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくりあげようとする官民一体となったまちづくり。</p> <p>【内容】 町民意識の高揚と市民活動の振興 ・啓発活動の実施 各種啓発イベント実施などによる、緑化・美化等に関する啓発活動の充実 ・ボランティア活動の振興 緑化・美化ボランティアなどへの積極的な市民参加による活動の推進 美しいまちなみづくり ・緑化運動の推進 生垣助成など「緑化」の充実 ・美化運動の推進 町民一人ひとりのゴミに対する意識高揚を目指す ・調和のとれた美しいまちなみづくり 自然や歴史・文化等を生かしたまちづくりの推進 公共事業実施上の配慮 ・公園の適正な配置 地域における憩いの場、防災上のスペース確保等の観点を考慮 ・環境、景観、バリアフリーに配慮 建物等の整備はより環境にやさしい事業方法で施行実施 ポットホール、電線等の地中化等、景観やアメニティに配慮した事業の推進</p>	<p>《花のまちづくり推進事業》</p> <p>【目的】 町全体をより美しいまち、よりきれいなまち、快適なまちにするために、町民・企業と行政が共に協力し、生活環境を改善し快適な空間をつくりあげようとする官民一体となったまちづくり。</p> <p>【内容】 町民意識の高揚と町民活動の振興 ・啓発活動の実施 広報誌などによる、緑化・美化等に関する啓発活動の充実 ・ボランティア活動の振興 緑化・美化ボランティアなどへの積極的な町民参加による活動を推進 ・公園愛護会等への支援 部落単位で組織される公園愛護会等への支援を行い、美化活動を奨励 美しいまちなみづくり ・緑化運動の推進 ・美化運動の推進 町民一人ひとりのゴミに対する意識高揚を目指す ・調和のとれた美しいまちなみづくり 自然や歴史・文化等を生かしたまちづくりの推進 公共事業実施上の配慮 ・公園の適正な配置 地域における憩いの場、防災上のスペース確保等の観点を考慮 ・環境、景観、バリアフリーに配慮 建物等の整備はより環境にやさしい事業方法で施行実施 ポットホール、電線等の地中化等、景観やアメニティに配慮した事業の推進</p>	<p>・公園都市構想は、新市全域に必要。 ・各課の事業は統一している。 ・都市計画課が進行管理を行う。</p>	<p>公園都市構想は、新市に引き継ぐ。 ・公園都市構想は、合併後に新市全域で推進する。</p>

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて				
調整方針(案)		〔都市計画関係等〕(4)都市計画関係の補助事業については、酒田市の例を基本として合併時に実施する。				
				所管部会・分科会	建設部会・都市整備分科会	
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	課題	調整方針
記念樹プレゼント	民間緑化の推進と緑化思想の高揚を図るため、市民の結婚・誕生・住宅の新築を記念し、記念樹のプレゼントを昭和50年より実施している。市民課、建築課などの担当課で引換券を発行して4月29日の緑の日に配布している。 【記念樹配布内容】 1. タブノキ(市の木) 2. トビシマカンゾウ(市の花) 3. クロマツ(準市の木)またはアジサイ 以上の1、2、3をセットで配布	該当なし	該当なし	該当なし	緑化思想の普及のために実施する必要がある。但し、新市の木、花等が制定されない間の配布樹種の決定方法。 ・合併記念樹を配布やそれぞれの記念樹を集めて配布するなどの方策の検討が必要。	広く樹種を検討しながら新市になっても継続していく。
手づくり公園整備事業	地域住民が自ら計画し、汗をかいて公園整備を行うことによって、また、それらの自主的な管理を行うことによって、共有財産としての大切さを理解してもらい、今まで以上に官民一体となった、快適で魅力ある公園行政の醸成を図るため。 【内容】 地域に設置されている都市公園等を対象に、地元自治会等が地域独自の特色や利便性を考えた上で、自らが計画し、自らが実施する、文字通り「手づくり」による公園整備に市が予算の範囲内でその整備の要する費用を負担するものである。 《例》花壇造成、植栽、手づくりベンチ等	該当なし	該当なし	該当なし	都市公園以外の居住エリアにある公園や農村公園を対象とするか検討の必要がある。	酒田市の事業を新市全域に拡大する。
生垣推進事業	【目的】 市内における緑の保全及び緑化を図り、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、市民が新たに生垣を設置する費用(材料費)に対して補助金を交付する。(昭和54年から実施) 【条件】 ・未着工のもので、道路または公共の場に面し、延長が3m以上あること ・道路境界等から10m以内に設置されたもので、建築物等により当該道路等から遮へいされる部分を除く ・住居を目的とした敷地内に設置すること ・酒田の気候風土にあった、生垣に適した樹種を選定すること 【補助金額】 限度額60,000円 ・費用が6,000円/m以上の場合 3,000円×道路等に面する延長 ・費用が6,000円/m未満の場合 材料費合計金額×(道路等に面する延長÷総延長)×1/2 予算150万円の範囲内で補助。	該当なし	【目的】 新たに生垣を設置する者に対し、補助金を交付し、緑豊かな潤いのある住環境と街並み景観の形成を図ることを目的とする。 【条件】 ・一般の通行に供されている道路に面して設置する生垣 ・一般道から1.5m以内に設置し、隣地境界線に面して設置する生垣 ・一般道から奥行き5m以内で、構築物の設けていない駐車場の周辺に設置する生垣 【補助金額】 費用の1/2補助で5000円/m ² 。 限度額は10万円。 予算50万円の範囲内で補助。	該当なし	酒田市と松山町の補助率、限度額が異なる。 合併後に酒田市の基準に合わせると、予算額の調整が課題。	酒田市の例により全市で実施する。

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて			
調整方針(案)		〔都市計画関係等〕(5)建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
建築物許可関係事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	(1)建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が、 30㎡以内 5,000円 30㎡超100㎡以内 9,000円 100㎡超200㎡以内 14,000円 200㎡超500㎡以内 19,000円 500㎡超1,000㎡以内 34,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 48,000円 2,000㎡超10,000㎡以内 140,000円 10,000㎡超50,000㎡以内 240,000円 50,000㎡超 460,000円 (2)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する床面積の合計)を前号の床面積の合計に読み替えた額 (3)建築物を移転する場合(次号に掲げる場合を除く。)にあつては、当該移転に係る部分の床面積の合計の2分の1を第1号の床面積の合計に読み替えた額 (4)確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1を第1号の床面積の合計に読み替えた額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請に対する審査	工作物に関する確認申請手数料	(1)工作物を築造する場合 8,000円 (2)確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の検査の申請に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料	(1)建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が 30㎡以内 10,000円 30㎡超100㎡以内 12,000円 100㎡超200㎡以内 16,000円 200㎡超500㎡以内 22,000円 500㎡超1,000㎡以内 36,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 50,000円 2,000㎡超10,000㎡以内 120,000円 10,000㎡超50,000㎡以内 190,000円 50,000㎡超 380,000円 (2)建築物を移転した場合にあつては、当該移転に係る部分の床面積の合計の2分の1を第1号の床面積の合計に読み替えた額	該当なし	該当なし	該当なし

協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて

調整方針(案) [都市計画関係等] (5) 建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。

所管部会・分科会 建設部会・都市整備分科会

区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の検査の申請に対する審査	工作物に関する完了検査申請手数料	9,000円	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第85条第4項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	仮設建築物の存続期間 1か月以内 55,000円 1か月超3か月以内 80,000円 3か月超 120,000円	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条第1項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2である場合 78,000円 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1である場合 78,000円 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物の数が1である場合 78,000円 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査	複数建築物の認定の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	該当なし	該当なし	該当なし
建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	該当なし	該当なし	該当なし

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて					
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
優良宅地の認定事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	86,000円	86,000円	該当なし	該当なし
租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	86,000円	86,000円	該当なし	該当なし
租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第12号ニ若しくは第62条の3第4項第12号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超 43,000円	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超 43,000円	該当なし	該当なし
租税特別措置法の一部を改正する法律附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	良質住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超るときは 43,000円	新築住宅の床面積の合計 100㎡以下 6,200円 100㎡超500㎡以下 8,600円 500㎡超2,000㎡以下 13,000円 2,000㎡超10,000㎡以下 35,000円 10,000㎡超るときは 43,000円	該当なし	該当なし

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて																																																		
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。																																																		
開発行為の指導許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会																																																
区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町																																																
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	<p>開発行為許可申請手数料</p> <p>(1)主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であつて、開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr><td>0.1ha未満</td><td>8,600円</td></tr> <tr><td>0.1ha以上0.3ha未満</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>0.3ha以上0.6ha未満</td><td>43,000円</td></tr> <tr><td>0.6ha以上1ha未満</td><td>86,000円</td></tr> <tr><td>1ha以上3ha未満</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>3ha以上6ha未満</td><td>170,000円</td></tr> <tr><td>6ha以上10ha未満</td><td>220,000円</td></tr> <tr><td>10ha以上</td><td>300,000円</td></tr> </table> <p>(2)主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であつて、開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr><td>0.1ha未満</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>0.1ha以上0.3ha未満</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>0.3ha以上0.6ha未満</td><td>65,000円</td></tr> <tr><td>0.6ha以上1ha未満</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>1ha以上3ha未満</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>3ha以上6ha未満</td><td>270,000円</td></tr> <tr><td>6ha以上10ha未満</td><td>340,000円</td></tr> <tr><td>10ha以上</td><td>480,000円</td></tr> </table> <p>(3)その他の場合であつて、開発区域の面積が</p> <table border="0"> <tr><td>0.1ha未満</td><td>86,000円</td></tr> <tr><td>0.1ha以上0.3ha未満</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>0.3ha以上0.6ha未満</td><td>190,000円</td></tr> <tr><td>0.6ha以上1ha未満</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>1ha以上3ha未満</td><td>390,000円</td></tr> <tr><td>3ha以上6ha未満</td><td>510,000円</td></tr> <tr><td>6ha以上10ha未満</td><td>660,000円</td></tr> <tr><td>10ha以上</td><td>870,000円</td></tr> </table>	0.1ha未満	8,600円	0.1ha以上0.3ha未満	22,000円	0.3ha以上0.6ha未満	43,000円	0.6ha以上1ha未満	86,000円	1ha以上3ha未満	130,000円	3ha以上6ha未満	170,000円	6ha以上10ha未満	220,000円	10ha以上	300,000円	0.1ha未満	13,000円	0.1ha以上0.3ha未満	30,000円	0.3ha以上0.6ha未満	65,000円	0.6ha以上1ha未満	120,000円	1ha以上3ha未満	200,000円	3ha以上6ha未満	270,000円	6ha以上10ha未満	340,000円	10ha以上	480,000円	0.1ha未満	86,000円	0.1ha以上0.3ha未満	130,000円	0.3ha以上0.6ha未満	190,000円	0.6ha以上1ha未満	260,000円	1ha以上3ha未満	390,000円	3ha以上6ha未満	510,000円	6ha以上10ha未満	660,000円	10ha以上	870,000円	該当なし	該当なし	該当なし
0.1ha未満	8,600円																																																			
0.1ha以上0.3ha未満	22,000円																																																			
0.3ha以上0.6ha未満	43,000円																																																			
0.6ha以上1ha未満	86,000円																																																			
1ha以上3ha未満	130,000円																																																			
3ha以上6ha未満	170,000円																																																			
6ha以上10ha未満	220,000円																																																			
10ha以上	300,000円																																																			
0.1ha未満	13,000円																																																			
0.1ha以上0.3ha未満	30,000円																																																			
0.3ha以上0.6ha未満	65,000円																																																			
0.6ha以上1ha未満	120,000円																																																			
1ha以上3ha未満	200,000円																																																			
3ha以上6ha未満	270,000円																																																			
6ha以上10ha未満	340,000円																																																			
10ha以上	480,000円																																																			
0.1ha未満	86,000円																																																			
0.1ha以上0.3ha未満	130,000円																																																			
0.3ha以上0.6ha未満	190,000円																																																			
0.6ha以上1ha未満	260,000円																																																			
1ha以上3ha未満	390,000円																																																			
3ha以上6ha未満	510,000円																																																			
6ha以上10ha未満	660,000円																																																			
10ha以上	870,000円																																																			
都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	<p>開発行為変更許可申請手数料</p> <p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（ただし、その額が870,000円超るときは、870,000円とする。）</p> <p>(1)開発行為に関する設計の変更(第2号のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(第2号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2)新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>(3)その他の変更については10,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし																																																

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて			
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
開発行為の指導許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請手数料	46,000円	該当なし	該当なし	該当なし
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	26,000円	該当なし	該当なし	該当なし
都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積 0.1ha未満 6,900円 0.1ha以上0.3ha未満 18,000円 0.3ha以上0.6ha未満 39,000円 0.6ha以上1ha未満 69,000円 1ha以上 97,000円	該当なし	該当なし	該当なし
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ha未満 1,700円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ha以上 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外 17,000円	該当なし	該当なし	該当なし
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき 470円	該当なし	該当なし	該当なし

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15)		建設関係事業の取扱いについて					
調整方針(案)		〔都市計画関係等〕(5)建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。					
都市公園等の占用許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会			
区分		酒田市		八幡町			
《公園管理者以外の者の公園施設設置等》		《都市公園の占用》		松山町			
		酒田市都市公園条例により規定		八幡町都市公園条例により八幡町道路占用料徴収条例別表を準用			
		第1種電柱 1本1年につき 1,000円 第2種電柱 1本1年につき 1,600円 第3種電柱 1本1年につき 2,200円 第1種電話柱 1本1年につき 930円 第2種電話柱 1本1年につき 1,500円 第3種電話柱 1本1年につき 2,100円 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所1個 1年につき 1,400円 その他柱(支柱、支線等) 1本1年につき 72円 共架電線その他上空に設けられる線類 1m1年につき 10円 地下電線その他地下に設けられる線類 1m1年につき 5円 地上に設けられる変圧器 1個1年につき 700円 地下に設けられる変圧器 1㎡1年につき 480円 送電塔その他これに類するもの 1㎡1年につき 1,400円 郵便差出箱 1個1年につき 600円 水道管、下水道管、ガス管等 外径0.1m未満 1m1年につき 48円 外径0.1m以上0.15m未満 1m1年につき 72円 外径0.15m以上0.2m未満 1m1年につき 95円 外径0.2m以上0.4m未満 1m1年につき 190円 外径0.4m以上1.0m未満 1m1年につき 480円 外径1.0m以上 1m1年につき 950円 上空に設けられる通路 1㎡1年につき 2,900円 地下に設けられる通路 1㎡1年につき 1,500円 公共駐車場で地下に設けられるもの 1㎡1年につき 1,400円 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物 1㎡1日につき 44円 標識1本1年につき 1,100円 工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹林、瓦その他工事用材料の置き場 1㎡1月につき 440円 都市公園法施行令第12条第9号に掲げる施設 1㎡1月につき 140円		第1種電柱 1本1年につき 770円 第2種電柱 1本1年につき 1,200円 第3種電柱 1本1年につき 1,600円 第1種電話柱 1本1年につき 690円 第2種電話柱 1本1年につき 1,100円 第3種電話柱 1本1年につき 1,500円 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 1個1年につき 1,100円 その他柱(支柱、支線等) 1本1年につき 53円 共架電線その他上空に設けられる線類 1m1年につき 7円 地下電線その他地下に設けられる線類 1m1年につき 4円 地上に設けられる変圧器 1個1年につき 520円 地下に設けられる変圧器 1㎡1年につき 360円 送電塔その他これに類するもの 1㎡1年につき 1,100円 郵便差出箱 1個1年につき 450円 水道管、下水道管、ガス管等 外径0.1m未満 1m1年につき 36円 外径0.1m以上0.15m未満 1m1年につき 53円 外径0.15m以上0.2m未満 1m1年につき 71円 外径0.2m以上0.4m未満 1m1年につき 140円 外径0.4m以上1.0m未満 1m1年につき 360円 外径1.0m以上 1m1年につき 710円 上空に設けられる通路 1㎡1年につき 710円 地下に設けられる通路 1㎡1年につき 360円 その他のもの 1㎡1年につき 1,100円 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物 1㎡1日につき 11円 標識1本1年につき 850円 工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹林、瓦その他工事用材料の置き場 1㎡1月につき 110円		該当なし	
				該当なし			

北庄内合併協議会資料（第4小委員会資料）

協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて					
調整方針（案）		〔都市計画関係等〕（5）建築物許可関係手数料、優良宅地の認定手数料、開発行為の許可手数料、都市公園等の占用手数料については、酒田市の例により合併時に統一する。			
都市公園等の占用許可事務		所管部会・分科会		建設部会・都市整備分科会	
区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町
《公園管理者以外の者の公園施設設置等》	《その他の使用》	<ul style="list-style-type: none"> ・行商、募金等の行為を行う場合 1㎡1日につき 44円 ・業として写真撮影を行う場合 1人1日につき 670円 ・業として映画撮影を行う場合 1日につき 13,300円 ・興行を行う場合 1㎡1日につき 44円 ・競技会、展示会、博覧会等の催しを行う場合 1㎡1日につき 44円 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とする露天興行等を行う場合 1㎡1日につき 22円 ・営利を目的としないその他の場合 1人1日につき 11円 	該当なし	該当なし
《公園管理者以外の者の公園施設設置等》	《その他施設の使用》	<p>《酒田市公園会館の使用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半日（4時間以内）につき 1,050円 ・1日（8時間以内）につき 2,100円 ・夜間（原則、17:00～21:00）につき 1,260円 <p>冬期間は暖房料として3割加算となる</p>	《公園施設の設置及び管理》 町長が定める額	該当なし	該当なし

協議第32号

協定項目24 - (16)

学校教育関係事業の取扱いについて

学校教育関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

学校教育関係事業の取扱いについて

- (1) 遠距離通学対策については、当面現行のとおりとし、合併後に調整し統一する。
- (2) 私立学校等の就学支援事業については、酒田市の例による。
- (3) 小学校及び中学校の学区については、現行のとおりとする。
- (4) 学校給食の実施方法等については、合併までに調整し統一する。なお、合併後に酒田市の中学校において完全給食を実施する。
- (5) 学校施設の使用料については、合併時に統一する。
- (6) 施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (1)遠距離通学対策については、当面は現行のとおりとし、合併後に調整し統一する。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

区分		酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
1. 通年通学費の助成	(1)対象	児童は4km以上 生徒は6km以上	なし	なし	なし	通年通学費については、酒田市の例による。
	(2)内容	広野・新堀小学校は、特定地区児童に通年分の定期券発行(路線バス) 松原小学校は、特定地区児童(1年・2年)に通年分の回数券発行(福祉乗合バス) 第四・第五中学校は、特定地区生徒に通年分の定期券発行(路線バス)	なし	なし	なし	
2. 冬季通学費の助成	(1)内容	松原小学校は、特定地区児童(3～6年)に11月～3月までの回数券発行(福祉乗合バス)	なし	松山中学校は、自転車通学生徒のために冬期間、町福祉バスを運行	南平田小学校は、特定地区児童に1月～2月までスクールバス乗車を許可 東陽小学校は、特定地区児童に12月～3月までの朝に限り、スクールバス乗車を許可 飛鳥中学校は、特定地区生徒に1月～3月までスクールバス乗車を許可	冬季通学費については、現行のとおりとする。
3. スクールバス運行事業	(1)対象	児童は4km以上 生徒は6km以上	児童は4km以上 生徒は旧大沢・日向中学校学区	生徒は6km以上	児童は4km以上 生徒は6km以上	スクールバス運行については、当面現行のとおりとし、原則的に小学校4km以上、中学校6km以上の基準とする。運行方法については、合併後に調整して統一化する。
	(2)内容	鳥海小学校は、特定地区児童のためにスクールバス1台運行 平田中学校は、特定地区生徒のためにスクールバス1台運行	八幡・大沢・日向小学校は、特定地区児童のためにスクールバス1台運行 大沢・日向小学校は、特認通学児童のためにスクールバス運行 八幡中学校は、特定地区生徒のためにスクールバス2台運行	地見興屋小学校は、特定地区児童のためにスクールバス1台運行 松山中学校は、特定地区生徒のためにスクールバス1台運行	田沢小学校は、特定地区児童及び特殊事情児童のためにスクールバス1台運行 南平田小学校は、特定地区児童のためにスクールバス1台運行 飛鳥中学校は、特定地区生徒のためにスクールバス1台運行	
	(3)台数	合計 2台	合計 3台	合計 2台	合計 3台	

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (2)私立学校等の就学支援事業については、酒田市の例による。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
1.私立幼稚園就園奨励事業	(1)目的 私立幼稚園に就園している幼児の家庭の負担軽減 公・私立幼稚園間の費用負担の格差縮小	なし	なし	なし	私立幼稚園就園奨励事業については、酒田市の例による。
	(2)内容 国の補助制度により、保育料を減免措置した幼稚園に対して補助金を交付。所得額に応じて4ランクに分けて支出 負担割合は国1/3、市2/3	なし	なし	なし	
2.私立幼稚園にこにこ子育て支援事業	(1)目的 私立幼稚園に就園している幼児の家庭の負担軽減 公・私立幼稚園間の費用負担の格差縮小	なし	なし	なし	私立幼稚園にこにこ子育て支援事業については、酒田市の例による。
	(2)内容 県の市町村総合交付金制度により、保育料を減免措置した幼稚園に対して補助金を交付 兄弟同時在園家庭に2人目の子供の分を1/2補助、3人目の子供の分として9/10補助 上限額は18,000円 就園奨励補助金該当額を控除 負担割合は県1/2、市1/2	なし	なし	なし	
3.私立幼稚園協会補助金(私立幼稚園振興費補助)	(1)目的 幼稚園教育の充実	なし	なし	なし	私立幼稚園協会補助金については、酒田市の例による。
	(2)内容 私立幼稚園(8園)に各700千円相当額の補助金	なし	なし	なし	
4.私立高等学校生徒授業料軽減補助金	(1)目的 私立高等学校生徒の授業料の負担軽減	なし	なし	私立高等学校生徒の授業料の負担軽減	私立高等学校生徒授業料軽減補助金については、酒田市の例による。
	(2)内容 補助金額は1人年額30,000円 対象は、生活保護世帯(年額40,000円)、当該年度市民税非課税世帯、当該年度市民税が均等割のみ世帯	なし	なし	補助金額は1人年額25,000円 対象は、生活保護世帯、当該年度市民税非課税世帯、当該年度市民税が均等割世帯	
5.大学修学資金利子補給金	(1)目的 大学への就学の奨励	なし	なし	なし	大学修学資金利子補給金については、酒田市の例による。
	(2)内容 補給金は、各種修学貸付金利子の補給。年額3万円以内。	なし	なし	なし	

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16)	学校教育関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(3)小学校及び中学校の学区については、現行のとおりとする。
---------	--------------------------------

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町
学区改編	1. 通学区域 酒田市内立小学校・規則に規定 小学校 22校 中学校 9校 2. 学区改編について 学区改編審議会を開いて、検討 3. 学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定	1. 通学区域 八幡町立小学校・中学校通学区域に関する規則に規定 小学校 4校 中学校 1校 2. 学区改編について 予定なし 3. 学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定	1. 通学区域 松山町立小学校通学区域に関する規則に規定 小学校 3校 中学校 1校 2. 学区改編について 予定なし 3. 学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定	1. 通学区域 平田町立小学校、中学校通学区域に関する規則に規定 小学校 3校 中学校 1校 2. 学区改編について 学校整備計画に基づき統合並びに学区改編 東陽小学校は早期に南平田小学校に統合するべく関係 機関・関係者と折衝。統合時学区改編 田沢小学校は平成20年度までは現状維持し、その後 の在り方は学区民の意見を聴取し決める 3. 学区外通学・区域外就学について 許可基準(内部規定)に基づき、認定

(単位:人)

区分	酒田市					八幡町					松山町					平田町					合計										
	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	学校名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		
小学校	琢成小学校	279	256	268	261	252	大沢小学校	42	37	35	30	30	地見興野小学校	56	47	49	46	41	東陽小学校	70	57	46	47	39							
	浜田小学校	313	322	336	311	310	一條小学校	122	127	128	114	108	松山小学校	160	155	148	152	145	田沢小学校	57	50	49	58	58							
	若浜小学校	411	405	390	375	369	八幡小学校	203	209	194	192	179	内郷小学校	97	92	95	95	92	南平田小学校	288	286	275	264	258							
	富士見小学校	503	540	569	581	585	日向小学校	37	33	32	32	28																			
	亀城小学校	463	437	429	440	433																									
	松原小学校	689	684	668	675	649																									
	港南小学校	255	244	236	223	200																									
	松陵小学校	392	392	399	386	382																									
	泉小学校	464	473	470	463	482																									
	飛鳥小学校	0	0	0	0	0																									
	西荒瀬小学校	208	211	197	185	183																									
	新堀小学校	169	160	158	140	142																									
	広野小学校	155	163	163	151	150																									
	浜中小学校	121	116	107	110	114																									
	黒森小学校	76	81	76	69	65																									
	十坂小学校	341	345	348	350	361																									
	宮野浦小学校	408	411	415	401	380																									
	東平田小学校	117	105	100	97	84																									
	中平田小学校	125	108	113	110	102																									
	北平田小学校	94	90	86	84	75																									
鳥海小学校	214	195	206	197	195																										
南遊佐小学校	79	74	73	60	56																										
計	5,876	5,812	5,807	5,669	5,569	計	404	406	389	368	345	計	313	294	292	293	278	計	415	393	370	369	355	7,008	6,905	6,858	6,699	6,547			
中学校	第一中学校	312	294	262	252	231	八幡中学校	265	235	228	209	223	松山中学校	172	182	176	160	149	飛鳥中学校	232	225	225	208	202							
	第二中学校	314	300	311	326	321																									
	第三中学校	718	705	686	695	717																									
	第四中学校	668	631	648	658	655																									
	第五中学校	265	259	246	266	262																									
	第六中学校	401	398	425	465	490																									
	飛鳥中学校	0	0	0	0	0																									
	平田中学校	211	207	195	173	158																									
	鳥海中学校	174	181	164	167	140																									
	計	3,063	2,975	2,937	3,002	2,974	計	265	235	228	209	223	計	172	182	176	160	149	計	232	225	225	208	202	3,732	3,617	3,566	3,579	3,548		
合計	合計	8,939	8,787	8,744	8,671	8,543	合計	669	641	617	577	568	合計	485	476	468	453	427	合計	647	618	595	577	557	10,740	10,522	10,424	10,278	10,095		

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (4) 学校給食の実施方法等については、合併までに調整し統一する。なお、合併後に酒田市の中学校において完全給食を実施する。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町
小学校	完全給食21校 調理方法:単独調理場 (ウエット19校・ドライ2校) 給食費:1食245円	完全給食4校 調理方法:単独調理場 (ドライ4校) 給食費:1食235円	完全給食3校 調理方法:単独調理場 (ウエット2校・ドライ1校) 給食費:1食230円	完全給食3校 調理方法:共同調理場 (ウエット1か所) 給食費:1食247円
中学校	ミルク給食8校	完全給食1校 調理方法:単独調理場 (ドライ1校) 給食費265円	完全給食1校 調理方法:単独調理場 (ウエット1校) 給食費288円	完全給食1校 調理方法:共同調理場 (ウエット1か所) 給食費289円
物資購入方法	給食材料の入札(見積)の参加申請受付 登録業者を対象に仕様・条件等の説明会を開催して契約 随時見積依頼(年間・学期・月で見積)	八幡町内各商店・産直「たわわ」・学校給食会より購入	松山町内4納入業者は月ごとのローテーションを組んで納入(肉・野菜) 学校給食会や近隣市町の業者からも購入	給食材料の入札(見積)の参加申請受付 登録業者を対象に仕様・条件等の説明会を開催して契約 随時見積依頼(年間・学期・月で見積)
献立作成	県学校栄養士5人、市栄養士1人 献立原案作成(1か月分を2人で作成)給食実施の2か月前 学校栄養士連絡会議で検討 献立作成委員会(給食主任・調理員が輪番制で3校ずつと栄養士は全員)	県学校栄養士1人 献立原案作成は県学校栄養士 献立作成検討会(学校栄養士・給食主任・調理員・教育委員会担当者)	県学校栄養士1人 献立原案作成(1か月分を栄養士が作成)給食実施の1か月前 献立作成会議(栄養士・給食主任・調理員・教育委員会事務局)	県学校栄養士1人 献立原案作成は県学校栄養士
学校給食管理システム	献立作成、食材の発注と支払い		献立作成、食材の発注と支払い	
学校給食運営委員会	酒田市学校給食運営委員会 委員構成 ・小学校長会代表(学校給食運営委員)2人 ・給食主任会3人 ・学校栄養士代表3人 ・教育委員会代表(部長)1人	なし	松山町学校給食協議会 委員構成 ・校長4人 ・給食主任4人 ・学校栄養士1人 ・教育委員会3人 ・PTA代表4人	平田町学校給食共同調理場運営委員会 委員構成 ・教育長1人 ・所長1人 ・校長4人 ・給食主任代表1人 ・PTA代表2人 ・酒田保健所長1人 ・学識経験者5人

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (5) 学校施設の使用料については、合併時に統一する。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町
使用料(学校施設)	<p>【目的】 酒田市立学校校舎の使用について、使用許可・不許可し、使用料を徴収・免除する。</p> <p>【内容】 使用許可・不許可 使用料徴収 使用料 ・小・中学校 屋内運動場 520円 教室 100円 ・高等学校 屋内運動場 3,150円 教室 210円 ・1日5時間以内の使用を1回分として計算する。 ・音楽会、演芸会等で会費を徴収する場合は、5倍とする。 ・電灯の使用及び照明その他特別の装置による電力料は、その実費を使用料に加算する。</p> <p>【事務手順】 所定様式等による使用申請に対して、使用許可・不許可する。 所定の使用料を徴収する。</p>	<p>【目的】 八幡町立各小・中学校校舎の使用について、使用許可・不許可し、使用料を徴収・免除する。</p> <p>【内容】 使用許可・不許可 使用料徴収 使用料 ・小学校屋内運動場(1時間単位) 昼間 2,500円 夜間 3,000円 ・中学校屋内運動場(1時間単位) 昼間 4,500円 夜間 5,500円</p> <p>【事務手順】 所定様式等による使用申請に対して、使用許可・不許可する。 所定の使用料を徴収する。</p>	<p>【目的】 松山町立学校校舎の使用について、使用許可・不許可し、使用料を徴収・免除する。</p> <p>【内容】 使用許可・不許可 使用料徴収 使用料 ・屋内運動場 小学校 1,630円 中学校 2,520円 ・教室等 小・中学校 1室につき810円 ・屋外運動場 1,630円 ・基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過時間1時間毎に加算する。 ・音楽会、演芸会等で会費又は入場料を徴収する場合は、使用料の3倍とする。</p> <p>【事務手順】 所定様式等による使用申請に対して、使用許可・不許可する。 所定の使用料を徴収する。</p>	<p>【内容】 使用料徴収 ・屋内運動場 田沢小学校・東陽小学校 1,620円 南平田小学校・飛鳥中学校 2,160円 ・教室 小中学校 540円 ・5時間使用を1回分とする。 ・興行や営利を目的とする場合は、所定使用料の5倍の額とする。</p>

調整方針	屋内運動場	教室	減免基準
	<p>使用料については、体育施設の基準であるバスケットボールコート1面1時間600円(消費税別)を基本にし、市民が使用できる期間が、体育施設の1/2であることから、その基本額を300円とした。 小学校はバスケットボールコート1面、中学校・高校は2面とした。 電気料は、酒田市営体育館を参考とし、1時間500円とした。 使用区分は、午前・午後・夜間とし、1回の使用を4時間とした。</p> <p>【1回(4時間)の使用】 ・小学校 使用料1,260円 + 電気料2,000円 = 3,260円 ・中学校 使用料2,520円 + 電気料2,000円 = 4,520円 ・高校 使用料2,520円 + 電気料2,000円 = 4,520円</p>	<p>使用料については、酒田市中央公民館の中研修室の4時間700円(消費税別)を基本にし、市民が使用できる期間が、同施設の1/2であることから、その額を350円とした。 冷暖房料も同様にし、1回当たり1,500円とした。 使用区分は、午前・午後・夜間とし、1回の使用を4時間とした。</p> <p>【1回(4時間)の使用】 ・共通 使用料360円 + 冷暖房料1,500円 = 1,860円</p>	

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(16) 学校教育関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (6)施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 教育部会 管理・学校教育分科会

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町
小中学校概要	[小学校]学校数 22校 児童数 5,812人 [中学校]学校数 9校 生徒数 2,975人	[小学校]学校数 4校 児童数 406人 [中学校]学校数 1校 生徒数 235人	[小学校]学校数 3校 児童数 294人 [中学校]学校数 1校 生徒数 182人	[小学校]学校数 3校 児童数 393人 [中学校]学校数 1校 生徒数 225人
学校施設整備計画	【内容】 補助事業については、県に対し5年間の施設整備計画を提出している。(酒田市実施計画では3年間の計画を策定) ・公立学校施設整備事業 ・大規模改造事業 ・屋外運動場 ・学校体育諸施設関係 ・耐震診断計画 中長期的な施設整備計画を策定。	【内容】 補助事業については、県に対し5年間の施設整備計画を提出している。 ・公立学校施設整備事業 ・大規模改造事業 ・屋外運動場 ・学校体育諸施設関係 ・耐震診断計画 中長期的な施設整備計画を策定。	【内容】 補助事業については、県に対し5年間の施設整備計画を提出している。(松山町3カ年実施計画を策定) ・公立学校施設整備事業 ・大規模改造事業 ・屋外運動場 ・学校体育諸施設関係 ・耐震診断計画 中長期的な施設整備計画を策定。	【内容】 補助事業については、県に対し5年間の施設整備計画を提出している。 ・公立学校施設整備事業 ・大規模改造事業 ・屋外運動場 ・学校体育諸施設関係 ・耐震診断計画
平成16年度計画	・浜田小学校改築事業(体育館・プール) ・若浜小学校改築事業(体育館) ・小中学校アルミサッシ改修事業	・八幡中学校外壁補修事業(体育館)	・松山小学校暖房設備整備事業 ・松山小学校耐震診断 ・内郷小学校校舎整備事業	・教育機器整備事業(コンピューター)
平成17年度計画	・浜田小学校改築事業(グラウンド)		・松山中学校暖房設備整備事業 ・松山中学校耐震診断 ・内郷小学校校舎整備事業	・教育機器整備事業(コンピューター)

協定項目 2 4 - (1 7)

生涯学習関係事業の取扱いについて

生涯学習関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

生涯学習関係事業の取扱いについて

- (1) 生涯学習諸計画については、合併後に新しい計画を策定する。
- (2) 公民館については、当面現行のとおりとし、合併後に生涯学習諸計画などの指針を決定したうえで、早い段階で方向性を決めていくこととする。
- (3) 各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。
- (4) 成人式については、1月の第2日曜日に一本化して実施する。
- (5) 図書館については、酒田市中央図書館と光丘文庫を図書施設とし、平田図書センターは図書館同種施設として図書施設と同様の運営とする。また、八幡町と松山町には中央図書館の文庫を配置し、機能の充実を図る。
- (6) 使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。
- (7) 施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(1)生涯学習諸計画については、合併後に新しい計画を策定する。
---------	---------------------------------

所管部会・分科会	教育部会 生涯学習分科会
----------	--------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町
<p>【酒田市生涯学習推進計画】 本計画は、市民の生涯学習による交流を深めて「まちづくり」につなげるという視点から、市民と行政が一体となって生涯学習を推進するための基本的方向性を定め、酒田市にふさわしい豊かな生涯学習社会を形成するための指針となるもので、酒田市総合計画がうたう「世界に開かれた活力と夢のある個性豊かな交流都市酒田」の実現を目指し、市民と行政の連携のもとに生涯学習を推進していくための計画である。 本計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5年。</p> <p>(基本目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.自分らしさを見つけよう 2.交流を広げよう 3.地域社会に生かそう <p>(基本目標実現のための体系)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.生涯学習の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での教育の充実 ・学校での教育の充実 ・地域での教育の充実 ・家庭、学校、地域の連携 2.生涯学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいづくり、仲間づくりへの支援 ・芸術、文化に関する学習機会の提供 ・生涯スポーツ、レクリエーション活動の推進 ・現代的課題についての学習機会の提供 ・大学等との連携による学習機会の創出 3.地域活動の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の活性化 ・ボランティア活動の推進 ・青少年健全育成活動の推進 4.生涯学習推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習情報提供と相談体制の充実 ・生涯学習施設の整備と有効活用 ・生涯学習推進組織の設置 	<p>該当なし</p>	<p>【松山町生涯学習推進事業計画(平成15年度)】 生涯学習の町づくり事業を推進し、町民憲章の具現化を図るため、民間諸団体、行政が生涯学習についての情報交換及び相互の連携強調を促進し、生涯学習を総合的に推進するとともに、町民の生涯学習活動を全町的に支援、助長することを目的とする。 計画は、単年度計画で毎年策定している。</p> <p>(内 容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.町民憲章の普及推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協力、連携の推進 ・指導者の養成と人材確保(研修派遣・人材バンク活用) ・生涯学習ごよみによる情報提供 2.社会教育事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・まちかど学習講座の開設 (趣味、教養、福祉、スポレク、芸術、文化) ・生涯の各時期に対応する生涯学習事業の充実 3.生涯学習月間の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・芸術祭 ・文化講演会 ・町民音楽祭 ・スポレク祭 ・健康福祉まつり ・国民文化祭 4.その他の事業による推進 <ul style="list-style-type: none"> ・松山町資料館の運営 ・教育施設の地域開放 ・多目的運動公園の利用促進 ・伝統的事業の推進(武者行列、薪能等) ・完全学校週五日制実施に対する地域での受け皿づくりの推進 ・生涯学習施設「里仁館」の運営支援 	<p>該当なし</p>

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (2) 公民館については、当面現行のとおりとし、合併後に生涯学習諸計画などの指針を決定したうえで、早い段階で方向性を決めていくこととする。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

(面積の単位：平方メートル)

区分	酒田市						八幡町						松山町						平田町								
	施設名称	職員	特別職	コミ振	面積	世帯数	施設名称	職員	特別職	臨時等	面積	世帯数	施設名称	職員	特別職	臨時等	面積	世帯数	施設名称	職員	特別職	臨時等	面積	世帯数			
社会教育施設	中央公民館	11			5,620		中央公民館	1	1	1	1,987		南部公民館		2	1	488	222	中央公民館	1		2	2,295				
	中央公民館分館(清亀園)				309		観音寺公民館	1	1		中公併設 873		山寺公民館		2	1	352	197	山元分館		2		388	88			
	西荒瀬公民館	1	1	1	606	673	一條公民館		1	2	558	514	松嶺公民館		2	1	711	532	田沢分館		2		339	208			
	新堀公民館	1	1	1	640	628	大沢公民館	1	1		391	244	内郷公民館		2	1	517	418	中野俣分館		2		273	141			
	広野公民館	1	1	1	529	570	大沢公民館分館				280								北俣分館		2		291	209			
	浜中公民館	1	1	1	573	546	日向公民館	1	1		220	360							山谷分館		2		239	113			
	黒森公民館	1	1	2	534	387	日向公民館分館				378								榑橋分館		2			84			
	十坂公民館	1	1	1	533	1,130													郡鏡分館		2		263	216			
	東平田公民館	1	1	1	604	510													飛鳥分館		2		263	395			
	中平田公民館	1	1	1	551	475													砂越分館		2		296	365			
	北平田公民館	1	1	1	524	422													緑町分館		2		259	179			
	上田公民館	1	1	1	1,247	371																					
	本楯公民館	1	1	1	661	636																					
	南遊佐公民館	1	1	1	659	431																					
	小計	23	12	13	13,590	6,779	小計	4	5	3	3,814	1,991	小計	0	8	4	2,068	1,369	小計	1	20	2	4,906	1,998			
生涯学習施設	東禅寺コミュニティセンター			2	549	5,217																					
	宮野浦コミュニティセンター			2	610	2,349																					
	若浜コミュニティセンター			1	585	2,334																					
	富士見コミュニティセンター			2	598	2,145																					
	浜田コミュニティセンター			2	1,048	2,584																					
	泉コミュニティセンター			3	598	2,006																					
	松陵コミュニティセンター			3	742	2,556																					
	未設置(孫成コミュニティ振興会)					2,574																					
	未設置(徳南コミュニティ振興会)					1,514																					
	小計	0	0	15	4,730	23,279	小計	0	0	0	0	0	小計	0	0	0	0	0	小計	0	0	0	0	0	0	0	
出羽遊心館				1,230									天体観測館			2	344		コミュニティセンター	1		2	1,244				
公益研修センター				1,878									茶室翠松庵				24		コミュニティカレッジ				中公併設				
小計	0	0	0	3,108	0	小計	0	0	0	0	0	小計	0	0	2	368	0	小計	1	0	2	1,244	0				
合計	23	12	28	21,428	30,058	合計	4	5	3	3,814	1,991	合計	0	8	6	2,436	1,369	合計	2	20	4	6,150	1,998				

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (3) 各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。

【生涯学習分科会】

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

(単位:千円)

調整方針	酒田市		八幡町		松山町		平田町	
	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額
現行のとおりとする。	さかた青年まつり活動補助金	900						
	酒田市白鳥を愛する会活動補助金	310						
	酒田市青少年を伸ばそう市民会議補助金	150						
	酒田市コミュニティ振興会連絡協議会補助金	350						
	酒田市子ども会育成連合会補助金	100						
	酒田海洋少年団補助金	160						
	酒田市コミュニティ振興事業補助金	57,771						
			青少年ボランティア育成補助金	40	青少年ボランティアサークル活動助成金	40		
			アンフィニ八幡補助金	16				
			各地区生涯学習推進会議活動補助金	150				
			区・地区生涯学習活性化事業助成金	200				
			一條公民館運営協議会交付金	6,000	松山町公民館運営委託料	19,462	地区公民館活動補助金	2,700
			大沢公民館運営協議会交付金	5,500				
			日向公民館運営協議会交付金	5,500				
		観音寺公民館運営協議会交付金	3,000					
				生涯学習施設里仁館運営費補助金	5,000			
						地区公民館連絡協議会助成金	225	
同種団体への補助金は、合併までに基準を統一する。	酒田市連合婦人会補助金	100	八幡町婦人会連絡協議会補助金	72	松山町婦人団体育成事業補助金	144	平田町婦人会活動助成金	135
市町ごとに補助の有無に違いがある補助金は、合併までに調整する。			八幡町PTA連合会補助金	30	松山町PTA育成補助金	33		
交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整して統一する。						青壮年学習集団研修助成金	0	

(注) 金額は平成16年度予算額

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (3) 各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。

【体育分科会関係】

所管部会・分科会 教育部会 体育分科会

(単位:千円)

調整方針	酒田市		八幡町		松山町		平田町	
	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額
現行のとおりとする。	飽海地区中学校体育連盟大会出場補助金	12,630						
	地区体育振興会補助金	2,300						
	山形県スポーツ振興21世紀協会補助金	660	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265
	スポーツ少年団育成補助金	1,200	八幡町スポーツ少年団補助金	162	スポーツ少年団補助金	145	スポーツ少年団育成補助金	360
	山形県ジュニア駅伝競走大会実行委員会負担金	600	ジュニア駅伝競走大会参加補助金	400	山形県ジュニア駅伝競走大会補助金	220	山形県ジュニア駅伝競走大会参加助成金	250
	各種大会出場選手賞賜事業(賞賜金)	900					県少年少女スポーツ交流会出場選手等助成事業	135
	各種大会出場選手賞賜事業(激励金)	2,122						
同種団体への補助金は、合併までに基準を統一する。	(財)酒田市体育協会事業補助金	7,241	八幡町体育協会補助金	500	体育協会事業補助金	560	平田町体育協会補助金	558
市町ごとに補助の有無に違いがある補助金は、合併までに調整する。	甲子園基金スポーツ強化事業補助金	400						
	日本海トライアスロンおしんレース全国大会補助金	1,500						
	酒田砂丘マラソン大会補助金	100						
	庄内デュアスロン大会補助金	100						
	総合型地域スポーツクラブ補助金	8,504						
	酒田ジュニアゴルフクラブ補助金	900						
	東北学童相撲大会補助金	210						
			八幡町スポーツ少年団指導者連絡協議会補助金	27				
			県スポレク祭派遣助成金	200			山形県スポレク祭参加助成金	81
			升田スキー場振興会補助金	1,300				
			シニアバスケットボール大会参加補助金	150				
							平田海洋クラブ活動助成金	63
						少年の船体験航海助成金	71	

(注) 金額は平成16年度予算額

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (3)各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。

所管部会・分科会 教育部会 芸術文化分科会

【芸術文化分科会】

(単位:千円)

調整方針	酒田市		八幡町		松山町		平田町	
	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額
現行のとおりとする。	県指定無形文化財保存補助金(黒森歌舞伎)	150						
	市指定無形民俗文化財保存補助金(亀ヶ崎獅子舞)	75						
	市指定無形民俗文化財保存補助金(本楯神代神楽)	75						
			町指定無形民俗文化財保存補助金(青沢獅子おどり)	30				
			町指定無形民俗文化財保存補助金(福山神楽)	30				
					松山能振興会補助金	1,470		
					県指定民俗文化財補助金(松調社)	47		
					町指定民俗文化財補助金(中北目神楽)	27		
					町指定無形民俗文化財補助金(武者行列)	45		
					荻野流砲術伝承保存会補助金	90		
					国指定文化財管理補助金(総光寺)	123		
					町指定文化財管理補助金(キノコ杉ほか)	50		
同種団体への補助金は、合併までに基準を統一する。			八幡町芸術文化協会補助金	225	松山町芸術文化協会補助金	550	平田町芸術文化協会活動補助金	207
	酒田市民俗芸能保存会補助金	250						
						無形民俗文化財伝承保護活動助成金	280	

(注)金額は平成16年度予算額

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(4)成人式については、1月の第2日曜日に一本化して実施する。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町
<p>【目的】 地域青年の出会いの場を提供する目的で、20歳を迎えた市民を祝う式典を開催する。</p> <p>【概要】 満20歳を迎える市民、市出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</p> <p>【実施日】 成人の日の前日(1月の第2日曜日)</p> <p>【会場】 酒田市民会館</p> <p>【対象者及び参加者(15年度)】 対象者 1,315人 参加者 835人</p> <p>【事務手順】 ・新成人の代表者による成人式実行委員会を組織し、式典内容、記念品等の企画や立案、式当日の進行・運営する。 ・住民基本台帳により新成人該当者に案内ハガキを送付。 ・住民基本台帳に記載がなく市出身者等で出席を希望する人にも案内ハガキを送付。 ・10月の市広報に掲載案内を掲載。</p> <p>【予算】 501千円</p>	<p>【目的】 地域青年の出会いの場を提供すると共に、20歳を迎えた町民を祝う式典を開催する。</p> <p>【概要】 満20歳を迎える町民、町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</p> <p>【実施日】 8月15日</p> <p>【会場】 八幡町中央公民館</p> <p>【対象者及び参加者(16年度)】 対象者 98人 参加者 82人</p> <p>【事務手順】 ・新成人の代表者による成人式実行委員会を組織し、式典内容、記念品等の企画や立案、式当日の進行・運営を行なう。 ・住民基本台帳により新成人該当者の宛名シールを作成し、案内ハガキを送付。 ・住民基本台帳に記載がなく町出身者等には案内ハガキを送付。 ・8月の町広報に掲載案内を掲載。</p> <p>【予算】 145千円</p>	<p>【目的】 地域青年の出会いの場を提供する目的で、20歳を迎えた町民を祝う式典を開催する。</p> <p>【概要】 満20歳を迎える町民、町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</p> <p>【実施日】 8月15日</p> <p>【会場】 松山町町民センター</p> <p>【対象者及び参加者(16年度)】 対象者 74人 参加者 55人</p> <p>【事務手順】 ・住民基本台帳により新成人該当者の宛名シールを作成し、案内ハガキを送付。 ・住民基本台帳に記載がなく町出身者(具体的に町の中学校卒業者)には案内ハガキを送付。</p> <p>【予算(16年度)】 394千円</p>	<p>【目的】 20歳を迎える成人者をお祝いすると共に、新成人が社会人としての自覚を持ち、責任ある行動を取っていくこととする気持ちを醸成する。</p> <p>【概要】 満20歳を迎える町民、町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</p> <p>【実施日】 8月15日</p> <p>【会場】 ひらたタウンセンター</p> <p>【対象者及び参加者(16年度)】 対象者 107人 参加者 72人</p> <p>【事務手順】 ・新成人の代表者による成人式実行委員会を組織し、式典内容、記念品等の企画や立案、式当日の進行・運営を行なう。 ・住民基本台帳及び中学就学児名簿により新成人該当者の町内の住所・宛名を検索し、往復ハガキを作成し送付する。県外在住者には家族から連絡を取ってもらう。 ・8月の町広報に掲載案内を掲載する。</p> <p>【予算】 565千円</p>
<p>【式典次第】 開式の辞 主催者あいさつ(教育委員会委員長) お祝いの言葉(市長) 来賓紹介(市長、国会・県議会・市議会の各議員、前年成人者代表のグループ紹介) 祝電披露 成人になった所感(成人代表) 花束贈呈(前年成人者代表から成人者代表へ) 記念品贈呈(市長から成人者代表へ) 閉式の辞 ・式典は約30分で終了。 ・式典終了後、希望者に各中学校ごとに記念撮影し、1,500円で送付。</p>	<p>【式典次第】 黙祷(出席者全員) 開式のことば(教育委員会委員長) 君が代斉唱 式辞(町長) 記念品贈呈(町長から成人者代表へ) 祝辞(町議会議長・中学校恩師代表・酒田警察署交通課長) 来賓紹介(町議会議長・中学校恩師・各小学校長・八幡病院院長・町議会議員ほか) 祝電披露 謝辞(成人代表) 開式のことば(教育委員会委員長職務代理者) ・式典は約30分で終了。 ・式典終了後、参加者全員で記念撮影。写真は教育委員会予算で配布。 ・一連の行事後、成人全員がその場で懇談会。</p>	<p>【式典次第】 開式の辞(教育長) 君が代斉唱 成人者呼び上げ(教育次長) 式辞(町長) 祝辞(議長・教育委員長・中学校時代恩師) 祝電披露(教育次長) 来賓並びに職員紹介(教育長) 記念品贈呈(町長から成人者代表へ) 成人者謝辞(成人者代表) 閉式の辞(教育長) ・式典終了後、記念講演をし、全員で記念撮影し、出席者全員に後日送付。 ・その後、新成人が企画、運営する「二十歳の集い」を開催。</p>	<p>【式典次第】 開式のことば(助役) 町民憲章唱和(教育委員長) 成人者呼び上げ(教育課長) 式辞(町長) 記念品贈呈(町長、成人者代表) 祝辞(町議会議長) 来賓紹介(中央公民館長) 祝電紹介(教育委員会職員) 謝辞(成人者代表) 交通安全の誓い(成人者代表) 記念品目録贈呈(成人者代表) 閉会のことば(助役) ・式典は約1時間で終了。 ・式典終了後、1時間程度の記念講演を行なう。 ・その後、記念撮影を行ない、写真は後日送付。 ・午後から「二十歳のつどい」を実施。</p>
<p>【課題】 ・実行委員の推薦(地区公民館長、コミュニティ振興会長に依頼してきた)。 ・実行委員会で成人式の企画等についての意見がほとんど出ない。 ・式典は静粛に行なわれているが、実施方法の検討が必要。 ・16年度から記念品を廃止し、出会いの場の提供とする。</p>	<p>【課題】 ・実行委員会で成人式の企画等についての意見がほとんど出ない。 ・現在式典は静粛に行なわれているが、実施方法の検討が必要。 ・実行委員のなり手がなく、成人式を続けなければならないのか疑問。</p>	<p>【課題】 ・二十歳の集いの実行委員会がなかなかそろわない。 ・成人式の実施内容の検討が必要。</p>	<p>【課題】 ・地元在住者が少なくなり、実行委員の推薦が難しい。 ・実行委員会で成人式の企画等についての意見がほとんど出ない。 ・式典中は私語が多い。いかに静粛に式典を進行するかが課題。 ・講演会の廃止案も出ており、検討が必要。</p>

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(5) 図書館については、酒田市中心図書館と光丘文庫を図書施設とし、平田図書センターは図書館同種施設として図書施設と同様の運営とする。 また、八幡町と松山町には中央図書館の文庫を配置し、機能の充実を図る。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

現況	項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町
	施設	・中央図書館 ・光丘文庫	・図書館なし 但し、中央公民館に図書資料室として設置	・図書館なし 但し、松嶺公民館に図書コーナーとして設置	・平田図書センター
	開館時間	月曜日～土曜日 9:00～19:00 日曜日・休日 9:00～17:00	月曜日～日曜日 8:30～21:30 休日 8:30～21:30	全日 8:30～17:00 但し、公民館の開館時間中は夜間でも利用可	火曜日～金曜日 9:00～19:00 土曜日・日曜日・休日 9:00～17:00
	休館日	年末年始、図書整理期間	第3日曜日、年末年始、図書整理期間	公民館休館日と同じ	月曜日、年末年始、図書整理期間
	蔵書構成	0. 総記 9,336冊 1. 哲学 4,128冊 2. 歴史 13,428冊 3. 社会科学 20,575冊 4. 自然科学 7,402冊 5. 技術 8,410冊 6. 産業 5,279冊 7. 芸術 12,079冊 8. 言語 2,211冊 9. 文学 38,777冊 逐次刊行物 15,999冊 点字図書 941冊 児童 34,119冊 紙芝居 1,668巻 視聴覚資料 3,401点 合計 187,523冊 (光丘文庫を除く)	0. 総記 320冊 1. 哲学 312冊 2. 歴史 1,047冊 3. 社会科学 994冊 4. 自然科学 255冊 5. 技術 227冊 6. 産業 122冊 7. 芸術 345冊 8. 言語 139冊 9. 文学 2,814冊 逐次刊行物 596冊 児童 2,367冊 紙芝居 37巻 合計 9,575冊	0. 総記 70冊 1. 哲学 84冊 2. 歴史 440冊 3. 社会科学 363冊 4. 自然科学 244冊 5. 技術 71冊 6. 産業 73冊 7. 芸術 195冊 8. 言語 49冊 9. 文学 2,330冊 児童 1,557冊 合計 5,476冊 (平成16年11月22日現在)	0. 総記 520冊 1. 哲学 566冊 2. 歴史 2,173冊 3. 社会科学 2,232冊 4. 自然科学 1,487冊 5. 技術 2,179冊 6. 産業 662冊 7. 芸術 1,584冊 8. 言語 369冊 9. 文学 6,508冊 雑誌 853冊 絵本 3,636冊 児童 4,936冊 紙芝居 451巻 視聴覚資料 294点 コミック 574点 合計 29,024冊
	有効登録者数	18,333人(過去3か年以内の登録者数)	登録制度なし	登録制度なし	有効登録者数 2,127人
	館外貸出者数	男 39,863人 女 63,780人 合計 103,643人	男 284人 女 811人 合計 1,095人	男 350人 女 750人 合計 1,100人(15年度)	男 6,496人 女 14,573人 合計 21,069人
	図書館職員	・市職員 7人(専従) ・日々雇用職員 7人	・町職員 1人(兼任) ・三セク職員 1人(兼任)	・教育委員会で管理	・町職員 5人(兼任) ・嘱託 1人(兼任) ・日々雇用職員 2人
	図書購入費 (16年度)	・一般図書 14,483千円 ・児童図書 2,904千円 ・逐次刊行物、その他 2,450千円 合計 19,837千円	・一般図書 250千円	・一般図書、児童図書等 200千円	・一般図書、児童図書等 5,000千円
	購入図書数	・一般図書 7,760冊 ・児童図書 2,140冊	・一般図書 124冊 ・児童図書 175冊	・一般図書 78冊 ・児童図書 76冊(15年度分)	・一般図書 3,781冊 ・児童図書 2,095冊
	その他	巡回文庫(公民館・コミセンを利用したミニ文庫) ・巡回箇所 13か所 ・年3回図書交換 ・一般図書100冊、児童図書200冊			
合併後	開館時間	・中央図書館 月曜日～土曜日 9:00～19:00 日曜日・休日 9:00～17:00 ・光丘文庫 火曜日～日曜日 9:30～16:45	火曜日～土曜日 9:30～18:30 日曜日・休日 9:30～17:00	火曜日～土曜日 9:30～18:30 日曜日・休日 9:30～17:00	火曜日～土曜日 9:30～18:30 日曜日・休日 9:30～17:00
	休館日	・中央図書館 第1日曜日(現段階で未確定)、 年末年始、図書整理期間 ・光丘文庫 月曜日、祝日、年末年始、図書整理期間	月曜日、年末年始、図書整理期間	月曜日、年末年始、図書整理期間	月曜日、年末年始、図書整理期間

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。

【生涯学習分科会】

公民館の使用料については、下記のとおりとする。

生涯学習施設の使用料については、現行のとおりとする。

使用料の減免基準については、合併までに統一する。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

(単位:円)

	酒田市	八幡町	松山町	平田町
使用料 (公民館)	中央公民館	中央公民館	松嶺公民館	中央公民館
	使用室名 使用料 冷暖房料 舞台照明料	使用室名 午前 午後 夜間	使用室名 使用料 冷暖房料	使用室名 使用料 冷暖房料
	大会議室 1,050 1,500	ホール 5,000 5,000 7,500	全館 3,670	ホール 1,000 400
	大研修室 730 1,500	研修室 1,100 1,100 1,650	集会室 620 460	楽屋1・2 200 160
	中会議室 520 1,000	栄養指導室 2,000 2,000 3,000	和室 620 230	会議室 400 160
	中研修室 1,570 1,000	燃料費、冷暖房料は実費	使用は1回4時間以内	視聴覚室 400 160
	中練習室 3,150 1,500	政治団体、宗教団体、社会的団体及び個人は2.5倍	音楽会、演芸会等で会費または入場料を徴収する場合は3倍	使用料・冷暖房料は1時間単位
	小会議室 1,750 5,000	営利的な催事や集会は5倍	宴会使用は1.5倍	冷暖房料は使用料の0.4倍
	小研修室 7,350 7,000 1,000			興行や営利目的は5倍
	小練習室 入場料を徴収する場合は2倍			
地区公民館	一線公民館	南部、山寺、内郷公民館	分館は使用料の定めなし	
使用室名 使用料 暖房料 冷房料	使用室名 午前 午後 夜間	使用室名 使用料 冷暖房料		
講堂 780 900	ホール 2,000 2,000 3,000	全館 2,520		
研修室 540 450 500	研修室 1,000 1,000 1,500	大集会室 620 460		
	栄養指導室 1,500 1,500 2,250	和室 370 230		
	燃料費、冷暖房料は実費	調理室 370		
	政治団体、宗教団体、社会的団体及び個人は2.5倍	使用は1回4時間以内		
	営利的な催事や集会は5倍	音楽会、演芸会等で会費または入場料を徴収する場合は3倍		
		ガス等燃料は実費		
	大沢公民館・日向公民館	宴会使用は1.5倍		
	通常 営業目的			
	1回 1,000 5,000			
	調理実習室併用 1,200 5,500			
	冷暖房料は実費			

調整方針	酒田市中央公民館	八幡町・平田町中央公民館	地区公民館(その他の公民館)	使用区分
	使用室名 使用料 冷暖房料 舞台照明料	使用室名 使用料 冷暖房料	使用室名 使用料 冷暖房料	
	大会議室 1,050 1,500	ホール 4,200 1,000	集会室 1,050 1,000	午前 9:00~13:00
	大研修室 730 1,500	研修室 1,050 500	研修室 520 500	午後 13:00~17:00
	中会議室 520 1,000	調理実習室 1,470 500	調理実習室 730 500	夜間 17:00~21:30
	中研修室 1,570 1,000			
	中練習室 3,150 1,500			
	小会議室 1,750 5,000			
	小研修室 7,350 7,000 1,000			
	小練習室 入場料を徴収する場合は2倍			

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。
---------	----------------------------------

【生涯学習分科会】

公民館の使用料については、下記のとおりとする。
 生涯学習施設の使用料については、現行のとおりとする。
 使用料の減免基準については、合併までに統一する。

所管部会・分科会	教育部会 生涯学習分科会
----------	--------------

(単位:円)

	酒田市	八幡町	松山町	平田町																																																																																																																																																																																																				
使用料 (生涯学習施設)	<p>コミュニティセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用室名</th> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>730</td> <td>730</td> <td>940</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>1,050</td> <td>1,050</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室</td> <td>料理実習室</td> <td>集会室</td> </tr> <tr> <td>暖房料</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>冷房料</td> <td>500</td> <td>-</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>入場料を徴収する場合は3倍</p> <p>出羽遊心館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用室名</th> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>3,150</td> <td>3,150</td> <td>3,570</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>2,410</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>1,360</td> <td>1,360</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>和室1・2・3</td> <td>940</td> <td>940</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>広間</td> <td>3,150</td> <td>3,150</td> <td>3,570</td> </tr> <tr> <td>控室・付属水屋</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>4,720</td> <td>4,720</td> <td>5,350</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷房料</td> <td>暖房料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室1・2・3</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広間</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控室・付属水屋</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>500</td> <td>500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>入場料を徴収する場合は5倍</p> <p>酒田市公益研修センター(研修室)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~20:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td></td> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~16:30</th> <td></td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>520</td> <td>520</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <th>10:00~13:00</th> <th>13:00~15:00</th> <td></td> </tr> <tr> <td>日曜日・祝日</td> <td>390</td> <td>260</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房料は、いずれの区分も1,000円 入場料を徴収する場合は5倍</p> <p>酒田市公益研修センター(グラウンド)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料なし</th> <th>高校生以下</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>520</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <th>入場料あり</th> <th>高校生以下</th> <th>一般</th> </tr> <tr> <td></td> <td>1,050</td> <td>2,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料は1時間単位 グラウンド夜間照明料は別途</p>	使用室名	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00	会議室	520	520	730	料理実習室	730	730	940	集会室	1,050	1,050	1,570		会議室	料理実習室	集会室	暖房料	500	500	1,000	冷房料	500	-	1,000	使用室名	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:30	ホール	3,150	3,150	3,570	研修室1	2,100	2,100	2,410	研修室2	1,360	1,360	1,570	和室1・2・3	940	940	1,050	広間	3,150	3,150	3,570	控室・付属水屋	-	-	-	茶室	4,720	4,720	5,350		冷房料	暖房料		ホール	1,500	1,500		研修室1	1,500	1,500		研修室2	1,000	1,000		和室1・2・3	1,000	1,000		広間	1,000	1,000		控室・付属水屋	1,000	1,000		茶室	500	500			9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~20:00	平日	520	520	390		9:00~13:00	13:00~16:30		土曜日	520	520			10:00~13:00	13:00~15:00		日曜日・祝日	390	260		入場料なし	高校生以下	一般		520	1,050	入場料あり	高校生以下	一般		1,050	2,100		<p>天体観測館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>大人</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体 (20人以上)</td> <td>大人</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通年利用</td> <td>大人</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>小・中・高校生</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>障害者は半額</p> <p>茶室翠松庵</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基本使用料</th> <th>超過使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶室</td> <td>620</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本使用料は1回4時間以内 超過使用料は、1時間ごとに加算</p>	区分	入館料	個人	大人	100	小・中学生	50	団体 (20人以上)	大人	90	小・中学生	40	通年利用	大人	500	小・中・高校生	200	名称	基本使用料	超過使用料	茶室	620	120	<p>平田町コミュニティセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用室名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>休養室</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>テニスコート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>夜間照明料</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>宿泊料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>小中学生</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体宿泊研修</td> <td>300</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>営利目的は5倍 冷暖房料は使用料の0.4倍 使用料は1時間単位</p> <p>平田町農村コミュニティカレッジ拠点施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>楽屋1</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>楽屋2</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>営利目的は5倍 冷暖房料は使用料の0.4倍 使用料は1時間単位</p>	使用室名	使用料	多目的ホール	700	休養室	400	調理実習室	500	研修室	400	和室	400	大研修室	500	中研修室	400	小研修室	200	区分	使用料	テニスコート	400	夜間照明料	400	区分	小中学生	一般	団体宿泊研修	300	400	その他	400	500	区分	使用料	ホール	1,000	楽屋1	200	楽屋2	200	会議室	400	視聴覚室	400
使用室名	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00																																																																																																																																																																																																					
会議室	520	520	730																																																																																																																																																																																																					
料理実習室	730	730	940																																																																																																																																																																																																					
集会室	1,050	1,050	1,570																																																																																																																																																																																																					
	会議室	料理実習室	集会室																																																																																																																																																																																																					
暖房料	500	500	1,000																																																																																																																																																																																																					
冷房料	500	-	1,000																																																																																																																																																																																																					
使用室名	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:30																																																																																																																																																																																																					
ホール	3,150	3,150	3,570																																																																																																																																																																																																					
研修室1	2,100	2,100	2,410																																																																																																																																																																																																					
研修室2	1,360	1,360	1,570																																																																																																																																																																																																					
和室1・2・3	940	940	1,050																																																																																																																																																																																																					
広間	3,150	3,150	3,570																																																																																																																																																																																																					
控室・付属水屋	-	-	-																																																																																																																																																																																																					
茶室	4,720	4,720	5,350																																																																																																																																																																																																					
	冷房料	暖房料																																																																																																																																																																																																						
ホール	1,500	1,500																																																																																																																																																																																																						
研修室1	1,500	1,500																																																																																																																																																																																																						
研修室2	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																						
和室1・2・3	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																						
広間	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																						
控室・付属水屋	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																						
茶室	500	500																																																																																																																																																																																																						
	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~20:00																																																																																																																																																																																																					
平日	520	520	390																																																																																																																																																																																																					
	9:00~13:00	13:00~16:30																																																																																																																																																																																																						
土曜日	520	520																																																																																																																																																																																																						
	10:00~13:00	13:00~15:00																																																																																																																																																																																																						
日曜日・祝日	390	260																																																																																																																																																																																																						
入場料なし	高校生以下	一般																																																																																																																																																																																																						
	520	1,050																																																																																																																																																																																																						
入場料あり	高校生以下	一般																																																																																																																																																																																																						
	1,050	2,100																																																																																																																																																																																																						
区分	入館料																																																																																																																																																																																																							
個人	大人	100																																																																																																																																																																																																						
	小・中学生	50																																																																																																																																																																																																						
団体 (20人以上)	大人	90																																																																																																																																																																																																						
	小・中学生	40																																																																																																																																																																																																						
通年利用	大人	500																																																																																																																																																																																																						
	小・中・高校生	200																																																																																																																																																																																																						
名称	基本使用料	超過使用料																																																																																																																																																																																																						
茶室	620	120																																																																																																																																																																																																						
使用室名	使用料																																																																																																																																																																																																							
多目的ホール	700																																																																																																																																																																																																							
休養室	400																																																																																																																																																																																																							
調理実習室	500																																																																																																																																																																																																							
研修室	400																																																																																																																																																																																																							
和室	400																																																																																																																																																																																																							
大研修室	500																																																																																																																																																																																																							
中研修室	400																																																																																																																																																																																																							
小研修室	200																																																																																																																																																																																																							
区分	使用料																																																																																																																																																																																																							
テニスコート	400																																																																																																																																																																																																							
夜間照明料	400																																																																																																																																																																																																							
区分	小中学生	一般																																																																																																																																																																																																						
団体宿泊研修	300	400																																																																																																																																																																																																						
その他	400	500																																																																																																																																																																																																						
区分	使用料																																																																																																																																																																																																							
ホール	1,000																																																																																																																																																																																																							
楽屋1	200																																																																																																																																																																																																							
楽屋2	200																																																																																																																																																																																																							
会議室	400																																																																																																																																																																																																							
視聴覚室	400																																																																																																																																																																																																							

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (6) 使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。

【体育分科会】 使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。
使用料の減免基準については、合併までに統一する。

(単位:円)

所管部会・分科会

教育部会 体育分科会

	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																																																																																																																																																					
体育館	<table border="1"> <tr><td colspan="3">酒田市営体育館[3面]</td></tr> <tr><td rowspan="3">入場料なし</td><td>全面</td><td>1,260</td></tr> <tr><td>半面</td><td>630</td></tr> <tr><td>1/4</td><td>310</td></tr> <tr><td rowspan="3">入場料あり</td><td>全面</td><td>2,520</td></tr> <tr><td>半面</td><td>1,260</td></tr> <tr><td>1/4</td><td>630</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全灯</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>半灯</td><td>750</td></tr> <tr><td rowspan="3">個人使用</td><td>中学生以下</td><td>50</td></tr> <tr><td>高校生</td><td>100</td></tr> <tr><td>一般</td><td>210</td></tr> <tr><td colspan="3">亀ヶ崎記念会館[1面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">通常使用</td><td>全面</td><td>420</td></tr> <tr><td>半面</td><td>210</td></tr> <tr><td>電気料</td><td>全面</td><td>100</td></tr> <tr><td colspan="3">高校生以下は1/2</td></tr> <tr><td colspan="3">酒田市営南体育館[1面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">通常使用</td><td>全面</td><td>630</td></tr> <tr><td>半面</td><td>310</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全面</td><td>300</td></tr> <tr><td>半面</td><td>150</td></tr> <tr><td colspan="3">高校生以下は1/2</td></tr> <tr><td colspan="3">酒田市営親子スポーツ会館[2面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">通常使用</td><td>全面</td><td>940</td></tr> <tr><td>半面</td><td>470</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全灯</td><td>500</td></tr> <tr><td>半灯</td><td>250</td></tr> <tr><td colspan="3">高校生以下は1/2</td></tr> <tr><td colspan="3">個人使用は市営体育館と同じ</td></tr> <tr><td colspan="3">酒田市営国体記念体育館(大アリーナ)[3面]</td></tr> <tr><td rowspan="3">入場料なし</td><td>全面</td><td>1,890</td></tr> <tr><td>2/3面</td><td>1,260</td></tr> <tr><td>半面</td><td>940</td></tr> <tr><td rowspan="3">1/3面</td><td>全面</td><td>630</td></tr> <tr><td>2/3面</td><td>3,780</td></tr> <tr><td>半面</td><td>2,520</td></tr> <tr><td rowspan="3">電気料</td><td>全灯</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>半灯</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>1/4灯</td><td>1,260</td></tr> <tr><td>冷暖房料</td><td>全面</td><td>10,500</td></tr> <tr><td colspan="3">高校生以下は1/2</td></tr> <tr><td colspan="3">個人使用は市営体育館と同じ</td></tr> </table>	酒田市営体育館[3面]			入場料なし	全面	1,260	半面	630	1/4	310	入場料あり	全面	2,520	半面	1,260	1/4	630	電気料	全灯	1,500	半灯	750	個人使用	中学生以下	50	高校生	100	一般	210	亀ヶ崎記念会館[1面]			通常使用	全面	420	半面	210	電気料	全面	100	高校生以下は1/2			酒田市営南体育館[1面]			通常使用	全面	630	半面	310	電気料	全面	300	半面	150	高校生以下は1/2			酒田市営親子スポーツ会館[2面]			通常使用	全面	940	半面	470	電気料	全灯	500	半灯	250	高校生以下は1/2			個人使用は市営体育館と同じ			酒田市営国体記念体育館(大アリーナ)[3面]			入場料なし	全面	1,890	2/3面	1,260	半面	940	1/3面	全面	630	2/3面	3,780	半面	2,520	電気料	全灯	3,000	半灯	1,500	1/4灯	1,260	冷暖房料	全面	10,500	高校生以下は1/2			個人使用は市営体育館と同じ			<table border="1"> <tr><td colspan="3">八幡町体育館[2面]</td></tr> <tr><td rowspan="3">スポーツ使用</td><td>全館</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>全面</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>半面</td><td>500</td></tr> <tr><td rowspan="3">スポーツ以外</td><td>全館</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>全面</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>半面</td><td>2,000</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全館</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>全面</td><td>1,000</td></tr> <tr><td rowspan="3">個人使用</td><td>半面</td><td>500</td></tr> <tr><td>小学生</td><td>30</td></tr> <tr><td>中学生</td><td>50</td></tr> <tr><td>高校生</td><td>100</td></tr> <tr><td>一般</td><td>200</td></tr> </table>	八幡町体育館[2面]			スポーツ使用	全館	1,200	全面	1,000	半面	500	スポーツ以外	全館	5,000	全面	4,000	半面	2,000	電気料	全館	1,500	全面	1,000	個人使用	半面	500	小学生	30	中学生	50	高校生	100	一般	200	<table border="1"> <tr><td colspan="3">松山町民体育館[2面]</td></tr> <tr><td rowspan="6">スポーツ使用</td><td>全館</td><td>5,040</td></tr> <tr><td>全面</td><td>4,400</td></tr> <tr><td>半面</td><td>2,520</td></tr> <tr><td>全館(夜間)</td><td>9,440</td></tr> <tr><td>全面(夜間)</td><td>8,180</td></tr> <tr><td>半面(夜間)</td><td>5,040</td></tr> <tr><td rowspan="6">スポーツ以外</td><td>全館</td><td>15,120</td></tr> <tr><td>全面</td><td>12,600</td></tr> <tr><td>半面</td><td>7,560</td></tr> <tr><td>全館(夜間)</td><td>19,520</td></tr> <tr><td>全面(夜間)</td><td>16,380</td></tr> <tr><td>半面(夜間)</td><td>10,080</td></tr> <tr><td rowspan="3">個人使用</td><td>中学生以下</td><td>50</td></tr> <tr><td>勤労者・高校生・60歳以上</td><td>80</td></tr> <tr><td>一般</td><td>150</td></tr> <tr><td colspan="3">1回の使用は4時間以内</td></tr> </table>	松山町民体育館[2面]			スポーツ使用	全館	5,040	全面	4,400	半面	2,520	全館(夜間)	9,440	全面(夜間)	8,180	半面(夜間)	5,040	スポーツ以外	全館	15,120	全面	12,600	半面	7,560	全館(夜間)	19,520	全面(夜間)	16,380	半面(夜間)	10,080	個人使用	中学生以下	50	勤労者・高校生・60歳以上	80	一般	150	1回の使用は4時間以内			<table border="1"> <tr><td colspan="3">平田町民体育館[1面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">通常使用</td><td>全面</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>全灯</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>電気料</td><td>半灯</td><td>1,500</td></tr> <tr><td colspan="3">興業や営利は5倍</td></tr> <tr><td colspan="3">平田町海洋センター[2面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">通常使用</td><td>全面</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>半面</td><td>500</td></tr> <tr><td rowspan="2">冷暖房料</td><td>全面</td><td>400</td></tr> <tr><td>半面</td><td>200</td></tr> <tr><td colspan="3">興業や営利は5倍</td></tr> </table>	平田町民体育館[1面]			通常使用	全面	1,000	全灯	2,500	電気料	半灯	1,500	興業や営利は5倍			平田町海洋センター[2面]			通常使用	全面	1,000	半面	500	冷暖房料	全面	400	半面	200	興業や営利は5倍			<p>体育館についてはバスケットボール1面当たり1時間の使用料を600円として、料金の統一を図る。なお、消費税は外税形式とし10円未満は切り捨てる。また、電気料は現行のとおりとする。</p> <p>個人使用が可能な施設の使用料は、1回当たり、大人210円、大学・高校生100円、小・中学生50円として統一する。</p>
酒田市営体育館[3面]																																																																																																																																																																																																																										
入場料なし	全面	1,260																																																																																																																																																																																																																								
	半面	630																																																																																																																																																																																																																								
	1/4	310																																																																																																																																																																																																																								
入場料あり	全面	2,520																																																																																																																																																																																																																								
	半面	1,260																																																																																																																																																																																																																								
	1/4	630																																																																																																																																																																																																																								
電気料	全灯	1,500																																																																																																																																																																																																																								
	半灯	750																																																																																																																																																																																																																								
個人使用	中学生以下	50																																																																																																																																																																																																																								
	高校生	100																																																																																																																																																																																																																								
	一般	210																																																																																																																																																																																																																								
亀ヶ崎記念会館[1面]																																																																																																																																																																																																																										
通常使用	全面	420																																																																																																																																																																																																																								
	半面	210																																																																																																																																																																																																																								
電気料	全面	100																																																																																																																																																																																																																								
高校生以下は1/2																																																																																																																																																																																																																										
酒田市営南体育館[1面]																																																																																																																																																																																																																										
通常使用	全面	630																																																																																																																																																																																																																								
	半面	310																																																																																																																																																																																																																								
電気料	全面	300																																																																																																																																																																																																																								
	半面	150																																																																																																																																																																																																																								
高校生以下は1/2																																																																																																																																																																																																																										
酒田市営親子スポーツ会館[2面]																																																																																																																																																																																																																										
通常使用	全面	940																																																																																																																																																																																																																								
	半面	470																																																																																																																																																																																																																								
電気料	全灯	500																																																																																																																																																																																																																								
	半灯	250																																																																																																																																																																																																																								
高校生以下は1/2																																																																																																																																																																																																																										
個人使用は市営体育館と同じ																																																																																																																																																																																																																										
酒田市営国体記念体育館(大アリーナ)[3面]																																																																																																																																																																																																																										
入場料なし	全面	1,890																																																																																																																																																																																																																								
	2/3面	1,260																																																																																																																																																																																																																								
	半面	940																																																																																																																																																																																																																								
1/3面	全面	630																																																																																																																																																																																																																								
	2/3面	3,780																																																																																																																																																																																																																								
	半面	2,520																																																																																																																																																																																																																								
電気料	全灯	3,000																																																																																																																																																																																																																								
	半灯	1,500																																																																																																																																																																																																																								
	1/4灯	1,260																																																																																																																																																																																																																								
冷暖房料	全面	10,500																																																																																																																																																																																																																								
高校生以下は1/2																																																																																																																																																																																																																										
個人使用は市営体育館と同じ																																																																																																																																																																																																																										
八幡町体育館[2面]																																																																																																																																																																																																																										
スポーツ使用	全館	1,200																																																																																																																																																																																																																								
	全面	1,000																																																																																																																																																																																																																								
	半面	500																																																																																																																																																																																																																								
スポーツ以外	全館	5,000																																																																																																																																																																																																																								
	全面	4,000																																																																																																																																																																																																																								
	半面	2,000																																																																																																																																																																																																																								
電気料	全館	1,500																																																																																																																																																																																																																								
	全面	1,000																																																																																																																																																																																																																								
個人使用	半面	500																																																																																																																																																																																																																								
	小学生	30																																																																																																																																																																																																																								
	中学生	50																																																																																																																																																																																																																								
高校生	100																																																																																																																																																																																																																									
一般	200																																																																																																																																																																																																																									
松山町民体育館[2面]																																																																																																																																																																																																																										
スポーツ使用	全館	5,040																																																																																																																																																																																																																								
	全面	4,400																																																																																																																																																																																																																								
	半面	2,520																																																																																																																																																																																																																								
	全館(夜間)	9,440																																																																																																																																																																																																																								
	全面(夜間)	8,180																																																																																																																																																																																																																								
	半面(夜間)	5,040																																																																																																																																																																																																																								
スポーツ以外	全館	15,120																																																																																																																																																																																																																								
	全面	12,600																																																																																																																																																																																																																								
	半面	7,560																																																																																																																																																																																																																								
	全館(夜間)	19,520																																																																																																																																																																																																																								
	全面(夜間)	16,380																																																																																																																																																																																																																								
	半面(夜間)	10,080																																																																																																																																																																																																																								
個人使用	中学生以下	50																																																																																																																																																																																																																								
	勤労者・高校生・60歳以上	80																																																																																																																																																																																																																								
	一般	150																																																																																																																																																																																																																								
1回の使用は4時間以内																																																																																																																																																																																																																										
平田町民体育館[1面]																																																																																																																																																																																																																										
通常使用	全面	1,000																																																																																																																																																																																																																								
	全灯	2,500																																																																																																																																																																																																																								
電気料	半灯	1,500																																																																																																																																																																																																																								
興業や営利は5倍																																																																																																																																																																																																																										
平田町海洋センター[2面]																																																																																																																																																																																																																										
通常使用	全面	1,000																																																																																																																																																																																																																								
	半面	500																																																																																																																																																																																																																								
冷暖房料	全面	400																																																																																																																																																																																																																								
	半面	200																																																																																																																																																																																																																								
興業や営利は5倍																																																																																																																																																																																																																										
武道館	<table border="1"> <tr><td colspan="3">酒田市武道館[4面]</td></tr> <tr><td rowspan="3">通常使用</td><td>全面</td><td>1,680</td></tr> <tr><td>半面</td><td>840</td></tr> <tr><td>1/4面</td><td>420</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全灯</td><td>500</td></tr> <tr><td>半灯</td><td>250</td></tr> <tr><td>1/4灯</td><td>125</td></tr> <tr><td colspan="3">高校生以下は1/2</td></tr> <tr><td colspan="3">個人使用は市営体育館と同じ</td></tr> </table>	酒田市武道館[4面]			通常使用	全面	1,680	半面	840	1/4面	420	電気料	全灯	500	半灯	250	1/4灯	125	高校生以下は1/2			個人使用は市営体育館と同じ			<table border="1"> <tr><td colspan="3">修道館[2面]</td></tr> <tr><td rowspan="2">スポーツ使用</td><td>全館</td><td>500</td></tr> <tr><td>半面</td><td>250</td></tr> <tr><td rowspan="2">スポーツ以外</td><td>全館</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>半面</td><td>750</td></tr> <tr><td rowspan="2">電気料</td><td>全館</td><td>300</td></tr> <tr><td>半面</td><td>150</td></tr> <tr><td colspan="3">個人使用は町体育館と同じ</td></tr> </table>	修道館[2面]			スポーツ使用	全館	500	半面	250	スポーツ以外	全館	1,500	半面	750	電気料	全館	300	半面	150	個人使用は町体育館と同じ			<table border="1"> <tr><td colspan="3">平田町民体育館[1面]</td></tr> <tr><td>通常使用</td><td>全面</td><td>300</td></tr> <tr><td colspan="3">平田町海洋センター[2面]</td></tr> <tr><td>通常使用</td><td>全面</td><td>400</td></tr> <tr><td>冷暖房料</td><td>全面</td><td>160</td></tr> <tr><td colspan="3">興業や営利は5倍</td></tr> </table>	平田町民体育館[1面]			通常使用	全面	300	平田町海洋センター[2面]			通常使用	全面	400	冷暖房料	全面	160	興業や営利は5倍			<p>武道館については、酒田市は現行のとおりとし、各町の施設は1面(柔道・剣道)当たり1時間250円として統一を図る。なお、消費税は外税形式とし10円未満は切り捨てる。また、電気料は現行のとおりとする。</p>																																																																																																																																																								
酒田市武道館[4面]																																																																																																																																																																																																																										
通常使用	全面	1,680																																																																																																																																																																																																																								
	半面	840																																																																																																																																																																																																																								
	1/4面	420																																																																																																																																																																																																																								
電気料	全灯	500																																																																																																																																																																																																																								
	半灯	250																																																																																																																																																																																																																								
1/4灯	125																																																																																																																																																																																																																									
高校生以下は1/2																																																																																																																																																																																																																										
個人使用は市営体育館と同じ																																																																																																																																																																																																																										
修道館[2面]																																																																																																																																																																																																																										
スポーツ使用	全館	500																																																																																																																																																																																																																								
	半面	250																																																																																																																																																																																																																								
スポーツ以外	全館	1,500																																																																																																																																																																																																																								
	半面	750																																																																																																																																																																																																																								
電気料	全館	300																																																																																																																																																																																																																								
	半面	150																																																																																																																																																																																																																								
個人使用は町体育館と同じ																																																																																																																																																																																																																										
平田町民体育館[1面]																																																																																																																																																																																																																										
通常使用	全面	300																																																																																																																																																																																																																								
平田町海洋センター[2面]																																																																																																																																																																																																																										
通常使用	全面	400																																																																																																																																																																																																																								
冷暖房料	全面	160																																																																																																																																																																																																																								
興業や営利は5倍																																																																																																																																																																																																																										
テニスコート	<table border="1"> <tr><td colspan="3">酒田市営光ヶ丘テニスコート</td></tr> <tr><td colspan="3">酒田市営北テニスコート</td></tr> <tr><td colspan="3">酒田市営国体記念テニスコート</td></tr> <tr><td>通常使用</td><td>1面</td><td>420</td></tr> <tr><td>電気料</td><td>1面</td><td>500</td></tr> </table>	酒田市営光ヶ丘テニスコート			酒田市営北テニスコート			酒田市営国体記念テニスコート			通常使用	1面	420	電気料	1面	500				<p>テニスコートについては、現行の料金とする。</p>																																																																																																																																																																																																						
酒田市営光ヶ丘テニスコート																																																																																																																																																																																																																										
酒田市営北テニスコート																																																																																																																																																																																																																										
酒田市営国体記念テニスコート																																																																																																																																																																																																																										
通常使用	1面	420																																																																																																																																																																																																																								
電気料	1面	500																																																																																																																																																																																																																								
その他の施設					<p>その他の施設については、現行の料金とする。</p>																																																																																																																																																																																																																					

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (6)使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。

【芸術文化分科会】

所管部会・分科会 教育部会 芸術文化分科会

使用料については、現行のとおりとする。
減免基準については、合併までに統一する。

(単位：円)

歴史民俗資料施設	施設名	入館料(単位：円)						使用料(単位：円)				年間利用券		特別展示	備考
		一般成人		大学生・高校生		中学生・小学生		午前	午後	夜間	1日	一般	小・中・高	1日1回	
		個人	団体	個人	団体	個人	団体								
酒田市	酒田市資料館	100	70	50	30	50	30					3,000円以内で市長が定める額	500円以内で市長が定める額	1,000円以内で市長が定める額	
	旧燈屋	310	260	210	150	100	50								
	奉行所跡	無料													
	城輪柵跡	無料													
	旧白崎医院	無料													
松山町	松山町資料館	350	280	250	200	100	90					1,800	高・大1,300円 小・中 500円 法人5,000円		資料館、阿部記念館、天体観測館の3館通年共通券 2,500円
	阿部記念館	100	50	100	50	50	40								
平田町	旧阿部家	無料													

その他施設(1)	施設名	入館料(単位：円)						使用料(単位：円)		年間利用券		写真展示館は回数券(11枚つづり) 美術館は特別展示	備考
		一般成人		大学生・高校生		中学生・小学生		午前	午後	普通会员(2人まで)	特別会員(10人まで)		
		個人	団体	個人	団体	個人	団体						
酒田市	酒田市写真展示館	420	360	210	150	100	80			2,100	10,500	4,200	写真展示館、市美術館、本間美術館の3館共通券 1,410円
	酒田市美術館	520	420	260	210	100	50	2,620	2,620	2,520	12,600	1,500円以内で市長が定める額	

その他施設(2)	施設名	区分	使用料(単位：円)				備考
			午前	午後	夜間	全日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	
酒田市	酒田市民会館(大ホール)	平日	20,300	30,500	40,600	81,200	
		土・日・休日	24,400	36,500	48,700	97,400	
		準備使用	50/100				

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (7)施設整備計画については、現在の各市町の計画を新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会・体育分科会・芸術文化分科会

区 分	酒 田 市	八 幡 町	松 山 町	平 田 町
生涯学習関係	地区公民館整備計画 老朽化に伴う整備、利便性のための整備。	中央公民館整備計画 耐震診断の結果により、整備が必要。	老朽化地区公民館の整備の検討	老朽化地区分館の整備の検討
	コミュニティセンター整備計画	老朽化地区公民館の整備の検討 一條公民館は整備要望あり。	天体観測館整備計画	コミュニティセンター大規模改修計画
	公益研修センター多目的ホール整備計画			
体育関係	光ヶ丘陸上競技場公認更新計画 5年に1度、日本陸上競技連盟の公認を取得するための整備計画で平成17年度に検定が実施される。	トレーニングルームの改善	多目的運動公園周辺整備	町民体育館屋根改修工事
	光ヶ丘プール公認更新計画 5年に1度、日本水泳連盟50mプール公認を取得するための整備計画で平成18年度に検定が実施される。	升田スキー場整備	河川運動公園整備	総合運動公園整備計画
		町体育館暖房施設の改善	老朽体育施設再整備計画の検討	
芸術文化関係	庄内考古資料館整備計画 埋蔵文化財発掘調査の必要度が増加しているが、専門的知識を有する職員の養成は市町村単独では困難であることから、市町村文化財行政の指導体制を充実し、出土した遺物類を広く収集保管するとともに、庄内の埋蔵文化財及び出羽の国の歴史を紹介する施設として県・国に要望している。		構想：歴史公園整備事業	
			大手門瓦葺き替え事業	

協議第34号

協定項目24 - (18)

その他事務事業の取扱いについて

その他事務事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

その他事務事業の取扱いについて

[議会議員の政務調査費]

地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、新市の議会議員に政務調査費を交付するものとする。交付すべき金額及び交付の方法等は、酒田市の政務調査費を基本とし、新市の議会において定める。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(18)	その他事務事業の取扱いについて
調整方針(案)	[議会議員の政務調査費] 地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、新市の議会議員に政務調査費を交付するものとする。交付すべき金額及び交付の方法等は、酒田市の政務調査費を基本とし、新市の議会において定める。

所管部会	議会部会
------	------

区分	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
議会議員の政務調査費	【趣旨】 酒田市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派等に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 八幡町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 松山町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 平田町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付する。	【趣旨】 新市の議会議員について、調査研究に資するために必要な経費の一部として、政務調査費を交付する。
	【交付対象】 酒田市議会における会派及び会派に属しない議員に対して交付する。	【交付対象】 八幡町議会議員の職にあるものに対して交付する。	【交付対象】 松山町議会における会派又は議員に対して交付する。	【交付対象】 平田町議会における会派又は議員に対して交付する。	【交付対象】 新市の議会における会派及び会派に属しない議員に対して交付する。
	【交付額】 議員一人当たり 月額 25,000 円	【交付額】 議員一人当たり 月額 5,000 円	【交付額】 議員一人当たり 月額 5,000 円	【交付額】 議員一人当たり 月額 5,000 円	【交付額】 新市の議会で定める。
	【交付の方法】 4月から上半期、10月からの下半期の年2回とし、当該半期に属する月数分を交付するものとし、各半期の最初の月の末日まで交付する。	【交付の方法】 4月から上半期、10月からの下半期の年2回とし、当該半期に属する月数分を交付するものとし、各半期の最初の月の末日まで交付する。	【交付の方法】 4月から上半期、10月からの下半期の年2回とし、当該半期に属する月数分を交付するものとし、各半期の最初の月の末日まで交付する。	【交付の方法】 4月末日までに議長を経由し、町長に申請する。町長速やかに交付の決定を行い、議員等に通知し交付する。	【交付の方法】 新市の議会で定める。
	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた会派等の代表者は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 政務調査費の交付を受けた議員等は、政務調査費に係る報告書を作成し、領収書の写し等を添付のうえ、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。	【報告書の提出】 新市の議会で定める。

【根拠法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号)
 第6章 議会 (調査・出頭証言及び記録の提出請求等)
 第2節 権限 第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。
 13 普通地方公共団体条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
 14 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
 [第2項から第12項、第15項から第18項までは省略。]

【政務調査費の交付状況】

[議員一人当たり]

区分	山形県内の都市				宮崎県	鳥取県	山口県	岐阜県	新潟県
	酒田市	山形市	鶴岡市	米沢市	都城市	米子市	山口市	各務原市	上越市
交付月額	25,000 円	140,000 円	20,000 円	23,000 円	30,000 円	26,100 円	30,000 円	30,000 円	25,000 円
12年国調人口	101,311 人	255,369 人	100,628 人	95,396 人	131,922 人	138,756 人	140,447 人	131,991 人	134,751 人

協議第 3 5 号

協定項目 1 3

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 7 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

事務組織及び機構の取扱いについて

新市の事務組織及び機構については、以下のとおりとする。

本所は、現在の酒田市の組織機構を基本として、合併までに調整する。

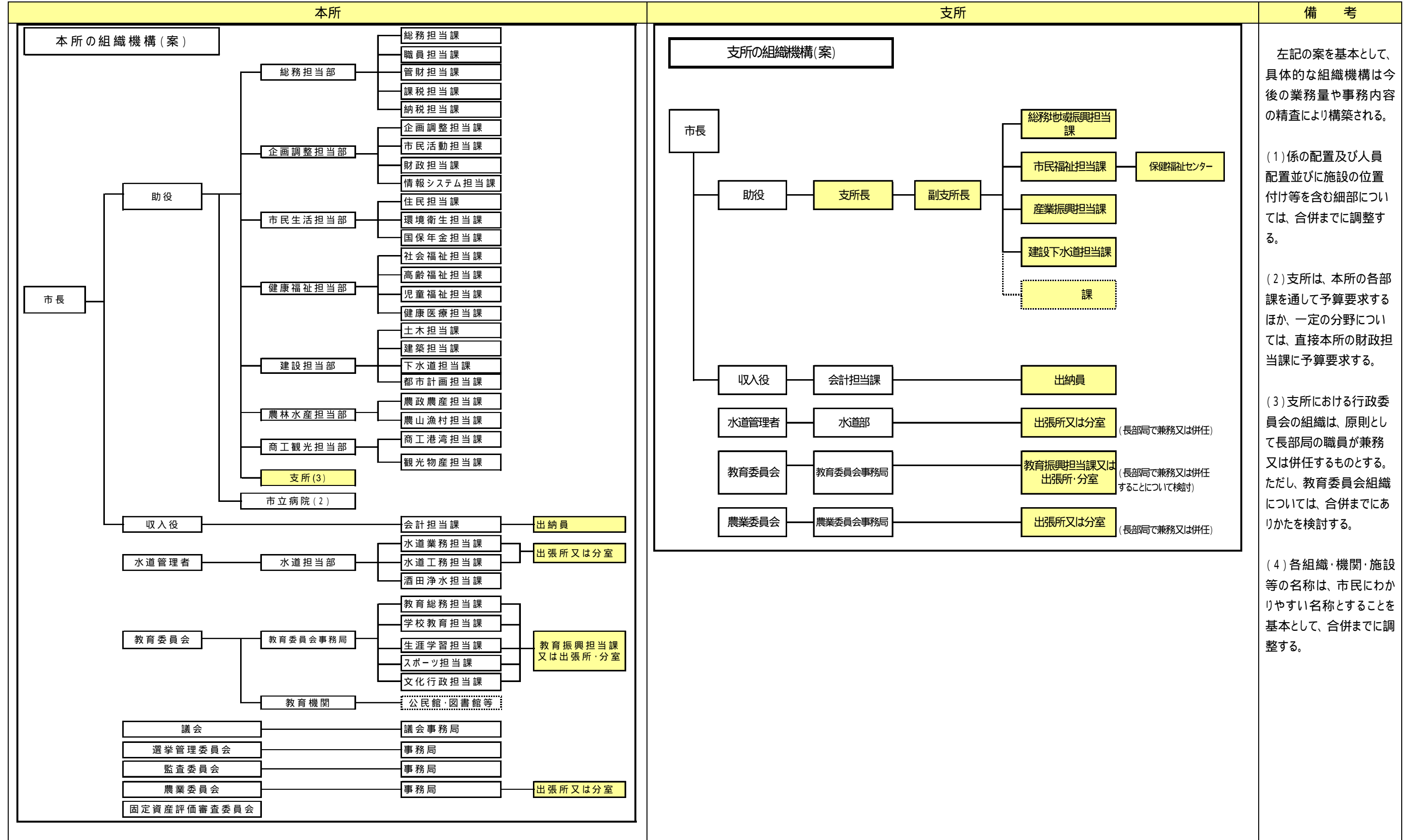
支所の組織機構は、4 部門により構成される課を基本として、業務量や事務の性質等を考慮しながら合併までに調整する。

支所の名称並びに各部課室等の名称は、市民にわかりやすい名称とすることを基本として、合併までに調整する。

北 庄 内 合 併 協 議 会 資 料 (行 財 政 シ ス テ ム に 関 す る 小 委 員 会 資 料)

協定項目 1 3	事務組織及び機構の取扱いについて
調整方針 (案)	<p>新市の事務組織及び機構については、以下のとおりとする。</p> <p>本所は、現在の酒田市の組織機構を基本として、合併までに調整する。</p> <p>支所の組織機構は、4部門により構成される課を基本として、業務量や事務の性質等を考慮しながら合併までに調整する。</p> <p>支所の名称並びに各部課室等の名称は、市民にわかりやすい名称とすることを基本として、合併までに調整する。</p>

「新市の組織機構のイメージ」



協議第36号

協定項目14

一部事務組合等の取扱いについて(その2)

一部事務組合等の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

一部事務組合等の取扱いについて(その2)

[公社・第三セクター等]

- (1) 各市町が出資している第三セクターについては、当面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関する新市の基本方針を策定する。
なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化等、一層の経営改善に努めるよう促す。
- (2) 酒田市が出捐している財団法人については、当面現行のとおりとし、一層の効率的運営に努めるよう促す。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	[公社・第三セクター等] (1)各市町が出資している第三セクターについては、当面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関する新市の基本方針を策定する。 なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化等、一層の経営改善に努めるよう促す。

第三セクターの現状と課題 平成16年6月現在

所管部会	商工観光部会・建設部会
------	-------------

ここでは、狭義の第三セクターとして「市町の出資割合が25%以上で、かつ市町の出資比率が最も大きい商法法人」について記載。

市町名	酒田市				八幡町		松山町
第三セクター名	酒田まちづくり開発(株)	(株)飯森山温泉酒田	酒田駐車ビル(株)	(株)最上川クリーングリーン	鳥海八森観光(株)	(有)鳥海山水河水	松山町観光開発(株)
資本金額(円)	15,350,000	30,000,000	193,800,000	56,150,000	42,000,000	3,100,000	45,000,000
うち市町出資額(円)	4,500,000	9,000,000	59,000,000	23,000,000	22,000,000	1,600,000	35,000,000
市町出資比率(%)	29.3%	30.0%	30.4%	40.9%	52.4%	51.6%	77.8%
役員	代表取締役社長 西村 修 取締役中に市長が就任	代表取締役 小山捷利 取締役に市長が就任	代表取締役会長 相馬大作 代表取締役社長 西田 裕 監査役に市収入役が就任	代表取締役社長 上野重征 代表取締役専務 佐藤邦彦 監査役に市収入役が就任	代表取締役 後藤孝司(町長)	代表取締役 村上勲之輔	代表取締役 澁谷 賢一(助役)
職員数(名)	正職員 - 臨時・契約社員 - パート - アルバイト随時雇用予定	正職員 18 臨時・契約社員 28 パート 10	正職員 1 臨時・契約社員 3 パート -	正職員 11 臨時・契約社員 - パート 4	正職員 37 臨時・契約社員 8 パート 69	正職員 - 臨時・契約社員 - パート -	正職員 10 臨時・契約社員 - パート 10
主な業務内容	・地域の情報発信媒体のネットワーク化 ・地域産品を活かした特産品の開発販売等	・かんぼの郷酒田の運営	・酒田駐車ビルの運営	・最上川カントリークラブ(ゴルフ場)の運営	・ゆりんこ等の管理業務を中心とした観光振興	-	・さんさんの管理業務を中心とした観光振興
収入総額(円)(15年度決算) (うち使用料・利用料金の額)	26,444,504 -	406,141,633 -	121,257,419 -	93,177,814 -	415,354,243 (160,029,926)	11,645,011 -	125,909,693 (21,441,607)
支出総額(円)(15年度決算)	36,164,761	401,466,592	114,749,606	105,984,657	414,981,037	13,368,352	129,587,124
単年度収支(利益)(円)(15年度決算)	9,720,257	4,675,041	6,507,813	12,806,843	373,206	1,723,341	3,677,431
前期繰越金(前年度までの利益)(円)	3,447,515	589,022	39,341,286	651,011	1,040,225	5,035,165	5,018,216
損失処理額(積立金取崩額)(円)	-	-	-	13,000,000	-	-	-
累積収支(利益)(円)	6,272,742	5,264,063	32,833,473	844,168	1,413,431	6,758,506	8,695,647
公の施設の管理指定(委託) (施設名(略称等)) (平成16年度~)	-	-	-	-	・八森温泉ゆりんこ ・鳥海山荘 ・鳥海高原家族旅行村 ・八森自然公園	-	・眺海の森さんさん ・ぐるぐるグリーン ・松山スキー場 ・コスモス童夢
委託料(千円)(平成16年度予算)	-	-	-	-	18,000千円 (八森自然公園、鳥海高原家族旅行村緑地樹木管理委託料)	-	16,000千円 (さんさん、ぐるぐるグリーン、スキー場の施設管理委託料) 1,680千円 (コスモス童夢の施設管理委託料)
課題等	・コミュニティビジネス事業を軌道に乗せること		・一層の経営改善 ・累積赤字の解消	・一層の経営改善	・組織のスリム化 ・施設修繕費等の負担のルール化	・負債の清算	・一層の経営改善 ・赤字体質からの脱却 ・累積赤字の解消
備考	平成16年4月、旧酒田観光開発(株)を引き継ぎ、民間主導で新会社設立。		当初建設費の外、テナントの撤退、改装により赤字が発生したが、単年度収支では赤字が続いているため、累積赤字は解消しつつある。	経営成績を表す営業利益は2,315千円と黒字である。単年度収支では長期前払費用の償却をしているため赤字となるが、この償却額は全額内部留保しており、会計全体としては良好な財政状況にある。		平成15年度末で施設の委託は打ち切り。会社清算の予定。	

第三セクターの定義

自治省(現総務省)においては、「第三セクター」を「商法(有限会社法を含む)の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社若しくは有限会社(以下「商法法人」)、または民法の規定に基づいて設立された社団法人若しくは財団法人(以下「民法法人」)であって、地方公共団体が25%以上出資している法人(複数の地方公共団体が合計で25%以上出資している法人を含む)」と定義している。

一方で、狭義の意味で、利益追求を目的とする商法法人を第三セクターとする考え方もある(一般的に、商法法人は営利を目的とする法人、民法法人は営利を目的としない法人と定義することができる)。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	[公社・第三セクター等] (1) 各市町が出資している第三セクターについては、当面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関する新市の基本方針を策定する。 なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化等、一層の経営改善に努めるよう促す。

所管部会	商工観光部会・建設部会
------	-------------

第三セクターに関する新市の基本方針(案)

第三セクターに関しては、厳しい社会経済情勢の中、平成15年12月改定の第三セクターに関する指針(総務省自治財政局、以下「指針」という)に基づき、的確に対応する必要がある。
以下、当地域の現状に照らし合せ、特に明確にする必要のある点について、指針より抜き出し簡潔にまとめる(一部表現を加筆修正)。
新市においては、指針及びこの基本方針に基づき、第三セクターの経営改善や抱える課題の解決を推進する。

1 新たな第三セクターの設立

今後の第三セクターの設立に当たっては、第三セクター設立の意義(事業の必要性、公共性、採算性等)及び行政関与の必要性について十分な検討を行う(安易に第三セクター方式を選択することなく、公設民営方式やPFI方式について十分な比較検討を行う)。

また、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、住民サービスの向上、経費の縮減等を図るために民間事業者への管理代行が可能となったことを踏まえ、公の施設の管理を行わせるために新たに第三セクターを設立することは、原則として行わない。

2 既存の第三セクターに対する公的支援等のあり方等

(1) 必要最小限の行政関与(出資比率の低減化)

既存の第三セクターに対する行政関与については、市の出資比率を三割程度までに止める努力(市所有株の民間譲渡等)を行い、経営に対する関与は必要最低限に止める。

(2) 出資者(株主)と経営者(役員)の責任の明確化

地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内(有限責任)であり、これを超えた責任は存在しないことを明確にする。

また、役職員の選任に当たっては、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努め、経営者の職務権限や責任を明確にする。

(3) 経営の合理化

役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等を不断に行うとともに、積極的な運営の改善を促す。

(4) 公の施設の管理指定(委託)

第三セクターが公の施設の管理指定(委託)を受ける場合においては、利用料金制を導入する等、当該第三セクターの収益性が高まるような方策を図る。

なお、利用料金制を導入する場合においては、指定管理者制度の趣旨及び公の施設を用い収益事業を行うことの優位性(以下「優位性」という)を考慮し、施設管理に係る経常的経費(大規模な修繕等を除く、光熱水費や経常的な設備修繕費等)については、原則として金額に関わらず当該第三セクターの負担とする。

また、第三セクターの性格及び優位性から、一定の収益がある場合は、設備修繕や不測の事態等に備えた資金の留保(基金積立)を行うことを基本とする。

(5) 赤字の補てん

第三セクターは独立した事業主体であることから、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は原則として行わない。

(6) 公民の役割分担

その性質上当該第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない事業(公益事業)及び当該第三セクターの事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる事業(採算性の低い事業)の管理指定(委託)については、その管理運営に係る経費は新市の負担とし、当該第三セクターの経営を圧迫することのないよう整理する。

なお、これら採算性の低い事業等については、事業の必要性を常に検討していく。

3 将来の統廃合等

(1) 民間事業者の管理指定

第三セクターが管理指定(委託)を受ける公の施設については、指定管理者制度が導入された趣旨を踏まえ、地域事情を十分に考慮しつつ第三セクター以外の民間事業者の活用について検討を行う。

(2) 組織の統廃合

専門家の意見を聞いた上で、類似の業務を行う第三セクター、事業の存続が困難と思われる第三セクターなどの統廃合を検討する。

(3) 完全民営化

専門家の意見を聞いた上で、既に目的を達成したと思われる十分な収益を上げることが可能な第三セクターについては、完全民営化を検討する。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目14	一部事務組合等の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	[公社・第三セクター等] (2) 酒田市が出捐している財団法人については、当面現行のとおりとし、一層の効率的運営に努めるよう促す。

所管部会	商工観光部会・教育部会
------	-------------

財団法人の現状と課題 平成16年6月現在

市町名	酒田市			
財団法人名	財団法人酒田市体育協会	財団法人土門拳記念館	財団法人酒田市美術館	財団法人庄内地域産業情報化推進プラザ
基本金額(円)	14,217,415	101,479,000	102,000,000	50,093,000
うち市町出捐額(円)	5,200,000	101,379,000	102,000,000	40,000,000
市町出捐比率(%)	36.6%	99.9%	100.0%	79.9%
理事長	会長 齋藤 成徳	相馬 大作	池田 眞幸	齋藤 成徳
職員数(名)	正職員 9名(内 水泳教室7名) 臨時・契約社員 5名 パート 6名(内 水泳教室4名)	正職員 3名 臨時・契約社員 1名 パート -	正職員 4名(うち2名は市からの派遣) 臨時・契約社員 2名 パート -	正職員 1名 臨時・契約社員 2名 パート -
主な業務内容	・競技スポーツ振興に関する事業 ・市民スポーツ振興に関する事業 ・顕彰に関する事業 ・温水プールの管理運営	・酒田市写真展示館の管理運営 ・土門拳文化賞の作品募集・選考事務	・酒田市美術館の管理運営	・情報化適応人材育成事業 ・情報化推進相談事業 ・情報化推進に関する情報収集提供事業
収入総額(円)(15年度決算) (うち使用料・利用料金の額)	46,261,756	88,113,755 (36,119,722)	117,628,786 (22,959,730)	32,744,518 -
支出総額(円)(15年度決算)	46,517,311	86,916,179	119,294,042	31,921,862
単年度収支(利益)(円)(15年度決算)	255,555	1,197,576	1,665,256	822,656
前期繰越金(前年度までの利益)(円)	2,758,688	4,579,120	3,004,769	881,013
累積収支(利益)(円)	2,503,133	5,776,696	1,339,513	1,703,669
公の施設の管理指定(委託) (施設名(略称等)) (平成16年度~)	市営屋内プール	酒田市写真展示館	酒田市美術館	庄内情報プラザ
委託料、補助金 (千円)(平成16年度予算)	体育協会補助金 7,241千円 屋内プール管理委託料 71,590千円 白崎資金スポーツ指導者養成委託料 1,600千円 甲子園基金スポーツ強化事業 400千円 スポーツ教室開設委託料 660千円 クロスカントリー大会開催委託料 167千円 市巡回駅伝大会開催委託料 420千円	運営費補助金 39,870千円	運営費補助金 90,682千円	運営費補助金 12,365千円 インターネット接続・保守委託料 1,386千円
課題等	・4町の体育協会との統合に向けた調整 ・事務局体制のあり方の検討	・利用者の拡大 ・自主財源の確保	・利用者の拡大 ・自主財源の確保	・脆弱な財政構造 (主な収入はパソコン教室等の運営) ・今後の事業展開 ・施設(情報プラザ)の位置付けの検討
備考	・市歳入の施設使用料(15年度)は、5,305,960円 ただし、4~12月分 (旧屋内プール解体のため)	・使用料・利用料金は入館料と会員券収入、作品貸付収入の合計	・使用料・利用料金は入館料と会員券収入、市民ギャラリー使用料の合計	・4町を含む庄内全市町村が出捐 遊佐町 1,323,000円 八幡町 638,000円 松山町 518,000円 平田町 625,000円 他、金融機関等が出捐。 ・市歳入の施設使用料(15年度)は、2,520,850円

協議第37号

協定項目18

町（字）の区域及び名称の取扱いについて

町（字）の区域及び名称の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部 寿一

記

町（字）の区域及び名称の取扱いについて

新市における町（字）の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。

区域については、現行のとおりとする。

名称については、「大字」を付さないものとする。ただし、現在の大字の名称の前に当該大字の属する現行の地方公共団体の名称、または名称の一部を付することができるものとする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目18	町(字)の区域及び名称の取扱いについて
調整方針(案)	<p>新市における町(字)の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>区域については、現行のとおりとする。</p> <p>名称については、「大字」を付さないものとする。ただし、現在の大字の名称の前に当該大字の属する現行の地方公共団体の名称、または名称の一部を付することができるものとする。</p>

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

町名・字名

酒田市		八幡町		松山町		平田町	
大字数	71	大字数	0	大字数	19	大字数	22
字のみ数	2	字のみ数	0	字のみ数	26	字のみ数	0
大字なし・字あり数	3	大字なし・字あり数	30	大字なし・字あり数	0	大字なし・字あり数	0
町名数	147	町名数	0	町名数	0	町名数	6

= 表記の例 =

(例1)

現在：酒田市大字新堀字豊森
合併後：酒田市新堀字豊森

(例3)

現在：松山町大字山寺字宅地
合併後：酒田市山寺字宅地

(例2)

現在：八幡町観音寺字寺ノ下
合併後：酒田市観音寺字寺ノ下

(例4)

現在：平田町大字飛鳥字契約場
合併後：酒田市飛鳥字契約場

「町」「字」は、市町村の区域内においてこれを区画する区画単位の意味であり(地方自治法260条)、地方自治体の名称である町という意味ではありません。

協議第38号

協定項目24 - (3)

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成16年11月27日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

電算システムの取扱いについて
電算システムについては、合併時に稼働できるようにシステムの統合を図る。

北庄内合併協議会資料(第2小委員会資料)

協定項目24-(3)	電算システムの取扱いについて
調整方針(案)	電算システムについては、合併時に稼働できるようにシステムの統合を図る。

所管部会・分科会 企画財政部会 情報企画分科会

合併に伴う電算システム統合に関する基本方針

1. 電算システム統合

- (1) 住民サービスの維持・向上を図るため、合併時の安全かつ確実な稼働、運用経費等の削減を図ることなどを基本的考え方とする。
- (2) システム統合にあたっては、既存システムの存在を必ずしも前提とせず最善の方法を考えることとし、既存システムを使用する場合には、データ統一、システム開発等の作業量や移行費用を抑えるため、人口規模の大きなところに合わせて合わせることも考慮する、移行が困難なシステムについては、新規システムを導入するものとし、標準化されたパッケージソフトを採用する。

(注1)

2. 各庁舎を結ぶネットワーク整備

- (1) 合併時に新市の各庁舎で電算システムが円滑に利用でき、現行どおりの住民サービスが提供できるよう、新市の広域ネットワークの整備を行う。
- (2) 整備にあたっては、各団体が整備した地域イントラ間を自設の光ファイバにより接続するものとし、安全性が最も高いループ型接続とする。

(注2)

(注3)

電算システム等の概要

分類	システム名	業 務 内 容
住民	住民情報	住民の転出転入等の管理および住民票発行
	印鑑	印鑑登録管理および証明書発行
	国民年金	国民年金加入者の資格管理
	国保	国民健康保険加入者の資格管理
	選挙	選挙人名簿の調整および投票所入場券発行
	戸籍	戸籍の管理および関係証明書発行
	住民基本台帳ネットワーク	住民票の広域交付および住民基本台帳カード発行
福祉	福祉医療	福祉医療受益者の管理および医療証発行
	老人医療	老人医療受益者の管理および医療証発行
	介護保険	介護保険対象者の資格管理および認定事務
	健康管理	各種健診の受診者・受診予定者の管理
	児童手当	児童手当の受給者管理および支給
	保育所入所負担金	保育所入退所管理および保育料算定
	福祉年金	福祉年金加入者の資格管理
税	住民税	住民税の賦課および納付書発行
	固定資産税	固定資産税の賦課および納付書発行
	国民健康保険税	国民健康保険税の賦課および納付書発行
	軽自動車税	二輪車並びに軽自動車の賦課および納付書発行
	税収納	税、保険料の収納管理
	税証明	各種税にかかる証明書発行
	家屋評価	家屋の評価計算

注1 パッケージ・ソフト

既成のソフトのこと。ここでは、製品化された業務用各種システムソフトのことをいう。

注2 地域イントラ

インターネットの技術を用いて構築される地域内ネットワークのこと。ここでは、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを光ファイバで高速・超高速で接続する地域公共ネットワークのことをいう。

なお、地域イントラネット基盤施設整備事業(総務省の補助事業)により、酒田市が平成14年度に整備済み、平田町、松山町が平成15年度に整備、また八幡町が平成16年度に整備予定である。

注3 ループ型接続

施設間を接続する方法のひとつで、センターとなる施設(現在の市町庁舎)間を環状に接続することをいう。最も信頼性が高く安全な接続形態である。

協議第 39 号

協定項目 24 - (11)

観光関係事業の取扱いについて (その 2)

観光関係事業の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 27 日提出

北庄内合併協議会
会長 阿部寿一

記

観光関係事業の取扱いについて (その 2)

(4) 観光関係施設の管理運営については、合併時に施設の管理運営の考え方 (経費負担のあり方等) の統一を図る。

なお、合併後に、指定管理者制度の趣旨に基づく公募による民間事業者の活用等、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について検討を行う。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(11)	観光関係事業の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	(4)観光関係施設の管理運営については、合併時に施設の管理運営の考え方(経費負担のあり方等)の統一を図る。 なお、合併後に、指定管理者制度の趣旨に基づく公募による民間事業者の活用等、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について検討を行う。

所管部会・分科会 商工観光部会 観光分科会

観光関係施設の管理指定(委託)の現状 平成16年4月現在

市町名	酒田市	八幡町	松山町	平田町		調整方針
指定管理者 (管理受託者)	酒田観光物産協会	鳥海八森観光株式会社	松山町観光開発株式会社	田沢新田自治会	小林温泉管理組合	<p>観光関係施設の管理運営については、以下の考え方(経費負担のあり方等)の基本方針に基づき、適切な管理運営を行う。</p> <p>基本方針 外部団体に観光関係施設(収益施設)の管理を行わせる場合においては、指定管理者制度、利用料金制度の趣旨に基づき、施設の大規模な修繕等を除き、原則として施設の管理運営全般を指定管理者に委ねる。</p> <p>ただし、地理的条件等により収益性が低い等の理由で、合併後ただちに基本方針を適用することが困難な場合は、当面現行の管理方法を用いながら原則の適用に向けて努力する。</p> <p>指定管理者制度の趣旨に基づき、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について、合併後に、多方面からの検討を加える。</p>
管理施設名 (略称・愛称名) 観光所管以外の管理施設を含む。	・観光物産館 (酒田夢の倶楽)	・八森温泉ゆりんこ ・地域資源活用総合交流施設(鳥海山荘) ・鳥海高原家族旅行村 ・八森自然公園	・広域総合交流促進施設(眺海の森さんさん) ・生産物直売所(ぐるぐるグリーン) ・松山スキー場 ・眺海の森天体観測館(コスモス童夢)	・ふれあい研修施設(森の家)	・健康増進施設(小林温泉)	
業務内容	各種観光誘客事業及び観光物産品の振興 ・観光誘客のための広報宣伝及びイベント開催 ・観光物産品の振興 ・観光拠点施設の管理業務等	ゆりんこ等の管理業務を中心とした観光振興	さんさんの管理業務を中心とした観光振興	森の家の管理運営	小林温泉の管理運営	
委託料 (16年度予算額)	-	18,000千円 〔八森自然公園、鳥海高原家族旅行村緑地樹木管理委託料〕	16,000千円 〔さんさん、ぐるぐるグリーン、スキー場施設管理委託料〕 1,680千円 〔コスモス童夢施設管理委託料〕	1,540千円 〔森の家施設管理委託料〕	1,300千円 〔小林温泉施設管理委託料〕	
備考 (その他市町直接管理の観光施設)	さかた海鮮市場					

協定項目24-(11)	観光関係事業の取扱いについて(その2)
調整方針(案)	(4)観光関係施設の管理運営については、合併時に施設の管理運営の考え方(経費負担のあり方等)の統一を図る。 なお、合併後に、指定管理者制度の趣旨に基づく公募による民間事業者の活用等、住民サービスの向上、経費の縮減等の方策について検討を行う。

所管部会・分科会	商工観光部会 観光分科会
----------	--------------

指定管理者制度、利用料金制度の概要

<p><u>「指定管理者制度」とは</u></p> <p>平成15年6月の地方自治法の一部改正により、「公の施設」の管理を「法人その他の団体」に行わせようとするものであり、その対象は株式会社など民間事業者等が広く含まれるとともに、法人格は必ずしも必要としない(ただし個人は不可)。</p> <p>これまで「公の施設」の管理は、適正な管理を図る観点から、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定した「管理委託制度」をとってきたが、民間の能力を活用しつつ、多様化する住民ニーズに対応した効果的、効率的な公の施設の管理を行うことにより住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの縮減等を図る観点から、民間事業者にも広く門戸を広げる「指定管理者制度」が創設された。</p> <p>指定管理者制度は、管理委託制度と異なり、「使用の許可」などの公の施設の管理権限を含めた委任(管理代行)であり、条例の範囲内で自らの判断で施設管理を行うことができる。</p> <p><u>「利用料金制度」とは</u></p> <p>平成3年4月の地方自治法の一部改正により導入された制度で、「指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(利用料金)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」と規定している。施設管理団体(以下「団体」という)の自立的な経営努力を発揮しやすくし、地方公共団体と団体の会計事務の効率化を図るため創設された。</p> <p>それまで、地方公共団体の収入として団体経営に無関係であった料金収入が、団体の収支に反映されることにより、収入確保や経費節減など、団体の経営努力を促すことが期待できる。</p> <p>また、利用料金の額を条例の範囲内で団体自らが設定することも可能である(地方公共団体の事前承認が必要)。</p>	<p><u>地方自治法(抜粋)</u></p> <p>(公の施設の設置、管理及び廃止)</p> <p>第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>
--	---